

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 ロ. 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ab) 保安電源設備 原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。 また、原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に係るものに限る。）を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.2.1) (2.2.1.)】</p> <p>保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、発電機、送電線、変圧器、母線等に保護継電器を設置し、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、異常を検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動作することにより、その拡大を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.1.3) (2.1.1.1.)】</p> <p>特に重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置することで、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.1.3)】</p> <p>また、変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合においては、自動（地絡や過電流による保護継電器の動作により）若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.1.2)】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 ロ. 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ab) 保安電源設備 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。 また、発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下、本項において同じ。）を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.1.1 : P33 条-48~52) (2.1.2 : P33 条-53~56)】</p> <p>保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機、外部電源系及び非常用所内電源系から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、発電機、送電線、変圧器、母線等に保護継電器を設置し、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、異常を検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動作することにより、その拡大を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.1 : P33 条-57~63, 81~82)】</p> <p>特に重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置するとともに、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.2 : P33 条-83~87)】</p> <p>また、変圧器1次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合においては、自動（地絡や過電流による保護継電器の動作）若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.1 : P33 条-64~80)】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 ロ. 発電用原子炉施設の一般構造 (3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準対象施設 (ab) 保安電源設備 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系した設計とする。 また、発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下、本項において同じ。）を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.1.1 : P33 条-77~80) (2.1.2 : P33 条-81~84)】</p> <p>保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機、外部電源系及び非常用所内電源系から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、発電機、送電線、変圧器、母線等に保護継電器を設置し、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、異常を検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器が動作することにより、その拡大を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.1 : P33 条-85~93, 110~111)】</p> <p>特に重要安全施設においては、多重性を有し、系統分離が可能である母線で構成し、信頼性の高い機器を設置するとともに、非常用所内電源系からの受電時の母線切替操作が容易な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.2 : P33 条-112~116)】</p> <p>また、変圧器1次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合においては、自動（地絡や過電流による保護継電器の動作）若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.1 : P33 条-93~109)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯, 女川】 資料番号の相違 ・女川審査実績を反映した資料構成に見直ししたことによる資料及びページ番号の相違。（以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するとともに、電線路のうち少なくとも1回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.2)】</p> <p>設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の発電所内の2以上の原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.4.1)(2.1.4.2)】</p> <p>非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1)(2.1.1)(2.1.4.3)(2.2.1.1.1)】</p>	<p>設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するとともに、電線路のうち少なくとも1回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.2 : P33 条-88~94) (2.2.3.1 : P33 条-95~113)】</p> <p>設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の発電所内の2以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.3 : P33 条-95~123) (2.2.4 : P33 条-124~157)】</p> <p>非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.3.1.1 : P33 条-158~163) (2.3.1.2 : P33 条-164~171)】</p>	<p>設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するとともに、電線路のうち少なくとも1回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.2 : P33 条-117~122) (2.2.3.1 : P33 条-123~140)】</p> <p>設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の発電所内の2以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.3 : P33 条-123~150) (2.2.4 : P33 条-151~175)】</p> <p>非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.3.1.1 : P33 条-176~179) (2.3.1.2 : P33 条-180~188)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料油貯蔵タンクに燃料を輸送する際はタンクローリーを使用する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.2)(2.2.1.3.1)】</p> <p>タンクローリーについては、保管場所及び輸送ルートを含み、地震、津波及び想定される自然現象、並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を考慮するとともに、タンクローリーの故障、重油タンク等の単一故障を考慮しても、ディーゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障がない設計とし、常時4台以上（3号及び4号炉共用）を配備する。</p> <p>【説明資料(2.2.1.3.2)(2.2.1.3.3)(2.2.1.3.4)】</p> <p>配備するタンクローリーについては、竜巻注意情報等が発表され、公的機関により竜巻発生確度等を確認した場合、発電所内に24時間待機している緊急安全対策要員によりトンネル内にタンクローリーを4台退避させることで、ディーゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障がない設計とする。</p> <p>タンクローリーの火災時には早期発見できるよう火災感知設備を設け、中央制御室にて常時監視できる設計とするとともに、消火設備として消火器を設置する設計とする。</p> <p>タンクローリーによる輸送については、発生する外部電源喪失によるディーゼル発電機の運転が必要となった場合に、7日間以上の連続運転に支障がないよう、輸送に係る要員の確保を含む手順を定め、昼夜問わず、計画的かつ確実に実施するものとする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.3.6)(2.2.1.3.8)(2.2.1.3.9)】</p> <p>設計基準対象施設は、他の原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2)】</p>	<p>7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）2台を7日間連続運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1.3:P33条-172)】</p> <p>設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しない設計とする。</p>	<p>7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するためにディーゼル発電機2台を7日間連続運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内のディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1.3:P33条-189～190)】</p> <p>設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G） ・女川：非常用ディーゼル発電機→泊：ディーゼル発電機（以降、「設備名称の相違（D/G）」と記載する。）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 ・女川の非常用電源設備は高圧炉心スプレイ系を有した3台（3系統）であるのに対して、泊は高圧炉心スプレイ系なしのため2台（2系統）である。（以降、「炉型による非常用電源設備構成の相違」と記載する。）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料貯蔵設備） ・大飯：燃料油貯蔵タンク→女川：軽油タンク→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽（以降、「設備名称の相違（燃料貯蔵設備）」と記載する。）</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 A. 3号炉 (1) 常用電源設備の構造 (i) 主発電機 個 数 1 容 量 約 1,310,000kVA	ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (1) 常用電源設備の構造 (i) 発電機 台 数 1 容 量 約 920,000kVA	ヌ. その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 A. 3号炉 (1) 常用電源設備の構造 (i) 発電機 台 数 1 容 量 約 1,020,000kVA	【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：個数→泊：台数（以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載しているという点において同等である。
(ii) 外部電源系 500kV 4回線（1号、2号、3号及び4号炉共用） （「常用電源設備」及び「非常用電源設備」と兼用） 77kV 1回線（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） （「常用電源設備」及び「非常用電源設備」と兼用） 主発電機、外部電源系の故障又は発電機に接続している送電線のじゅう乱により発生する短絡や地絡、母線の低電圧や過電流に対し、検知できる設計とする。	(ii) 外部電源系 275kV 4回線（1号、2号及び3号炉共用、既設） 66kV 1回線（1号、2号及び3号炉共用、既設） 発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流に対し、検知できる設計とする。	(ii) 外部電源系 275kV 4回線（1号、2号及び3号炉共用、既設） （「常用電源設備」及び「非常用電源設備」と兼用） 66kV 2回線（1号、2号及び3号炉共用、既設） （「常用電源設備」及び「非常用電源設備」と兼用） 発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流に対し、検知できる設計とする。	【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）
(iii) 変圧器 a. 主変圧器 個 数 1 容 量 約 1,260,000kVA 電 壓 24kV／500kV（1次／2次） b. 所内変圧器 個 数 1 容 量 約 78,000kVA 電 壓 24kV／6.9kV（1次／2次） c. N o. 2 予備変圧器（3号及び4号炉共用） 個 数 1 容 量 約 38,000kVA 電 壓 500kV／6.9kV（1次／2次） d. N o. 1 予備変圧器（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） 個 数 1 容 量 約 54,000kVA 電 壓 77kV／6.9kV（1次／2次）	(iii) 変圧器 a. 主変圧器 台 数 1 容 量 約 890,000kVA 電 壓 16.5kV／275kV（1次／2次） b. 所内変圧器 台 数 2 容 量 約 33,000kVA（1台当たり） 電 壓 16.5kV／6.9kV（1次／2次） c. 起動変圧器 台 数 1 容 量 約 70,000kVA 電 壓 275kV／6.9kV（1次／2次） d. 予備変圧器（1号、2号及び3号炉共用、既設） 台 数 1 容 量 約 25,000kVA 電 壓 66kV／6.9kV（1次／2次）	(iii) 変圧器 a. 主変圧器 台 数 1 容 量 約 950,000kVA 電 壓 21kV／275kV（1次／2次） b. 所内変圧器 台 数 1 容 量 約 72,000kVA 電 壓 21kV／6.9kV（1次／2次） c. 予備変圧器 台 数 1 容 量 約 30,000kVA 電 壓 280kV／6.9kV（1次／2次） d. 後備変圧器 台 数 1 容 量 約 20,000kVA 電 壓 64.5kV／6.9kV（1次／2次）	【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載しているという点において同等である。 【大飯、女川】 設備名称の相違（変圧器） ・大飯：N o. 2 予備変圧器→女川：起動変圧器→泊：予備変圧器（以降、「設備名称の相違（変圧器）」と記載する。） ・大飯：N o. 1 予備変圧器→女川：予備変圧器→泊：後備変圧器（以降、「設備名称の相違（変圧器）」と記載する。） 【大飯、女川】 設備の相違 ・泊の後備変圧器は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2) 非常用電源設備の構造 (i) 受電系統 500kV 4回線（1号、2号、3号及び4号炉共用） （又、(i)(ii)と兼用） 77kV 1回線（1号、2号、3号及び4号炉共用、既設） （又、(i)(ii)と兼用）	(2) 非常用電源設備の構造 (i) 外部電源系 275kV 4回線（1号、2号及び3号炉共用、既設） （「又(i)常用電源設備の構造」と兼用） 66kV 1回線（1号、2号及び3号炉共用、既設） （「又(i)常用電源設備の構造」と兼用）	(2) 非常用電源設備の構造 (i) 受電系統 275kV 4回線（1号、2号及び3号炉共用、既設） （「常用電源設備の構造」と兼用） 66kV 2回線（1号、2号及び3号炉共用、既設） （「常用電源設備の構造」と兼用）	【女川】 記載表現の相違 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 • 電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 • 泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【大飯、女川】 記載表現の相違 • 常用電源設備の記載に合わせた。
(ii) ディーゼル発電機 a. ディーゼル発電機 （「ディーゼル発電機」及び「代替電源設備」と兼用） 台数 2 出力 約7,100kW（1台当たり） 起動時間 約12秒 b. 燃料油貯蔵タンク （「ディーゼル発電機」及び「代替電源設備」と兼用） 基数 2 容量 約165m ³ （1基当たり）	(ii) 非常用ディーゼル発電機 a. 非常用ディーゼル発電機 台数 2 出力 約6,100kW（1台当たり） 起動時間 約10秒 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 台数 1 出力 約3,000kW 起動時間 約13秒 c. 軽油タンク 基数 6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基） 容量 約110kL（1基当たり） 約170kL	(ii) ディーゼル発電機 a. ディーゼル発電機 （「ディーゼル発電機」及び「代替電源設備」と兼用） 台数 2 出力 約5,600kW（1台当たり） 起動時間 約10秒 b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 （「ディーゼル発電機」、「代替電源設備」及び「補機駆動用燃料設備」と兼用） 基数 4 容量 約146kL（1基当たり）	【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違 • 電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料貯蔵設備） 【大飯】 記載方針の相違 • 泊は電源側にも補機駆動用燃料設備との兼用する旨を記載しているが、大飯は補機駆動用燃料設備側に記載している。 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違
7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）2台を7日間連続運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計とする。		7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するためにディーゼル発電機2台を7日間連続運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内のディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵する設計とする。	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 重油タンク （「ディーゼル発電機」及び「代替電源設備」と兼用）</p> <p>基 数 2</p> <p>容 量 約 200m³ (1基当たり)</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。
<p>(iii) 蓄電池</p> <p>a. 蓄電池（安全防護系用） （「蓄電池」及び「代替電源設備」と兼用）</p> <p>型 式 鉛蓄電池</p> <p>組 数 2</p> <p>容 量 約 2,400A・h (1組当たり)</p>	<p>(iii) 蓄電池</p> <p>a. 蓄電池（非常用）</p> <p>型 式 鉛蓄電池</p> <p>組 数 3</p> <p>容 量 125V 蓄電池 2A 約 8,000Ah (1組) 125V 蓄電池 2B 約 6,000Ah (1組) 125V 蓄電池 2H 約 400Ah (1組)</p>	<p>(iii) 蓄電池</p> <p>a. 蓄電池（非常用） （「蓄電池」及び「代替電源設備」と兼用）</p> <p>型 式 鉛蓄電池</p> <p>組 数 2</p> <p>容 量 A蓄電池 約 2,400Ah (1組) B蓄電池 約 2,400Ah (1組)</p>	<p>【大飯】</p> <p>設備名称の相違（蓄電池）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：蓄電池（安全防護系用）→泊：蓄電池（非常用）（以降、「設備名称の相違（蓄電池）」と記載する。） <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B→泊：A蓄電池, B蓄電池（以降、「設備名称の相違（蓄電池）」と記載する。） <p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を反映）</p> <p>【大飯, 女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
(2) 安全設計方針 該当なし	(2) 安全設計方針 該当なし	(2) 安全設計方針 該当なし	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉 (3)適合性説明 (保安電源設備)	女川原子力発電所2号炉 (3)適合性説明 (保安電源設備)	泊発電所3号炉 (3)適合性説明 (保安電源設備)	相違理由
<p>1 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。</p> <p>5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。</p> <p>6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の工場等の二以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの二回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものでなければならない。</p> <p>7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。</p> <p>8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しないものでなければならない。</p>	<p>第三十三条 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。</p> <p>5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。</p> <p>6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の工場等の二以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの二回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものでなければならない。</p> <p>7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。</p> <p>8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しないものでなければならない。</p>	<p>第三十三条 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。</p> <p>5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理的に分離して受電できるものでなければならない。</p> <p>6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の工場等の二以上の発電用原子炉施設を電力系統に連系する場合には、いずれの二回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものでなければならない。</p> <p>7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。</p> <p>8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しないものでなければならない。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1項について 原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、500kV送電線（大飯幹線及び第二大飯幹線）2ルート4回線及び77kV送電線（大飯支線）1ルート1回線で電力系統に連系した設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.2.1)】</p>	<p>適合のための設計方針 第1項について 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）2ルート各2回線（1号、2号及び3号炉共用、既設）及び66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1ルート1回線（1号、2号及び3号炉共用、既設）で電力系統に連系した設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】</p>	<p>適合のための設計方針 第1項について 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、275kV送電線（北海道電力ネットワーク株式会社泊幹線（以下「泊幹線」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社後志幹線（以下「後志幹線」という。））2ルート各2回線（1号、2号及び3号炉共用、既設）及び66kV送電線（北海道電力ネットワーク株式会社泊地中支線（以下「泊地中支線」という。）（北海道電力ネットワーク株式会社泊支線（以下「泊支線」という。）及び北海道電力ネットワーク株式会社茅沼線（以下「茅沼線」という。）を一部含む。））1ルート2回線（1号、2号及び3号炉共用、既設）で電力系統に連系した設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線） ・大飯：500kV送電線（大飯幹線及び第二大飯幹線）2ルート各2回線→女川：275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）2ルート各2回線→泊：275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）2ルート各2回線（以降、「設備名称の相違（送電線）」と記載する。） ・大飯：77kV送電線（大飯支線）1ルート1回線→女川：66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。））1ルート1回線→泊：66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線（以降、「設備名称の相違（送電線）」と記載する。） 【女川】 記載方針の相違 ・女川は、発電用原子炉施設に接続する送電線として、275kV送電線は最初の上流側変電所までの送電線を記載しているのに対し、66kV送電線はさらに上流の変電所までの送電線も記載している。 泊は、女川の275kV送電線、大飯及び先行審査プラントの送電線の記載を踏まえ、発電用原子炉施設に直接接続する最初の上流側変電所までの送電線を記載しているという点で同等である。（以降、同様の箇所は「送電線記載範囲の相違」と記載する。） 【大飯、女川】 記載表現の相違 ・泊は初出のみ「北海道電力ネットワーク株式会社～」と記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2項について 原子炉施設に、非常用電源設備としてディーゼル発電機及び蓄電池（安全防護系用）を設ける設計とする。</p> <p>また、それらに必要な燃料等を備える設計とする。 【説明資料(2.2.1)(2.2.1.2)】</p> <p>第3項について 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用発電設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、発電機、外部電源系、非常用電源系、その他の関連する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電流等を保護継電器にて検知できる設計とする。</p> <p>また、故障を検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 【説明資料(2.1.1.1)】</p> <p>また、変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合においては、自動（地絡や過電流による保護継電器の動作により）若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。</p> <p>なお、1相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡視点検を1日1回実施することや手動による受電切替時に、変圧器等の巡視点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。 【説明資料(2.1.1.2)】</p>	<p>第2項について 発電用原子炉施設に、非常用所内電源設備として非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）及び非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）を設ける設計とする。</p> <p>また、それらに必要な燃料等を備える設計とする。 【説明資料(2.1.2:P33条-53~56)】</p> <p>第3項について 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機、外部電源系及び非常用所内電源系から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、発電機、外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を保護継電器にて検知できる設計とする。</p> <p>また、故障を検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>変圧器1次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合においては、自動（地絡や過電流による保護継電器の動作により）若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。</p> <p>また、送電線は複数回線との接続を確保し、巡視点検による異常の早期検知ができるよう、送電線引留部の外観確認が可能な設計とする。</p>	<p>第2項について 発電用原子炉施設に、非常用所内電源設備として非常用交流電源設備であるディーゼル発電機及び非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）を設ける設計とする。</p> <p>また、それらに必要な燃料等を備える設計とする。 【説明資料(2.1.2:P33条-81~84)】</p> <p>第3項について 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機、外部電源系及び非常用所内電源系から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、発電機、外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等を保護継電器にて検知できる設計とする。</p> <p>また、故障を検知した場合は、ガス絶縁開閉装置あるいはメタルクラッド開閉装置等の遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>変圧器1次側において3相のうちの1相の電路の開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合においては、自動（地絡や過電流による保護継電器の動作により）若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。</p> <p>また、送電線は複数回線との接続を確保し、巡視点検による異常の早期検知ができるよう、送電線引留部の外観確認が可能な設計とする。</p> <p>なお、1相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡視点検を1日1回実施することや手動による受電切替時に、変圧器等の巡視点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。 【説明資料(2.1.1.2)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D／G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>・大飯：受電切替え→泊：受電切替</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、保安電源設備は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力の供給が停止することがないよう、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図れた設計とし、500kV母線は2母線、77kV母線は1母線で構成する。 500kV送電線及び77kV送電線は、それぞれN.o.2予備変圧器及びN.o.1予備変圧器を介し原子炉施設へ給電する設計とともに発電機からの発生電力は、所内変圧器を介し原子炉施設へ給電する設計とする。 <p>非常用母線を2母線確保することで、多重性を損なうことなく、系統分離を考慮して母線を構成する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気系統を構成する送電線、母線、変圧器、非常用電源系、その他関連する機器については、電気学会電気規格調査会にて定められた規格（JEC）又は日本工業規格（JIS）等で定められた適切な仕様を選定することにより信頼性の高い設計とする。 非常用所内電源系からの受電時等の母線切替えは、故障を検知した場合、自動切替え及び容易に手動で切り替わる設計とする。 <p>【説明資料(2.1.1)(2.1.1.3)】</p>	<p>また、保安電源設備は、重要安全施設の機能を維持するために必要となる電力の供給が停止することがないよう、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図れた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、275kV母線を4母線、66kV母線を1母線で構成する。275kV送電線は母線連絡遮断器を設置したタイラインにより起動変圧器を介して、66kV送電線は予備変圧器を介して発電用原子炉施設へ給電する設計とする。 <p>非常用母線を3母線確保することで、多重性を損なうことなく、系統分離を考慮して母線を構成する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気系統を構成する送電線（牡鹿幹線、松島幹線、塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線），母線、変圧器、非常用所内電源設備、その他関連する機器については、電気学会電気規格調査会にて定められた規格（JEC）又は日本産業規格（JIS）等で定められた適切な仕様を選定し、信頼性の高い設計とする。 非常用所電源系からの受電時等の母線切替えは、故障を検知した場合、自動又は手動で容易に切り替わる設計とする。 <p>【説明資料(2.2.1:P33条-57~87)】</p>	<p>また、保安電源設備は、重要安全施設の機能を維持するために必要となる電力の供給が停止することがないよう、以下の設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線の回線数と開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図れた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、275kV母線は2母線、66kV母線は1母線で構成する。275kV送電線は母線連絡遮断器を設置したタイラインにより予備変圧器を介して又は主変圧器及び所内変圧器を介して、66kV送電線は後備変圧器を介して発電用原子炉施設へ給電する設計とともに発電機からの発生電力は、所内変圧器を介して発電用原子炉施設へ給電する設計とする。 <p>非常用母線を2母線確保することで、多重性を損なうことなく、系統分離を考慮して母線を構成する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気系統を構成する送電線（泊幹線、後志幹線、泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。）），母線、変圧器、非常用所内電源設備、その他関連する機器については、電気学会電気規格調査会にて定められた規格（JEC）、日本産業規格（JIS）等で定められた適切な仕様を選定し、信頼性の高い設計とする。 非常用所内電源系からの受電時等の母線切替えは、故障を検知した場合、自動又は手動で容易に切り替わる設計とする。 <p>【説明資料(2.2.1:P33条-85~116)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変圧器） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV開閉所（後備用）及び66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載している。 【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違 【大飯、女川】 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第4項について</p> <p>設計基準対象施設は、送受電可能な回線として、500kV送電線（大飯幹線及び第二大飯幹線）2ルート4回線及び受電専用の回線として77kV送電線（大飯支線）1ルート1回線の合計3ルート5回線にて、電力系統に接続する。</p> <p>500kV送電線のうち2回線（大飯幹線）は、約70km離れた西京都変電所に連系し、他の2回線（第二大飯幹線）は、約50km離れた京北開閉所に連系する。</p> <p>また、77kV送電線1回線（大飯支線）は、約26km離れた小浜変電所に連系する。</p> <p>これらの変電所は、その電力系統における上流側の接続先において異なる変電所に連系し、1つの変電所が停止することによって、当該原子力施設に接続された送電線がすべて停止する事態に至らない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料(2.1.2)】</p>	<p>第4項について</p> <p>設計基準対象施設は、送受電可能な回線として275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）2ルート各2回線（1号、2号及び3号炉共用、既設）及び受電専用の回路として66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。））1ルート1回線（1号、2号及び3号炉共用、既設）の合計3ルート5回線にて、電力系統に接続する。</p> <p>275kV送電線（牡鹿幹線）1ルート2回線は、約28km離れた石巻変電所に、275kV送電線（松島幹線）1ルート2回線は、約84km離れた宮城中央変電所に連系する。</p> <p>また、66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。））1ルート1回線は約8km離れた女川変電所及び万石線を経由し、その上流接続先である約22km離れた西石巻変電所に連系する。</p> <p>上記3ルート5回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である石巻変電所が停止した場合でも、外部電源からの電力供給が可能となるよう、宮城中央変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>また、宮城中央変電所が停止した場合には、石巻変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>さらに、女川変電所が停止した場合には、石巻変電所又は宮城中央変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.2.2:P33条-88～94）】</p>	<p>第4項について</p> <p>設計基準対象施設は、送受電可能な回線として、275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）2ルート各2回線（1号、2号及び3号炉共用、既設）及び受電専用の回線として66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線（1号、2号及び3号炉共用、既設）の合計3ルート6回線にて、電力系統に接続する設計とする。</p> <p>275kV送電線（泊幹線）1ルート2回線は、約67km離れた北海道電力ネットワーク株式会社西野変電所（以下「西野変電所」という。）に、275kV送電線（後志幹線）1ルート2回線は、約66km離れた北海道電力ネットワーク株式会社西双葉開閉所（以下「西双葉開閉所」という。）に連系する。</p> <p>また、66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線は約19km離れた北海道電力ネットワーク株式会社国富変電所（以下「国富変電所」という。）に連系する設計とする。</p> <p>上記3ルート6回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である西野変電所が停止した場合でも、外部電源からの電力供給が可能となるよう、西双葉開閉所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>また、西双葉開閉所が停止した場合には、西野変電所又は国富変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>さらに、国富変電所が停止した場合には、西野変電所又は西双葉開閉所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.2.2:P33条-117～122）】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（変電所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：西京都変電所（500kV大飯幹線上流）、京北開閉所（500kV第二大飯幹線上流）→女川：石巻変電所（275kV牡鹿幹線上流）、宮城中央変電所（275kV松島幹線上流）→泊：西野変電所（275kV泊幹線）→西双葉開閉所（275kV後志幹線）（以降、「設備名称の相違（変電所）」と記載する。） ・大飯：小浜変電所（77kV大飯支線）→女川：女川変電所（66kV塚浜支線）→泊：国富変電所（66kV泊地中支線）（以降、「設備名称の相違（変電所）」と記載する。） <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電線記載範囲の相違 (参考：“万石線”は、“女川変電所～西石巻変電所”間の66kV送電線である。) <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は初出のみ「北海道電力ネットワーク株式会社～」と記載している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第5項について</p> <p>設計基準対象施設に連系する 500kV 送電線（大飯幹線及び第 二大飯幹線）4回線と 77kV 送電線（大飯支線）1回線は、同一 の送電鉄塔に架線しないよう、それぞれに送電鉄塔を備える 設計とする。</p> <p>また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、 急傾斜の崩壊による被害の最小化を図るため、鉄塔基礎の安定性 を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、台風等 による強風発生時の事故防止対策を図ることにより、外部電源 系からの電力供給が同時に停止することのない設計とする。</p> <p>さらに、500kV 送電線（大飯幹線及び第二大飯幹線）と 77kV 送電線（大飯支線及び小浜線）の交差箇所の離隔距離について は、必要な絶縁距離を確保する設計とする。</p> <p>これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線は、互い に物理的に分離した設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.3)】</p>	<p>第5項について</p> <p>設計基準対象施設に連系する 275kV 送電線（牡鹿幹線）2回 線と 275kV 送電線（松島幹線）2回線及び 66kV 送電線（塙浜 支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1回線は、同一 の送電鉄塔に架線しないよう、それぞれに送電鉄塔を備える設 計とする。</p> <p>また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地滑り、急 傾斜の崩壊による被害の最小化を図るため、鉄塔基礎の安定性 を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、台風等 による強風発生時又は着氷雪の事故防止対策を図ることにより、 外部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計 とする。</p> <p>さらに、275kV 送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）と 66kV 送電 線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）の接近・ 交差・併架箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、全 ての送電線が同時に機能喪失しない絶縁距離及び水平距離を 確保する設計とし、水平距離が満足できない場合は、電線の張 力方向によって全ての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔の 配置となる設計とする。</p> <p>これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線は、互い に物理的に分離した設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.3 : P33 条-95~123)】</p>	<p>第5項について</p> <p>設計基準対象施設に連系する 275kV 送電線（泊幹線）2回線 と 275kV 送電線（後志幹線）2回線及び 66kV 送電線（泊地中 支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））2回線は、同一の送 電鉄塔に架線しないよう、それぞれに送電鉄塔を備える設計と する。66kV 送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含 む。））は、一部を地中に埋設する設計とする。</p> <p>また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地滑り、急 傾斜地の崩壊による被害の最小化を図るため、鉄塔基礎の安定性 を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、台風等 による強風発生時又は着氷雪の事故防止対策を図ることにより、 外部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計 とする。</p> <p>さらに、275kV 送電線（泊幹線及び後志幹線）と 66kV 送電線 （泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））の交差・近 接箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、すべての送 電線が同時に機能喪失しない絶縁距離及び水平距離を確保する 設計とする。</p> <p>これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線は、互い に物理的に分離した設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.3 : P33 条-123~150)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>・泊の 66kV 送電線は、泊支線の一部を地中に埋設するとともに、泊支線地中部から分岐した泊地中支線をケーブル引込みにより 66kV 開閉所（後備用）に接続する計画としている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線）</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線記載範囲の相違 泊は架空送電線のみ（泊地中支線は地中線のため除外）の記載としている。 <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯、女川：急傾斜→泊：急傾斜地 女川：接近→泊：近接 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：全て→泊：すべて <p>【大飯】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は交差箇所の対象送電線として大飯支線の分岐元の送電線である小浜線を記載しているのに對して、泊は前段から泊支線及び茅沼線を含めた記載としている。 <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は送電鉄塔の水平距離が確保できない場合は電線の張力方向によって全ての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔配置としているのに對して、泊は送電鉄塔の水平距離を確保する設計としている。全ての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔配置としているという点において同等である。 泊は併架箇所なし

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第6項について</p> <p>設計基準対象施設に連系する送電線は、500kV送電線4回線と77kV送電線1回線で構成する。</p> <p>これらの送電線は1回線で3号炉及び4号炉の停止に必要な電力を供給し得る容量とし、いずれの2回線が喪失しても、原子炉施設が同時に外部電源喪失に至らない構成とする。</p> <p>なお、大飯発電所の500kV送電線は、母線連絡遮断器を介し、連絡ラインにより3号炉及び4号炉に接続するとともに、77kV送電線は、N.o. 1予備変圧器を介し、3号炉及び4号炉へ接続する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.4.1)(2.1.4.2)】</p> <p>当該開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、碍子は可とう性のある懸垂碍子を使用し、遮断器等は重心の低いガス絶縁開閉装置を採用する等、耐震性の高いものを使用する。</p> <p>さらに津波の影響を受けない敷地高さに設置するとともに、塩害を考慮し、碍子に対しては、碍子洗浄装置を設置し、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する。</p> <p>【説明資料(2.1.4.4)(2.1.4.4.1)(2.1.4.4.2)】</p>	<p>第6項について</p> <p>設計基準対象施設に連系する送電線は、275kV送電線4回線と66kV送電線1回線で構成する。</p> <p>これらの送電線は1回線で2号炉の停止に必要な電力を供給し得る容量とし、いずれの2回線が喪失しても、発電用原子炉施設が同時に外部電源喪失に至らない構成とする。</p> <p>なお、275kV送電線は母線連絡遮断器を設置したタイラインにより起動変圧器を介して、66kV送電線は予備変圧器を介して発電用原子炉施設へ接続する設計とする。</p> <p>開閉所からの送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、遮断器等は重心の低いガス絶縁開閉装置を採用する等、耐震性の高いものを使用する。</p> <p>さらに、防潮堤等により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、塩害を考慮し、275kV送電線引留部の碍子に対しては、碍子洗浄ができる設計とし、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)(2.2.4:P33条-124~157)】</p>	<p>第6項について</p> <p>設計基準対象施設に連系する送電線は、275kV送電線4回線と66kV送電線2回線で構成する設計とする。</p> <p>これらの送電線は1回線で3号炉の停止に必要な電力を供給し得る容量とし、いずれの2回線が喪失しても、発電用原子炉施設が同時に外部電源喪失に至らない構成とする。</p> <p>なお、275kV送電線は母線連絡遮断器を設置したタイラインにより予備変圧器を介して又は主変圧器及び所内変圧器を介して、66kV送電線は後備変圧器を介して発電用原子炉施設へ接続する設計とする。</p> <p>開閉所からの送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するとともに、碍子は可とう性のある懸垂碍子を使用し、遮断器等は重心の低いガス絶縁開閉装置を採用する等、耐震性の高いものを使用する。</p> <p>さらに、防潮堤等により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、塩害を考慮し、開閉所を塩害の影響の小さい陸側後背地へ設置するとともに、送電線引留部の碍子に対しては、遮風建屋内に絶縁性能が高いポリマー碍管を設置し、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)(2.2.4:P33条-151~175)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>・泊の66kV送電線は、泊支線の一部を地中に埋設するとともに、泊支線地中部から分岐した泊地中支線をケーブル引込みにより66kV開閉所（後備用）に接続する計画としている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。）</p> <p>【大飯、女川】 プラント名称の相違</p> <p>設備名称の相違（変圧器）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 <p>・大飯及び女川は碍子洗浄装置を設置しているが、泊は275kV開閉所を塩害の影響の小さい標高85mの陸側後背地へ設置するとともに、275kV送電線引留部の碍子に対しては、遮風建屋内に絶縁性能の高いポリマー碍管の設置により塩害を考慮した設計としている。また、ポリマー碍管の漏れ電流測定により汚損の状態を監視することにより、碍子洗浄装置による定期洗浄を不要としている。塩害を考慮した設計とする点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第7項について ディーゼル発電機及びその附属設備は、多重性及び独立性を考慮して、必要な容量のものを各々別の場所に2台備え、共通要因により機能喪失しない設計とともに、各々非常用高圧母線に接続する。</p> <p>蓄電池は、非常用2系統を各々別の場所に設置し、多重性及び独立性を確保し共通要因により機能が喪失しない設計とする。</p> <p>これらにより、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合にも、機能が確保される設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1)(2.2.1)(2.1.1.3)】</p> <p>また、ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料油貯蔵タンクに燃料を輸送する際はタンクローリーを使用する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.2)(2.2.1.3.1)】</p> <p>外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間（少なくとも3日以内）までに十分準備可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.3.9)】</p> <p>タンクローリーについては、保管場所及び輸送ルートを含み、地震、津波及び想定される自然現象、並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を考慮しても、ディーゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障がない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.3.2)(2.2.1.3.3)(2.2.1.3.4)】</p> <p>具体的には、地震時においても保管場所及び輸送ルートの健全性が確保できる場所を少なくとも4箇所選定し、各々1台を配備するとともに、竜巻時においては、竜巻注意情報等が発表され、公的機関により竜巻発生確度等を確認した場合、発電所内に24時間待機している緊急安全対策要員によりトンネル内にタンクローリーを4台退避させる運用とする。</p>	<p>第7項について 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）及びその附属設備は、多重性及び独立性を考慮して、必要な容量のものを各々別の場所に3台備え、共通要因により機能が喪失しない設計とともに、各々非常用高圧母線に接続する。</p> <p>蓄電池は、非常用3系統をそれぞれ異なる区画に設置し、多重性及び独立性を確保し共通要因により機能が喪失しない設計とする。</p> <p>これらにより、その系統を構成する機器の单一故障が発生した場合にも、機能が確保される設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1:P33条-158~172)】</p>	<p>第7項について ディーゼル発電機及びその附属設備は、多重性及び独立性を考慮して、必要な容量のものを各々別の場所に2台備え、共通要因により機能が喪失しない設計とともに、各々非常用高圧母線に接続する。</p> <p>蓄電池は、非常用2系統をそれぞれ異なる区画に設置し、多重性及び独立性を確保し共通要因により機能が喪失しない設計とする。</p> <p>これらにより、その系統を構成する機器又は器具の单一故障が発生した場合にも、機能が確保される設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1:P33条-176~190)】</p>	<p>【女川】 設備名称の相違（D/G） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【大飯、女川】 設備名称の相違（燃料貯蔵設備） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯】 設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）一泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>あわせて保管場所及び輸送ルートの選定に当たっては、津波の影響を受けない場所を選定する。さらに保管場所の選定に当たっては、消防困難でない場所を選定するとともに、タンクローリーの火災時にも早期に発見できるよう火災感知設備を設け、中央制御室にて常時監視できる設計とし、消防設備として消火器を設置する。外部火災（森林火災又は敷地内タンクの火災）に対しても、少なくとも4箇所は健全性を維持できる場所を選定するものとする。なお、配備するタンクローリーは地震、津波及び想定される自然現象、並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）によっても、同時に機能喪失しないよう、各々異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>タンクローリーの配備台数についてはタンクローリーの故障、重油タンク等の単一故障のほか、タンクローリーのメンテナンス、輸送に必要な時間、更なる安全性向上を目的とした追加配備を考慮し、常時4台以上（3号及び4号炉共用）を配備する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.3.3) (2.2.1.3.4) (2.2.1.3.6)】</p> <p>なお、竜巻時において、ディーゼル発電機及び燃料油貯蔵タンクを含む付属設備に対して単一故障を想定し、以下により7日間の外部電源喪失を仮定しても、ディーゼル発電機の連続運転が可能な設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 外部電源喪失に伴い、A系及びB系のディーゼル発電機並びに原子炉の冷却に必要な機器が自動起動する。 b. 使用済燃料ピット冷却設備等、1系列で機能を達成できる機器について不要負荷の削減のため、片系列を停止する。 c. 原子炉の低温停止達成後（約20時間後）、ディーゼル発電機及び原子炉の冷却に必要な機器についても1系列とし、冷却を継続する。 <p>なお、この際、ディーゼル発電機連続運転に必要な燃料は、A系及びB系の燃料油貯蔵タンクから連絡ラインを通じて、連続運転するディーゼル発電機に集中して供給するものとする。</p> <p>また、アクセスルートが寸断され、タンクローリーがディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクに近づくことができず、燃料輸送ができない可能性があるが、このように、アクセスルートが使用できない場合は、タンクローリーに延長用給油ホースを取り付け、ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクへホースを伸ばすことにより、燃料輸送を実施する。</p> <p>【説明資料(2.2.1.3.6)】</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第8項について 設計基準事故において、原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備は、原子炉ごとに単独で設置し、他の原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2)】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>第8項について 設計基準事故において、発電用原子炉施設に属する非常用所内電源設備及びその附属設備は、発電用原子炉ごとに単独で設置し、他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.3.2 : P33 条-173)】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>第8項について 設計基準事故において、発電用原子炉施設に属する非常用所内電源設備及びその附属設備は、発電用原子炉ごとに単独で設置し、他の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.3.2 : P33 条-191～196)】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.4 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.1 非常用電源設備 10.1.1 概要 原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するため必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系する設計とする。 【説明資料(2.1.2.1)】 所内高圧母線は、常用4母線と非常用2母線で構成する。非常用2母線は、No.2予備変圧器、所内変圧器、No.1予備変圧器、ディーゼル発電機のいずれからも受電できる。 所内低圧母線は、常用6母線（内1母線は、3号及び4号炉共用）及び非常用4母線で構成する。非常用4母線はそれぞれの非常用高圧母線から動力用変圧器を通して受電する。 所内補機は、工学的安全施設の補機と一般補機に分け、それぞれ非常用母線、常用母線に接続する。 所内補機で2台以上設置するものは非常用、常用共に各母線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。 【説明資料(2.1.1)】 2台のディーゼル発電機は、500kV送電線が停電した場合にそれぞれの非常用母線に電力を供給し、 1台で発電所を安全に停止するために必要な補機を運転するのに十分な容量を有するとともに、たとえ同時に工学的安全施設が作動しても対応できる容量とする。	1.4 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.1 非常用電源設備 10.1.1 通常運転時等 10.1.1.1 概要 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系する設計とする。 【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】 非常用の所内高圧母線は3母線で構成し、常用高圧母線、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）及び予備変圧器のいずれからも受電できる設計とする。 非常用の所内低圧母線は3母線で構成し、非常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する。 所内機器は、工学的安全施設に関係する機器とその他の一般機器に分類する。 工学的安全施設に関係する機器は非常用母線に、他の一般機器は原則として常用あるいは共通用母線に接続する。 所内機器で2台以上設置するものは、単一の所内母線の故障があっても、全部の機器電源が喪失しないよう2母線以上に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。 安全保護系及び工学的安全施設に関係する機器は、単一の非常用母線の故障があっても、他の系統に波及して多重性を損なうことがないよう系統ごとに分離して非常用母線に接続する。	1.4 設備等（手順等含む） 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.1 非常用電源設備 10.1.1 通常運転時等 10.1.1.1 概要 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系する設計とする。 【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】 非常用の所内高圧母線は2母線で構成し、予備変圧器、所内変圧器、非常用交流電源設備であるディーゼル発電機及び後備変圧器のいずれからも受電できる設計とする。 非常用の所内低圧母線は4母線で構成し、非常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する。 所内機器は、工学的安全施設に関係する機器とその他の一般機器に分類する。 工学的安全施設に関係する機器は非常用母線に、他の一般機器は原則として常用母線に接続する。 所内機器で2台以上設置するものは、単一の所内母線の故障があっても、全部の機器電源が喪失しないよう2母線以上に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。 安全保護系及び工学的安全施設に関係する機器は、単一の非常用母線の故障があっても、他の系統に波及して多重性を損なうことがないよう系統ごとに分離して非常用母線に接続する。	【大飯、女川】 記載の充実 ・目次の記載に合わせた 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯、女川】 設備名称の相違（変圧器、D/G） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 【女川】 設備の相違 ・泊は共通用母線なし 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（D/G、送電線） 【女川】 記載表現の相違 ・女川：冷却材一泊：原子炉冷却材
【説明資料(2.2.1.1)(2.2.1.1.1)】	3台の非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、275kV送電線が停電した場合にそれぞれの非常用母線に電力を供給する。 1台の非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が作動しないと仮定した場合でも燃料体及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき、あるいは、原子炉冷却材喪失事故時にも炉心の冷却とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計とする。	2台のディーゼル発電機は、275kV送電線が停電した場合にそれぞれの非常用母線に電力を供給する。 1台のディーゼル発電機が作動しないと仮定した場合でも燃料体及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき、あるいは、原子炉冷却材喪失事故時にも炉心の冷却とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計とする。	【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（D/G、送電線） 【女川】 記載表現の相違 ・女川：冷却材一泊：原子炉冷却材

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、発電所の安全に必要な直流電源を確保するため蓄電池を設置し、安定した交流電源を必要とするものに対しては、無停電電源装置を設置する。</p> <p>直流電源設備は、非常用所内電源として125V 2系統及び常用所内電源として125V 1系統から構成する。</p> <p>【説明資料(2.2.1.1.2)】</p> <p>発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定し、</p> <p>非常用所内電源系からの受電時に母線切替操作も容易に実施可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】</p>	<p>また、発電所の安全に必要な直流電源を確保するため蓄電池（非常用）を設置し、安定した交流電源を必要とするものに対しては、非常用の無停電電源装置を設置する。</p> <p>非常用直流電源設備は、非常用所内電源系として3系統から構成し、3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる設計とする。</p> <p>外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、非常用所内電源設備からの受電時に、容易に母線切替操作が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.2 : P33 条-53～56)】</p>	<p>また、発電所の安全に必要な直流電源を確保するため蓄電池（非常用）を設置し、安定した交流電源を必要とするものに対しては、非常用の無停電電源装置を設置する。</p> <p>非常用直流電源設備は、非常用所内電源系として125V 2系統から構成し、2系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる設計とする。</p> <p>発電機、外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、非常用所内電源設備からの受電時に、容易に母線切替操作が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.2 : P33 条-81～84)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>・女川は、発電機から所内変圧器を介して常用高圧母線を通して非常用高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機から所内変圧器を介して直接非常用高圧母線に給電する構成である。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>・女川は、発電機から所内変圧器を介して常用高圧母線を通して非常用高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機から所内変圧器を介して直接非常用高圧母線に給電する構成である。</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p>
<p>10.1.2 設計方針</p> <p>10.1.2.1 非常用所内電源系</p> <p>安全上重要な構築物、系統及び機器の安全機能を確保するため非常用所内電源系を設ける。安全上重要な系統及び機器へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することがないよう、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、非常用所内電源系からの受電時に、容易に母線切替操作が実施可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】</p>	<p>10.1.1.2 設計方針</p> <p>10.1.1.2.1 非常用所内電源系</p> <p>安全上重要な構築物、系統及び機器の安全機能を確保するため非常用所内電源系を設ける。安全上重要な系統及び機器へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することがないよう、外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、非常用所内電源設備からの受電時に、容易に母線切替操作が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.1 : P33 条-57～82) (2.1.2 : P33 条-53～56)】</p>	<p>10.1.1.2 設計方針</p> <p>10.1.1.2.1 非常用所内電源系</p> <p>安全上重要な構築物、系統及び機器の安全機能を確保するため非常用所内電源系を設ける。安全上重要な系統及び機器へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することがないよう、発電機、外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、非常用所内電源設備からの受電時に、容易に母線切替操作が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.1 : P33 条-85～111) (2.1.2 : P33 条-81～84)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>・女川は、発電機から所内変圧器を介して常用高圧母線を通して非常用高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機から所内変圧器を介して直接非常用高圧母線に給電する構成である。</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>・女川は、発電機から所内変圧器を介して常用高圧母線を通して非常用高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機から所内変圧器を介して直接非常用高圧母線に給電する構成である。</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p>
<p>非常用電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故対処設備の機能が確保される設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1)(2.1.1.3)(2.2.1.1)】</p>	<p>非常用所内電源系である非常用所内電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立性を確保し、その系統を構成する機器の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において発電用原子炉の安全性が確保できる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.3.1.1 : P33 条-158～163) (2.3.1.2 : P33 条-164～171)】</p>	<p>非常用所内電源系である非常用所内電源設備及びその附属設備は、多重性及び独立性を確保し、その系統を構成する機器又は器具の单一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において発電用原子炉の安全性が確保できる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.3.1.1 : P33 条-176～179) (2.3.1.2 : P33 条-180～188)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、ディーゼル発電機については、7日間の外部電源喪失を仮定しても、連続運転により必要とする電力を供給できるよう、7日間分の容量以上の燃料を敷地内の燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料油貯蔵タンクに燃料を輸送する際はタンクローリーを使用する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.2)(2.2.1.3.1)】</p>	<p>非常用所内電源系のうち非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)については、燃料体及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき、あるいは、冷却材喪失事故時にも炉心の冷却とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計とする。</p> <p>また、7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)2台を7日間連続運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内の軽油タンクに貯蔵する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1.3:P33条-172)】</p>	<p>非常用所内電源系のうち非常用交流電源設備であるディーゼル発電機については、燃料体及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき、あるいは、原子炉冷却材喪失事故時にも炉心の冷却とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計とする。</p> <p>また、7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するためにディーゼル発電機2台を7日間連続運転することにより必要とする電力を供給できる容量以上の燃料を敷地内のディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1.3:P33条-189~190)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G, 燃料貯蔵設備） 記載表現の相違 ・女川：冷却材一泊：原子炉冷却材 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯】 設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）一泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>
<p>10.1.2.2 全交流動力電源喪失</p> <p>原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約30分間、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池（安全防護系用）を設ける。</p>	<p>10.1.1.2.2 全交流動力電源喪失</p> <p>発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約15分を包絡した約8時間に対し、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1.2:P33条-164~171)】</p>	<p>10.1.1.2.2 全交流動力電源喪失</p> <p>発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約55分を包絡した約8時間に対し、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するとともに、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの設備の動作に必要な容量を有する非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）を設ける設計とする。</p> <p>【説明資料(2.3.1.2:P33条-180~188)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 設備名称の相違（蓄電池） 【大飯、女川】 供給開始時間の相違 ・常設代替交流電源から電力の供給が開始されるまでの時間に差異があるが、全交流動力電源喪失時に必要な容量の蓄電池を設けている点において同等である。</p>
<p>10.1.1.3 主要設備の仕様</p> <p>主要設備の仕様を第10.1-1表から第10.1-5表に示す。</p>	<p>10.1.1.3 主要設備の仕様</p> <p>主要設備の仕様を第10.1.1表から第10.1.5表に示す。</p>	<p>10.1.1.3 主要設備の仕様</p> <p>主要設備の仕様を第10.1.1表から第10.1.5表に示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 図表番号の付番の相違 ・女川：●、▲-■→泊：●、▲、■（以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.1.3 主要設備</p> <p>10.1.3.1 所内高圧系統 所内高圧系統を第10.1.1図に示す。非常用高圧母線は、次の2母線で構成する。 非常用高圧母線（4-A, 4-B） No. 2予備変圧器、所内変圧器、No. 1予備変圧器、ディーゼル発電機から受電できる母線</p> <p>これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開閉装置で構成し遮断器にはSF₆ガス遮断器を使用する。故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>非常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、耐震性を有した制御建屋内に設置する。</p> <p>非常用高圧母線はNo. 2予備変圧器、所内変圧器、No. 1予備変圧器及びディーゼル発電機に接続し工学的安全施設の補機と発電所の保安に必要な非常用系補機に給電する。</p>	<p>10.1.1.4 主要設備</p> <p>10.1.1.4.1 所内高圧系統 非常用の所内高圧系統は、6.9kVで第10.1-1図に示すように3母線で構成する。 非常用高圧母線……… 常用高圧母線又は非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から受電する母線</p> <p>これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開閉装置で構成し遮断器には真空遮断器を使用する。</p> <p>故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>非常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、耐震性を有した原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>非常用高圧母線には、工学的安全施設に関する機器を振り分ける。</p>	<p>10.1.1.4 主要設備</p> <p>10.1.1.4.1 所内高圧系統 非常用の所内高圧系統は、6.6kVで第10.1.1図に示すように2母線で構成する。 非常用高圧母線（6-A, 6-B） 予備変圧器、所内変圧器、ディーゼル発電機、後備変圧器から受電する母線</p> <p>これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開閉装置で構成し遮断器には真空遮断器を使用する。</p> <p>故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>非常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、耐震性を有した原子炉補助建屋内に設置する。</p> <p>非常用高圧母線には、工学的安全施設に関する機器を振り分ける。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 ・非常用電源設備に対応した非常用高圧母線（女川：3母線、泊：2母線）で構成している。（以降、「非常用電源設備構成の相違」と記載する。） 設備の相違 ・女川は常用高圧母線を通して非常用高圧母線に給電するのに対して、泊は大飯と同様に直接変圧器から非常用高圧母線に給電する構成である。 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 非常用高圧母線名称の相違 ・大飯：4-A, 4-B→泊：6-A, 6-B 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【大飯, 女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 【大飯】 設備の相違 ・使用する遮断器の種類に相違はあるが、必要な遮断能力を有するという点において同等である。 ・大飯：SF₆ガス遮断器→泊：真空遮断器 【大飯, 女川】 建屋名称の相違 ・大飯：制御建屋→女川：原子炉建屋付属棟→泊：原子炉補助建屋 設備名称の相違（送電線、変圧器）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>通常時、非常用高圧母線には500kV送電線からNo.2予備変圧器を介し、No.2予備変圧器から受電できなくなった場合には所内変圧器から、また、所内変圧器から受電できなくなった場合にはディーゼル発電機から、さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合には、No.1予備変圧器から給電する。</p> <p>メタルクラッド開閉装置の設備仕様の概略を第10.1.1表に示す。</p> <p>【説明資料(2.1.1)(2.1.1.1)】</p>	<p>275kV送電線が使用できる場合は所内変圧器又は、起動変圧器から、また、275kV送電線が使用できなくなった場合には非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)から非常用高圧母線に給電する。さらに、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)から受電できない場合、66kV開閉所から予備変圧器を介して非常用高圧母線に給電する。</p> <p>【説明資料(2.1.2:P33条-53~56)】</p>	<p>通常時、275kV送電線から予備変圧器を介して、予備変圧器から受電できなくなった場合には、所内変圧器を介して非常用高圧母線に給電する。また、所内変圧器から受電できなくなった場合には、ディーゼル発電機から非常用高圧母線に給電する。さらに、ディーゼル発電機から受電できない場合には、66kV送電線から後備変圧器を介して非常用高圧母線に給電する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.2:P33条-81~84)】</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・女川は、発電機から所内変圧器を介して所内高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機停止時は発電機負荷開閉器を開放して275kV送電線から主要変圧器及び所内変圧器を通して所内高圧母線に給電する構成である。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違(D/G)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変圧器）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・泊の66kV送電線は、275kV送電線に嵌った記載としている</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・泊の66kV送電線からの給電は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に設備仕様を10.1.1.3項に記載している。（以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.1.3.2 所内低圧系統 所内低圧系統を、第 10.1.1 図に示す。非常用低圧母線は、次の 4 母線で構成する。 非常用低圧母線（3-A1, 3-A2, 3-B1, 3-B2） 非常用高圧母線から受電する母線 これらの母線は、一連のキューピクルで構成し、遮断器は気中遮断器を使用する。 故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 非常用低圧母線のパワーセンタは、耐震性を有した制御建屋内に設置する。</p> <p>工学的安全施設の補機と発電所の保安に必要な非常用系補機を接続している非常用低圧母線には、非常用高圧母線から動力変圧器を通して降圧し給電する。 また、通常時、非常用低圧母線には、500kV 送電線から N.o. 2 予備変圧器を介して非常用高圧母線を通じて給電し、N.o. 2 予備変圧器から受電できなくなった場合には、所内変圧器から非常用高圧母線を通して給電する。 所内変圧器から受電できなくなった場合には、ディーゼル発電機から非常用高圧母線を通じて給電する。 さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合には、N.o. 1 予備変圧器から非常用高圧母線を通じて給電する。</p> <p>パワーセンタの設備仕様の概略を第 10.1.2 表に示す。</p>	<p>10.1.1.4.2 所内低圧系統 非常用の所内低圧系統は、460V で第 10.1.1 図に示すように 3 母線で構成する。 非常用低圧母線…… 非常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する母線 これらの母線は、母線ごとに一連のキューピクルで構成し、遮断器は気中遮断器又は配線用遮断器を使用する。 故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 非常用低圧母線のパワーセンタ及びモータコントロールセンタは、耐震性を有した原子炉建屋付属棟内に設置する。</p> <p>工学的安全施設に関係する機器を接続している非常用低圧母線には、非常用高圧母線から動力変圧器を通して降圧し給電する。 275kV 送電線が使用できる場合は所内変圧器又は起動変圧器から、</p> <p>また、275kV 送電線が使用できなくなった場合には非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から非常用高圧母線を通して非常用低圧母線に給電する。 さらに、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から受電できない場合、66kV 開閉所から予備変圧器を介して非常用高圧母線を通して非常用低圧母線に給電する。</p> <p>【説明資料（2.1.2 : P33 条-53～56）】</p>	<p>10.1.1.4.2 所内低圧系統 非常用の所内低圧系統は、440V で第 10.1.1 図に示すように 4 母線で構成する。 非常用低圧母線（4-A1, 4-A2, 4-B1, 4-B2） 非常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する母線 これらの母線は、母線ごとに一連のキューピクルで構成し、遮断器は配線用遮断器を使用する。</p> <p>故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 非常用低圧母線のパワーコントロールセンタは、耐震性を有した原子炉補助建屋内に設置する。</p> <p>工学的安全施設に接続する機器を接続している非常用低圧母線には、非常用高圧母線から動力変圧器を通して降圧し給電する。 通常時、275kV 送電線から予備変圧器を介して、予備変圧器から受電できなくなった場合には、所内変圧器を介して非常用高圧母線を通して非常用低圧母線に給電する。</p> <p>また、所内変圧器から受電できなくなった場合には、ディーゼル発電機から非常用高圧母線を通して非常用低圧母線に給電する。</p> <p>さらに、ディーゼル発電機から受電できない場合は、66kV 送電線から後備変圧器を介して非常用高圧母線を通して非常用低圧母線に給電する設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1.2 : P33 条-81～84）】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯, 女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 非常用高圧母線名称の相違 ・大飯 : 3-A, 3-B → 泊 : 4-A, 4-B 【大飯, 女川】 設備の相違、設備名称の相違 ・使用する遮断器の種類に相違はあるが、必要な遮断能力を有するという点において同等である。 ・大飯 : 気中遮断器（パワーセンタ）→ 女川 : 気中遮断器（パワーセンタ）、配線用遮断器（モータコントロールセンタ） → 泊 : 配線用遮断器（パワーコントロールセンタ） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 ・女川は高圧炉心スプレイ系にモータコントロールセンタを使用している。 【大飯, 女川】 建屋名称の相違 ・大飯 : 制御建屋→女川 : 原子炉建屋付属棟→ 泊 : 原子炉補助建屋 設備名称の相違（送電線、変圧器） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載表現の相違 ・66kV 送電線は、275kV 送電線の記載に做了った記載としている。 【大飯, 女川】 電力系統構成の相違 ・泊の 66kV 送電線からの給電は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.1.3.3 ディーゼル発電機</p> <p>(1)ディーゼル発電機 ディーゼル発電機は、500kV 外部電源が完全に喪失した場合に、発電所の保安を確保し、安全に停止するために必要な電力を供給し、さらに、工学的安全施設の電力も供給する。</p> <p>ディーゼル発電機は、多重性を考慮して、必要な容量のものを2台備え、各々非常用高圧母線に接続する。</p> <p>各ディーゼル発電機は、原子炉周辺建屋内のそれぞれ独立した部屋に設置する。</p> <p>【説明資料(2.1.1)(2.2.1)(2.2.1.1.3)】</p> <p><内容比較のため再掲(1)> ディーゼル発電機は、非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、12秒以内で電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に給電する。</p>	<p>10.1.1.4.3 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、外部電源が喪失した場合には発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し、また、外部電源が喪失し同時に原子炉冷却材喪失が発生した場合には工学的安全施設作動のための電力を供給する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は多重性を考慮して、3台を備え、各々非常用高圧母線に接続する。</p> <p>各非常用ディーゼル発電設備（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、耐震性を有した原子炉建屋付属棟内のそれぞれ独立した部屋に設置する。</p> <p>【説明資料(2.3.1.1:P33条-158~163)】</p> <p>非常に高圧母線が停電若しくは原子炉冷却材喪失事故が発生すると、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が起動する。</p> <p>非常に高圧母線が停電した場合には、非常に高圧母線に接続される負荷は、動力変圧器及びモータコントロールセンタを除いて全て遮断される。</p> <p>その後、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）電圧及び周波数が定格値になると、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は非常に高圧母線に自動的に接続され、発電用原子炉を安全に停止するために必要な負荷が自動的に投入される。</p> <p>原子炉冷却材喪失事故により非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が起動した場合で、非常に高圧母線が停電していない場合は、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は待機運転状態となり、手動で停止するまで運転を継続する。</p> <p>また、原子炉冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に起こった場合、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に工学的安全施設に関する負荷が自動的に投入される。</p>	<p>10.1.1.4.3 ディーゼル発電機</p> <p>ディーゼル発電機は、275kV 外部電源が喪失した場合には発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し、また、275kV 外部電源が喪失し同時に原子炉冷却材喪失が発生した場合には工学的安全施設作動のための電力も供給する。</p> <p>ディーゼル発電機は多重性を考慮して、2台を備え、各々非常用高圧母線に接続する。</p> <p>各ディーゼル発電設備は、耐震性を有したディーゼル発電機建屋内又は周辺補機棟内のそれぞれ独立した部屋に設置する。</p> <p>【説明資料(2.3.1.1:P33条-176~179)】</p> <p>非常に高圧母線が停電若しくは原子炉冷却材喪失事故が発生すると、ディーゼル発電機が起動する。</p> <p>非常に高圧母線が停電した場合には、非常に高圧母線に接続される負荷は、動力変圧器を除いてすべて遮断される。</p> <p>その後、ディーゼル発電機電圧及び周波数が定格値になると、ディーゼル発電機は非常に高圧母線に自動的に接続され、発電用原子炉を安全に停止するために必要な負荷が自動的に投入される。</p> <p>原子炉冷却材喪失事故によりディーゼル発電機が起動した場合で、非常に高圧母線が停電していない場合は、ディーゼル発電機は待機運転状態となり、手動で停止するまで運転を継続する。</p> <p>また、原子炉冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に起こった場合、ディーゼル発電機に工学的安全施設に関する負荷が自動的に投入される。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G, 送電線） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯, 女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 【大飯, 女川】 建屋名称の相違 ・大飯：原子炉周辺建屋→女川：原子炉建屋付属棟→泊：ディーゼル発電機建屋又は周辺補機棟</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：全て→泊：すべて 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 ・女川は高圧炉心スプレイ系にモータコントロールセンタを使用している。 【大飯, 女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、ディーゼル発電機は、それぞれ定格出力で7日間以上連続運転できる燃料を燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて発電所内に貯蔵し、重油タンクから燃料油貯蔵タンクに燃料を輸送する際はタンクローリーを使用する設計とする。</p> <p>タンクローリーによる輸送については、外部電源喪失によるディーゼル発電機の運転が必要となった場合に、7日間以上の連続運転に支障がないよう、輸送に係る要員の確保を含む手順を定め、昼夜を問わず、計画的かつ確実に輸送を実施するものとする。外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間（少なくとも3日間以内）までに十分準備できるものとする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.1.1) (2.2.1.2) (2.2.1.3.1) (2.2.1.3.8) (2.2.1.3.9)】</p> <p><女川／泊の記載箇所で比較(1)></p> <p>ディーゼル発電機は、非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、12秒以内で電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に給電する。</p>	<p>なお、7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）2台を7日間連続運転できる燃料貯蔵設備を発電所内に設ける。</p>	<p>また、7日間の外部電源喪失を仮定しても、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するためにディーゼル発電機2台を7日間連続運転できる燃料貯蔵設備を発電所内に設ける。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D／G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯】 設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）一泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・女川／泊の記載箇所で比較（P33-30）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
外部電源喪失のみが発生した場合、各ディーゼル発電機に自動的に接続される主要補機は、次のとおりである。	各非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に接続する主要な負荷は以下の系統に属するものである。 非常用ディーゼル発電機（区分I） 低圧炉心スプレイ系 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系（中央制御室、非常用ディーゼル発電機室等） ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系 蓄電池充電器 非常用照明 非常用ディーゼル発電機（区分II） 残留熱除去系 タービン補機冷却系 原子炉補機冷却系 換気空調系（中央制御室、非常用ディーゼル発電機室等） ほう酸水注入系 制御棒駆動水圧系 非常用ガス処理系 可燃性ガス濃度制御系 蓄電池充電器 非常用照明 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機（区分III） 高圧炉心スプレイ系 換気空調系（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室等） 蓄電池充電器	外部電源喪失のみが発生した場合、各ディーゼル発電機に接続する主要な負荷は次のとおりである。 充てんポンプ 制御用空気圧縮機 安全補機開閉器室給気ファン 中央制御室給気ファン 中央制御室循環ファン 原子炉補機冷却水ポンプ 電動補助給水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 空調用冷凍機 格納容器再循環ファン 制御棒駆動装置冷却ファン 原子炉容器室冷却ファン 軸受冷却水ポンプ	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷構成の相違 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 【大飯、女川】 ・負荷名称の相違
上記以外にも、必要に応じて補機を起動できる。		上記以外にも、必要に応じて負荷を接続できる。	【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>また、1次冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に起こった場合、各ディーゼル発電機に自動的に接続される主要補機は次のとおりである。</p> <table> <tbody> <tr> <td>工学的安全施設の弁類</td> <td>数十個</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>空調用冷凍機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>空調用冷水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外にも必要に応じて補機を起動できる。</p>	工学的安全施設の弁類	数十個	アニュラス空気浄化ファン	1台	中央制御室非常用循環ファン	1台	中央制御室空調ファン	1台	中央制御室循環ファン	1台	高圧注入ポンプ	1台	余熱除去ポンプ	1台	原子炉補機冷却水ポンプ	1台	電動補助給水ポンプ	1台	海水ポンプ	1台	格納容器スプレイポンプ	1台	制御用空気圧縮機	1台	空調用冷凍機	1台	空調用冷水ポンプ	1台		<p>また、原子炉冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に発生した場合、各ディーゼル発電機に接続する主要な負荷は次のとおりである。</p> <table> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器隔離弁等</td> <td>数十台</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>安全補機開閉器室給気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>空調用冷凍機</td> <td>2台</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外にも、必要に応じて負荷を接続できる。</p> <p>なお、格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器スプレイ作動信号が発信した場合に接続する。</p> <p>ディーゼル発電機の負荷が最も大きくなる外部電源喪失又は原子炉冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に起こった場合の負荷曲線例を第10.1.2図に示す。</p>	原子炉格納容器隔離弁等	数十台	アニュラス空気浄化ファン	1台	中央制御室給気ファン	1台	中央制御室循環ファン	1台	中央制御室非常用循環ファン	1台	高圧注入ポンプ	1台	余熱除去ポンプ	1台	安全補機開閉器室給気ファン	1台	原子炉補機冷却水ポンプ	1台	電動補助給水ポンプ	1台	原子炉補機冷却海水ポンプ	1台	格納容器スプレイポンプ	1台	制御用空気圧縮機	1台	空調用冷凍機	2台	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 記載表現の相違 ・外部電源喪失のみの表現に倣った記載としている。 【大飯】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 【大飯】 ・負荷名称の相違</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 記載の充実 ・泊の既許可の記載を反映した。 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
工学的安全施設の弁類	数十個																																																										
アニュラス空気浄化ファン	1台																																																										
中央制御室非常用循環ファン	1台																																																										
中央制御室空調ファン	1台																																																										
中央制御室循環ファン	1台																																																										
高圧注入ポンプ	1台																																																										
余熱除去ポンプ	1台																																																										
原子炉補機冷却水ポンプ	1台																																																										
電動補助給水ポンプ	1台																																																										
海水ポンプ	1台																																																										
格納容器スプレイポンプ	1台																																																										
制御用空気圧縮機	1台																																																										
空調用冷凍機	1台																																																										
空調用冷水ポンプ	1台																																																										
原子炉格納容器隔離弁等	数十台																																																										
アニュラス空気浄化ファン	1台																																																										
中央制御室給気ファン	1台																																																										
中央制御室循環ファン	1台																																																										
中央制御室非常用循環ファン	1台																																																										
高圧注入ポンプ	1台																																																										
余熱除去ポンプ	1台																																																										
安全補機開閉器室給気ファン	1台																																																										
原子炉補機冷却水ポンプ	1台																																																										
電動補助給水ポンプ	1台																																																										
原子炉補機冷却海水ポンプ	1台																																																										
格納容器スプレイポンプ	1台																																																										
制御用空気圧縮機	1台																																																										
空調用冷凍機	2台																																																										
<p>ディーゼル発電機負荷が最も大きくなる1次冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に起こった場合の負荷曲線例を第10.1.2図に示す。</p> <p>ディーゼル発電機の設備仕様の概略を第10.1.5表に示す。</p> <p>【説明資料(2.2.1)(2.2.1.1)】</p>	<p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の負荷が最も大きくなる外部電源喪失又は原子炉冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に起こった場合の負荷曲線例を第10.1-2図に示す。</p> <p>【説明資料 (2.3.1.2 : P33条-164~171)】</p>	<p>ディーゼル発電機の負荷が最も大きくなる外部電源喪失又は原子炉冷却材喪失事故と外部電源喪失が同時に起こった場合の負荷曲線例を第10.1.2図に示す。</p> <p>【説明資料 (2.3.1.2 : P33条-180~188)】</p>																																																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) タンクローリー</p> <p>タンクローリーについては、保管場所及び輸送ルートを含み、地震、津波及び想定される自然現象、並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）を考慮しても、ディーゼル発電機の7日間以上の連続運転に支障がない設計とする。</p> <p>具体的には、地震時においても保管場所及び輸送ルートの健全性が確保できる場所を少なくとも4箇所選定し、各々1台を配備するとともに、竜巻時においては、竜巻注意情報等が発表され、公的機関により竜巻発生確度等を確認した場合、発電所内に24時間待機している緊急安全対策要員によりトンネル内にタンクローリーを4台退避させる運用とする。</p> <p>あわせて保管場所及び輸送ルートの選定に当たっては、津波の影響を受けない場所を選定する。さらに保管場所の選定に当たっては、消火困難でない場所を選定するとともに、タンクローリーの火災時にも早期に発見できるよう火災感知設備を設け、中央制御室にて常時監視できる設計とし、消火設備として消火器を設置する。外部火災（森林火災又は敷地内タンクの火災）に対しても、少なくとも2箇所は健全性を維持できる場所を選定するものとする。なお、配備するタンクローリーは地震、津波及び想定される自然現象、並びに原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）によっても、同時に機能喪失しないよう、各々異なる場所に保管する設計とする。</p> <p>タンクローリーの配備台数についてはタンクローリーの故障、重油タンク等の单一故障のほか、タンクローリーのメンテナンス、輸送に必要な時間、更なる安全性向上を目的とした追加配備を考慮し、常時4台以上（3号及び4号炉共用）を配備する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.1.3)】</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、竜巻時において、ディーゼル発電機及び燃料油貯蔵タンクを含む付属設備に対して単一故障を想定し、以下により7日間の外部電源喪失を仮定しても、ディーゼル発電機の連続運転が可能な設計とする。</p> <p>a. 外部電源喪失に伴い、A系及びB系のディーゼル発電機並びに原子炉の冷却に必要な機器が自動起動する。</p> <p>b. 使用済燃料ピット冷却設備等、1系列で機能を達成できる機器について不要負荷の削減のため、片系列を停止する。</p> <p>c. 原子炉の低温停止達成後（約20時間後）、ディーゼル発電機及び原子炉の冷却に必要な機器についても1系列運転とし、冷却を継続する。なお、この際、ディーゼル発電機連続運転に必要な燃料は、A系及びB系の燃料油貯蔵タンクから連絡ラインを通じて、連続運転するディーゼル発電機に集中して供給するものとする。</p> <p>また、アクセスルートが寸断され、タンクローリーがディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクに近づくことができず、燃料輸送ができない可能性があるが、このように、アクセスルートが使用できない場合は、タンクローリーに延長用給油ホースを取り付け、ディーゼル発電機燃料油貯蔵タンクへホースを伸ばすことにより、燃料輸送を実施する。</p> <p style="color:red;">【説明資料(2.2.1.3.7)】</p>			<p>【大飯】 設備・運用の相違 • ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 • 大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>
<p>10.1.3.4 直流電源設備</p> <p>直流電源設備は、第10.1.3図に示すように、蓄電池（安全防護系用）2組に加え、蓄電池（一般用）1組の合計3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流水盤等で構成し、蓄電池（安全防護系用）2組のいずれの1組が故障しても残りの系統でプラントの安全性は確保する。</p> <p>また、これらは、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。直流水盤は125Vであり、うち蓄電池（安全防護系用）2組の電源の負荷は、工学的安全施設等の開閉器作動電源、タービン動補助給水ポンプ起動盤、電磁弁、計装用電源（無停電電源装置）である。</p>	<p>10.1.1.4.4 直流電源設備</p> <p>非常用直流電源設備は、第10.1.3図に示すように、非常用所内電源系として、直流125V 3系統（区分I, II, III）から構成する。</p> <p>非常用所内電源系の直流125V系統は、非常用低圧母線に接続される充電器5個、蓄電池3組等を設ける。これらの3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる。</p> <p>また、これらの系統は、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。直流水盤は125Vであり、非常用直流電源設備3組の電源の負荷は、工学的安全施設等の制御装置、電磁弁、無停電交流母線に給電する非常用の無停電電源装置等である。</p>	<p>10.1.1.4.4 直流電源設備</p> <p>非常用直流電源設備は、第10.1.3図に示すように、非常用所内電源系として、直流125V 2系統（A系、B系）から構成する。</p> <p>非常用所内電源系の直流125V系統は、非常用低圧母線に接続される充電器2台、蓄電池（非常用）2組、直流水盤等を設ける。これらの2系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる。</p> <p>また、これらの系統は、多重性及び独立性を確保することにより、共通要因により同時に機能が喪失することのない設計とする。直流水盤は125Vであり、非常用直流電源設備2組の電源の負荷は、工学的安全施設等の遮断器操作回路、タービン動補助給水ポンプ起動盤、電磁弁、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）等である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 • 負荷構成の相違 【大飯】 設備名称の相違（蓄電池） 設備名称の相違 • 大飯：直流水盤→泊：直流水盤 【大飯、女川】 設備の相違 • 電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載しているという点において同等である。 【大飯、女川】 負荷名称の相違 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3組の蓄電池は、据置型蓄電池で独立したものであり、蓄電池（安全防護系用）2組は非常用低圧母線に接続された充電器で浮動充電する。</p> <p>【説明資料(2.2.1.1.2)】</p> <p>また、蓄電池（安全防護系用）の容量は1組当たり2400A・hであり、原子炉を安全に停止し、かつ、原子炉の停止後に炉心を一定時間冷却するための設備が動作するとともに原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの動作に必要な容量を有している。</p> <p>この容量は、例えば、原子炉が停止した際に遮断器の開放動作を行うメタルクラッド開閉装置（約27A）、原子炉停止後の炉心冷却のためのタービン動補助給水ポンプ起動盤（タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ起動弁等）（約93A）、原子炉の停止、冷却、原子炉格納容器の健全性を確認できる計器に電力供給を行う計装用電源（無停電電源装置）（約190A）及びその他制御盤の待機電力等（約240A）の負荷へ電力供給を行った場合においても、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの約30分間に對し、1時間以上電力供給が可能な容量である。</p> <p>直流電源装置の設備仕様の概略を第10.1.3表に示す。</p>	<p>そのため、原子炉水位及び原子炉圧力の監視による発電用原子炉の冷却状態の確認並びに原子炉格納容器内圧力及びサブレッショングループ水温度の監視による原子炉格納容器の健全性の確認を可能とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は125V蓄電池2A（区分I）、2B（区分II）及び2H（区分III）の3組で構成し、据置型蓄電池でそれぞれ異なる区画に設置され独立したものであり、非常用低圧母線に接続された充電器で浮動充電する。</p> <p>また、蓄電池（非常用）の容量はそれぞれ約8,000Ah（区分I）、約6,000Ah（区分II）及び約400Ah（区分III）であり、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を一定時間冷却するための設備の動作に必要な容量を有している。</p> <p>この容量は、例えば、発電用原子炉が停止した際に遮断器の開放動作を行うメタルクラッド開閉装置等、発電用原子炉停止後の炉心冷却のための原子炉隔離時冷却系、発電用原子炉の停止、冷却、原子炉格納容器の健全性を確認できる計器に電源供給を行う制御盤及び非常用の無停電電源装置の負荷へ電源供給を行った場合においても、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約15分を包絡した約8時間以上電源供給が可能な容量である。</p> <p>【説明資料（2.1:P14条-13～15） （2.3.1:P14条-43～50）】</p>	<p>蓄電池（非常用）はA蓄電池（A系）及びB蓄電池（B系）の2組で構成し、据置型蓄電池でそれぞれ異なる区画に設置され独立したものであり、非常用低圧母線に接続された充電器で浮動充電する。</p> <p>また、蓄電池（非常用）の容量は1組当たり約2,400Ahであり、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を一定時間冷却するための設備が動作するとともに原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これらの動作に必要な容量を有している。</p> <p>この容量は、例えば、発電用原子炉が停止した際に遮断器の開放動作を行うメタルクラッド開閉装置、発電用原子炉停止後の炉心冷却のためのタービン動補助給水ポンプ起動盤（タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁等）、発電用原子炉の停止、冷却、原子炉格納容器の健全性を確認できる計器に電源供給を行う非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）、その他制御盤の待機電力等の負荷へ電源供給を行った場合においても、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約55分を包絡した約8時間以上電源供給が可能な容量である。</p> <p>【説明資料（2.1:P14条-16～18） （2.4.1:P14条-47～52）】</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は発電用原子炉の冷却状態及び原子炉格納容器の健全性の監視に必要な電源を直流電源から給電しているのに對して、泊は計測制御用電源から給電している。監視による確認が可能という点で同等である。 <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備名称の相違（蓄電池） <p>【女川】</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 負荷構成の相違 <p>【大飯、女川】</p> <p>負荷名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>供給開始時間の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源から電力の供給が開始されるまでの時間に差異があるが、全交流動力電源喪失時に必要な容量の蓄電池を設けている点において同等である。 <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.1.3.5 計測制御用電源設備</p> <p>計測制御用電源設備は、第10.1.4図に示すように非常用として計装用母線8母線、また、常用として計装用母線10母線（内2母線は、3号及び4号炉共用）及び計装用後備母線5母線で構成し、母線電圧は115V及び100Vである。</p> <p>非常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線と非常用直流母線に接続する計装用電源（無停電電源装置）等で構成する。</p> <p>計装用電源（無停電電源装置）は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの約30分間においても、直流電源設備である蓄電池（安全防護系用）から直流電力が供給されることにより、計装用電源（無停電電源装置）内の変換器を介し直流を交流へ変換し、非常用の計装用母線に対し電力供給を確保できる。</p> <p>そのため、炉外核計装の監視による原子炉の安全停止の確認、1次冷却材温度等の監視による原子炉の冷却状態の確認、及び原子炉格納容器圧力、原子炉格納容器零開気温度の監視による原子炉格納容器の健全性の確認を可能とする。</p> <p>原子炉保護設備等の重要度の特に高い安全機能を有する設備に関する負荷は、非常用の計装用母線に接続する。多重チャンネル構成の原子炉保護設備への給電は、チャンネルごとに分離し、独立性を確保する。</p> <p>なお、非常用の計装用母線4母線は、後備計装用電源（変圧器）からも受電できる。</p> <p>計測制御用電源設備の設備仕様の概略を第10.1.4表に示す。</p> <p>【説明資料 (2.1:P14条-13~15) (2.2:P14条-16~42) (2.3.1:P14条-43~50)】</p>	<p>10.1.1.4.5 計測制御用電源設備</p> <p>非常用の計測制御用電源設備は、第10.1.4図に示すように、無停電交流母線120V 2母線及び計測母線120V 2母線で構成する。</p> <p>無停電交流母線は、2系統に分離独立させ、それぞれ非常用の無停電電源装置から給電する。</p> <p>非常用の無停電電源装置は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため、非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から電力が供給されることにより、非常用の無停電電源装置内の変換器を介し直流を交流へ変換し、無停電交流母線に対し電力供給を確保する。</p> <p>非常用の無停電電源装置は、核計装の監視による発電用原子炉の安全停止状態及び未臨界の維持状態の確認のため、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約15分間を包絡した約1時間、電源供給が可能である。</p> <p>なお、これらの電源を保守点検する場合は、必要な電力は非常用低圧母線に接続された無停電電源装置内の変圧器から供給する。</p> <p>また、計測母線は、分離された非常用低圧母線から給電する。</p> <p>【説明資料 (2.1:P14条-16~18) (2.2:P14条-19~45) (2.4.1:P14条-47~52)】</p>	<p>10.1.1.4.5 計測制御用電源設備</p> <p>非常用の計測制御用電源設備は、第10.1.4図に示すように、計装用交流母線100V 8母線で構成する。</p> <p>計装用交流母線は、4系統に分離独立させ、それぞれ非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）から給電する。</p> <p>非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため、非常用直流電源設備である蓄電池（非常用）から電力が供給されることにより、非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）内の変換器を介し直流を交流へ変換し、計装用交流母線に対し電力供給を確保する。</p> <p>非常用の計装用インバータ（無停電電源装置）は、炉外核計装の監視による発電用原子炉の安全停止状態及び未臨界の維持状態の確認、1次冷却材温度等の監視による発電用原子炉の冷却状態の確認並びに原子炉格納容器圧力及び格納容器内温度の監視による原子炉格納容器の健全性の確認のため、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの約55分間を包絡した約8時間、電源供給が可能である。</p> <p>原子炉保護設備等の重要度の特に高い安全機能を有する設備に関する負荷は、非常用の計装用交流母線に接続する。多重チャンネル構成の原子炉保護設備への給電は、チャンネルごとに分離し、独立性を確保する。</p> <p>なお、非常用の計装用交流母線のうち4母線は、非常用低圧母線に接続された計装用後備変圧器からも給電できる。</p> <p>【説明資料 (2.1:P14条-16~18) (2.2:P14条-19~45) (2.4.1:P14条-47~52)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違 ・大飯：計装用母線→女川：無停電交流母線、計測母線→泊：計装用交流母線</p> <p>【大飯】 計装用電源（無停電電源装置）→女川：無停電電源装置→泊：計装用インバータ（無停電電源装置）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：核計装→泊：炉外核計装</p> <p>【大飯】 後備計装用電源（変圧器）→女川：無停電電源装置内の変圧器→泊：計装用後備変圧器</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川は発電用原子炉の冷却状態及び原子炉格納容器の健全性の監視に必要な電源を直流電源から給電しているため無停電電源装置の給電時間を約1時間としているのに対して、泊は計測制御用電源から給電しているため計装用インバータに給電する直流電源と同様に約8時間とした。監視による確認が可能という点で同等である。</p> <p>【大飯、女川】 供給開始時間の相違</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違 ・大飯：計装用母線→泊：計装用交流変圧器</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川は交流母線から給電する計測母線</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.1.3.6 電線路</p> <p>原子炉保護設備及び工学的安全施設に関する多重性を持つ動力回路、制御回路、計装回路のケーブルは、それぞれ相互に電気的・物理的分離を図るため、適切な離隔距離又は必要に応じて隔壁を設けたケーブルトレイ及びコンジット（電線貫通部を含む。）を使用して敷設し、相互の独立性を侵害することがないようとする。</p> <p>特にケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は、火災対策上隔壁効果を減少させないような構造とする。</p>	<p>10.1.1.4.6 ケーブル及び電線路</p> <p>安全保護系並びに工学的安全施設に関する動力回路、制御回路及び計装回路のケーブルは、その多重性及び独立性を確保するため、それぞれ相互に分離したケーブルトレイ、電線管を使用して敷設し、相互に独立性を侵害することのないようにする。</p> <p>また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材料には不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。さらに、ケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は、火災対策上、隔壁効果を減少させないような構造とする。</p> <p>また、原子炉格納容器貫通部は、原子炉冷却材喪失事故時の環境条件に適合するものを使用する。</p> <p>【説明資料 (2.3.1.1 : P33 条-158~163)】</p>	<p>10.1.1.4.6 ケーブル及び電線路</p> <p>安全保護系並びに工学的安全施設に関する動力回路、制御回路及び計装回路のケーブルは、その多重性及び独立性を確保するため、それぞれ相互に分離したケーブルトレイ、電線管を使用して敷設し、相互に独立性を侵害することのないようにする。</p> <p>また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材料には不燃性又は難燃性のものを使用する設計とする。さらに、ケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は、火災対策上、隔壁効果を減少させないような構造とする。</p> <p>また、格納容器電線貫通部は、原子炉冷却材喪失事故時の環境条件に適合するものを使用する。</p> <p>【説明資料 (2.3.1.1 : P33 条-176~179)】</p>	<p>を別途設けているが、泊は無停電源装置から給電する計装用交流母線のみで構成している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
<p>10.1.3.7 事故時母線切替</p> <p>當時は、非常用高圧母線は 500kV 送電線 4 回線から受電可能な設計としている。</p> <p>発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統機器の短絡や地絡又は母線の低電圧や過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p> <p>また、500kV 送電線 4 回線停電時には、発電所を安全に停止するために必要な所内電力は、ディーゼル発電機から受電する。</p> <p>さらに 500kV 送電線 4 回線停電時に、ディーゼル発電機からの受電も失敗すれば、77kV 送電線に接続する N o. 1 予備変圧器から非常用高圧母線 2 母線のうち 1 母線へ電力を供給する。</p> <p>【説明資料(2.1.1) (2.1.1.3) (2.1.4.3) (2.1.3.2.3)】</p> <p>(1) 所内変圧器への切替え</p> <p>N o. 2 予備変圧器の故障等により N o. 2 予備変圧器からの電力が喪失し、所内変圧器系に電圧がある場合、所内変圧器から受電して、発電所の安全停止に必要な補機を運転する。</p> <p>本切替えは自動切替えであり容易に実施可能である。</p>	<p>10.1.1.4.7 母線切替</p> <p>通常運転時は、275kV 送電線 4 回線を使用して運転するが、275kV 送電線 1 回線停止時でも本発電所の全発生電力を送電し得る容量がある。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-48~52)】</p> <p>外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.2 : P33 条-53~56)】</p> <p>また、275kV 送電線が全て停止するような場合、発電用原子炉を安全に停止するために必要な所内電力は、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）又は 66kV 送電線から受電する。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.2 : P33 条-83~87)】</p>	<p>10.1.1.4.7 母線切替</p> <p>通常運転時は、275kV 送電線 4 回線を使用して運転するが、275kV 送電線 1 回線停止時でも本発電所の全発生電力を送電し得る容量がある。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-77~80)】</p> <p>発電機、外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.2 : P33 条-81~84)】</p> <p>また、275kV 送電線がすべて停止するような場合、発電用原子炉を安全に停止するために必要な所内電力は、ディーゼル発電機又は 66kV 送電線から受電する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.1.2 : P33 条-112~116)】</p> <p>(1) 所内変圧器への切替</p> <p>非常用高圧母線は、通常時は 275kV 送電線から予備変圧器を通して電力を供給するが、予備変圧器回路の故障等により予備変圧器からの電力が喪失し、所内変圧器回路に電圧がある場合、所内変圧器から受電して、発電所の安全停止に必要な補機を運転する。</p> <p>本切替は自動又は中央制御室での手動操作であり容易に実施可能である。</p>	<p>【大飯、女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：電線貫通部→女川：原子炉格納容器貫通部→泊：格納容器電線貫通部 <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯、女川：電力系統構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、発電機から所内変圧器を介して常用高圧母線を通して非常用高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機から所内変圧器を介して直接非常用高圧母線に給電する構成である。 <p>【大飯、女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：全て→泊；すべて設備名称の相違 (D/G) <p>【女川】炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の 66kV 送電線は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川の常用電源設備の記載に倣った記載をしている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(2)ディーゼル発電機への切替え 非常用高圧母線が停電するとディーゼル発電機が起動するとともに、非常用高圧母線に接続する負荷はコントロールセンタ等を除いてすべて遮断し、ディーゼル発電機の電圧が定格値になるとディーゼル発電機を非常用高圧母線に接続し、発電所を安全に停止するために必要な負荷を順次再投入する。	(1)非常用ディーゼル発電機（ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。 ）への切替 非常用高圧母線が 所内変圧器 及び 起動変圧器 を介した受電ができなくなった場合には、非常用高圧母線に接続された負荷は、 動力変圧器 及び モータコントロールセンタ を除いて 全て 遮断される。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） は、自動起動し電圧及び周波数が定格値になると、非常用高圧母線に自動的に接続され、発電用原子炉の停止に必要な負荷が自動的に順次投入される。 【説明資料（2.2.1.2:P33条-83～87）】	(2)ディーゼル発電機への切替 非常用高圧母線が 予備変圧器 及び 所内変圧器 を介した受電ができなくなった場合には、非常用高圧母線に接続された負荷は、 動力変圧器 を除いて すべて 遮断される。 ディーゼル発電機は、自動起動し電圧及び周波数が定格値になると、非常用高圧母線に自動的に接続され、発電用原子炉の停止に必要な負荷が自動的に順次投入される。 【説明資料（2.2.1.2:P33条-112～116）】	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：全て→泊：すべて
(3)N.o. 1予備変圧器（77kV系）への切替え 500kV送電線4回線とも停電し、その上ディーゼル発電機からの受電も失敗し、77kV送電線に電圧がある場合、N.o. 1予備変圧器から受電して、発電所の安全停止に必要な補機を運転する。 本切替えは手動切替えであり容易に実施可能である。 【説明資料（2.1.1.3）（2.1.3.2.3）】	(2)275kV送電線又は66kV送電線電圧回復後の切替 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） で所内負荷運転中、275kV送電線又は66kV送電線の電圧が回復すれば、 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。） を外部電源に同期並列させる。 275kV送電線電圧回復の場合は無停電切替（手動）で所内負荷を元の状態にもどし、66kV送電線電圧回復の場合は無停電切替（手動）で発電用原子炉を安全に停止するために必要な所内電力を受電する。 【説明資料（2.2.1.2:P33条-83～87）】	(3)275kV送電線又は66kV送電線電圧回復後の切替 ディーゼル発電機で所内負荷運転中、275kV送電線又は66kV送電線の電圧が回復すれば、ディーゼル発電機を外部電源に同期並列させる。 275kV送電線電圧回復の場合は無停電切替（手動）で所内負荷を元の状態にもどし、66kV送電線電圧回復の場合は無停電切替（手動）で発電用原子炉を安全に停止するために必要な所内電力を受電する設計とする。 【説明資料（2.2.1.2:P33条-112～116）】	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯、女川】 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・女川の常用電源設備の記載に倣った記載としている。 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。
(4)500kV送電線電圧回復後の切替え ディーゼル発電機で所内負荷運転中、500kV送電線の電圧が回復すれば、所内負荷を元の状態に戻す。		(4)計装用交流母線の切替 非常用の計測制御用電源設備のうち4母線には、2台の計装用後備変圧器を設け、440V交流電源に切り替えることができる。	【大飯】 設備名称の相違 ・大飯：後備計装用電源（変圧器）→泊：計装用後備変圧器 【大飯】 記載箇所の相違 ・泊は女川と同様に設備仕様を10.1.1.3項に記載している。
10.1.4 主要仕様 主要仕様を第10.1.1表から第10.1.5表に示す。			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.1.5 試験検査</p> <p>10.1.5.1 ディーゼル発電機</p> <p>(1) 手動起動試験 ディーゼル発電機は、定期的に手動で起動し、非常用高圧母線に接続して、定格負荷をかけた状態で、健全性を確認する。</p> <p>(2) 自動起動試験 原子炉停止時に、非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号を模擬し、信号発信後 12 秒以内に電圧が確立することを確認する。</p> <p>10.1.5.2 蓄電池 蓄電池（安全防護系用）は、定期的に電解液面の検査と補水、電解液の比重とセル電圧の測定及び浮動充電電圧の測定を行い、健全性を確認する。</p>	<p>10.1.1.5 試験検査</p> <p>10.1.1.5.1 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、定期的に起動試験を行い、電圧確立時間や、負荷を印加して運転状況を確認するなど、その運転可能性を確認する。</p> <p>10.1.1.5.2 蓄電池（非常用） 蓄電池（非常用）は、定期的に巡視点検を行い、機器の健全性や、浮動充電状態にあること等を確認する。</p>	<p>10.1.1.5 試験検査</p> <p>10.1.1.5.1 ディーゼル発電機</p> <p>(1) 手動起動試験 ディーゼル発電機は、定期的に手動で起動し、非常用高圧母線に接続して、定格負荷をかけた状態で、健全性を確認する。</p> <p>(2) 自動起動試験 発電用原子炉停止時に、非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号を模擬し、信号発信後 10 秒以内に電圧が確立することを確認する。</p> <p>10.1.1.5.2 蓄電池（非常用） 蓄電池（非常用）は、定期的に巡視点検、電解液面の検査と補水、電解液の比重とセル電圧の測定及び浮動充電電圧の測定を行い、機器の健全性や、浮動充電状態にあることを確認する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>設備名称の相違（D／G）</p> <p>【女川】</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>ディーゼル発電機の起動時間の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池）</p> <p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.1.6 手順等</p> <p>(1) タンクローリーによる輸送に関する手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 待機除外時を含めたタンクローリーの台数、容量及び保管場所について、適正に管理する。</p> <p>(3) 想定される自然現象により、タンクローリーの燃料輸送ルートの除雪、除灰及び土砂撤去作業が必要になった場合は、整備した手順により的確に作業を実施する。</p> <p>(4) タンクローリー全台損傷時に外部電源喪失が重畠する場合、必要となるディーゼル発電機片系運転を的確に実施するための手順を整備する。</p> <p>(5) タンクローリーを使用する際には、必要な危険物取扱者（乙種第4類）免許所持者、中型自動車免許所持者等の有資格者及び必要な輸送作業者を確保する。</p> <p>(6) 健全性を維持する目的で、タンクローリーについて、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ、補修作業を実施する。</p> <p>(7) タンクローリーによる輸送手順に関する教育・訓練を定期的に実施する。</p> <p>(8) タンクローリーの保守管理に関する教育を定期的に実施する。</p> <p>(9) 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。</p> <p>(10) 電気設備に係る保守管理に関する教育を行う。 【説明資料(2.2.1.3.9)】</p>		<p>10.1.1.6 手順等</p> <p>非常用電源設備は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(2) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</p>	<p>【女川】 記載の充実 ・女川の常用電源設備の記載に倣った記載としている。</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）一泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 記載表現の相違 ・常用電源設備の記載に合わせた。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3 常用電源設備</p> <p>10.3.1 概要</p> <p>設計基準対象施設は、500kV送電線のうち2回線（大飯幹線）にて、約70km離れた西京都変電所に連系し、他の2回線（第二大飯幹線）にて、約50km離れた京北開閉所に連系する。</p> <p>また、77kV送電線（大飯支線）にて、約26km離れた小浜変電所に連系する。</p> <p>上記3ルート5回線の送電線との独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である西京都変電所、京北開閉所又は小浜変電所のいずれかが停止しても、残りの変電所から電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.2)】</p> <p>なお、これら送電線は、発電所を安全に停止するために必要な電力を供給可能な容量とする。</p> <p>500kV送電線は、1回線で3号炉及び4号炉の全発生電力を送電し得る容量とすることで、1回線事故が発生しても、発電所を全出力運転できる設計とする。</p> <p>また、500kV送電線2ルート4回線の送電線が停止した場合には、77kV送電線1ルート1回線の送電線により、非常用高圧母線2母線のうち1母線へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.4.3)】</p>	<p>10.3 常用電源設備</p> <p>10.3.1 概要</p> <p>設計基準対象施設は、275kV送電線（牡鹿幹線）1ルート2回線にて、約28km離れた石巻変電所に、275kV送電線（松島幹線）1ルート2回線にて、約84km離れた宮城中央変電所に連系する。</p> <p>また、66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1ルート1回線にて、約8km離れた女川変電所及びその上流接続先である約22km離れた西石巻変電所に連系する。</p> <p>上記3ルート5回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である石巻変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、宮城中央変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。また、宮城中央変電所が停止した場合には、石巻変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>さらに、女川変電所が停止した場合には、石巻変電所又は宮城中央変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>これら送電線は、発電所を安全に停止するために必要な電力を供給可能な容量とする。</p> <p>275kV送電線4回線は、1回線停止時でも本発電所の全発生電力を送電し得る能力がある。</p>	<p>10.3 常用電源設備</p> <p>10.3.1 概要</p> <p>設計基準対象施設は、275kV送電線（泊幹線）1ルート2回線にて、約67km離れた西野変電所に、275kV送電線（後志幹線）1ルート2回線にて、約66km離れた西双葉開閉所に連系する。</p> <p>また、66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線にて、約19km離れた国富変電所に連系する設計とする。</p> <p>上記3ルート6回線の送電線の独立性を確保するため、万一、送電線の上流側接続先である西野変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、西双葉開閉所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。また、西双葉開閉所が停止した場合には、西野変電所又は国富変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。さらに、国富変電所が停止した場合には、西野変電所又は西双葉開閉所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>これら送電線は、発電所を安全に停止するために必要な電力を供給可能な容量とする。</p> <p>275kV送電線4回線は、1回線停止時でも本発電所の全発生電力を送電し得る能力がある。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所）</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電線記載範囲の相違 <p>【大飯】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の77kV送電線は、非常用高圧母線2母線のうち1母線へ電力を供給できる設計であるが、泊の66kV送電線は、非常用高圧母線2母線へ電力を供給できる設計とする。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>所内電力は通常時には、主として発電機から所内変圧器を通して受電するが、500kV送電線から所内変圧器及びN_{o.}2予備変圧器を通して受電することができる設計とする。</p> <p>所内高圧母線は、常用4母線と非常用2母線で構成する。常用4母線は所内変圧器から直接受電できるほか、N_{o.}2予備変圧器からも受電できる設計とする。</p> <p>所内低圧母線は、常用6母線、非常用4母線で構成する。常用6母線は常用高圧母線から動力用変圧器を通して受電できる設計とする。</p> <p>所内補機は、工学的安全施設の補機と一般補機とに分け、それぞれ非常用母線、常用母線に接続する。 所内補機で2台以上設置するものは非常用、常用共に各母線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。</p> <p>【説明資料(2.1.1)】</p>	<p>通常運転時には、所内電力は、主として発電機から所内変圧器を通して受電するが、275kV送電線より受電する起動変圧器を通して受電することができる。また、66kV送電線を予備電源として使用することができる。</p> <p>常用高圧母線は2母線で構成し、所内変圧器又は共通用高圧母線から受電できる設計とする。</p> <p>共通用高圧母線は2母線で構成し、起動変圧器から受電できる設計とする。</p> <p>常用低圧母線は2母線で構成し、常用高圧母線から動力変圧器を通して受電できる設計とする。</p> <p>共通用低圧母線は2母線で構成し、共通用高圧母線から動力変圧器を通して受電できる設計とする。</p> <p>所内機器で2台以上設置するものは、非常用、常用共に、各母線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。</p>	<p>通常運転時には、所内電力は、主として発電機から所内変圧器を通して受電するが、275kV送電線より受電する主要変圧器及び所内変圧器を通して又は予備変圧器を通して受電することができる。</p> <p>常用高圧母線は3母線で構成し、所内変圧器又は予備変圧器から受電できる設計とする。</p> <p>常用低圧母線は5母線で構成し、常用高圧母線から動力変圧器を通して受電できる設計とする。</p> <p>所内機器で2台以上設置するものは、非常用、常用共に、各母線に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・女川は、発電機から所内変圧器を介して所内高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機停止時は発電機負荷開閉器を開放して275kV送電線から主要変圧器及び所内変圧器を通して所内高圧母線に給電する構成である。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（変圧器） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は共通用母線なし</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊は常用の無停電電源装置を設置しているため、非常用電源設備の記載に倣った記載をしている。（女川は常用の無停電電源装置なし） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。</p>
<p>また、必要な直流電源を確保するため蓄電池を設置する。</p> <p>直流電源設備は、非常用所内電源として2系統及び常用所内電源として1系統から構成する。</p> <p>【説明資料(2.2.1.1.2)】</p>	<p>また、直流電源設備は、常用所内電源系として直流250V1系統で構成する。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】</p>	<p>また、必要な直流電源を確保するため蓄電池（常用）を設置し、安定した交流電源を必要とするものに対しては無停電電源装置を設置する。</p> <p>直流電源設備は、常用所内電源系として直流125V2系統で構成する。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】</p>	<p>【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
10.3.2 設計方針 10.3.2.1 外部電源系 重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、外部電源系を設ける。重要安全施設へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することができないよう、送電線の回線数と 特高 開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図れた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、500kV母線を2母線、77kV母線を1母線で構成する。 【説明資料(2.1.2.1)(2.1.1)】 また、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、他の関連する電気系統の機器の短絡 や 地絡 又は 母線の低電圧 や 過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。 【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】 また、変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合においては、自動（地絡や過電流による保護继電器の動作により）若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。 なお、1相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡回点検を1日1回実施することや手動による受電切替 え 時に、変圧器等の巡回点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。 【説明資料(2.1.1.2)】	10.3.2 設計方針 10.3.2.1 外部電源系 重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、外部電源系を設ける。重要安全施設へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することができないよう、送電線の回線数と 特高 開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図れた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、275kV母線を4母線、66kV母線を1母線で構成する。 【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】 また、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、他の関連する電気系統の機器の短絡 や 地絡 又は 母線の低電圧 や 過電流、変圧器1次側における1相開放故障等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。 【説明資料(2.2.1:P33条-57~87)】	10.3.2 設計方針 10.3.2.1 外部電源系 重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、外部電源系を設ける。重要安全施設へ電力を供給する電気施設は、その電力の供給が停止することができないよう、送電線の回線数と 特高 開閉所の母線数は、供給信頼度の整合が図れた設計とし、電気系統の系統分離を考慮して、275kV母線を2母線、66kV母線を1母線で構成する。 【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】 また、発電機、外部電源系、非常用所内電源系、他の関連する電気系統の機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流、変圧器1次側における1相開放故障等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。 【説明資料(2.2.1:P33条-85~116)】 さらに、変圧器1次側において3相のうち1相の電路の開放が生じ、安全施設への電力の供給が不安定になった場合においては、自動（地絡や過電流による保護继電器の動作により）若しくは手動操作で、故障箇所の隔離又は非常用母線の健全な電源からの受電へ切り替えることにより安全施設への電力の供給の安定性を回復できる設計とする。 なお、1相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡回点検を1日1回実施することや手動による受電切替時に、変圧器等の巡回点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。 【説明資料(2.2.1.2:P33条-112~116)】	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・女川は、発電機から所内変圧器を介して所内高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機停止時は発電機負荷開閉器を開放して275kV送電線から主要変圧器及び後備変圧器を通して所内高圧母線に給電する構成である。 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 電力系統構成の相違 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。 【大飯、女川】 記載表現の相違 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を反映） 【大飯】 記載表現の相違 ・大飯：受電切替え→泊：受電切替

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>外部電源系の少なくとも2回線は、それぞれ独立した送電線により電力系統に連系させるため、万一、送電線の上流側接続先である西京都変電所、京北開閉所又は小浜変電所のいずれかが停止しても、残りの変電所から電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.2)】</p> <p>少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離された設計とし、すべての送電線が同一鉄塔等に架線されない設計とすることにより、これらの原子炉施設への電力供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>さらに、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの原子炉施設への電力供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.3)(2.1.2.1.1)(2.1.2.1.2)(2.1.2.1.3)】</p> <p>当該特高開閉所から主発電機側の送受電設備は、十分な支持性能をもつ地盤に設置する。</p> <p>碍子、遮断器等は耐震性の高いものを使用する。さらに津波に対して隔離又は防護するとともに、塩害を考慮した設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.4.4)(2.1.4.4.1)(2.1.4.4.2)】</p>	<p>外部電源系の少なくとも2回線は、それぞれ独立した送電線により電力系統に連系させるため、万一、送電線の上流側接続先である石巻変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、宮城中央変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>また、宮城中央変電所が停止した場合には、石巻変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>さらに、女川変電所が停止した場合には、石巻変電所又は宮城中央変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2:P33条-88~94)】</p> <p>少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離された設計とし、全ての送電線が同一鉄塔等に架線されない設計とすることにより、これらの発電用原子炉施設への電力供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>さらに、いずれの2回線が喪失した場合においても電力系統からこれらの発電用原子炉施設への電力供給が同時に停止しない設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2:P33条-117~122)】</p> <p>開閉所及び送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。</p> <p>碍子、遮断器等は耐震性の高いものを使用する。さらに、防潮堤等により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、塩害を考慮した設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.4.2:P33条-130~157)】</p> <p>10.3.3 主要設備の仕様 主要仕様を第10.1-1表から第10.1-4表及び第10.3-1表から第10.3-4表に示す。</p>	<p>外部電源系の少なくとも2回線は、それぞれ独立した送電線により電力系統に連系させるため、万一、送電線の上流側接続先である西野変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、西双葉開閉所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>また、西双葉開閉所が停止した場合には、西野変電所又は国富変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>さらに、国富変電所が停止した場合には、西野変電所又は西双葉開閉所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.2:P33条-156~175)】</p> <p>開閉所及び送受電設備は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。</p> <p>碍子、遮断器等は耐震性の高いものを使用する。さらに、防潮堤等により津波の影響を受けないエリアに設置するとともに、塩害を考慮した設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.4.2:P33条-156~175)】</p> <p>10.3.3 主要設備の仕様 主要仕様を第10.1.1表、第10.1.2表、第10.1.4表、第10.1.5表及び第10.3.1表から第10.3.4表に示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：全て→泊；すべて <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【記載表現の相違】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：もつ→泊；持つ <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 図表番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号は相違するが、同種設備の表を示している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.3 主要設備</p> <p>10.3.3.1 送電線（1号、2号、3号及び4号炉共用、非常用電源設備と兼用）</p> <p>発電所は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、第10.3.1図に示すとおり、送受電可能な500kV送電線（大飯幹線及び第二大飯幹線）2ルート4回線及び受電専用の回線として77kV送電線（大飯支線）1ルート1回線の合計3ルート5回線で電力系統に連系する。</p> <p>500kV送電線のうち2回線（大飯幹線）は、約70km離れた西京都変電所に連系し、他の2回線（第二大飯幹線）は、約50km離れた京北開閉所に連系する。</p> <p>また、77kV送電線（大飯支線）にて、約26km離れた小浜変電所に連系する。</p> <p>万一、送電線の上流側接続先である西京都変電所、京北開閉所又は小浜変電所のいずれかが停止しても、残りの変電所から電力を供給することが可能な設計とする。500kV送電線への切替えは自動切替えであり、容易に実施可能である。77kV送電線への切替えは手動により実施可能である。</p> <p>【説明資料(2.1.2)】</p> <p>送電線は1回線で、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を供給できるような容量を選定するとともに、常時、重要安全施設に連系する500kV送電線は、单一故障時の影響を考慮し、4回線とする。</p> <p>【説明資料(2.1.4.1)(2.1.4.2)(2.1.4.3)】</p>	<p>10.3.4 主要設備</p> <p>10.3.4.1 送電線（1号、2号及び3号炉共用、既設、非常用電源設備と兼用）</p> <p>発電所は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、第10.3.1図に示すとおり、送受電可能な回線として275kV送電線（牡鹿幹線）1ルート2回線、275kV送電線（松島幹線）1ルート2回線及び受電専用の回線として66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1ルート1回線の合計3ルート5回線で電力系統に連系する。</p> <p>275kV送電線（牡鹿幹線）は、約28km離れた石巻変電所に、275kV送電線（松島幹線）は、約84km離れた宮城中央変電所に連系する。</p> <p>また、66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）は、約8km離れた女川変電所及びその上流接続先である約22km離れた西石巻変電所に連系する。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】</p> <p>万一、石巻変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、宮城中央変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。また、宮城中央変電所が停止した場合には、石巻変電所又は女川変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。さらに、女川変電所が停止した場合には、石巻変電所又は宮城中央変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>送電線は、1回線で重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を供給できる容量を選定するとともに、常時、重要安全施設に連系する275kV送電線は、系統事故による停電の減少を図るためにタイラインにて接続とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】</p>	<p>10.3.4 主要設備</p> <p>10.3.4.1 送電線（1号、2号及び3号炉共用、既設、非常用電源設備と兼用）</p> <p>発電所は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、第10.3.1図に示すとおり、送受電可能な回線として275kV送電線（泊幹線）1ルート2回線、275kV送電線（後志幹線）1ルート2回線及び受電専用の回線として66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線の合計3ルート6回線で電力系統に連系する設計とする。</p> <p>275kV送電線（泊幹線）は、約67km離れた西野変電所に、275kV送電線（後志幹線）は約66km離れた西双葉開閉所に連系する。</p> <p>また、66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））は約19km離れた国富変電所に連系する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】</p> <p>万一、西野変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、西双葉開閉所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。また、西双葉開閉所が停止した場合には、西野変電所又は国富変電所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。さらに、国富変電所が停止した場合には、西野変電所又は西双葉開閉所を経由するルートで本発電所に電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>送電線は、1回線で重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を供給できる容量を選定するとともに、常時、重要安全施設に連系する275kV送電線は、系統事故による停電の減少を図るためにタイラインにて接続とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所） 【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>500kV送電系統については、短絡、地絡検出用保護装置を2系列設置することにより、多重化を図る設計とする。また、送電線両端の電気所の送電線引出口に遮断器を配置し、送電線で短絡、地絡等の故障が発生した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1.3)(2.1.1.1)】</p> <p>また、送電線1相の開放が生じた際には、500kV送電線は電力送電時、77kV送電線は、No.1予備変圧器から所内負荷へ給電している場合、保護装置による自動検知又は人的な検知（巡視点検等）を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。</p> <p>なお、1相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡視点検を1日1回実施することや手動による受電切替時に、変圧器等の巡視点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。</p> <p>【説明資料(2.1.1.2)】</p>	<p>275kV送電線については、短絡、地絡検出用保護装置を2系列設置することにより、多重化を図る設計とする。また、送電線両端の発電所及び変電所の送電線引出口に遮断器を配置し、送電線で短絡、地絡等の故障が発生した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、送電線1相の開放が生じた際には、275kV送電線は送受電時、66kV送電線は受電している場合、保護装置による自動検知又は人的な検知（巡視点検等）を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。</p> <p>なお、1相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡視点検を1日1回実施することや手動による受電切替時に、変圧器等の巡視点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。</p> <p>【説明資料(2.2.1.1:P33条-57~82)】</p>	<p>275kV送電線については、短絡、地絡検出用保護装置を2系列設置することにより、多重化を図る設計とする。また、送電線両端の発電所、変電所及び開閉所の送電線引出口に遮断器を配置し、送電線で短絡、地絡等の故障が発生した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、送電線1相の開放が生じた際には、275kV送電線は送受電時、66kV送電線は受電している場合、保護装置による自動検知又は人的な検知（巡視点検等）を加えることで、一部の保護継電器等による検知が期待できない箇所の1相開放故障の発見や、その兆候を早期に発見できる可能性を高めることとしている。</p> <p>なお、1相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡視点検を1日1回実施することや手動による受電切替時に、変圧器等の巡視点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。</p> <p>【説明資料(2.2.1.1:P33条-85~111)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：受電切替え→泊；受電切替

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準対象施設に連系する 500kV 送電線（大飯幹線及び第二大飯幹線）4回線と 77kV 送電線（大飯支線）1回線は、同一の送電鉄塔に架線しないよう、それぞれに送電鉄塔を備える。</p> <p>また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜の崩壊による被害の最小化を図るために、鉄塔基礎の安定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、台風等による強風発生時の事故防止対策を図ることにより、外部電源系からの電力供給が同時に停止することはない。</p> <p>さらに、500kV 送電線（大飯幹線及び第二大飯幹線）と 77kV 送電線（大飯支線及び小浜線）の交差箇所の離隔距離については、必要な絶縁距離を確保する。</p> <p>これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線は、互いに物理的に分離した設計である。</p> <p>送電線の設備仕様の概略を第10.3.1表に示す。また、送電系統図を第10.3.1図に示す。</p> <p>【説明資料(2.1.3)】</p>	<p>設計基準対象施設に連系する 275kV 送電線（牡鹿幹線）1ルート2回線と 275kV 送電線（松島幹線）1ルート2回線及び 66kV 送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1ルート1回線は、同一の送電鉄塔に架線しないよう、それぞれに送電鉄塔を備える。</p> <p>【説明資料 (2.2.3.1 : P33 条-95~113)】</p> <p>また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜の崩壊による被害の最小化を図るために、鉄塔基礎の安定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、台風等による強風発生時又は冬期の着氷雪による事故防止対策を図ることにより、外部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計とする。</p> <p>さらに、275kV 送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）と 66kV 送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）の接近・交差・併架箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、全ての送電線が同時に機能喪失しない絶縁距離及び水平距離を確保する設計とし、水平距離が満足できない場合は、電線の張力方向によって全ての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔の配置となる設計とする。</p> <p>これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線は、互いに物理的に分離した設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.3.2 : P33 条-114~123)】</p>	<p>設計基準対象施設に連系する 275kV 送電線（泊幹線）1ルート2回線と 275kV 送電線（後志幹線）1ルート2回線及び 66kV 送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線は、同一の送電鉄塔に架線しないよう、それぞれに送電鉄塔を備える設計とする。66kV 送電線（泊地中支線）は地中に埋設する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.2.3.1 : P33 条-123~140)】</p> <p>また、送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地の崩壊による被害の最小化を図るために、鉄塔基礎の安定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止するとともに、台風等による強風発生時又は冬期の着氷雪による事故防止対策を図ることにより、外部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計とする。</p> <p>さらに、275kV 送電線（泊幹線及び後志幹線）と 66kV 送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））の交差・近接箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、すべての送電線が同時に機能喪失しない絶縁距離及び水平距離を確保する設計とする。</p> <p>これらにより、設計基準対象施設に連系する送電線は、互いに物理的に分離した設計である。</p> <p>【説明資料 (2.2.3.2 : P33 条-141~150)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>・泊の 66kV 送電線は、泊支線の一部を地中に埋設するとともに、泊支線地中部から分岐した泊地中支線をケーブル引込みにより 66kV 開閉所（後備用）に接続する計画としている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線）</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電線記載範囲の相違 ・泊は架空送電線のみ（泊地中支線は地中線のため除外）の記載としている。 <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯、女川：急傾斜→泊：急傾斜地 ・女川：接近→泊：近接 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：全て→泊：すべて <p>【大飯】 設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は交差箇所の対象送電線として大飯支線の分岐元の送電線である小浜線を記載しているのに對して、泊は前段から泊支線及び茅沼線を含めた記載としている。 <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は送電鉄塔の水平距離が確保できない場合は電線の張力方向によって全ての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔配置としているのに對して、泊は送電鉄塔の水平距離を確保する設計としている。全ての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔配置としているという点において同等である。 ・泊は併架箇所なし

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.3.2 特高開閉所（1号、2号、3号及び4号炉共用）</p> <p>特高開閉所は、第10.3.2図に示すように、500kV送電線と主変圧器及びN.o. 2予備変圧器並びに77kV送電線とN.o. 1予備変圧器を連系するそれぞれの遮断器、断路器、避雷器、計器用変圧器、計器用変流器及び500kV母線等から構成する。</p> <p>故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる。</p> <p>また、特高開閉所は地盤の不等沈下や傾斜等が起きないような十分な支持性能をもつ場所に設置し、かつ津波の影響を考慮する。</p> <p>碍子、遮断器は耐震性の高い懸垂碍子及びガス絶縁機器を使用する。</p> <p>また、塩害を考慮し、碍子に対しては、碍子洗浄装置を設置し、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する。</p> <p>特高開閉所機器の設備仕様の概略を第10.3.2表に示す。</p> <p>【説明資料(2.1.4.4)(2.1.4.4.1)(2.1.4.4.2)】</p>	<p>10.3.4.2 開閉所（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <p>275kV開閉所は、第10.3-2図に示すように、275kV送電線と主変圧器及び起動変圧器を連系する遮断器、断路器、275kV母線等で構成する。</p> <p>66kV開閉所は、66kV送電線と予備変圧器を連系する遮断器、断路器、66kV母線等で構成する。</p> <p>故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、開閉所は地盤が不等沈下や傾斜等が起きないよう十分な支持性能を持つ場所に設置し、かつ津波の影響を考慮する。</p> <p>遮断器等は耐震性の高いガス絶縁開閉装置を使用する。</p> <p>塩害を考慮し、275kV送電線引留部の碍子に対しては、碍子洗浄できる設計とし、遮断器等に対しては、電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する。</p> <p>【説明資料(2.2.4.2:P33条-130~157)】</p>	<p>10.3.4.2 開閉所（275kV開閉所（1号、2号及び3号炉共用、既設）、66kV開閉所（後備用））</p> <p>275kV開閉所は、第10.3.2図に示すように、275kV送電線と主変圧器及び予備変圧器を連系する遮断器、断路器、避雷器、計器用変圧器、計器用変流器、275kV母線等で構成する。</p> <p>66kV開閉所（後備用）は、66kV送電線と後備変圧器を連系する遮断器、断路器、避雷器、計器用変圧器、計器用変流器、66kV母線等で構成する設計とする。</p> <p>故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、開閉所は地盤の不等沈下や傾斜等が起きないよう十分な支持性能を持つ場所に設置し、かつ津波の影響を考慮した設計とする。</p> <p>碍子、遮断器等は耐震性の高い懸垂碍子及びガス絶縁開閉装置を使用する設計とする。</p> <p>塩害を考慮し、開閉所を塩害の影響の小さい陸側後背地へ設置するとともに、送電線引留部の碍子に対しては、遮風建屋内に絶縁性能の高いポリマー碍管を設置し、遮断器等に対しては電路がタンクに内包されているガス絶縁開閉装置を採用する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.2.4.2:P33条-156~175)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV開閉所（後備用）は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。） 【大飯、女川】 設備名称の相違（変圧器） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 ・大飯及び女川は碍子洗浄装置を設置しているが、泊は275kV開閉所を塩害の影響の小さい標高85mの陸側後背地へ設置するとともに、275kV送電線引留部の碍子に対しては、遮風建屋内に絶縁性能の高いポリマー碍管の設置により塩害を考慮した設計としている。また、ポリマー碍管の漏れ電流測定により汚損の状態を監視することにより、碍子洗浄装置による定期洗浄を不要としている。塩害を考慮した設計とする点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.3 発電機及び励磁装置</p> <p>発電機は約 1,310,000kVA、約 1,800rpm の蒸気タービンに直結された横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・固定子水冷却・回転子水素内部冷却・同期交流発電機で励磁機はプラシレス励磁機である。</p> <p>発電機及び励磁機の設備仕様の概略を第 10.3.3 表に示す。</p>	<p>10.3.4.3 発電機及び励磁装置</p> <p>発電機は、約 920,000kVA、1,500rpm で蒸気タービン直結の横軸円筒回転界磁形、回転子水素直接冷却、固定子水直接及び水素間接冷却、3 相交流同期発電機で励磁装置はサイリスタ方式である。</p> <p>発電機及び励磁装置の設備仕様を第 10.3-3 表に示す。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-48~52)】</p>	<p>10.3.4.3 発電機及び励磁装置</p> <p>発電機は約 1,020,000kVA、約 1,500min⁻¹ の蒸気タービン直結の横置・円筒回転界磁形・全閉自力通風・三相同期交流発電機で励磁装置はプラシレス励磁方式である。発電機の回転子は水素ガス内部冷却で、固定子は水及び水素ガスで冷却する。</p> <p>また、発電機主回路には、発電機負荷開閉器を設置する。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-77~80)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 ・泊は発電機負荷開閉装置について記載している。（大飯は第 10.3.3 表に記載している。女川は設置していない。）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.3.4 主要変圧器 大飯発電所3号炉及び4号炉では、次のような主要変圧器を使用する。 主変圧器 ・・・ 発電機電圧 (24kV) を送電線電圧 (500kV) に昇圧する。</p> <p>所内変圧器 ・・・ 発電機電圧 (24kV) を所内高圧母線電圧 (6.9kV) に降圧する。 No. 2 予備変圧器 ・・・ 送電線電圧 (500kV) を所内高圧母線電圧 (6.9kV) に降圧する。</p> <p>No. 1 予備変圧器 ・・・ 送電線電圧 (77kV) を所内高圧母線電圧 (6.9kV) に降圧する。</p> <p>発電所の発生電力は、主変圧器から 500kV 送電線へ送電する。 常用高圧母線は、通常運転時発電機から所内変圧器を通して受電し、起動停止時には 500kV 送電線から所内変圧器又は No. 2 予備変圧器を通して受電する。</p> <p>また、非常用高圧母線は 500kV 送電線から No. 2 予備変圧器又は所内変圧器を通して受電する。なお、500kV 送電線停電の場合には、ディーゼル発電機により、発電所を安全に停止するために必要な電力を受電することができる。さらに、ディーゼル発電機が使用できない場合には、遮断器を手動投入することにより、非常用高圧母線は 77kV 送電線から No. 1 予備変圧器を通して、発電所を安全に停止するために必要な電力を受電することができる。</p> <p>主要変圧器の設備仕様の概略を第10.3.4表に示す。 【説明資料(2.1.1)】</p>	<p>10.3.4.4 変圧器 本発電用原子炉施設では、次のような変圧器を使用する。 主変圧器 ・・・ 発電機電圧 (17kV) を 275kV 開閉所電圧 (275kV) に昇圧する。</p> <p>所内変圧器 ・・・ 発電機電圧 (17kV) を所内高圧母線電圧 (6.9kV) に降圧する。</p> <p>起動変圧器 ・・・ 275kV 開閉所電圧 (275kV) を所内高圧母線電圧 (6.9kV) に降圧する。</p> <p>動力変圧器 ・・・ 所内高圧母線電圧 (6.9kV) を所内低圧母線電圧 (460V) に降圧する。</p> <p>予備変圧器 ・・・ 66kV 開閉所電圧 (66kV) を所内高圧母線電圧 (6.9kV) に降圧する。（1号、2号及び3号炉共用、既設）</p> <p>発電機の発生電力は、主変圧器を通して 275kV 開閉所に送る。</p> <p>所内電力は、通常運転時は発電機から 2台の所内変圧器を通して供給するが、発電用原子炉の起動又は停止中は、275kV 開閉所から 1台の起動変圧器を通して供給する。</p> <p>なお、66kV 送電線は、予備変圧器を通して受電する。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-48~52)】</p>	<p>10.3.4.4 変圧器 本発電用原子炉施設では、次のような変圧器を使用する。 主変圧器 ・・・ 発電機並列中は、発電機電圧 (21kV) を 275kV 開閉所電圧 (275kV) に昇圧する。また、発電機解列中は、275kV 開閉所電圧 (275kV) を発電機電圧 (21kV) に降圧する。</p> <p>所内変圧器 ・・・ 発電機電圧 (21kV) を所内高圧母線電圧 (6.6kV) に降圧する。</p> <p>予備変圧器 ・・・ 275kV 開閉所電圧 (275kV) を所内高圧母線電圧 (6.6kV) に降圧する。</p> <p>動力変圧器 ・・・ 所内高圧母線電圧 (6.6kV) を所内低圧母線電圧 (440V) に降圧する。</p> <p>後備変圧器 ・・・ 66kV 開閉所電圧 (66kV) を所内高圧母線電圧 (6.6kV) に降圧する。</p> <p>発電機の発生電力は、主変圧器を通して 275kV 開閉所に送る。</p> <p>所内電力は、通常運転時は発電機から 1台の所内変圧器を通して又は 275kV 開閉所から予備変圧器を通して供給するが、発電用原子炉の起動又は停止中は、275kV 開閉所から 1台の主変圧器及び所内変圧器を通して又は予備変圧器を通して供給する。</p> <p>また、66kV 送電線は、後備変圧器を通して受電する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-77~80)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の 66kV 送電線は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変圧器） 【女川】 設備の相違 ・女川の所内変圧器を 2台設置しているのにに対して、泊は 1台設置している。 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・女川は、発電機から所内変圧器を介して所内高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機停止時は発電機負荷開閉器を開閉して 275kV 送電線から主変圧器及び所内変圧器を通して所内高圧母線に給電できる構成である。 【大飯】 記載方針の相違 ・大飯の記載は非常用電源設備に係るものであり、女川、泊は非常用電源設備側に記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.3.5 所内高圧系統 所内高圧系統を、第10.1.1図に示す。常用高圧母線は、次の4母線で構成する。 常用高圧母線 (4-C1, 4-C2, 4-D1, 4-D2) 所内変圧器から受電するとともにN.o. 2予備変圧器から受電できる母線</p> <p>これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開閉装置で構成し遮断器にはSF₆ガス遮断器を使用する。故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる。</p> <p>常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、タービン建屋内に設置する。</p> <p>常用高圧母線には、通常運転時に必要な負荷を振り分け、起動時は所内変圧器から給電する。また、常用高圧母線は所内変圧器の停止時にN.o. 2予備変圧器に切り替える。</p> <p>メタルクラッド開閉装置の設備仕様の概略を第10.1.1表に示す。</p> <p>【説明資料(2.1.1)】</p>	<p>10.3.4.5 所内高圧系統 常用の所内高圧系統は、6.9kVで第10.1.1図に示すように常用2母線、共用2母線で構成する。 常用高圧母線……… 所内変圧器又は共用高圧母線から受電する母線</p> <p>共用高圧母線……… 起動変圧器から受電する母線</p> <p>これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開閉装置で構成し、遮断器には真空遮断器を使用する。故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる。</p> <p>常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、制御建屋内に設置する。</p> <p>常用高圧母線には、通常運転時に必要な負荷を振り分け、これらの母線は、発電用原子炉の起動又は停止中は、母線連絡遮断器を通して共用高圧母線から受電するが、発電機が同期し、並列した後は所内変圧器から受電する。</p> <p>常用高圧母線への電力は、発電機負荷遮断後しばらくは供給される。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33条-48~52)】</p>	<p>10.3.4.5 所内高圧系統 常用の所内高圧系統は、6.6kVで第10.1.1図に示すように常用3母線で構成する。 常用高圧母線 (6-C1, 6-C2, 6-D) 所内変圧器又は予備変圧器から受電する母線</p> <p>これらの母線は、母線ごとに一連のメタルクラッド開閉装置で構成し、遮断器には真空遮断器を使用する。故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>常用高圧母線のメタルクラッド開閉装置は、電気建屋内に設置する。</p> <p>常用高圧母線には、通常運転時に必要な負荷を振り分け、これらの母線は、通常時は、所内変圧器から受電するが、所内変圧器から受電できなくなった場合には、予備変圧器から受電する。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33条-77~80)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 設備の相違 ・大飯は共用高圧母線を通して常用高圧母線に給電するのに対して、泊は大飯と同様に直接変圧器から常用高圧母線に給電する構成である。 【女川】 設備の相違 ・泊は共用高圧母線なし 【大飯】 設備の相違 ・使用する遮断器の種類に相違はあるが、必要な遮断能力を有するという点において同等である。 ・大飯: SF₆ガス遮断器→泊: 真空遮断器 【大飯、女川】 記載表現の相違 ・泊は、非常用電源設備の記載に合わせて「設計とする」と記載している。 建屋名称の相違 ・大飯: タービン建屋→女川: 制御建屋→泊: 電気建屋 設備名称の相違（送電線、変圧器） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） ・女川は、発電機から所内変圧器を介して所内高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機停止時は発電機負荷開閉器を開放して275kV送電線から主変圧器及び所内変圧器を通して所内高圧母線に給電する構成である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.3.6 所内低圧系統 所内低圧系統を第10.1.1図に示す。常用低圧母線は、次の6母線で構成する。 常用低圧母線 (3-C1, 3-C2, 3-D1, 3-D2, 3-E1) 常用高圧母線から受電できる母線 共通母線 (3-E2) 常用高圧母線から受電できる母線 これらの母線は、一連のキュービクルで構成し、遮断器は気中遮断器を使用する。故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することにより、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 常用低圧母線のパワーセンタは、タービン建屋内に設置する。 パワーセンタの設備仕様の概略を第10.1.2表に示す。</p>	<p>10.3.4.6 所内低圧系統 常用の所内低圧系統は、460Vで第10.1-1図に示すように常用2母線並びに共通用2母線で構成する。 常用低圧母線……… 常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する母線 共通用低圧母線……… 共通用高圧母線から動力変圧器を通して受電する母線 これらの母線は、母線ごとに一連のキュービクルで構成し、遮断器は気中遮断器を使用する。故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる。 常用低圧母線のパワーセンタは、制御建屋内に設置する。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-48~52)】</p>	<p>10.3.4.6 所内低圧系統 常用の所内低圧系統は、440Vで第10.1.1図に示すように常用5母線で構成する。 常用低圧母線 (4-C1, 4-C2, 4-D1, 4-D2, 4-E) 常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する母線 これらの母線は、母線ごとに一連のキュービクルで構成し、遮断器は配線用遮断器を使用する。故障を検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。 常用低圧母線のパワーコントロールセンタは、電気建屋内に設置する。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-77~80)】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯, 女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 【女川】 設備の相違 ・泊は共通用低圧母線なし 【大飯, 女川】 設備の相違、設備名称の相違 ・使用する遮断器の種類に相違はあるが、必要な遮断能力を有するという点において同等である。 ・大飯：気中遮断器（パワーセンタ）→女川：気中遮断器（パワーセンタ）→泊：配線用遮断器（パワーコントロールセンタ） 【大飯, 女川】 建屋名称の相違 ・大飯：タービン建屋→女川：制御建屋→泊：電気建屋 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
	<p>10.3.4.7 所内機器 所内機器で2台以上設置するものは、単一の所内母線の故障があっても、全部の機器電源が喪失しないよう2母線以上に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-48~52)】</p>	<p>10.3.4.7 所内機器 所内機器で2台以上設置するものは、単一の所内母線の故障があっても、全部の機器電源が喪失しないよう2母線以上に分割接続し、所内電力供給の安定を図る。</p> <p>【説明資料 (2.1.1 : P33 条-77~80)】</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.3.7 直流電源設備</p> <p>直流電源設備は、第10.1.3図に示すように、蓄電池（安全防護系用）2組に加え、蓄電池（一般用）1組の合計3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流き電盤等で構成する。</p> <p>直流母線は125Vであり、うち蓄電池（一般用）1組の電源の負荷は、タービン発電機及び発電機関係の継電器、タービンの非常用油ポンプ、発電機の非常用密封油ポンプ、電磁弁等である。</p> <p>3組の蓄電池は、据置型蓄電池で独立したものであり、蓄電池（一般用）1組は常用低圧母線に接続された充電器で浮動充電する。</p> <p>直流電源装置の設備仕様の概略を第10.1.3表に示す。</p> <p>【説明資料(2.2.1.1.2)】</p>	<p>10.3.4.8 直流電源設備</p> <p>常用直流電源設備は第10.1-3図に示すように、常用所内電源系として、直流250V 1系統から構成する。</p> <p>常用所内電源系の直流250V系統は、非常用低圧母線に接続される充電器1個、緊急用低圧母線に接続される充電器1個、蓄電池1組等を設ける。</p> <p>これら全ての蓄電池は、充電器により浮動充電される。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】</p>	<p>10.3.4.8 直流電源設備</p> <p>常用直流電源設備は、第10.1.3図に示すように、常用所内電源系として、直流125V 2系統（C1系、C2系）から構成する。</p> <p>常用所内電源系の直流125V系統は、非常用低圧母線に接続される充電器2台、蓄電池（常用）2組、直流コントロールセンタ2台等を設ける。</p> <p>直流母線は125Vであり、うち蓄電池（常用）2組の電源の負荷は、常用の計装用インバータ（無停電電源装置）、タービンの非常用油ポンプ、発電機の非常用密封油ポンプ、電磁弁等である。</p> <p>これらすべての蓄電池は、据置型蓄電池で独立したものであり、非常用低圧母線に接続された充電器により浮動充電される。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 <p>【大飯】設備名称の相違（蓄電池） <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：蓄電池（一般用）→泊：蓄電池（常用） </p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：直流き電盤→泊：直流コントロールセンタ <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯、女川】・負荷名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：全て→泊：すべて <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 <p>【女川】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：計測母線→泊：計装用交流母線、計装用後備母線 <p>【大飯】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：計装用電源（無停電電源装置）→泊：計装用インバータ（無停電電源装置） <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>記載の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は非常用電源設備の記載に倣った記載としている。
<p>10.3.3.8 計測制御用電源設備</p> <p>計測制御用電源設備は、第10.1.4図に示すように常用として計装用交流母線10母線（内2母線は、3号及び4号炉共用）及び計装用後備母線5母線、また、非常用として計装用交流母線8母線で構成し、母線電圧は115V及び100Vである。</p> <p>常用の計測制御用電源設備は、非常用低圧母線又は常用低圧母線に接続する計装用電源（無停電電源装置）等で構成する。</p> <p>計測制御用電源設備の設備仕様の概略を第10.1.4表に示す。</p>	<p>10.3.4.9 計測制御用電源設備</p> <p>常用の計測制御用電源設備は、第10.1-4図に示すように、計測母線1母線で構成する。母線電圧は120Vである。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】</p>	<p>10.3.4.9 計測制御用電源設備</p> <p>常用の計測制御用電源設備は、第10.1.4図に示すように、計装用交流母線100V 8母線及び計装用後備母線100V 5母線で構成する。</p> <p>計装用交流母線は、常用の計装用インバータ（無停電電源装置）又は計装用定電圧装置から、計装用後備母線は、常用の計装用後備定電圧装置又は計装用後備変圧器から給電する。</p> <p>常用の計装用インバータ（無停電電源装置）は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失により交流入力が喪失しても、常用直流電源設備である蓄電池（常用）から電力が供給されることにより、常用の計装用インバータ（無停電電源装置）内の変換器を介し直流を交流へ変換し、計装用交流母線に対し電力供給を確保する。</p> <p>なお、常用の計装用交流母線のうち3母線は、非常用低圧母線に接続された計装用後備定電圧装置から、2母線は、非常用低圧母線に接続された計装用後備変圧器からも給電できる。</p> <p>【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 <p>【女川】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：計測母線→泊：計装用交流母線、計装用後備母線 <p>【大飯】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：計装用電源（無停電電源装置）→泊：計装用インバータ（無停電電源装置） <p>【女川】記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>記載の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は非常用電源設備の記載に倣った記載としている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.3.9 制御棒駆動装置用電源設備 制御棒駆動装置用電源設備は、M-Gセットを使用する。 M-Gセットは、100%容量のものを2台備え、各々別個に440V母線から給電する。また、モータにはフライホイールを取り付け、瞬間的な電力変動による発電機出力のじょう乱を極力抑制し、制御棒駆動装置用電源の確保を図る。</p> <p>10.3.3.10 作業用電源設備 作業用電源としてはパワーセンタ及び所内コントロールセンターから変圧器を通して、交流200V及び100Vに変圧し、給電する。 また、分電盤、スイッチ、コンセント等を所要場所に設置する。</p> <p>10.3.3.11 電線路 動力回路、制御回路、計装回路のケーブルは、それぞれ相互に電気的・物理的分離を図るために、適切な離隔距離又は必要に応じて隔壁を設けたケーブルトレイ及びコンジット（電線貫通部を含む。）を使用して敷設する。 特にケーブルトレイ等が隔壁を貫通する場合は、火災対策上隔壁効果を減少させないような構造とする。</p> <p>10.3.3.12 事故時母線切替 通常時は500kV送電線4回線を使用して運転するが、500kV送電線1回線事故時でも残りの3回線で発電所の発生電力を送電し得る容量がある。 【説明資料(2.1.2)(2.1.4.3)】</p> <p>万一、電気系統の短絡や地絡、母線の低電圧や過電流等が発生した場合も、それらを検知できる設計としており、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1.1)】</p>	<p>10.3.4.10 ケーブル及び電線路 動力回路、制御回路、計装回路のケーブルは、それぞれ相互に分離したケーブルトレイ、電線管を使用して敷設する。 また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材料には不燃性材料又は難燃性材料のものを使用する設計とする。 さらに、ケーブルトレイ等が障壁を貫通する場合は、火災対策上、障壁効果を減少させないような構造とする。また、原子炉格納容器貫通部は、原子炉冷却材喪失時の環境条件に適合するものを使用する。 【説明資料(2.1.1:P33条-48~52)】</p> <p>10.3.4.11 母線切替 通常運転時は、275kV送電線4回線を使用して運転するが、275kV送電線1回線停止時でも本発電所の全発生電力を送電し得る容量がある。</p> <p>外部電源、常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p> <p>【説明資料(2.1.1.1)】</p>	<p>10.3.4.10 制御棒駆動装置用電源設備 制御棒駆動装置用電源設備は、M-Gセットを使用する。 M-Gセットは、100%容量のものを2台備え、各々別個に440V常用低圧母線から給電する。また、モータにはフライホイールを取り付け、瞬間的な電力変動による発電機出力のじょう乱を極力抑制し、制御棒駆動装置用電源の確保を図る。</p> <p>10.3.4.11 作業用電源設備 作業用電源としては440V常用低圧母線から変圧器を通して、交流200V及び100Vに変圧し、給電する。 また、分電盤、スイッチ、コンセント等を所要場所に設置する。</p> <p>10.3.4.12 ケーブル及び電線路 動力回路、制御回路及び計装回路のケーブルは、それぞれ相互に分離したケーブルトレイ、電線管を使用して敷設する。 また、これらのケーブル、ケーブルトレイ、電線管材料には不燃性材料又は難燃性材料のものを使用する設計とする。 さらに、ケーブルトレイ等が障壁を貫通する場合は、火災対策上、障壁効果を減少させないような構造とする。また、格納容器電線貫通部は、原子炉冷却材喪失時の環境条件に適合するものを使用する。 【説明資料(2.1.1:P33条-77~80)】</p> <p>10.3.4.13 母線切替 通常運転時は、275kV送電線4回線を使用して運転するが、275kV送電線1回線停止時でも本発電所の全発生電力を送電し得る容量がある。</p> <p>発電機、外部電源、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できる構成とする。</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 設備名称の相違 ・大飯：440V母線→泊：440V常用低圧母線</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 設備名称の相違 ・大飯：パワーセンタ及び所内コントロールセンター→泊：440V常用低圧母線</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載表現の相違 【大飯、女川】 記載表現の相違 ・大飯：電線貫通部→女川：原子炉格納容器貫通部→泊：格納容器電線貫通部</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 記載の充実 ・泊は非常用電源設備の記載に倣った記載をしている。 【大飯、女川】 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(1) N o. 2 予備変圧器 (500kV系) への切替え 所内変圧器から受電している常用高圧母線は主変圧器停止時にはN o. 2 予備変圧器に切替えを行う。	(1) 275kV系への切替 常用高圧母線は、通常運転時は発電機から所内変圧器を通して電力を供給するが、所内変圧器回路の故障時又は発電用原子炉の停止時には、起動変圧器を通して受電するように切り替える。 本切替は自動又は中央制御室での手動操作であり容易に実施可能である。 【説明資料 (2.2.1.2 : P33条-83~87)】	(1) 予備変圧器への切替 常用高圧母線は、通常運転時は発電機から所内変圧器を通して、発電用原子炉の停止時は275kV送電線より受電する主変圧器及び所内変圧器を通して電力を供給するが、所内変圧器回路の故障時には、予備変圧器を通して受電するように切り替える。 本切替は自動又は中央制御室での手動操作であり容易に実施可能である。 【説明資料 (2.2.1.2 : P33条-112~116)】	<ul style="list-style-type: none"> 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・女川は、発電機から所内変圧器を介して所内高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機停止時は発電機負荷開閉器を開放して275kV送電線から主変圧器及び所内変圧器を通して所内高圧母線に給電する構成である。
10.3.4 主要仕様 主要仕様を第10.1.1表から第10.1.4表及び第10.3.1表から第10.3.4表に示す。			<ul style="list-style-type: none"> 【大飯】 記載箇所の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川と同様に設備仕様を10.3.3項に記載している。
10.3.5 試験検査 10.3.5.1 蓄電池 蓄電池は、定期的に電解液面の検査と補水、電解液の比重とセル電圧の測定及び浮動充電電圧の測定を行い、健全性を確認する。	10.3.5 試験検査 10.3.5.1 蓄電池（常用） 蓄電池（常用）は、定期的に巡回点検を行い、機器の健全性や、浮動充電状態にあること等を確認する。	10.3.5 試験検査 10.3.5.1 蓄電池（常用） 蓄電池（常用）は、定期的に巡回点検、セル電圧の測定及び浮動充電電圧の測定を行い、機器の健全性や、浮動充電状態にあること等を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 設備名称の相違（蓄電池） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯】 設備の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の蓄電池（一般用）は電解液の入ったペント形鉛蓄電池であるのに対して、泊の蓄電池（常用）は流動する電解液がない制御弁式蓄電池であるため電解液面の検査等が不要である。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.3.6 手順等</p> <p>(1) 外部電源系統切替えを実施する際は、手順を定め、給電操作指令伝票等を活用し、給電運用担当箇所と連携を図り実施する。</p> <p>(2) 電気設備の塩害を考慮し、定期的に碍子洗浄操作を実施する。また、碍子の汚損が激しい場合は、臨時に碍子洗浄操作を実施する。</p> <p>(3) 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</p> <p>(4) 上記(3)対応の1相開放故障が検知されない状態において、安全系機器に悪影響が生じた場合にも、運転員がそれを認知し、適切な対応を行えるよう手順書等を整備し、運転員に対して定期的に教育を実施する。</p> <p>(5) 変圧器等の巡視点検を1日1回実施する。また、手動による受電切替え時には、変圧器等の巡視点検を実施する。</p> <p>(6) 電気設備に要求される機能を維持するため、日常点検、定期点検により適切な保守管理を行うとともに、故障時においては補修を行う。</p> <p>(7) 外部電源系統切替操作に関する教育・訓練を実施する。</p> <p>(8) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</p>	<p>10.3.6 手順等</p> <p>常用電源設備は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 電気設備の塩害を考慮し、定期的に碍子洗浄操作を実施する。また、碍子の汚損が激しい場合は、臨時に碍子洗浄操作を実施する。</p> <p>(2) 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</p> <p>(3) 変圧器1次側における1相開放事故象への対応として、送電線は複数回線との接続を確保し、送電線引留部の巡視点検を実施する。</p>	<p>10.3.6 手順等</p> <p>常用電源設備は、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 外部電源系統切替を実施する際は、手順を定め、給電運用担当箇所と連携を図り確実に操作を実施する。</p> <p>(2) 電気設備の塩害による汚損、劣化を監視するためポリマー碍管の漏れ電流測定を実施する。また、碍子の汚損が激しい場合は、碍子の清掃を実施する。</p> <p>(3) 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離又は非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替えを実施する。</p> <p>(4) 変圧器1次側における1相開放事故象への対応として、送電線は複数回線との接続を確保し、送電線引留部の巡視点検を実施する。</p> <p>(5) 電気設備に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(6) 電気設備に係る保守管理に関する教育を実施する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違 ・大飯及び女川は碍子洗浄装置を設置しているが、泊は275kV開閉所を塩害の影響の小さい標高85mの陸側後背地へ設置するとともに、275kV送電線引留部の碍子に対しては、遮風建屋内に絶縁性能の高いポリマー碍管の設置により塩害を考慮した設計としている。また、ポリマー碍管の漏れ電流測定により汚損の状態を監視することにより、碍子洗浄装置による定期洗浄を不要としている。塩害を考慮した設計とする点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の設備仕様 (1/2)				第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置 (高圧母線) の主要機器仕様				第10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の主要仕様 (1/2)				
構成及び仕様												
受電盤	き電盤	計器用変圧器盤		受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤		
型式	屋内用鋼板製単位閉鎖垂直自立形			(a)種類	閉鎖配電盤			型式	屋内用鋼板製単位閉鎖垂直自立形			【大飯、女川】
個数	約18	約58	約13	(b)個数	57			台数	16	51	10	記載表現の相違
定格電圧	6.9kV			(c)定格電圧	6.9kV			定格電圧	7.2kV			・図表名称の相違
電気方式	60Hz 3相 3線 変圧器接地式			(d)電気方式	50Hz 3相 3線 10A接地系(変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式)			電気方式	60Hz 3相 3線 変圧器接地式			・大飯：型式→女川：種類→泊：型式
電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる			(e)電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる			電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる			・大飯：個数→女川：個数→泊：台数 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。)
フィーダ引出方式	ケーブルによる			(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる			フィーダ引出方式	ケーブルによる			【大飯、女川】
母線電流容量	1,200A 2,000A 3,000A			(g)母線電流容量	約3,000A, 約1,200A			母線電流容量	3,150A 2,000A 1,200A			設備の相違
遮断器												
項目	受電用	き電用		項目	受電用	母線連絡用	負荷用	項目	受電用	き電用		
型式	SF ₆ ガス遮断器			(a)種類	真空遮断器			型式	真空遮断器			・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。
個数	約18	約71		(b)個数	9	24	55	台数	16	51		
極数	3極			(c)極数	3極			極数	3極			・適用規格の年版により絶縁に係る表現(絶縁階級／定格耐電圧)に差異があるが、必要な絶縁性能を有するという点において同等である。
操作方式	電動蓄勢バネ操作(DC125V)			(d)操作方式	電動バネ又はソレノイド投入操作(DC125V)			操作方式	バネ投入操作(DC125V)			
絶縁階級	6A号			(e)絶縁階級	6号A			定格耐電圧	定格雷インペルス耐電圧: 60kV 定格遮断時間商用周波耐電圧: 22kV			
定格電圧	7.2kV			(f)定格電圧	7.2kV			定格電圧	7.2kV			
定格電流	1,200A 2,000A 3,000A	1,200A		(g)定格電流	約3,000A, 約1,200A			定格遮断電流	3,150A 2,000A 1,200A			
遮断電流	63kA			(h)定格遮断電流	63kA			定格遮断電流	44kA			
定格遮断時間	5サイクル			(i)定格遮断時間	5サイクル			定格遮断時間	5サイクル			
引きはずし自由方式	電気的、機械的			(j)引きはずし方式	電気式、機械式			引きはずし自由方式	電気的、機械的			
投入方式	バネ式			(k)投入方式	電動バネ又はソレノイド			投入方式	バネ式			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
第10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の設備仕様 (2/2)			第10.1-2表 パワーセンタ及びモータコントロールセンタ(低圧母線)の主要機器仕様		第10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の主要仕様 (2/2)			
動力変圧器			(1)パワーセンタ 動力変圧器		動力変圧器			
項目	非常用母線用	常用母線用	項目	常用母線用	非常用母線用	項目	非常用母線用	
個数	4	8	(a)種類	三相乾式変圧器		(a)種式	屋内用3相乾式変圧器	
型式	屋内用3相乾式変圧器		(b)個数	4	2	型式	4	
冷却方式	自冷		(c)冷却方式	自冷 風冷		台数	5	
周波数	60Hz		(d)周波数	50Hz		冷却方式	自冷	
容量	2,000kVA 2,300kVA	750kVA 1,000kVA 2,000kVA 2,500kVA	(e)容量	約2,500kVA 約3,300kVA		周波数	50Hz	
結線	一次：星形 二次：三角形		(f)結線	1次：三角形 2次：三角形 1次側 6.75kV (5タップ) (7.05, 6.9, 6.75, 6.6, 6.45kV)		容量	約2,500kVA 約2,500kVA 約2,300kVA	
定格電圧	一次：6.6kV (5タップ) (6.3, 6.45, 6.6, 6.75, 6.9 kV) 二次：460V		(g)定格電圧	2次側 460V		結線	一次：星形 二次：三角形 一次：6.6kV (5タップ) (6.3, 6.45, 6.6, 6.75, 6.9 kV)	
絶縁	H種		(h)絶縁	H種		定格電圧	二次：460V	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
第10.1.2表 パワーセンタの設備仕様													
構成及び仕様													
	受電盤	母線連絡盤	き電盤	変圧器盤									
型 式	屋内用鋼板製閉鎖垂直自立形												
個 数	約 12	約 5	約 39	約 10									
定 格 電 壓	600V												
電 気 方 式	60Hz	3 相	3 線	PT 有効接地式									
電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる												
フィーダ引出方式	ケーブルによる												
母線電流容量	3,000A、4,000A（主母線）1,600A（分岐母線）												
遮断器													
項 目	受電用	母線連絡用	き電用										
型 式	低圧気中遮断器												
個 数	約 12	約 5	約 131										
極 数	3 極												
操作方 式	電動蓄勢バネ操作(DC125V)												
定 格 電 壓	600V												
定 格 電 流	1,600A 3,000A 4,000A	3,000A 4,000A	4,000A	1,600A									
遮 断 電 流 (交流分実効値)	42kA 65kA 90kA		90kA	50kA									
引きはずし自由方式	電気的、機械的												
構成及び仕様													
項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	変圧器盤									
(a)種類	閉鎖配電盤												
(b)個数	6	42	6										
(c)定格電圧	600V												
(d)電気方式	50Hz	3相	3線	非接地方式									
(e)電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる												
(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる												
(g)母線電流容量	約 5,000A												
遮断器													
項目	受電用	母線連絡用	負荷用										
(a)種類	気中遮断器												
(b)個数	6	10	99										
(c)極数	3極												
(d)操作方式	電動バネ操作(DC125V)												
(e)定格電圧	600V												
(f)定格電流	約 4,200A	約 3,200A	約 2,400A	約 1,800A	約 1,200A								
(g)定格遮断電流	100kA	85kA	80kA	70kA	63kA	50kA							
(h)引きはずし方式	電気式、機械式												
遮断器													
項目	き電用												
型 式	配線用遮断器												
個 数	127												
極 数	3 極												
操 作 方 式	交流操作(AC100V)												
定 格 電 壓	600V												
最 大 容 量	900kVA (モータ負荷 300kW)												
定 格 遮 断 電 流	50kA												
引外し自由方式	電気的、機械的												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	<p>(2)モータコントロールセンタ 動力変圧器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>非常用母線用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td><td>三相乾式変圧器</td></tr> <tr> <td>(b)個数</td><td>1</td></tr> <tr> <td>(c)冷却方式</td><td>自冷</td></tr> <tr> <td>(d)周波数</td><td>50Hz</td></tr> <tr> <td>(e)容量</td><td>約750kVA</td></tr> <tr> <td>(f)結線</td><td>1次：三角形 2次：三角形 1次側 6.9kV (5タップ) (7.2, 7.05, 6.9, 6.75, 6.6kV)</td></tr> <tr> <td>(g)定格電圧</td><td>2次側 460V</td></tr> <tr> <td>(h)絕縁</td><td>H種</td></tr> </tbody> </table> <p>構成及び仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負荷盤</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td><td>コントロールセンタ</td></tr> <tr> <td>(b)個数</td><td>10</td></tr> <tr> <td>(c)定格電圧</td><td>600V</td></tr> <tr> <td>(d)電気方式</td><td>50Hz 3相 3線 非接地方式</td></tr> <tr> <td>(e)電源引込方式</td><td>ケーブルによる</td></tr> <tr> <td>(f)フィーダ引出方式</td><td>ケーブルによる</td></tr> <tr> <td>(g)母線電流容量</td><td>800A, 400A</td></tr> </tbody> </table> <p>遮断器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>負荷用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td><td>配線用遮断器</td></tr> <tr> <td>(b)個数</td><td>45</td></tr> <tr> <td>(c)極数</td><td>3極</td></tr> <tr> <td>(d)定格電圧</td><td>550V, 500V, 460V</td></tr> <tr> <td>(e)定格電流</td><td>約225A, 約100A, 約75A, 約50A, 約30A, 約20A</td></tr> <tr> <td>(f)定格遮断電流</td><td>50kA</td></tr> <tr> <td>(g)引きはずし方式</td><td>電気式, 機械式</td></tr> </tbody> </table>	項目	非常用母線用	(a)種類	三相乾式変圧器	(b)個数	1	(c)冷却方式	自冷	(d)周波数	50Hz	(e)容量	約750kVA	(f)結線	1次：三角形 2次：三角形 1次側 6.9kV (5タップ) (7.2, 7.05, 6.9, 6.75, 6.6kV)	(g)定格電圧	2次側 460V	(h)絕縁	H種	項目	負荷盤	(a)種類	コントロールセンタ	(b)個数	10	(c)定格電圧	600V	(d)電気方式	50Hz 3相 3線 非接地方式	(e)電源引込方式	ケーブルによる	(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる	(g)母線電流容量	800A, 400A	項目	負荷用	(a)種類	配線用遮断器	(b)個数	45	(c)極数	3極	(d)定格電圧	550V, 500V, 460V	(e)定格電流	約225A, 約100A, 約75A, 約50A, 約30A, 約20A	(f)定格遮断電流	50kA	(g)引きはずし方式	電気式, 機械式		<p>【女川】</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は高圧炉心スプレイ系にモータコントロールセンタを使用している。
項目	非常用母線用																																																				
(a)種類	三相乾式変圧器																																																				
(b)個数	1																																																				
(c)冷却方式	自冷																																																				
(d)周波数	50Hz																																																				
(e)容量	約750kVA																																																				
(f)結線	1次：三角形 2次：三角形 1次側 6.9kV (5タップ) (7.2, 7.05, 6.9, 6.75, 6.6kV)																																																				
(g)定格電圧	2次側 460V																																																				
(h)絕縁	H種																																																				
項目	負荷盤																																																				
(a)種類	コントロールセンタ																																																				
(b)個数	10																																																				
(c)定格電圧	600V																																																				
(d)電気方式	50Hz 3相 3線 非接地方式																																																				
(e)電源引込方式	ケーブルによる																																																				
(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる																																																				
(g)母線電流容量	800A, 400A																																																				
項目	負荷用																																																				
(a)種類	配線用遮断器																																																				
(b)個数	45																																																				
(c)極数	3極																																																				
(d)定格電圧	550V, 500V, 460V																																																				
(e)定格電流	約225A, 約100A, 約75A, 約50A, 約30A, 約20A																																																				
(f)定格遮断電流	50kA																																																				
(g)引きはずし方式	電気式, 機械式																																																				

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																								
		<p style="text-align: center;">泊発電所 3号炉</p> <p style="text-align: center;">【大飯、女川の記載箇所で比較(1-1)】</p> <p style="color: #0070C0;">第 10.1.3 表 ディーゼル発電機設備の主要仕様</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) エンジン</td> <td>形 式 4 サイクルたて形 16 気筒ディーゼル機関</td> </tr> <tr> <td></td> <td>台 数 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出 力 約 5,600kW (1 台当たり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回転速度 約 750min⁻¹</td> </tr> <tr> <td></td> <td>起動方式 圧縮空気起動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>起動時間 約 10 秒</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用燃料 軽油</td> </tr> <tr> <td>(2) 発電機</td> <td>型 式 横置・回転界磁形・三相同期発電機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>台 数 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容 量 約 7,000kVA (1 台当たり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>力 率 0.8 (遅れ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電 壓 6.9kV</td> </tr> <tr> <td></td> <td>周 波 数 50Hz</td> </tr> <tr> <td></td> <td>回転速度 約 750min⁻¹</td> </tr> <tr> <td>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>種 類 横置円筒形</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基 数 4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容 量 約 146kL (1 基当たり)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用燃料 軽油</td> </tr> <tr> <td>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</td> <td>台 数 2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>容 量 約 26kL/h (1 台当たり)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【大飯、女川の記載箇所で比較(1-2)】</p>	(1) エンジン	形 式 4 サイクルたて形 16 気筒ディーゼル機関		台 数 2		出 力 約 5,600kW (1 台当たり)		回転速度 約 750min ⁻¹		起動方式 圧縮空気起動		起動時間 約 10 秒		使用燃料 軽油	(2) 発電機	型 式 横置・回転界磁形・三相同期発電機		台 数 2		容 量 約 7,000kVA (1 台当たり)		力 率 0.8 (遅れ)		電 壓 6.9kV		周 波 数 50Hz		回転速度 約 750min ⁻¹	(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽	種 類 横置円筒形		基 数 4		容 量 約 146kL (1 基当たり)		使用燃料 軽油	(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	台 数 2		容 量 約 26kL/h (1 台当たり)	<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違 (P33-68 ～)</p>
(1) エンジン	形 式 4 サイクルたて形 16 気筒ディーゼル機関																																										
	台 数 2																																										
	出 力 約 5,600kW (1 台当たり)																																										
	回転速度 約 750min ⁻¹																																										
	起動方式 圧縮空気起動																																										
	起動時間 約 10 秒																																										
	使用燃料 軽油																																										
(2) 発電機	型 式 横置・回転界磁形・三相同期発電機																																										
	台 数 2																																										
	容 量 約 7,000kVA (1 台当たり)																																										
	力 率 0.8 (遅れ)																																										
	電 壓 6.9kV																																										
	周 波 数 50Hz																																										
	回転速度 約 750min ⁻¹																																										
(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽	種 類 横置円筒形																																										
	基 数 4																																										
	容 量 約 146kL (1 基当たり)																																										
	使用燃料 軽油																																										
(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	台 数 2																																										
	容 量 約 26kL/h (1 台当たり)																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.1.3表 直流電源設備の設備仕様	第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様	第10.1.4表 直流電源設備の主要仕様	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。
(1)蓄電池	(1)蓄電池 非常用	(1)蓄電池 非常用	
型 式 組 数	鉛蓄電池 3	鉛蓄電池 組 数 3 セル数 A系 60 B系 60 H P C S 系 60 電 壓 A系 125V B系 125V H P C S 系 125V 容 量 A系 約8,000Ah B系 約6,000Ah H P C S 系 約 400Ah	鉛蓄電池 組 数 2 セル数 A系 60 B系 60 電 壓 A系 約 130V B系 約 130V 容 量 A系 約 2,400Ah B系 約 2,400Ah
容 量	約2,400A·h×2組 (安全防護系用)	常用 種 類 鉛蓄電池 組 数 1 セル数 116 電 壓 250V 容 量 約6,000Ah	常用 種 類 鉛蓄電池 組 数 2 セル数 C 1系 59 C 2系 59 電 壓 C 1系 約130V C 2系 約130V 容 量 C 1系 約 2,000Ah C 2系 約 2,000Ah
電 壓	約4,800A·h×1組 (一般用) 129V (浮動充電時)		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
(2)充電器		(2)充電器 非常用（予備充電器は常用）		(2)充電器 非常用		【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）
型 式	鋼板製垂直自立開鎖形自動電圧調整装置付シリコン整流器	種 類	シリコン整流器	型 式	サイリスタ整流装置	【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違
個 数	4	個 数	A系 1 B系 1 (予備 1) H P C S 系 1 (予備 1)	台 数	A系 1 B系 1	【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載しているという点において同等である。
充電方式	浮動	充電方式	浮動	充電方式	浮動	
冷却方式	自然	冷却方式	自然通風	冷却方式	自然冷却	
交流入力	3相 60Hz 440V	交流入力	A系 3相 50Hz 440V B系 3相 50Hz 440V H P C S 系 3相 50Hz 440V	交流入力	A系 3相 50Hz 440V B系 3相 50Hz 440V	
直流出力	129V (浮動充電時)	容量	A系 約118kW B系 約118kW (予備 約118kW) H P C S 系 約10kW	容量	A系 約131kVA B系 約131kVA	
	常 用：約 300A×2 個	直流出力電圧	A系 133.8V B系 133.8V H P C S 系 129V	直流出力電圧	A系 129V B系 129V	
	及び約 700A×1 個	直流出力電流	A系 約700A B系 約700A (予備 約700A) H P C S 系 約50A	直流出力電流	A系 約700A B系 約700A	
	後 備：約 300A×1 個	常用	種 類 個 数 (予備 1)	常用	型 式 台 数 (予備 1)	サイリスタ整流装置
		充電方式	浮動	充電方式	C 1 系 1 C 2 系 1 (予備 1)	
		冷却方式	自然通風	冷却方式	浮動	
		交流入力	3相 50Hz 440V	交流入力	C 1 系 3相 50Hz 440V C 2 系 3相 50Hz 440V (予備 3相 50Hz 440V)	
		容 量	約130kW	容 量	C 1 系 約108kVA C 2 系 約54kVA (予備 約124kVA)	
		直流出力電圧	258.7V	直流出力電圧	C 1 系 131.6V C 2 系 131.6V (予備 129/131.6V)	
		直流出力電流	約400A	直流出力電流	C 1 系 600A C 2 系 300A (予備 700A)	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 直流き電盤</p> <p>型 式 鋼板製垂直自立形 配電用遮断器内蔵</p> <p>個 数 3</p> <p>母線容量 約700A×2個</p> <p>及び約3,300A×1個</p>	<p>(3) 直流母線</p> <p>非常用</p> <p>個 数 3</p> <p>電 壓 A系 125V B系 125V H P C S系 125V</p> <p>常用</p> <p>個 数 1</p> <p>電 壓 250V</p>	<p>(3) 直流コントロールセンタ</p> <p>非常用</p> <p>型 式 屋内用鋼板製自立形抽出式</p> <p>台 数 2</p> <p>母線容量 A系 約600A B系 約600A</p> <p>電 壓 A系 125V B系 125V</p> <p>常用</p> <p>型 式 屋内用鋼板製自立形抽出式</p> <p>台 数 2</p> <p>母線容量 C1系 約800A C2系 約800A</p> <p>電 壓 C1系 125V C2系 125V</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <p>・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.1.4表 計測制御用電源設備の設備仕様 (1) 非常用 a. 計装用電源（無停電電源装置） 型式 静止型インバータ 個数 4 容量 約10kVA（1個当たり） 出力電圧 115V	第10.1-4表 計測制御用電源設備の主要機器仕様 (1) 非常用 a. 無停電電源装置 種類 静止型 個数 2 容量 約50kVA（1個当たり） 出力電圧 120V b. 無停電交流母線 個数 2 電圧 120V c. 計測母線 個数 2 電圧 120V	第10.1.5表 計測制御用電源設備の主要仕様 (1) 非常用 a. 計装用インバータ（無停電電源装置） 型式 静止型インバータ 台数 4 容量 約25kVA（1台当たり） 出力電圧 100V b. 計装用交流母線 台数 8 電圧 100V	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。
(2) 常用 <泊の記載箇所で比較(1-3)> a. 計装用電源（変圧器） 型式 乾式 個数 8 容量 約10kVA×2個（後備） 約70kVA×2個（後備） 約50kVA×1個（常用） 約60kVA×2個（常用） 約75kVA×1個（常用） 出力電圧 115V又は100V	(2) 常用 a. 計装用電源（無停電電源装置） 型式 静止型インバータ 個数 3 容量 約50kVA×2個 約70kVA×1個 出力電圧 115V又は100V	(2) 常用 a. 計装用インバータ（無停電電源装置） 型式 静止型インバータ 台数 3 容量 約60kVA（1台当たり） 出力電圧 100V b. 計装用定電圧装置 型式 静止型インバータ 台数 2 容量 約60kVA（1台当たり） 出力電圧 100V	【大飯】 記載箇所の相違（P33-67～）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(1-3)></p> <p>a. 計装用電源（変圧器）</p> <p>型式 乾式 個数 8 容量 約 10kVA × 2個（後備） 約 70kVA × 2個（後備） 約 50kVA × 1個（常用） 約 60kVA × 2個（常用） 約 75kVA × 1個（常用） 出力電圧 115V 又は 100V</p>	<p>a. 計測母線</p> <p>個数 1 電圧 120V</p>	<p>c. 計装用後備定電圧装置</p> <p>型式 静止型インバータ 台数 1 容量 約 180kVA 出力電圧 100V</p> <p>d. 計装用後備変圧器</p> <p>型式 乾式 台数 3 容量 約 25kVA × 2台（後備） 約 60kVA × 1台（後備） 出力電圧 100V</p> <p>e. 計装用交流母線</p> <p>台数 8 電圧 100V</p> <p>f. 計装用後備母線</p> <p>台数 5 電圧 100V</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.1.5表 ディーゼル発電機の設備仕様 (1) エンジン 台 数 2 出 力 約7,100kW (1台当たり) 起動方式 圧縮空気起動 使用燃料 A重油	第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様 (1) エンジン a. 非常用ディーゼル発電機 種類 4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関 台数 2 出力 約6,100kW (1台当たり) 回転数 500rpm 起動方式 圧縮空気起動 起動時間 約10秒 使用燃料 軽油 b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 種類 4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関 台数 1 出力 約3,000kW 回転数 1,000rpm 起動方式 圧縮空気起動 起動時間 約13秒 使用燃料 軽油	第10.1.3表 ディーゼル発電機設備の主要仕様 (1) エンジン 形 式 4サイクルたて形16気筒ディーゼル機関 台 数 2 出 力 約5,600kW (1台当たり) 回転速度 約750min ⁻¹ 起動方式 圧縮空気起動 起動時間 約10秒 使用燃料 軽油	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。
(2) 発電機 台 数 2 型 式 横置回転界磁3相同期発電機 容 量 約8,900kVA (1台当たり) 力 率 0.8 (遅れ) 電 壓 6.9kV 周 波 数 60Hz	(2) 発電機 a. 非常用ディーゼル発電機 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 台数 2 容量 約7,625kVA (1台当たり) 力率 0.80 (遅れ) 電压 6.9kV 周波数 50Hz 回転数 500rpm b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 種類 横軸回転界磁三相同期発電機 台数 1 容量 約3,750kVA 力率 0.80 (遅れ) 電压 6.9kV 周波数 50Hz 回転数 1,000rpm	(2) 発電機 型式 横置・回転界磁形・三相同期発電機 台数 2 容量 約7,000kVA (1台当たり) 力率 0.8 (遅れ) 電压 6.9kV 周波数 50Hz 回転速度 約750min ⁻¹	【大飯、女川】 記載表現の相違 ・大飯：横置回転界磁3相同期発電機→女川：横軸回転界磁三相同期発電機→泊：横置・回転界磁形・三相同期発電機

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 燃料油貯蔵タンク</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>容量 約 165m³ (1基当たり)</p> <p>基数 2</p> <p>取付箇所 E. L. + 2.38m</p>	<p>(3) 軽油タンク</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 6 (1系列につき3基) 1 (1系列につき1基)</p> <p>容量 約 110kL (1基当たり) 約 170kL</p> <p>使用燃料 軽油</p>	<p>〔内容比較のため再掲(1-2)〕</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 4</p> <p>容量 約 146kL (1基当たり)</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約 26kL/h (1台当たり)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に相違はあるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。</p>
<p>(4) 重油タンク</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>容量 約 200m³ (1基当たり)</p> <p>基数 2</p> <p>取付箇所 E. L. + 6.1m</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.3.1表 送電線の設備仕様				第10.3-1表 送電線の主要機器仕様	第10.3.1表 送電線設備の主要仕様	
（「常用電源設備」及び「非常用電源設備」と兼用）						
大飯幹線	第二大飯幹線	大飯支線				
公称電圧	500kV	500kV	77kV			
回線数	2	2	1			
導体サイズ	TACSR810mm ² 4導体	TACSR 810mm ² 4導体	CVTSS3×325mm ² (奥内) ACSE/AW160mm ² (近端面) SPL-TACSR ⁴⁸⁸ AC 130mm ²			
送電容量	約 5,540MW	約 5,540MW	約 59MW			
亘長	約 70km (西京都変電所まで)	約 50km (京北開閉所まで)	約 26km (小浜変電所まで)			
備考	1号、2号、 3号及び4号炉共用	1号、2号、 3号及び4号炉共用	1号、2号、3号及び 4号炉共用、既設			
（「常用電源設備」及び「非常用電源設備」と兼用）						
(1) 275kV送電線（1号、2号及び3号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。						
・常用電源設備（通常運転時等）						
a. 牡鹿幹線						
電圧	275kV					
回線数	2					
導体サイズ	TACSR／23EAC 610mm ² 2導体					
	TACSR／EGS 610mm ² 2導体					
	TACSR 610mm ² 2導体					
送電容量	約1,548MW（1回線当たり）					
亘長	約28km（石巻変電所まで）					
b. 松島幹線						
電圧	275kV					
回線数	2					
導体サイズ	Z2SBACSR／UGS 780mm ² 2導体					
	Z2LN-SBACSR／EGS 810mm ² 2導体					
	SBACSR／UGS 780mm ² 2導体					
	LN-SBACSR／EGS 810mm ² 2導体					
送電容量	約1,078MW（1回線当たり）					
亘長	約84km（宮城中央変電所まで）					
(2) 66kV送電線（1号、2号及び3号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。						
・常用電源設備（通常運転時等）						
a. 塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。）						
電圧	66kV					
回線数	1					
導体サイズ	SBACSR／UAC 150mm ² 1導体					
送電容量	約49MW					
亘長	約8km（女川変電所まで）					
b. 万石線						
電圧	66kV					
回線数	2					
導体サイズ	ACSR 330mm ² 1導体					
	ACSR／EAC 330mm ² 1導体					
	Z2ACSR／EAC 330mm ² 1導体					
	SBTACSR／UGS 320mm ² 1導体					
	SBACSR／EAC 190mm ² 1導体					
送電容量	約58MW（1回線当たり）					
亘長	約22km（女川変電所から西石巻変電所まで）					
（「常用電源設備」及び「非常用電源設備（通常運転時等）」と兼用）						
(1) 275kV送電線（1号、2号及び3号炉共用） （「常用電源設備」及び「非常用電源設備（通常運転時等）」と兼用）						
a. 後志幹線						
電圧	275kV					
回線数	2					
導体サイズ	TACSR 610mm ² , 2導体					
送電容量	約1,578MW（1回線当たり）					
亘長	約66km（西双葉開閉所まで）					
b. 泊幹線						
電圧	275kV					
回線数	2					
導体サイズ	ACSR 1,160mm ² , 2導体					
送電容量	約1,529MW（1回線当たり）					
亘長	約67km（西野変電所まで）					
(2) 66kV送電線（1号、2号及び3号炉共用） （「常用電源設備」及び「非常用電源設備（通常運転時等）」と兼用）						
a. 泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。）						
電圧	66kV					
回線数	2					
導体サイズ	ACSR 160mm ² , 1導体（架空部） CVT 325mm ² , 1本（地中部）					
送電容量	約47MW（1回線当たり）					
亘長	約19km（国富変電所まで）					
（「常用電源設備」及び「非常用電源設備（通常運転時等）」と兼用）						
【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
第10.3.2表 特高開閉所機器の設備仕様					第10.3-2表 開閉所機器の主要機器仕様					第10.3.2表 開閉所設備の主要仕様					【大飯】
500kV母線（1号、2号、3号及び4号炉共用）					(1) 275kV母線					(1) 275kV母線（1号、2号及び3号炉共用）					記載表現の相違（女川審査実績の反映）
型 式	相分離SF ₆ ガス絶縁方式				種 類	SF ₆ ガス絶縁方式				型 式	SF ₆ ガス絶縁方式				【女川】
定 格 電 壓	550kV				定格電圧	300kV				定格電圧	300kV				記載の充実（大飯審査実績を参照）
電 流 容 量	4,000A				電流容量	約4,000A				定格電流	4,000A				【大飯、女川】
定格短時間電流	50kA 2サイクル				定格短時間電流	40kA 2s				定格短時間電流	50kA 2秒				設備の相違
遮断器					(2) 275kV開閉所遮断器					(2) 遮断器					・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。
	主変圧器用遮断器	No. 2 予備変圧器用遮断器	500kV 送電線路用遮断器	500kV 母線連絡用遮断器	主変圧器用遮断器	起動変圧器用遮断器	275kV送電線用遮断器	275kV母線連絡用遮断器		主変圧器用遮断器	予備変圧器用送電線用母線連絡用後備変圧器用	1	4	4	【電力系統構成の相違】
個 数	1	1	4	2	個 数	1	1	4	定格電圧	300kV	300kV	300kV	300kV	72kV	・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。
定格電圧	550kV	550kV	550kV	550kV	定格電圧	300kV	300kV	300kV	定格電流	約2,000A	約2,000A	約4,000A	約4,000A	800A	・泊の66kV開閉所（後備用）は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。
定格電流	2,000A	2,000A	4,000A	4,000A	定格電流	約2,000A	約4,000A	約4,000A	定格遮断電流	40kA	40kA	40kA	40kA	25kA	
定格遮断容量	50kA	50kA	50kA	50kA					備考	—	—	1号、2号及び3号炉共用	—	—	
備 考	—	3号及び4号炉共用	1号、2号、3号及び4号炉共用	1号、2号、3号及び4号炉共用											
	500kV母線区分用遮断器				(3) 66kV母線					(4) 66kV開閉所遮断器					
	No. 1予備変圧器用遮断器				種 類	SF ₆ ガス絶縁方式				受電用遮断器					
個 数	2				定格電圧	72kV				個 数	1				
定格電圧	550kV				定格電流	約800A				定格電圧	300kV				
定格電流	4,000A				定格遮断電流	20kA 2s				定格電流	72kV				
定格遮断容量	50kA								備考	—				1号、2号及び3号炉共用	
備 考	1号、2号、3号及び4号炉共用														既設

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.3.3表 発電機、励磁装置及び発電機負荷開閉器の 設備仕様	第10.3-3表 発電機及び励磁装置の主要機器仕様	第10.3.3表 発電機、励磁装置及び発電機負荷開閉器の主要仕 様	
(1) 発電機 型式 横置回転界磁3相同期タービン発電機 容量 約1,310,000kVA 力率 90%遅れ 電圧 24,000V 相数 3相 周波数 60Hz 回転数 約1,800rpm 結線法 星形 冷却法 回転子 水素内部冷却 固定子 水冷却	(1) 発電機 種類 横軸円筒回転界磁三相同期発電機 台数 1 容量 約920,000kVA 力率 0.90(遅れ) 電圧 17kV 相数 3 周波数 50Hz 回転数 1,500rpm 結線法 四重星形 冷却法 固定子 水直接及び水素間接冷却 回転子 水素直接冷却	(1) 発電機 型式 横置・円筒回転界磁形・全閉自力通風・ 三相同期発電機 台数 1 容量 約1,020,000kVA 力率 0.9(遅れ) 電圧 21kV 相数 3 周波数 50Hz 回転速度 約1,500min ⁻¹ 結線法 星形 冷却法 固定子 水及び水素ガス冷却 回転子 水素ガス内部冷却	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。
(2) 励磁装置 名 称 主励磁機 副励磁機 型 式 プラシレス励磁 永久磁石回転界磁形 個 数 1 1 容 量 約4,500kW 約70kVA 電 圧 DC480V AC125V 回 転 数 約1,800rpm 約1,800rpm 駆動方法 発電機と直結 発電機と直結	(2) 励磁装置 種類 サイリスタ励磁方式 台数 1 容量 約2,279kW	(2) 励磁装置 名 称 主励磁機 副励磁機 型 式 プラシレス励磁機 永久磁石回転界磁形 台数 1 1 容 量 4,600kW 60kVA 電 圧 DC470V AC105V 回 転 速 度 1,500min ⁻¹ 1,500min ⁻¹ 駆動方 式 発電機と直結 発電機と直結	
(3) 発電機負荷開閉器 定格電圧 26kV 定格電流 34,000A 個 数 1		(3) 発電機負荷開閉器 台数 1 定格電圧 23kV 定格電流 30,000A	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

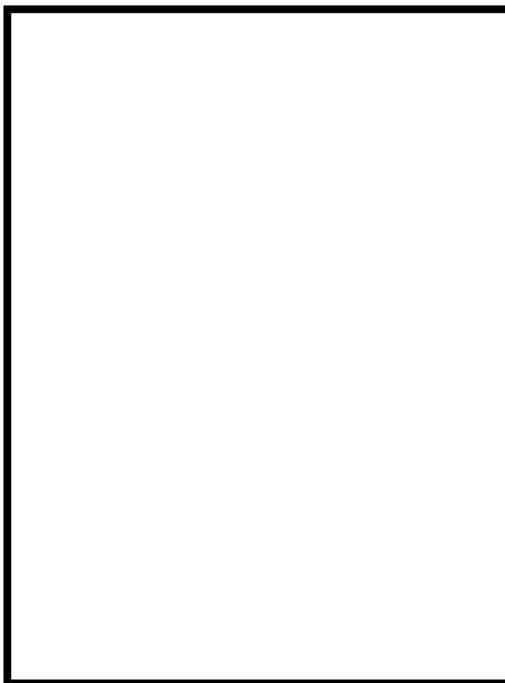
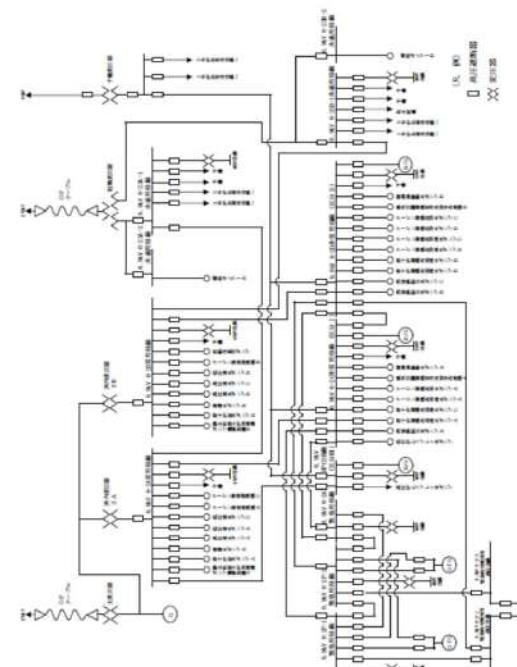
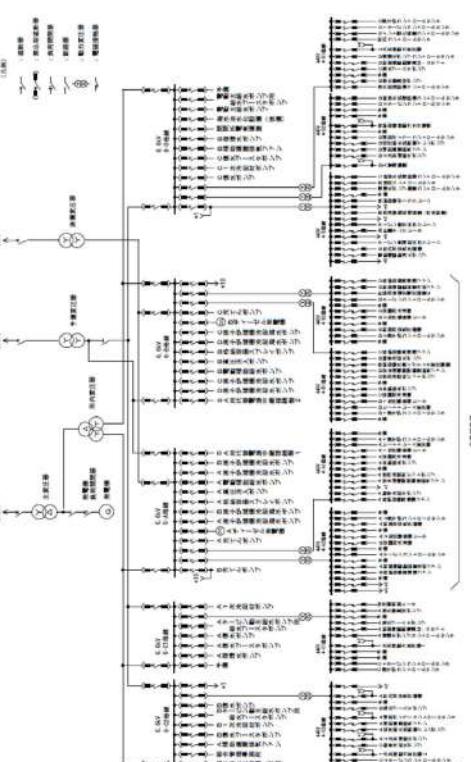
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉					女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
第10.3.4表 主要変圧器の設備仕様					第10.3-4表 変圧器の主要機器仕様				第10.3.4表 変圧器設備の主要仕様						
	主変圧器	所内変圧器	No. 2 予備変圧器	No. 1 予備変圧器	名称	主変圧器	所内変圧器	起動変圧器	予備変圧器*	名 称	主変圧器	所内変圧器	予備変圧器	後備変圧器	
型 式	屋外無圧密封式負荷時タップ切換器付	屋外無圧密封式負荷時タップ切換器付	屋外無圧密封式負荷時タップ切換器付	屋外無圧密封式負荷時タップ切換器付	種類	屋外用三相二巻線無圧密封式 負荷時タップ切換装置付	屋外用三相二巻線無圧密封式 負荷時タップ切換装置付	屋外用三相二巻線無圧密封式 負荷時タップ切換装置付	屋外用三相二巻線無圧密封式 負荷時タップ切換装置付	型 式	屋外無圧密封式 負荷時タップ切換器付	屋外無圧密封式 負荷時タップ切換器付	屋外無圧密封式 負荷時タップ切換器付		
容 量	約1,260,000kVA	約78,000kVA	約38,000kVA	約54,000kVA	台数	1	2	1	1	台 数	1	1	1	1	
電 壓	1 次 2 次	24kV 515±25kV	24.0kV/23.4kV /22.8kV	515±25kV 6.9kV、6.9kV	容量	約890,000kVA	約33,000kVA (1台当たり)	約70,000kVA	約25,000kVA	電 壓	一 次 二 次	21kV 287.5kV/284.375kV/281.25kV/278.125kV/275kV	21+1.5, -2.5kV 6.9kV, 6.9kV	280±28kV 6.9kV	64.5±7.5kV 6.9kV
結線法	相	3	3	3	相数	3	3	3	3	相	3	3	3	3	
	周波数	60Hz	60Hz	60Hz	周波数	50Hz	50Hz	50Hz	50Hz	周 波 数	50Hz	50Hz	50Hz	50Hz	
1 次	三角	三角	星形	星形	結線法	一次 二次 三次	三角形 星形 —	星形 星形 —	三角形 星形 —	— 次 二 次	三角	星形	星形	星形	
2 次	星形	星形、星形	星形	星形、星形											
3 次	—	—	三角	三角											
冷却方式	送油風冷	送油風冷	送油風冷	導油風冷— 油入自冷	冷却方法	送油風冷式	油入風冷式	油入風冷式	油入自冷式	冷 却 方 式	導油風冷	導油風冷	油入自冷	油入自冷	
個 数	1	1	1	1						備 考	—	—	—	—	
備 考	—	—	3号及び 4号炉共用	1号、2号、 3号及び4号 炉共用、既設											
※ 1号、2号及び3号炉共用、既設															

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第10.1.1図 所内单線結線図  第10.1.1図 所内单線結線図 件固くの漏れに係る事項でして公開することができません。	第10.1-1図 所内单線結線図  第10.1-1図 所内单線結線図	第10.1.1図 所内单線結線図  第10.1.1図 所内单線結線図	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 <p>電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>・泊の66kV開閉所（後備用）は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第10.1.2図 工学的安全施設作動時におけるディーゼル発電機の負荷曲線</p> <p>第10.1.2図(1) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の負荷曲線（その1）</p> <p>第10.1.2図(2) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機A系における負荷の始動順位（外部電源喪失時）</p> <p>第10.1.2図(3) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の負荷曲線（その2）</p>	<p>第10.1.2図(1) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の負荷曲線（その1）</p> <p>第10.1.2図(2) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機A系における負荷の始動順位（外部電源喪失時）</p> <p>第10.1.2図(3) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の負荷曲線（その2）</p>	<p>第10.1.2図(1) 外部電源喪失時におけるA-ディーゼル発電機の負荷曲線</p> <p>第10.1.2図(2) 工学的安全施設作動時におけるA-ディーゼル発電機の負荷曲線</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 壕型による非常用電源設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負荷構成の相違 <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 <p>【大飯、女川】 負荷名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
青字: 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
緑字: 記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

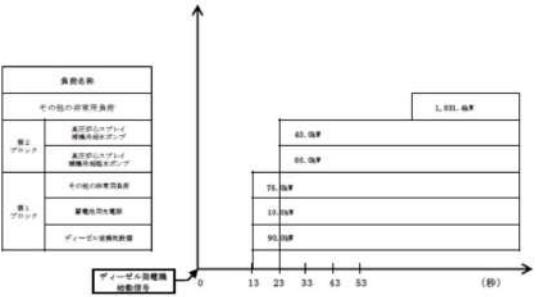
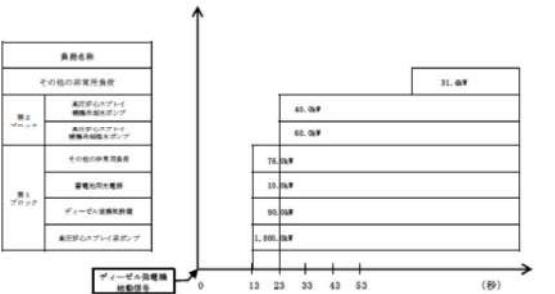
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>第10.1-2図(2) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) の負荷曲線 (その2)</p> <table border="1"> <caption>非常用ディーゼル発電機B系における負荷の始動順位 (外部電源喪失時)</caption> <thead> <tr> <th>負荷名</th> <th>負荷量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他非常用負荷</td><td>70.0kW</td></tr> <tr><td>第1ブロック</td><td>477.0kW</td></tr> <tr><td>第2ブロック</td><td>311.0kW</td></tr> <tr><td>第3ブロック</td><td>312.0kW</td></tr> <tr><td>第4ブロック</td><td>130.0kW</td></tr> <tr><td>非常用送配電装置</td><td>248.0kW</td></tr> <tr><td>給水装置</td><td>135.0kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル非常用装置</td><td>0.0kW</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>非常用ディーゼル発電機B系における負荷の始動順位 (外部電源喪失及び冷却材喪失事故時)</caption> <thead> <tr> <th>負荷名</th> <th>負荷量 (kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他非常用負荷</td><td>70.0kW</td></tr> <tr><td>第1ブロック</td><td>477.0kW</td></tr> <tr><td>第2ブロック</td><td>311.0kW</td></tr> <tr><td>第3ブロック</td><td>312.0kW</td></tr> <tr><td>第4ブロック</td><td>130.0kW</td></tr> <tr><td>非常用送配電装置</td><td>248.0kW</td></tr> <tr><td>給水装置</td><td>135.0kW</td></tr> <tr><td>ディーゼル非常用装置</td><td>0.0kW</td></tr> </tbody> </table> <p>第10.1-2図(2) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) の負荷曲線 (その2)</p>	負荷名	負荷量 (kW)	その他非常用負荷	70.0kW	第1ブロック	477.0kW	第2ブロック	311.0kW	第3ブロック	312.0kW	第4ブロック	130.0kW	非常用送配電装置	248.0kW	給水装置	135.0kW	ディーゼル非常用装置	0.0kW	負荷名	負荷量 (kW)	その他非常用負荷	70.0kW	第1ブロック	477.0kW	第2ブロック	311.0kW	第3ブロック	312.0kW	第4ブロック	130.0kW	非常用送配電装置	248.0kW	給水装置	135.0kW	ディーゼル非常用装置	0.0kW	<p>第10.1.2図(3) 外部電源喪失時におけるB-ディーゼル発電機の負荷曲線</p> <p>第10.1.2図(3) 外部電源喪失時におけるB-ディーゼル発電機の負荷曲線</p>	<p>【女川】 記載の充実 (大飯審査実績を参照) 【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】 設備名称の相違 (D/G) 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 ・負荷構成の相違 【大飯, 女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 【大飯, 女川】 ・負荷名称の相違</p>
負荷名	負荷量 (kW)																																						
その他非常用負荷	70.0kW																																						
第1ブロック	477.0kW																																						
第2ブロック	311.0kW																																						
第3ブロック	312.0kW																																						
第4ブロック	130.0kW																																						
非常用送配電装置	248.0kW																																						
給水装置	135.0kW																																						
ディーゼル非常用装置	0.0kW																																						
負荷名	負荷量 (kW)																																						
その他非常用負荷	70.0kW																																						
第1ブロック	477.0kW																																						
第2ブロック	311.0kW																																						
第3ブロック	312.0kW																																						
第4ブロック	130.0kW																																						
非常用送配電装置	248.0kW																																						
給水装置	135.0kW																																						
ディーゼル非常用装置	0.0kW																																						
		<p>第10.1.2図(4) 工学的安全施設作動時におけるB-ディーゼル発電機の負荷曲線</p> <p>第10.1.2図(4) 工学的安全施設作動時におけるB-ディーゼル発電機の負荷曲線</p>																																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第10.1-2図(3) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の負荷曲線（その3）</p>  <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機における負荷の始動順位 (外部電源喪失時)</p>  <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機における負荷の始動順位 (外部電源喪失及び冷却材喪失事故時)</p> <p>第10.1-2図(3) 工学的安全施設作動時における非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の負荷曲線（その3）</p>		<p>【女川】</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

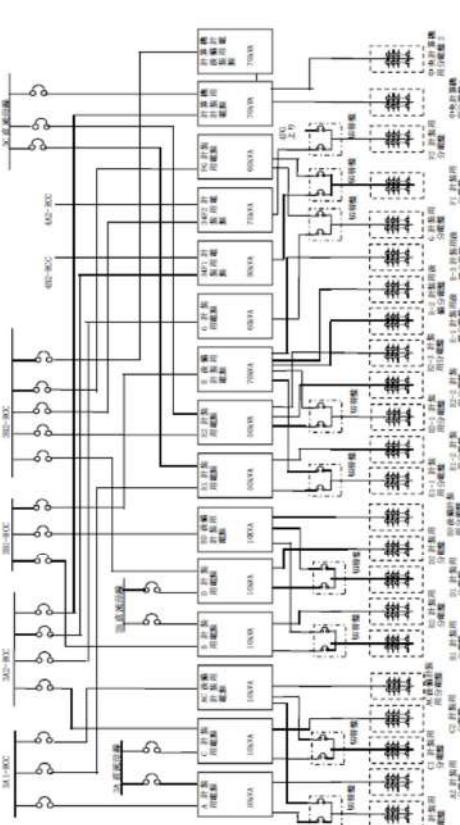
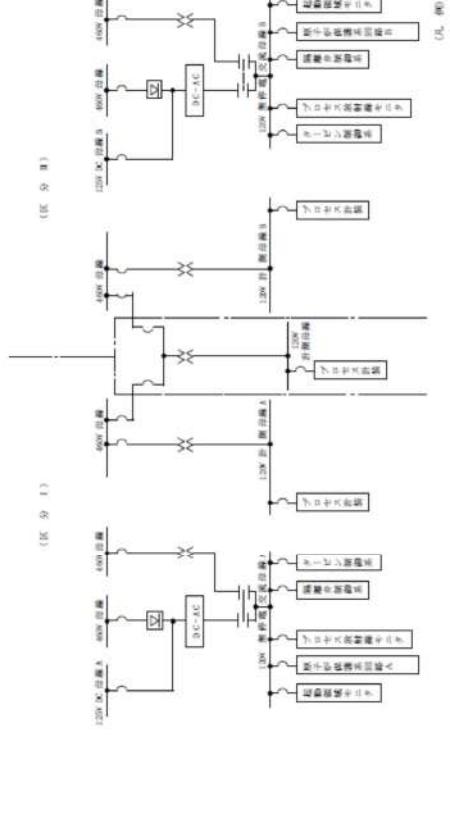
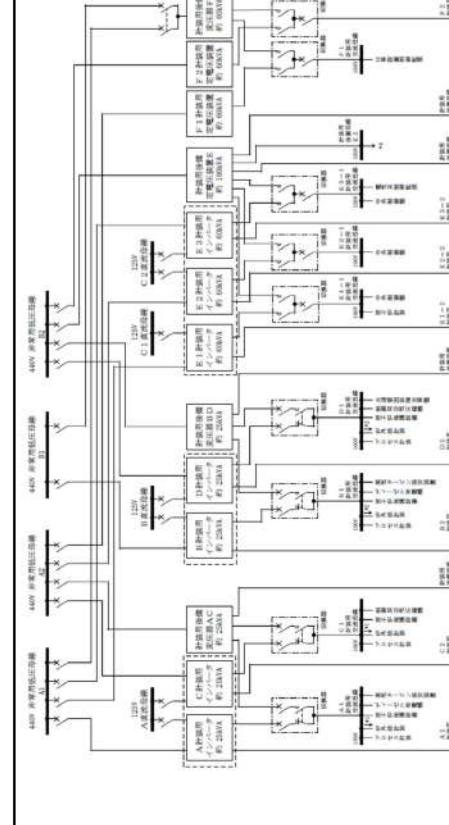
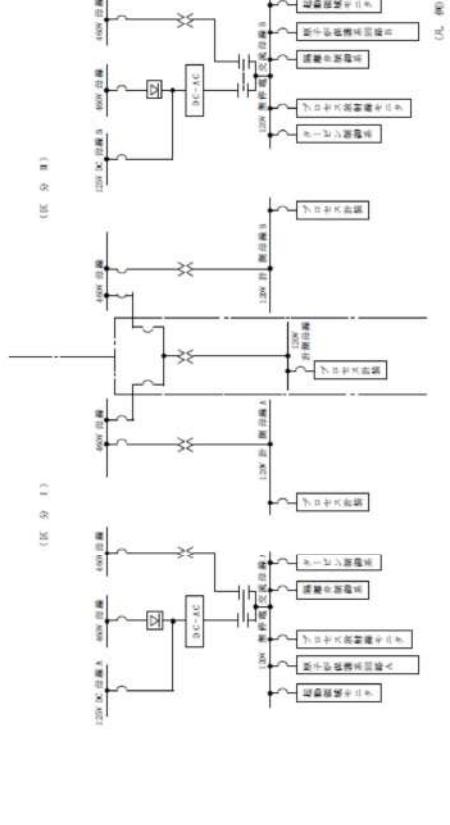
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第10.1.3図 直流单線結線図</p> <p>第10.1.3図 直流单線結線図</p>	<p>第10.1-3図 直流電源单線結線図</p> <p>第10.1-3図 直流電源单線結線図</p>	<p>第10.1.3図 直流電源設備单線結線図</p> <p>第10.1.3図 直流電源設備单線結線図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。</p>
			<p>第10.1.3図 直流電源設備单線結線図</p> <p>第10.1.3図 直流電源設備单線結線図</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

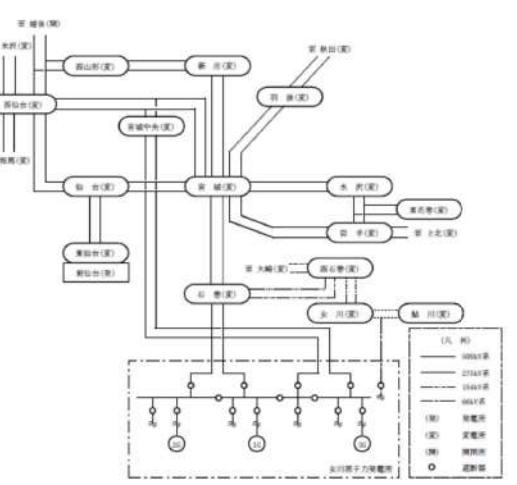
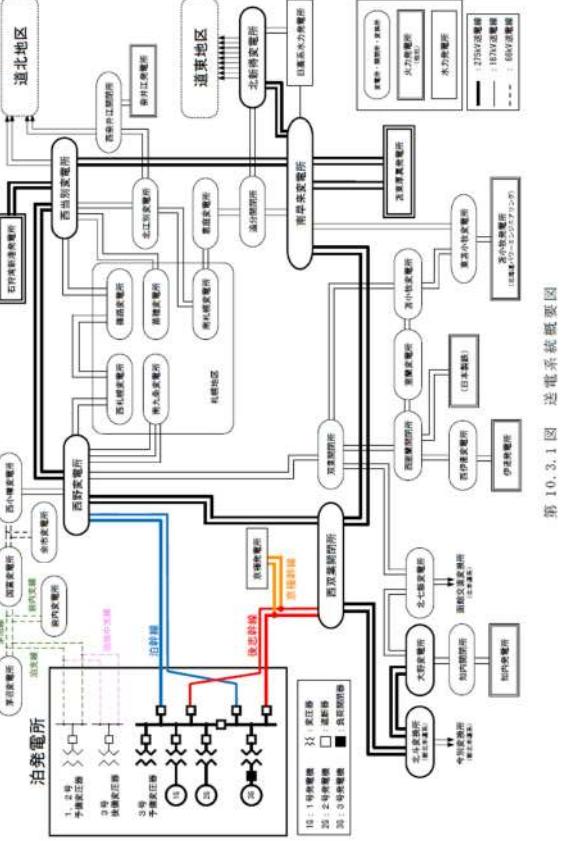
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第 10.1.4 図 計測制御用電源単線結線図</p> 	<p>第 10.1-4 図 計測制御用電源単線結線図</p> 	<p>第 10.1.4 図 計測制御用電源設備単線結線図</p> 	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の 66kV 開閉所（後備用）は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。</p>
			<p>第 10.1-4 図 計測制御用電源単線結線図</p> 

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>第 10.3.1 図 送電系統図（平成 27 年 2 月時点系統図）</p>  <p>主な電力系統</p> <p>送電網 自社発電所 他社発電所 変電所 開閉所 変換所</p> <table border="1"> <tr> <td>500kV</td> <td>273kV～ 107kV</td> <td>77kV</td> <td>原子力</td> <td>火力</td> <td>水力</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>■</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>■</td> <td>■</td> <td>□</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>□□</td> </tr> </table> <p>第 10.3.1 図 送電系統図（平成 27 年 2 月時点系統図）</p>	500kV	273kV～ 107kV	77kV	原子力	火力	水力			■	—	—	■	■	□	○	△	□□	<p>第 10.3-1 図 常用電源設備系統概要図（送電系統図）</p>  <p>第 10.3-1 図 常用電源設備系統概要図（送電系統図）</p>	<p>第 10.3.1 図 送電系統概要図</p>  <p>第 10.3.1 図 送電系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯, 女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の 66kV 開閉所（後備用）は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。</p>
500kV	273kV～ 107kV	77kV	原子力	火力	水力															
■	—	—	■	■	□	○	△	□□												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第10.3.2図 特高開閉所単線結線図</p>	<p>第10.3-2図 開閉所単線結線図</p>	<p>第10.3.2図 開閉所単線結線図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の 66kV 開閉所（後備用）は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。</p>
	<p>第10.3-2図 開閉所単線結線図</p>	<p>第10.3.2図 開閉所単線結線図</p>	<p>第10.3.2図 開閉所単線結線図</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 保安電源設備 (33条関係)	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 保安電源設備の概要</p> <p>2.1.1 常用電源設備の概要</p> <p>女川原子力発電所に接続する275kV送電線4回線は、275kV送電線（牡鹿幹線）2回線、275kV送電線（松島幹線）2回線の2ルートでそれぞれ約28km離れた石巻変電所、約84km離れた宮城中央変電所に連系する。また、66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1回線の1ルートで約8km離れた女川変電所及びその上流接続先である約22km離れた西石巻変電所に連系する。送電系統図を第2.1.1-1図に示し、開閉所単線結線図を第2.1.1-2図に示す。</p> <p>上記3ルート5回線の独立性を確保するため、万一、石巻変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、275kV送電線（松島幹線）又は66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）により電力を供給することが可能な設計とする。また、宮城中央変電所が停止した場合には、275kV送電線（牡鹿幹線）又は66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）により、女川変電所が停止した場合には、275kV送電線（牡鹿幹線又は松島幹線）により電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>これら送電線は、発電所を安全に停止するために必要な電力を供給可能な容量とする。275kV送電線4回線は、1回線停止時でも女川原子力発電所の全発生電力を送電し得る能力がある。</p> <p>通常運転時には、所内電力は、主として発電機から所内変圧器を通して受電するが、275kV送電線より起動変圧器を介しても受電することができる。また、66kV送電線より予備変圧器を介して受電することができる。</p> <p>常用高圧母線は2母線で構成し、所内変圧器又は共用高圧母線から受電する。</p> <p>共用高圧母線は2母線で構成し、起動変圧器から受電する。</p> <p>常用低圧母線は2母線で構成し、常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する。</p> <p>共用低圧母線は2母線で構成し、共用高圧母線から動力変圧器を通して受電する。</p> <p>所内機器で2台以上設置するものは、单一の所内母線の故障があっても、全機能を喪失しないよう2母線以上に各々接続し、所内電力供給の安定を図る。所内単線結線図を第2.1.1-3図に示す。</p> <p>また、直流電源設備は、常用所内電源として、250V 1系統で構成する。直流電源単線結線図を第2.1.1-4図に示す。</p>	<p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 保安電源設備の概要</p> <p>2.1.1 常用電源設備の概要</p> <p>泊発電所に接続する275kV送電線4回線は、275kV送電線（泊幹線）2回線、275kV送電線（後志幹線）2回線の2ルートでそれぞれ約67km離れた西野変電所、約66km離れた西双葉開閉所に連系する。また、66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））2回線の1ルートで約19km離れた国富変電所に連系する設計とする。送電系統図を第2.1.1.1図に示し、開閉所単線結線図を第2.1.1.2図に示す。</p> <p>上記3ルート6回線の独立性を確保するため、万一、西野変電所が停止した場合でも、外部電源系からの電力供給が可能となるよう、275kV送電線（後志幹線）により電力を供給することが可能な設計とする。また、西双葉開閉所が停止した場合には、275kV送電線（泊幹線）又は66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））により、国富変電所が停止した場合には、275kV送電線（泊幹線又は後志幹線）により電力を供給することが可能な設計とする。</p> <p>これら送電線は、発電所を安全に停止するために必要な電力を供給可能な容量とする。275kV送電線4回線は、1回線停止時でも泊発電所の全発生電力を送電し得る能力がある。</p> <p>通常運転時には、所内電力は、主として発電機から所内変圧器を通して受電するが、275kV送電線より予備変圧器を介しても受電することができる。</p> <p>常用高圧母線は3母線で構成し、所内変圧器又は予備変圧器から受電する。</p> <p>常用低圧母線は5母線で構成し、常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する。</p> <p>所内機器で2台以上設置するものは、单一の所内母線の故障があっても、全機能を喪失しないよう2母線以上に各々接続し、所内電力供給の安定を図る。所内単線結線図を第2.1.1.3図に示す。</p> <p>また、直流電源設備は、常用所内電源として、125V 2系統で構成する。直流電源設備単線結線図を第2.1.1.4図に示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 プラント名称の相違 【女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、泊支線の一部を地中に埋設するとともに、泊支線地中部から分岐した泊地中支線をケーブル引込みにより66kV開閉所（後備用）に接続する計画としている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。） 【女川】 設備名称の相違（送電線、変電所、変圧器） 【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違 【女川】 プラント名称の相違 【女川】 設備名称の相違（変圧器） 【女川】 設備構成の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 設備の相違 ・泊は共用母線なし</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

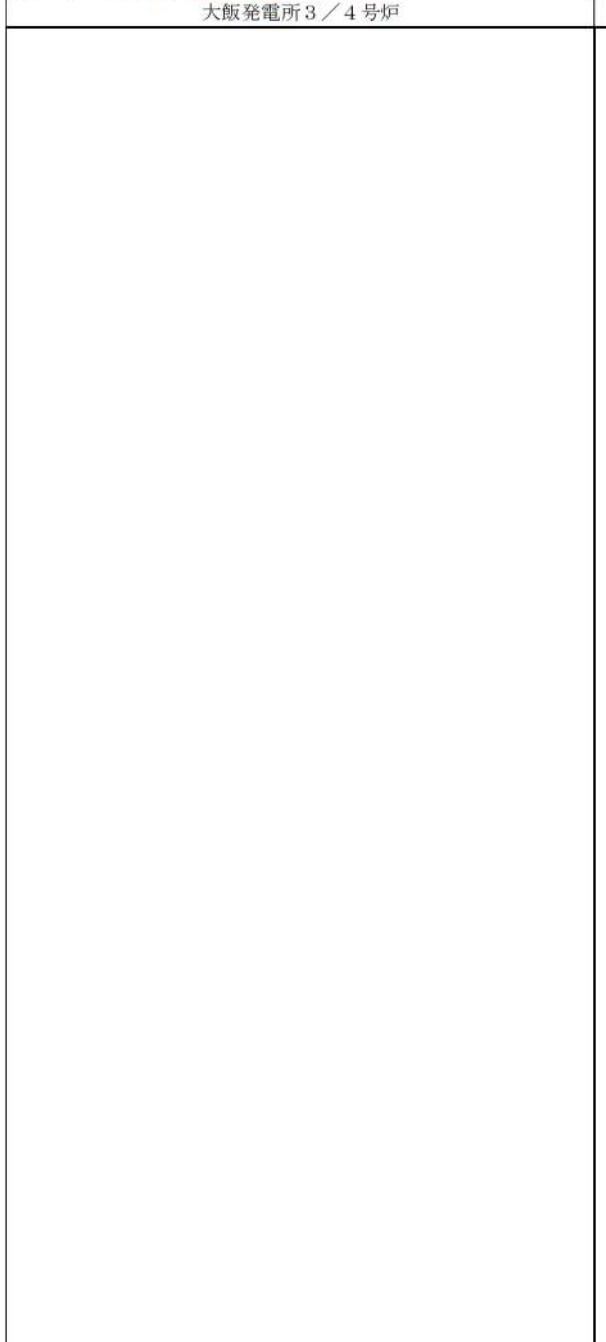
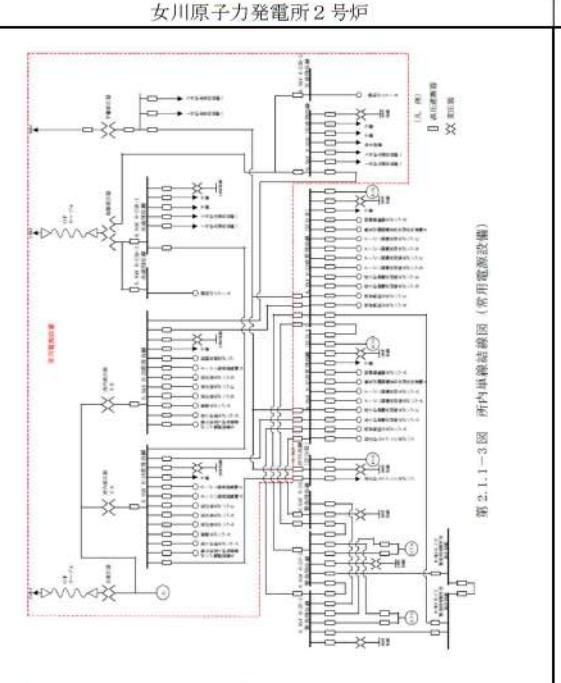
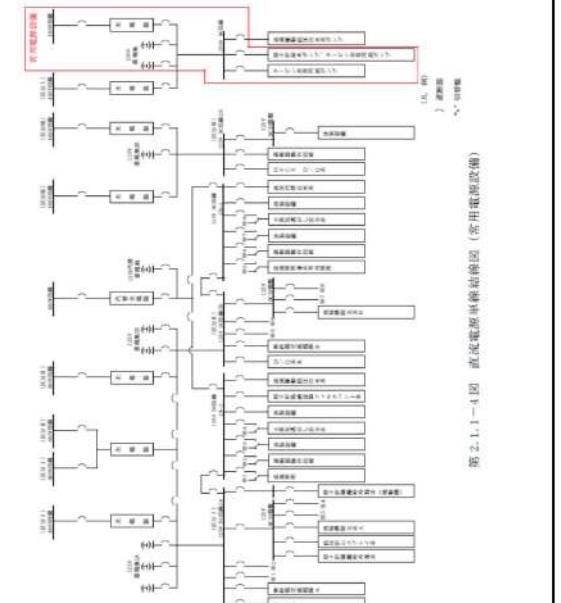
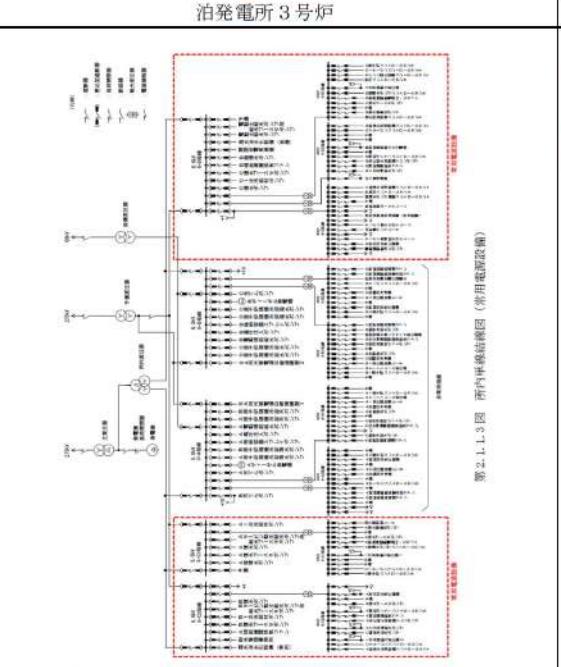
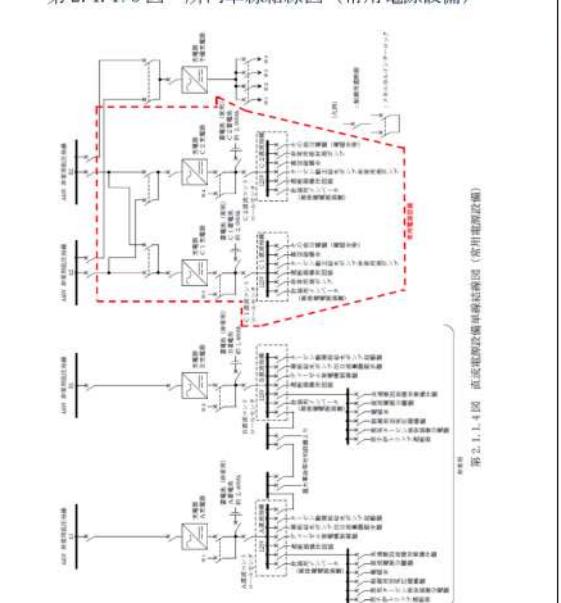
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第 2.1.1-1 図 送電系統図</p> <p>この図は、女川原子力発電所2号炉の送電系統を示す。主な構成要素は、新潟方面からの送電線、女川方面への送電線、各変圧器室（新潟分室、女川分室）とその内部構造（主変圧器、起動変圧器、遮断器等）、そして各出力端子である。</p>	<p>第 2.1.1.1 図 送電系統概要図</p> <p>この図は、泊発電所3号炉の送電系統概要図である。主な構成要素は、泊発電所から西野支線と東野支線へ出力する送電線、各支線の送電設備（送電変圧器、遮断器等）、そして各支線の送電系統図（例：西野支線は新潟方面への送電系統）である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・第 10.3.1 図 送電系統概要図を再掲。</p>
	<p>第 2.1.1-2 図 開閉所単線結線図</p> <p>この図は、女川原子力発電所2号炉の開閉所単線結線図である。主な構成要素は、275kV送電網、各開閉所（内変圧器1号、2号、3号、外変圧器）、遮断器、起動変圧器、土圧止水閥等である。</p>	<p>第 2.1.1.2 図 開閉所単線結線図</p> <p>この図は、泊発電所3号炉の開閉所単線結線図である。主な構成要素は、275kV送電網、各開閉所（内変圧器1号、2号、3号、外変圧器）、遮断器、起動変圧器、土圧止水閥等である。</p>	<p>【女川】 設備構成の相違 ・第 10.3.2 図 開閉所単線結線図を再掲。</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.1.1-3図 所内单線結線図（常用電源設備）</p>  <p>第2.1.1-4図 直流電源設備单線結線図（常用電源設備）</p>	 <p>第2.1.1-3図 所内单線結線図（常用電源設備）</p>  <p>第2.1.1-4図 直流電源設備单線結線図（常用電源設備）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違(2) ・第10.1.1図 所内单線結線図に常用電源設備の範囲を追記。</p> <p>【泊】 設備構成の相違(2) ・第10.1.3図 直流電源設備单線結線図に常用電源設備の範囲を追記。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

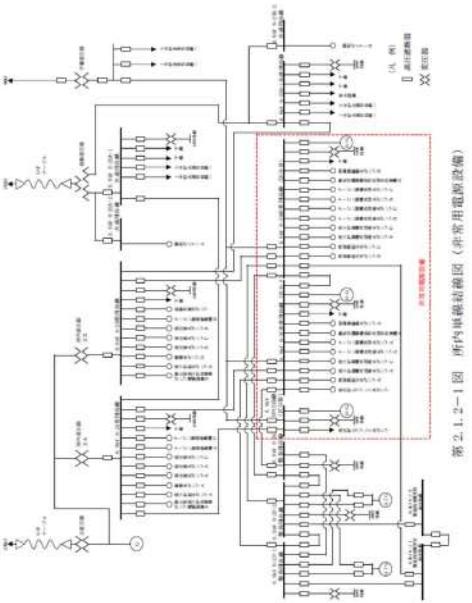
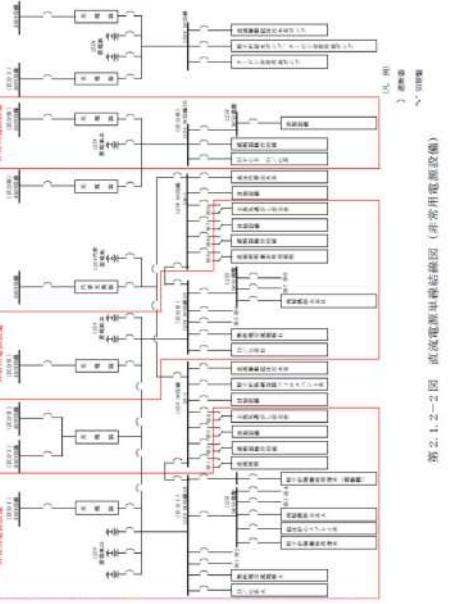
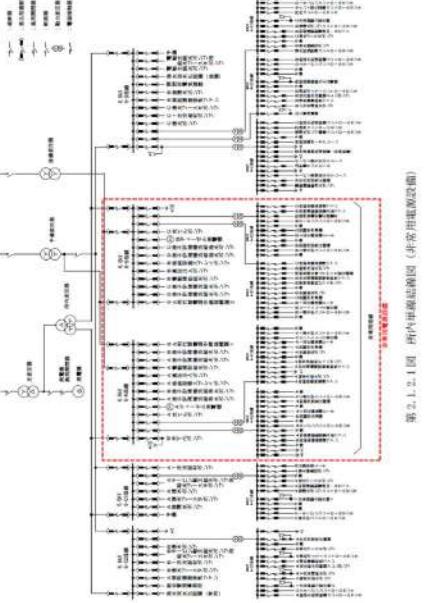
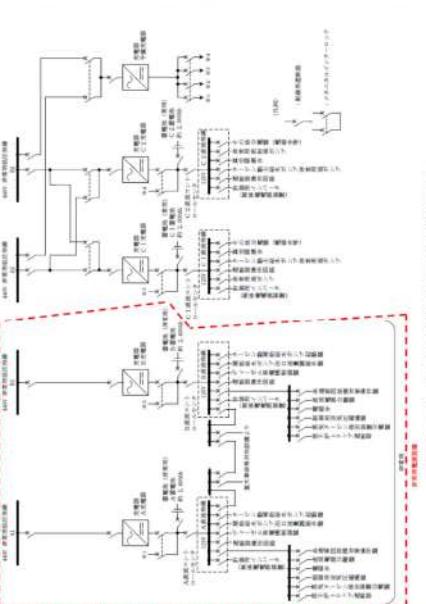
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.1.2 非常用電源設備の概要</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するため必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系する設計とする。</p> <p>非常用の所内高圧母線は3母線で構成し、常用高圧母線、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）又は予備変圧器のいずれからも受電できる設計とする。</p> <p>非常用の所内低圧母線は3母線で構成し、非常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する。所内単線結線図を第2.1.2-1図に示す。</p> <p>所内機器は、工学的安全施設に関係する機器とその他一般機器に分類する。</p> <p>工学的安全施設に関係する機器は非常用母線に、その他の一般機器は原則として常用あるいは共通用母線に接続する設計とする。</p> <p>安全保護系及び工学的安全施設に関係する機器は、単一の非常用母線の故障があっても、他の系統に波及して多重性を損なうことがないよう系統ごとに分離して非常用母線に接続する。</p> <p>3台の非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、275kV送電線が停電した場合にそれぞれの非常用母線に電力を供給し、1台の非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が作動しないと仮定した場合でも原子炉内の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき、あるいは、冷却材喪失事故時にも炉心の冷却とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉施設の安全施設がその機能を維持するため必要な直流電源を確保するため蓄電池（非常用）を設置し、安定した交流電源を必要とするものに対しては、静止形無停電電源装置を設置する設計とする。直流電源設備は、非常用所内電源設備として3系統（区分I, II, III）から構成する。直流電源単線結線図を第2.1.2-2図に、計測制御用電源単線結線図を第2.1.2-3図に示す。</p> <p>外部電源系、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、非常用所内電源系からの受電時に、容易に母線切替操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.1.2 非常用電源設備の概要</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するため必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系する設計とする。</p> <p>非常用の所内高圧母線は2母線で構成し、予備変圧器、所内変圧器、ディーゼル発電機又は後備変圧器のいずれからも受電できる設計とする。</p> <p>非常用の所内低圧母線は4母線で構成し、非常用高圧母線から動力変圧器を通して受電する。所内単線結線図を第2.1.2.1図に示す。</p> <p>所内機器は、工学的安全施設に関係する機器とその他一般機器に分類する。</p> <p>工学的安全施設に関係する機器は非常用母線に、その他の一般機器は原則として常用母線に接続する設計とする。</p> <p>安全保護系及び工学的安全施設に関係する機器は、単一の非常用母線の故障があっても、他の系統に波及して多重性を損なうことがないよう系統ごとに分離して非常用母線に接続する。</p> <p>2台のディーゼル発電機は、275kV送電線が停電した場合にそれぞれの非常用母線に電力を供給し、1台のディーゼル発電機が作動しないと仮定した場合でも発電用原子炉内の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの設計条件を超えることなく炉心を冷却でき、あるいは、冷却材喪失事故時にも炉心の冷却とともに、原子炉格納容器等安全上重要な系統機器の機能を確保できる容量と機能を有する設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉施設の安全施設がその機能を維持するため必要な直流電源を確保するため蓄電池（非常用）を設置し、安定した交流電源を必要とするものに対しては、静止形無停電電源装置を設置する設計とする。直流電源設備は、非常用所内電源設備として2系統（A系、B系）から構成する。直流電源設備単線結線図を第2.1.2.2図に、計測制御用電源設備単線結線図を第2.1.2.3図に示す。</p> <p>発電機、外部電源系、非常用所内電源設備、その他の関連する電気系統機器の短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等を検知できる設計とし、検知した場合には、遮断器により故障箇所を隔離し、他の安全機能への影響を限定できる設計とする。</p> <p>また、非常用所内電源系からの受電時に、容易に母線切替操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】設備名称の相違（D／G）</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 ・炉型による非常用電源設備構成の相違 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は共通用母線なし <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：原子炉→泊：発電用原子炉 <p>【女川】炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、発電機から所内変圧器を介して常用高圧母線を通して非常用高圧母線に給電するが、泊は、大飯と同様に発電機から所内変圧器を介して直接非常用高圧母線に給電する構成である。 <p>【女川】記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

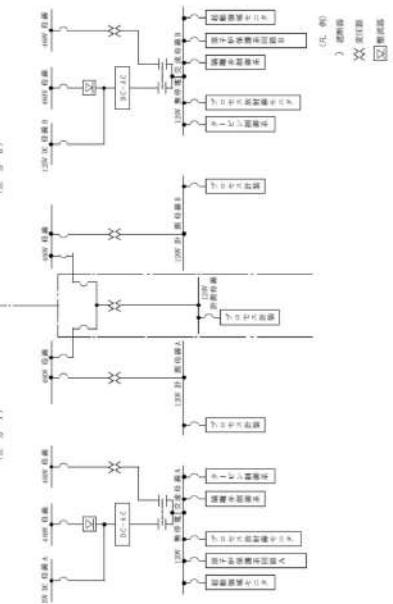
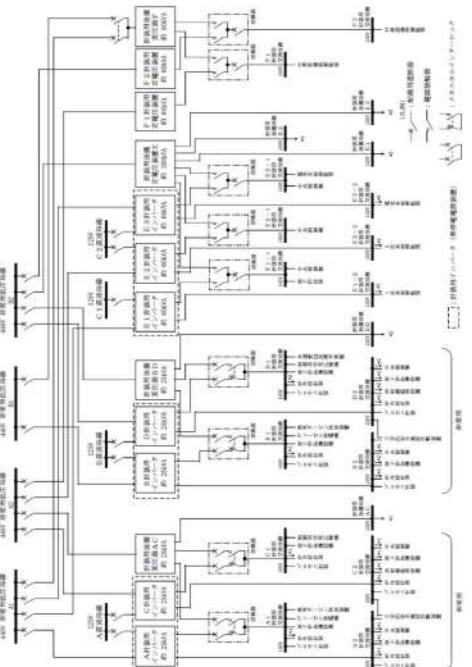
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.1.2-1図 所内单線結線図（非常用電源設備）</p>  <p>第2.1.2-2図 直流電源設備単線結線図（非常用電源設備）</p>	 <p>第2.1.2-1図 所内单線結線図（非常用電源設備）</p>  <p>第2.1.2-2図 直流電源設備単線結線図（非常用電源設備）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・第10.1.1図 所内单線結線図に非常用電源設備の範囲を追記。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・第10.1.3図 直流電源設備単線結線図に非常用電源設備の範囲を追記。</p>

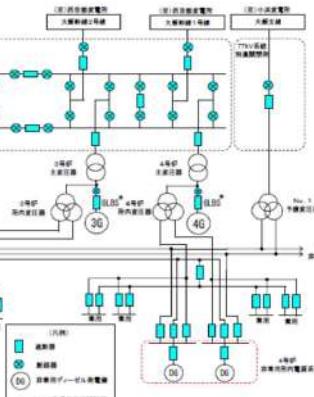
泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第2.1.2-3図 計測制御用電源単線結線図</p>	 <p>第2.1.2.3図 計測制御用電源設備単線結線図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・第10.1.4図 計測制御用電源設備単線結線図を再掲。</p>

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1 保安電源の信頼性</p> <p>2.1.1 発電所構内における電気系統の信頼性</p> <p><泊の記載箇所で比較(2.2-1)></p> <p>重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器で、その機能を達成するために電力を必要とするものについては、非常用所内電源からの給電可能な構成とし、非常用所内電源系は外部電源系（主発電機側）又はディーゼル発電機のいずれからも受電できる構成としている。</p> <p>このうち、外部電源系（主発電機側）については、送電線に接続する遮断器や断路器等を設置した開閉所、主発電機等の電圧を昇圧又は降圧する変圧器、主発電機及び所内高圧母線から構成される。</p> <p>開閉所や所内高圧母線については、送電線や所内電源の切替操作が容易に実施可能な設備構成としている。</p>  <p>所内電源構成概要図</p>	<p>2.2 保安電源の信頼性</p> <p>2.2.1 発電所構内における電気系統の信頼性</p>	<p>2.2 保安電源の信頼性</p> <p>2.2.1 発電所構内における電気系統の信頼性</p>	<p>【大飯】 記載箇所の相違(P33-111～)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

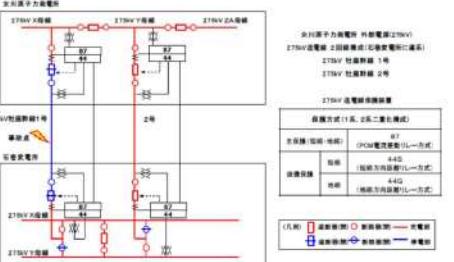
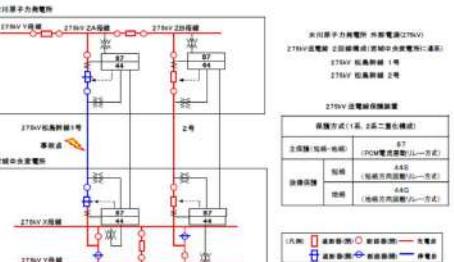
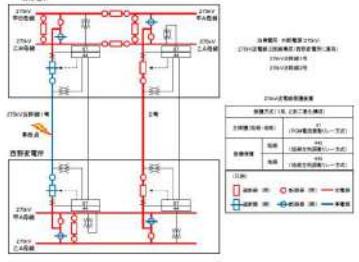
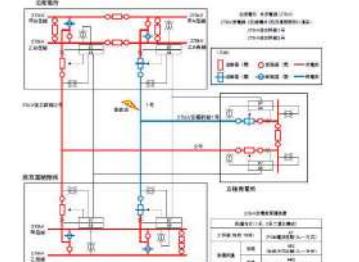
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1.1 機器の破損、故障その他異常の検知と拡大防止について</p> <p>2.1.1.1.1 電気設備の保護</p> <p>開閉所（母線等）、発電機、変圧器、その他の関連する電気系統の機器の故障により発生する短絡や地絡、母線の低電圧や過電流に対し、保護継電装置により検知できる設計としており、検知した場合には、保護継電装置からの信号により、遮断器等により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の電気系統の安全性能への影響を限定できる設備構成となっている。</p>	<p>2.2.1.1 安全施設に対する電力系統の異常の検知とその拡大防止</p> <p>2.2.1.1.1 安全施設の保護装置について</p> <p>発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の故障により発生する短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等に対し、安全施設への電力の供給が停止することのないように、保護継電装置により検知できる設計としており、検知した場合には、異常の拡大防止のため、保護継電装置からの信号により、遮断器等により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の電気系統の安全性への影響を限定できる設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項】</p> <p>なお、吊り下げ設置型高圧遮断器については、使用していない。（別添2）</p>	<p>2.2.1.1 安全施設に対する電力系統の異常の検知とその拡大防止</p> <p>2.2.1.1.1 安全施設の保護装置について</p> <p>発電機、外部電源系、非常用所内電源系、その他の関連する電気系統の機器の故障により発生する短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等に対し、安全施設への電力の供給が停止することのないように、保護継電装置により検知できる設計としており、検知した場合には、異常の拡大防止のため、保護継電装置からの信号により、遮断器等により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の電気系統の安全性への影響を限定できる設計とする。</p> <p>【設置許可基準規則第33条 第3項】</p> <p>なお、吊り下げ設置型高圧遮断器については、使用していない。（別紙2）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

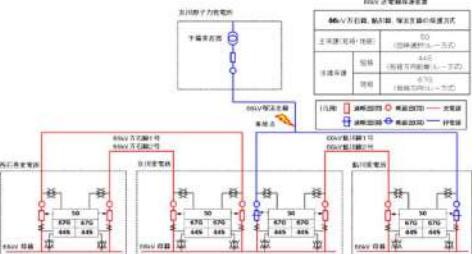
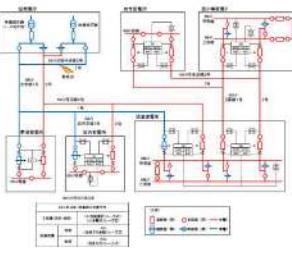
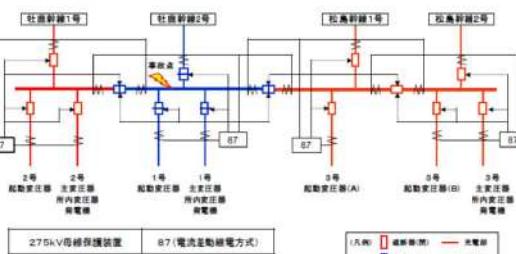
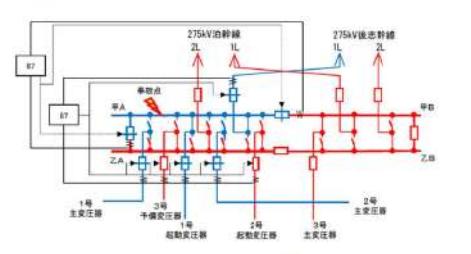
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(主な保護の一例) ・送電線保護</p> <p>送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全回線の電力供給を維持する。</p>	<p>2.2.1.1.1.1 送電線保護装置 (1)275kV送電線（牡鹿幹線） 女川原子力発電所と石巻変電所を連系する275kV送電線（牡鹿幹線）には、第2.2.1-1図の表に示す保護装置を設置している。 送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】 第2.2.1-1図に、275kV送電線（牡鹿幹線）1号線故障時に動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1-1図 送電線保護装置（275kV送電線（牡鹿幹線）1号線故障時）</p> <p>(2)275kV送電線（松島幹線） 女川原子力発電所と宮城中央変電所を連系する275kV送電線（松島幹線）には、第2.2.1-2図の表に示す保護装置を設置している。 送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】 第2.2.1-2図に、275kV送電線（松島幹線）1号線故障時に動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1-2図 送電線保護装置（275kV送電線（松島幹線）1号線故障時）</p>	<p>2.2.1.1.1.1 送電線保護装置 (1)275kV送電線（泊幹線） 泊発電所と西野変電所を連系する275kV送電線（泊幹線）には、第2.2.1.1図の表に示す保護装置を設置している。 送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】 第2.2.1.1図に、275kV送電線（泊幹線）1号線故障時に動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1.1図 送電線保護装置（275kV送電線（泊幹線）1号線故障時）</p> <p>(2)275kV送電線（後志幹線） 泊発電所と西双葉開閉所を連系する275kV送電線（後志幹線）には、第2.2.1.2図の表に示す保護装置を設置している。 送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】 第2.2.1.2図に、275kV送電線（後志幹線）1号線故障時に動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1.2図 送電線保護装置（275kV送電線（後志幹線）1号線故障時）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。</p> <p>【女川】 プラント名称の相違 設備名称の相違（送電線、変電所）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。</p> <p>【女川】 プラント名称の相違 設備名称の相違（送電線、変電所）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

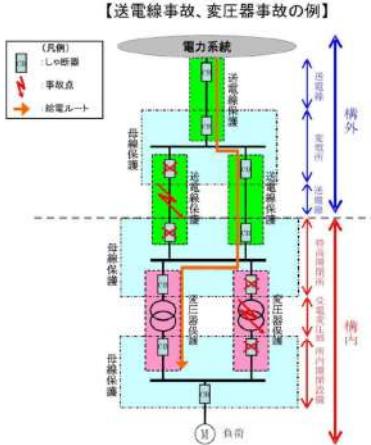
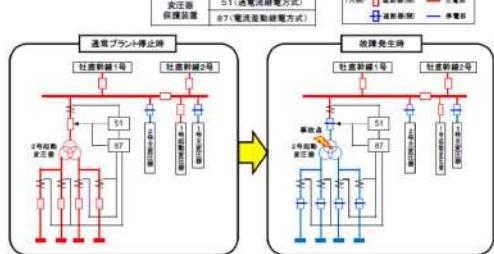
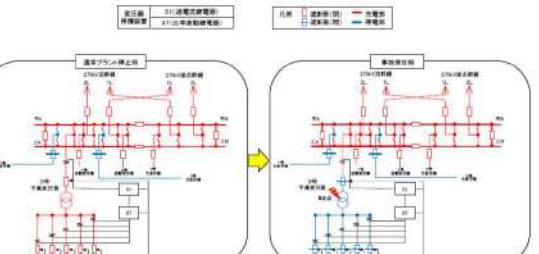
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線） 女川原子力発電所と女川変電所を連系する66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）には、第2.2.1-3図の表に示す保護装置を設置している。</p> <p>送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>第2.2.1-3図に、66kV送電線（塚浜支線）故障時に動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1-3図 送電線保護装置（66kV送電線（塚浜支線）故障時）</p>	<p>(3) 66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。）） 泊発電所と国富変電所を連系する66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））には、第2.2.1.3図の表に示す保護装置を設置する設計とする。</p> <p>送電線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該送電線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全回線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>第2.2.1.3図に、66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））故障時に動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1.3図 送電線保護装置（66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））故障時）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。） 【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違 【女川】 プラント名称の相違 設備名称の相違（送電線、変電所）</p>
・母線保護	<p>2.2.1.1.1.2 275kV母線保護装置 女川原子力発電所 275kV開閉所は、4母線で構成されており、第2.2.1-4図の表に示す保護装置を設置している。</p> <p>母線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該母線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全側母線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>第2.2.1-4図に1号炉が接続する母線事故時に動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1-4図 送電線保護装置（275kV開閉所1号炉が接続する母線故障時）</p>	<p>2.2.1.1.1.2 275kV母線保護装置 泊発電所 275kV開閉所は、2母線で構成されており、第2.2.1.4図の表に示す保護装置を設置している。</p> <p>母線の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該母線が連系される遮断器を開放し、故障区間を速やかに分離し、残りの健全側母線の電力供給を維持することが可能な設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>第2.2.1.4図に1号炉が接続する母線事故時に動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1.4図 送電線保護装置（275kV開閉所1号炉が接続する甲A母線故障時）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 プラント名称の相違 設備名称の相違（送電線、変電所） 【女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・女川：275kV開閉所4母線→泊：275kV開閉所2母線 【女川】 装置名称の相違 ・女川：87（電流差動電方式）→泊：87（電流差動继电器）</p>

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

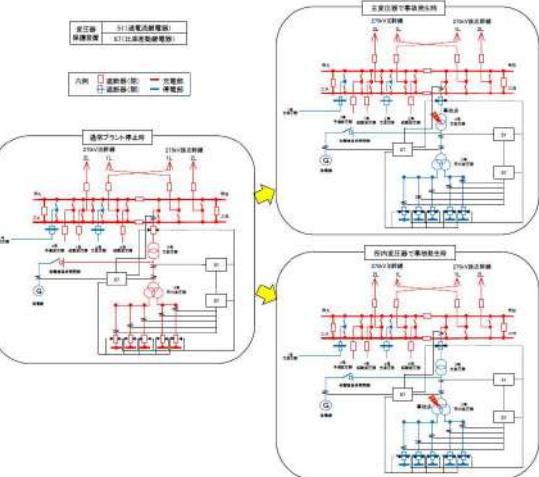
第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>・変圧器保護</p> <p>変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該変圧器が連系される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するとともに待機側変圧器に切り替えることで、母線の電力供給を維持する。</p> <p>【送電線事故、変圧器事故の例】</p> 	<p>2.2.1.1.3 変圧器保護装置</p> <p>変圧器には、第 2.2.1-5 図及び第 2.2.1-6 図の表に示す保護装置を設置している。</p> <p>(1) 2号炉起動変圧器</p> <p>変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該変圧器が連系される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するとともに、他の安全施設への影響を限定できる構成としている。【設置許可基準規則第 33 条 第 3 項 解釈 2】</p> <p>第 2.2.1-5 図に 2号炉起動変圧器で故障が発生した際に、動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p> <p>第 2.2.1-5 図 変圧器保護装置（2号炉起動変圧器故障時）</p> 	<p>2.2.1.1.3 変圧器保護装置</p> <p>変圧器には、第 2.2.1.5 図、第 2.2.1.6 図及び第 2.2.1.7 図の表に示す保護装置を設置している。</p> <p>(1) 予備変圧器</p> <p>変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該変圧器が連系される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するとともに、他の安全施設への影響を限定できる構成としている。【設置許可基準規則第 33 条 第 3 項 解釈 2】</p> <p>第 2.2.1.5 図に 予備変圧器で故障が発生した際に、動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p> <p>第 2.2.1.5 図 変圧器保護装置（予備変圧器故障時）</p> 	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 図番号の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（変圧器）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

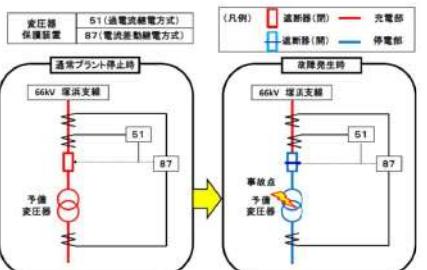
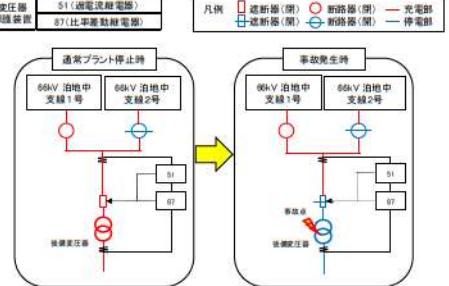
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 主変圧器及び所内変圧器</p> <p>変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該変圧器が連系される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するとともに、他の安全施設への影響を限定できる構成としている。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>第2.2.1.6図に主変圧器及び所内変圧器で故障が発生した際に、動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第2.2.1.6図 変圧器保護装置 (主変圧器及び所内変圧器故障時)</p>	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は発電機負荷開閉器を開放することにより、275kV外部電源から主変圧器及び所内変圧器を通して非常用高圧母線に給電できる構成のため記載を追加している。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

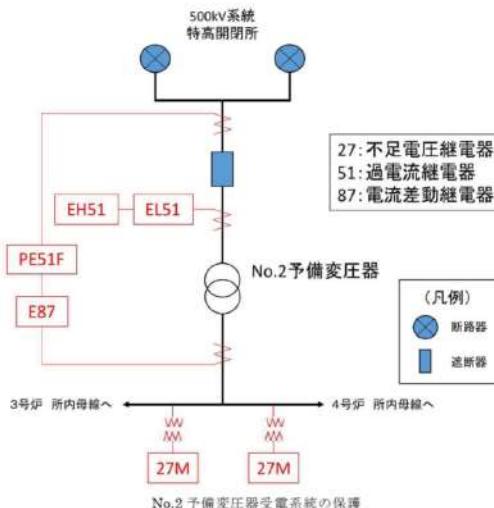
第33条 保安電源設備

大飯発電所 3／4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(2) 予備変圧器</p> <p>変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該変圧器が連系される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するとともに、他の安全施設への影響を限定できる構成としている。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>第 2.2.1-6 図に予備変圧器で故障が発生した際に、動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第 2.2.1-6 図 変圧器保護装置（予備変圧器故障時）</p>	<p>(3) 後備変圧器</p> <p>変圧器の短絡若しくは地絡を検出した場合、当該変圧器が連系される遮断器を開放し、故障変圧器を速やかに分離するとともに、他の安全施設への影響を限定できる設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>第 2.2.1.7 図に後備変圧器で故障が発生した際に、動作する遮断器及び停電範囲を示す。</p>  <p>第 2.2.1.7 図 変圧器保護装置（後備変圧器故障時）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（変圧器）</p> <p>【女川】 電力系統構成の相違 ・ 泊の後備変圧器は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。）</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

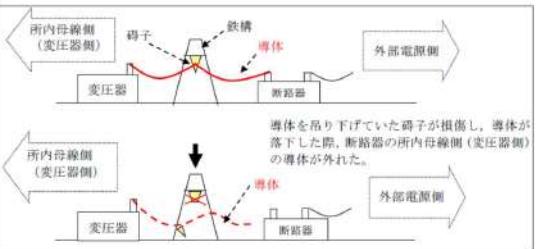
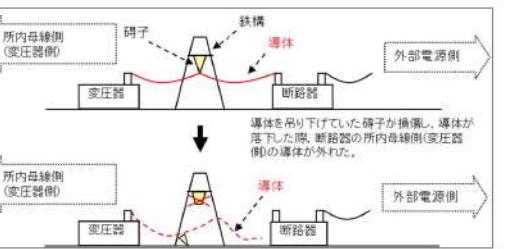
第33条 保安電源設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>2.1.1.1.2 所内保護繼電器</p> <p>発電所で使用されている機器保護繼電器は種々あり、保護対象機器により発電機関係、変圧器関係及び電動機関係に大別することができ、それぞれの機器の保護動作を担っている。</p> <p>所内保護に対する基準は、機器保護と同様の基準をもとに、繼電器を設けて所内動力母線（メタクラ母線、パワーセンタ母線等）に事故が発生した場合の完全な保護動作を行っている。</p>  <p>No.2予備変圧器受電系統の保護</p>	<p>2.2.1.1.1.4 その他設備に対する保護装置</p> <p>ファンやポンプ等の補機については過負荷保護繼電器及び過電流保護繼電器を設置している。</p> <p>過負荷保護繼電器（49）及び過電流保護繼電器（51）にて過電流を検知した場合、警報を発生させることや補機を停止させることにより、他の安全機能への影響を限定できる設計としている。</p> <p>【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p>	<p>2.2.1.1.1.4 その他設備に対する保護装置</p> <p>ファンやポンプ等の補機については過負荷保護繼電器及び過電流保護繼電器を設置している。</p> <p>過負荷保護繼電器（49）及び過電流保護繼電器（51）にて過電流を検知した場合、警報を発生させることや補機を停止させることにより、他の安全機能への影響を限定できる設計としている。</p> <p>【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2.1.1.2 変圧器1次側の3相のうち1相の開放が発生した場合	<p>2.2.1.1.2 1相開放故障への対策について 外部電源に直接接続している変圧器の1次側において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合にあっては、安全施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、保護継電器が作動することによる故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を行うことによって、安全施設への電力の供給が停止することがないように、電力供給の安定性を回復できる設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>2.2.1.1.2.1 米国バイロン2号炉の事象の概要と問題点 (1)事象の概要 2012年1月30日、米国バイロン2号炉において定格出力運転中、以下の事象が発生した。 ①起動用変圧器の故障（架線の碍子破損）により、3相交流電源の1相が開放故障した状態が発生した（第2.2.1-7図参照）。 ②このため、起動変圧器から受電していた常用母線の電圧の低下により、1次冷却材ポンプがトリップし、発電用原子炉がトリップした。 ③トリップ後の所内切替により、常用母線の接続が起動用変圧器側に切り替わった。 ④非常用母線の電圧を監視している保護継電器のうち、1相分の保護継電器しか動作しなかったため、非常用母線の外部電源への接続が維持され、非常用母線各相の電圧が不平衡となつた。 ⑤原子炉トリップ後に起動した安全系補機類が、非常用高圧母線の電圧不平衡のために過電流によりトリップした。 ⑥運転員が1相開放故障状態に気付き、外部電源の遮断器を手動で動作させることにより、外部電源系から非常用母線が開放され、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、電源を回復させた。</p>  <p>第2.2.1-7図 米国バイロン2号炉の1相開放故障の概要</p>	<p>2.2.1.1.2 1相開放故障への対策について 外部電源に直接接続している変圧器の1次側において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合にあっては、安全施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、保護継電器が作動することによる故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を行うことによって、安全施設への電力の供給が停止することがないように、電力供給の安定性を回復できる設計とする。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈2】</p> <p>2.2.1.1.2.1 米国バイロン2号炉の事象の概要と問題点 (1)事象の概要 2012年1月30日、米国バイロン2号炉において定格出力運転中、以下の事象が発生した。 ①起動用変圧器の故障（架線の碍子破損）により、3相交流電源の1相が開放故障した状態が発生した（第2.2.1-8図参照）。</p> <p>②このため、起動変圧器から受電していた常用母線の電圧の低下により、1次冷却材ポンプがトリップし、発電用原子炉がトリップした。</p> <p>③トリップ後の所内切替により、常用母線の接続が起動用変圧器側に切り替わった。</p> <p>④非常用母線の電圧を監視している保護継電器のうち、1相分の保護継電器しか動作しなかったため、非常用母線の外部電源への接続が維持され、非常用母線各相の電圧が不平衡となつた。</p> <p>⑤原子炉トリップ後に起動した安全系補機類が、非常用高圧母線の電圧不平衡のために過電流によりトリップした。</p> <p>⑥運転員が1相開放故障状態に気付き、外部電源の遮断器を手動で動作させることにより、外部電源系から非常用母線が開放され、非常用ディーゼル発電機が自動起動し、電源を回復させた。</p>  <p>第2.2.1-8図 米国バイロン2号炉の1相開放故障の概要</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 図番号の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：一次冷却材ポンプ→泊：1次冷却材ポンプ</p> <p>【女川】 図番号の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

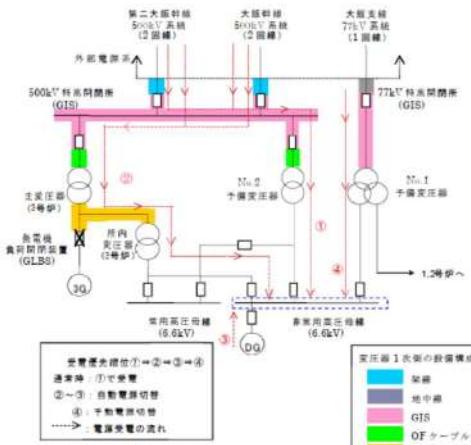
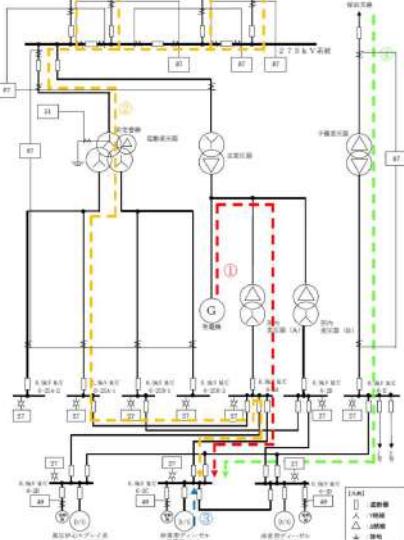
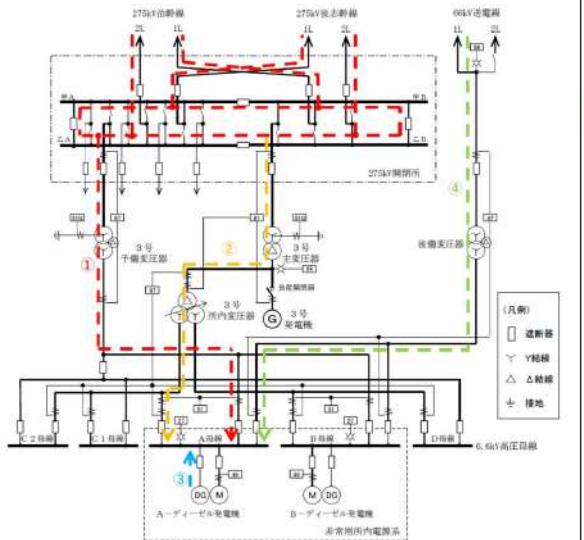
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 1相開放故障が発生し変圧器2次側電圧が低下しない事象のメカニズム 米国バイロン2号炉の事象のように変圧器1次側において1相開放故障が発生した場合に、所内電源系の3相の各相には、低電圧を検知する交流不足電圧継電器(27)が設置されていることから、交流不足電圧継電器(27)の検知電圧がある程度(約30%以上)低下すれば、当該の保護継電器が動作し警報が発報することにより1相開放故障を含めた電源系の異常を検知することが可能である。</p> <p>一方、変圧器負荷が非常に少ない場合や、変圧器に△結線の安定巻線を含む場合等においては、所内電源系側の交流不足電圧継電器(27)の検知電圧が動作範囲まで低下せず、1相開放故障が検知できない可能性がある(3相交流では、変圧器1次側における1相のみが開放故障となつても変圧器鉄心に磁束の励磁が持続され、変圧器2次側(所内電源系側)において3相ともほぼ正常に電圧が維持されてしまう場合がある。)。</p> <p>したがって、変圧器1次側に1相開放故障が発生した場合の検知の可否については、交流不足電圧継電器(27)が動作することにより検知できる場合もあるものの、発生時の負荷の状態などによっては検知できない可能性がある。</p> <p>(3)問題点 当該事象に対し、「変圧器1次側の3相のうち1相開放故障が発生した状態が検知されることなく、非常用母線への給電が維持された。」ことが問題点である。</p>	<p>(2) 1相開放故障が発生し変圧器2次側電圧が低下しない事象のメカニズム 米国バイロン2号炉の事象のように変圧器1次側において1相開放故障が発生した場合に、所内電源系の3相の各相には、低電圧を検知する不足電圧継電器(27)が設置されていることから、不足電圧継電器(27)の検知電圧がある程度(約30%以上)低下すれば、当該の保護継電器が動作し警報が発報することにより1相開放故障を含めた電源系の異常を検知することが可能である。</p> <p>一方、変圧器負荷が非常に少ない場合や、変圧器に△結線の安定巻線を含む場合等においては、所内電源系側の不足電圧継電器(27)の検知電圧が動作範囲まで低下せず、1相開放故障が検知できない可能性がある(3相交流では、変圧器1次側における1相のみが開放故障となつても変圧器鉄心に磁束の励磁が持続され、変圧器2次側(所内電源系側)において3相ともほぼ正常に電圧が維持されてしまう場合がある。)。</p> <p>したがって、変圧器1次側に1相開放故障が発生した場合の検知の可否については、不足電圧継電器(27)が動作することにより検知できる場合もあるものの、発生時の負荷の状態等によっては検知できない可能性がある。</p> <p>(3)問題点 当該事象に対し、「変圧器1次側の3相のうち1相開放故障が発生した状態が検知されることなく、非常用母線への給電が維持された。」ことが問題点である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：交流不足電圧継電器→泊：不足電圧継電器</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：△結線→泊：△結線</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：など→泊：等</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

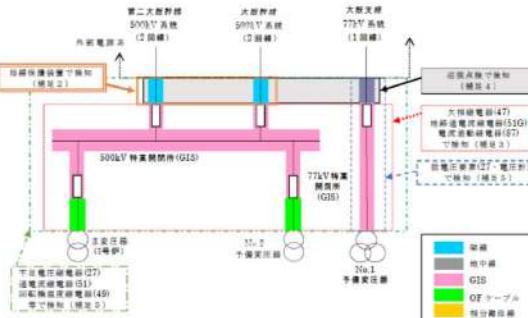
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1.2.1 安全施設への電力供給について 大飯発電所は、500kV送電線（大飯幹線及び第二大飯幹線）2ルート4回線及び77kV送電線（大飯支線）1ルート1回線で外部電源系統と連系している。</p> <p>非常用高圧母線への受電については、通常時、特高開閉所内にあるガス絶縁開閉装置（以下「GIS」という。）及び油入りケーブル（以下「OFケーブル」という。）を介し、No.2予備変圧器より受電している。 また、所内変圧器及びディーゼル発電機からの受電も可能となっている。</p> <p>さらに、ディーゼル発電機からの受電ができない場合には、遮断器を手動投入することにより、No.1予備変圧器より受電が可能となっている。</p>  <p>安全施設（非常用高圧母線）への受電イメージ（3号炉）</p>	<p>2.2.1.1.2.2 非常用高圧母線への電力供給について 女川原子力発電所は、275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）2ルート各2回線及び66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1ルート1回線で電力系統に連系している。</p> <p>非常用高圧母線は、以下の方法にて受電可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①通常運転時、発電機より発生した電力を所内変圧器を介して受電する。 ②所内変圧器から受電できない場合、275kV開閉所内にある275kVガス絶縁開閉装置を介し、起動変圧器より受電する。 ③所内変圧器及び起動変圧器から受電できない場合、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から受電する。 ④非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から受電できない場合、66kVガス絶縁開閉装置を介し、予備変圧器から受電する。 <p>非常用高圧母線への電力供給を第2.2.1-8図に示す。</p> <p>外部電源に直接接続しており、安全施設へ電力供給を行う変圧器は、起動変圧器及び予備変圧器である。</p>  <p>第2.2.1-8図 非常用高圧母線への電力供給</p>	<p>2.2.1.1.2.2 非常用高圧母線への電力供給について 泊発電所は、275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）2ルート各2回線及び66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線で電力系統に連系している。</p> <p>非常用高圧母線は、以下の方法にて受電可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①通常時、275kV開閉所内にある275kVガス絶縁開閉装置を介し、予備変圧器より受電する。 ②予備変圧器から受電できない場合、通常運転時は発電機より発生した電力を所内変圧器を介して受電する。また、発電用原子炉の停止時は275kV開閉所内にある275kVガス絶縁開閉装置から主変圧器を介し、所内変圧器より受電する。 ③予備変圧器及び所内変圧器から受電できない場合、ディーゼル発電機から受電する。 ④ディーゼル発電機から受電できない場合、66kVガス絶縁開閉装置を介し、後備変圧器から受電する設計とする。 <p>非常用高圧母線への電力供給を第2.2.1.9図に示す。</p> <p>外部電源に直接接続しており、安全施設へ電力供給を行う変圧器は、予備変圧器、主変圧器及び後備変圧器である。</p>  <p>第2.2.1.9図 非常用高圧母線への電力供給</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 プラント名称の相違 【女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変圧器） 【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違 【女川】 設備構成の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 ・女川：非常用高圧母線の受電（所内変圧器、起動変圧器、非常用ディーゼル発電機及び予備変圧器から受電可能）→泊：非常用高圧母線の受電（予備変圧器、所内変圧器、ディーゼル発電機及び後備変圧器から受電可能） 【大飯】 設備・運用の相違 ・1相開放への対応に係る記載に差異があるが、1相開放の早期検知ができるようにするという点において同等である。</p>
			【女川】 図番号の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1.2.2 1相開放故障の検知について</p> <p>発生想定箇所（変圧器の1次側）において1相開放故障が発生した場合、地絡・短絡を伴うことが予想され、既存の保護離電器で検知可能である。</p> <p>また、地絡・短絡を伴わない1相開放故障が発生した場合においては、各種の機械的な検知または、人為的な検知を組みあわせて、検知が可能である。</p> <p>以下、変圧器1次側に1相開放故障が発生した場合の発生箇所と検知概要の関係について示す。</p>  <p>変圧器1次側の設備構成と検知概要</p> <p>上記のとおり、変圧器の1次側においては、設備状況と発生箇所の違いにより、複数の検知要素がある。以降の記載および各補足にて、各系統毎、設備毎の具体的な検知要素の違いや、各保護離電器の動作・不動作の場合についての最新知見を踏まえた考察、運転員の対応等について示す。</p>	<p>2.2.1.1.2.3 1相開放故障時における検知性</p> <p>(1)送電線引込み部以外での1相開放故障</p> <p>外部電源に直接接続している対象変圧器（起動変圧器及び予備変圧器）1次側の接続部位は、送電線の引込み部を除き米国バイロン2号炉のように全面的に気中に露出した架線接続ではなく、接地された筐体内等に配線された構造である。（第2.2.1-9図参照）</p> <p>筐体内等の導体においては、断線による1相開放故障が発生したとしても、接地された筐体等を通じ完全地絡となることで、電流差動離電器（87）及び地絡過電圧離電器（64）による検知が可能である。</p> <p>電流差動離電器（87）等が動作することにより、1相開放故障が発生した部位が自動で隔離されるとともに、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が自動起動し非常用高圧母線に電源供給される。</p>  <p>第2.2.1-9図 変圧器1次側接続部</p>	<p>2.2.1.1.2.3 1相開放故障時における検知性</p> <p>(1)送電線引込み部以外での1相開放故障</p> <p>外部電源に直接接続している対象変圧器（予備変圧器及び主変圧器）1次側の接続部位は、送電線の引込み部を除き米国バイロン2号炉のように全面的に気中に露出した架線接続ではなく、接地された筐体内等に配線された構造である。（第2.2.1.1.10図参照）</p> <p>後備変圧器の1次側の接続部位は、送電線接続部についてもケーブルによる引込みのため、米国バイロン2号炉のように気中に露出した架線部ではなく、接地された筐体内等に配線された構造となるように設計する。</p> <p>筐体内等の導体においては、断線による1相開放故障が発生したとしても、接地された筐体等を通じ完全地絡となることで、比率差動離電器（87）及び地絡過電圧離電器（64）による検知が可能である。</p> <p>予備変圧器の比率差動離電器（87）等が動作した場合は、1相開放故障が発生した部位が自動で隔離されるとともに、所内変圧器からの非常用高圧母線への電源供給に切り替わる。</p> <p>主変圧器の比率差動離電器（87）等が動作した場合は、1相開放故障が発生した部位が自動で隔離されるとともに、ディーゼル発電機が自動起動し非常用高圧母線に電源供給される。</p>  <p>第2.2.1.1.10図 変圧器1次側接続部</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 女川：外部電源に接続（起動変圧器、予備変圧器）→泊：外部電源に接続（予備変圧器、主変圧器、後備変圧器） <p>【女川】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 1相開放への対応に係る記載に差異があるが、1相開放の早期検知ができるようになるという点において同等である。 <p>【女川】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：電流差動離電器→泊：比率差動離電器 <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違（D／G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>(2)送電線引込み部の1相開放故障 第2.2.1-8 図の受電経路において米国バイロン2号炉のように導体が気中へ露出した類似箇所は第2.2.1-10 図のとおり開閉所の送電線引込み部（引留鉄構～ブッシング）である。</p> <p>第2.2.1-10 図 送電線引込み部</p> <p>a. 275kV送電線引込み部での1相開放故障発生 275kV送電線4回線の電源は275kV開閉所にて連系しているため、②の受電経路で受電する場合に275kV送電線1回線にて1相開放故障が発生しても非常用高圧母線の電圧に変化が生じることはない。 この場合、毎日実施する「巡視点検」にて電路の健全性を確認することにより、1相開放故障を目視で検知することが可能である。 女川原子力発電所では毎日実施する巡視点検時に確認すべき項目として、パトロール手順書にて第2.2.1-1表のとおり定めており、1日1回以上パトロールを実施することで1相開放故障の発見が可能である。 したがって、1相開放故障が発生した状態が検知されることなく、1相開放故障が発生した変圧器を経由した非常用母線への給電が維持されることはない。</p> <p>第2.2.1-1表 巡視確認項目</p> <table border="1"> <tr> <td>巡視機器</td> <td>点検項目</td> </tr> <tr> <td>引留鉄構及び碍子</td> <td>a. 外観損傷の有無</td> </tr> </table>	巡視機器	点検項目	引留鉄構及び碍子	a. 外観損傷の有無	<p>(2)送電線引込み部の1相開放故障 第2.2.1-9 図の受電経路において米国バイロン2号炉のように導体が気中へ露出した類似箇所は第2.2.1-11 図のとおり開閉所の送電線引込み部（遮風建屋～ブッシング）である。</p> <p>第2.2.1-11 図 送電線引込み部</p> <p>a. 275kV送電線引込み部での1相開放故障発生 275kV送電線4回線の電源は275kV開閉所にて連系しているため、①及び②の受電経路で受電する場合に275kV送電線1回線にて1相開放故障が発生しても非常用高圧母線の電圧に変化が生じることはない。 この場合、毎日実施する「巡視点検」にて電路の健全性を確認することにより、1相開放故障を目視で検知することが可能である。 泊発電所では毎日実施する巡視点検時に確認すべき項目として、運転要領にて第2.2.1.1表のとおり定めており、1日1回以上パトロールを実施することで1相開放故障の発見が可能である。 したがって、1相開放故障が発生した状態が検知されることなく、1相開放故障が発生した変圧器を経由した非常用母線への給電が維持されることはない。</p> <p>第2.2.1.1表 巡視確認項目</p> <table border="1"> <tr> <td>巡視機器</td> <td>点検項目</td> </tr> <tr> <td>開閉所屋外機器</td> <td>外観の異常の有無</td> </tr> </table>	巡視機器	点検項目	開閉所屋外機器	外観の異常の有無	<p>【女川】 図番号の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：引留鉄構→泊：遮風建屋</p> <p>【女川】 図番号の相違</p> <p>【大飯】 設備・運用の相違 ・1相開放への対応に係る記載に差異があるが、1相開放の早期検知ができるようにするという点において同等である。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・泊は通常時においても275kV送電線から受電している。</p> <p>【女川】 プラント名称の相違 記載表現の相違</p>
巡視機器	点検項目										
引留鉄構及び碍子	a. 外観損傷の有無										
巡視機器	点検項目										
開閉所屋外機器	外観の異常の有無										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②77kV送電系統の異常検知について</p> <p>1相開放故障時のこれまでの国内外の解析知見より、1相開放故障時の電気的挙動は、変圧器容量には依存せず変圧器巻線種、接地方法、鉄心構造等の変圧器型式の違いに依存すると分かってきている。</p> <p>また、当社が確認しているNo.1予備変圧器の巻線型式（外部電源側-Y、負荷側-Y、安定巻線-△、高圧側の接地が無）における電気過渡応答解析結果では、当該型式の変圧器の場合において1相開放故障が起きた場合は、負荷の大小に関わらず1相開放故障の該当相の2次側電圧（低圧側）の電圧は0となる挙動を示し、この場合、不足電圧繼電器の動作および、電圧計の指示等にて確認する事が可能と考えられる。</p> <p>【参考】No.1予備変圧器と同型式の1相開放故障時の応答解析結果例</p> <p>以下は、大飯のNo.1予備変圧器と同型式の変圧器の高圧側1相開放故障（3相欠相）時の解析結果例をベクトル図に示したものである。</p> <p>【無負荷】</p> <p>【負荷率40%】</p> <p>【負荷率100%】</p> <p>上記のとおり、無負荷時～100%負荷時において、2次側の欠相当該相の相電圧は0となる。</p> <p>またこの時、2つの相電圧は約5割に低下し、不足電圧繼電器の動作値（相間電圧が約3割低下）以下まで電圧が低下するため、検知が可能となる。</p> <p>前述の解析については、今後も妥当性の検証等していくが、事象検知の信頼性拡充のための当面の対応として、1相開放故障事象の知見を手順書に反映し、運転員に対して定期的に教育を実施するとともに、変圧器等の巡回点検を1日1回実施することや手動による受電切替え時に、変圧器等の巡回点検を実施することで、可能な限り異常の早期検知に努める。</p>	<p>b. 66kV送電線引込み部の1相開放故障発生</p> <p>66kV送電線は④の受電経路にて、予備変圧器を介し非常用高圧母線に電源供給を行うことがあるが、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が故障した場合のバックアップである。</p> <p>通常、予備変圧器は負荷に電源を供給しておらず、予備変圧器の1次側が非接地であることから、66kV送電線引込み部にて1相開放故障が発生した場合は予備変圧器の2次側で電圧が低下するため、6.9kVメタクラ6-E（6.9kV M/C 6-E）に設置された交流不足電圧繼電器（27）にて検知可能である。（第2.2.1-11図参照）</p> <p>また、275kV送電線と同様にパトロールによる検知も可能である。</p>	<p>b. 66kV送電線引込み部の1相開放故障発生</p> <p>66kV送電線は④の受電経路にて、後備変圧器を介し非常用高圧母線に電源供給を行う設計とするが、ディーゼル発電機が故障した場合のバックアップである。</p> <p>通常、後備変圧器は無負荷状態で待機しており、電流が流れていないとから電流計による1相開放故障の検知は難しい。</p> <p>ただし、引留鉄構等の米国バイロン2号で発生した事故と類似した箇所については、米国バイロン2号機と異なり、導体の断線が起きないケーブル引き込みにより66kV開閉所（後備用）に接続する設計とする。仮に、接続先のガス絶縁開閉装置内で断線が発生した場合には、導体と接地された筐体間の絶縁距離が保てなくなるため地絡が発生し、地絡過電圧繼電器（64）が動作する等、異常を検知することが可能な設計とする。（第2.2.1.12図参照）</p> <p>一方、後備変圧器に負荷が有る状態においては、1次側で地絡・短絡を伴わない1相開放故障が発生した場合には、電流計による確認を実施することで検知ができる設計とする。</p> <p>したがって、1相開放故障が発生した状態が検知されることなく、1相開放故障が発生した変圧器を経由した非常用母線への給電が維持されることはない。</p> <p>【1相開放故障前】</p> <p>【1相開放故障後】</p> <p>第2.2.1-11図 交流不足電圧繼電器（27）による検知（イメージ）（予備変圧器）</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違（D/G、変圧器）</p> <p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <p>・炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1相開放への対応に係る記載に差異があるが、1相開放の早期検知ができるようになるという点において同等である <p>【女川】</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の66kV送電線は、泊支線の一部を地中に埋設するとともに、泊支線地中部から分岐した泊地中支線をケーブル引き込みにより66kV開閉所（後備用）に接続する計画としている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>く女川、泊の記載箇所で比較(2.2-2)</p> <p>③GISの異常検知について</p> <p>GISは、接地された筐体内に導体が内包されており、導体の断線が起きない構造となっている。仮に、断線が発生した場合でも、アークの発生により接地されたタンクを通じ、地絡が発生し地絡過電流继電器(51G)あるいは電流差動继電器(87)が動作する等、異常を検知することが可能である。</p> <p>く女川、泊の記載箇所で比較(2.2-3)</p> <p>④No. 1予備変圧器、No. 2予備変圧器の異常検知について</p> <p>No. 1予備変圧器、No. 2予備変圧器は、1次側の接続部位に架線の碍子は存在せず、また、変圧器の導体は、十分強度を持った筐体内にあることから、断線の可能性は考えにくい。しかし、仮に、配線の断線が発生した場合、アークの発生により接地された筐体を通じ地絡となることで、地絡過電流继電器(51G)あるいは電流差動继電器(87)が動作する、あるいは、アークにより内圧上昇により機械的な異常を検知することで検知が可能である。</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違 (P33-287 ～)</p> <p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違 (P33-290 ～)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2.1.1.2.4 1相開放故障時に非常用高圧母線へ電源供給した場合の検知性 仮に対象変圧器（起動変圧器及び予備変圧器）1次側に3相中1相が欠相した電力が供給され、非常用高圧母線に給電した場合の検知性について負荷の軽重を踏まえて以下のとおり示す。</p> <p>前述の第2.2.1-11図に示すとおり、変圧器の1次側において1相開放故障が発生した場合、「①交流電圧が低下する」他にも、負荷への給電を考慮した場合には以下の事象が発生する（第2.2.1-12～13図参照）。</p> <p>②電動機に逆相電流が流れるため、各相の電流が不平衡になり、電動機電流の増加相が発生する。 ③変圧器の1次側の中性点に電流が流れる。</p> <p>したがって、上記事象①②③を検知することにより、変圧器1次側に1相開放故障が発生した場合の検知性向上の対策を図る。</p> <p>【1相開放故障前】 <p>【1相開放故障後】 </p> <p>第2.2.1-12図 過負荷電器(49)による検知（イメージ）（予備変圧器）</p> <p>【1相開放故障前】 <p>【1相開放故障後】 </p> <p>第2.2.1-13図 中性点過電流遮断器(±1)による検知（イメージ）（起動変圧器）</p> </p></p>	<p>2.2.1.1.2.4 1相開放故障時に非常用高圧母線へ電源供給した場合の検知性 仮に対象変圧器（予備変圧器、主要変圧器及び後備変圧器）1次側に3相中1相が欠相した電力が供給され、非常用高圧母線に給電した場合の検知性について負荷の状態を踏まえて以下のとおり示す。</p> <p>変圧器の1次側において1相開放故障が発生した場合、以下の事象が発生する（第2.2.1-13～14図参照）。</p> <p>①電動機に逆相電流が流れるため、各相の電流が不平衡になり、電動機電流の増加相が発生する。 ②変圧器の1次側の中性点に電流が流れる。</p> <p>したがって、上記事象①②を検知することにより、変圧器1次側に1相開放故障が発生した場合の検知性向上の対策を図る。</p> <p>【1相開放故障前】 <p>【1相開放故障後】 </p> <p>第2.2.1-13図 過負荷電器(49)による検知（イメージ）（予備変圧器）</p> <p>【1相開放故障前】 <p>【1相開放故障後】 </p> <p>第2.2.1-14図 地絡過電流遮断器(±1)による検知（イメージ）（主要変圧器）</p> </p></p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、予備変圧器→泊：予備変圧器、主要変圧器、後備変圧器</p> <p>【女川】 設備名称の相違（変圧器） 記載表現の相違 図番号の相違</p> <p>【女川】 図番号の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違、設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
	<p>上記事象は、変圧器の1次側において1相開放故障が発生した条件により検知できる保護継電器が異なる。1相開放故障の発生条件に応じた保護継電器による検知方法を第2.2.1-2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="673 277 1235 1000"> <caption>第2.2.1-2表 検知性向上対策</caption> <thead> <tr> <th>1相開放故障の発生条件</th><th>検知可否^{※1}</th><th>保護継電器</th><th>検知後の対処</th><th>参照図</th></tr> <tr> <th>発生場所</th><th>変圧器の状態</th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">起動変圧器1次側</td><td>重負荷 (負荷率:約40%以上)</td><td>○</td><td>中性点過電流 警報設定器(51)</td><td>起動変圧器1次遮断器が自動開放し、非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作することで、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-13図</td></tr> <tr> <td>軽負荷 (負荷率:約2%以上)</td><td>○</td><td>中性点過電流 警報設定器^{※2}</td><td>中央制御室に警報が出力されることにより、1相開放状態を検知し、手動で故障箇所を隔離することにより、上記と同様に非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-13図</td></tr> <tr> <td rowspan="3">予備変圧器1次側</td><td>無負荷</td><td>×</td><td>なし^{※3}</td><td></td></tr> <tr> <td>重負荷</td><td>△</td><td>過負荷継電器 (49) 又は 交流不足電圧 継電器(27)^{※4}</td><td>複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動で発生箇所を隔離する。交流不足電圧継電器(27)により検知した場合は無負荷の場合と同様。 第2.2.1-11図 第2.2.1-12図</td></tr> <tr> <td>軽負荷</td><td>○</td><td>交流不足電圧 継電器(27)</td><td>中央制御室に警報が出力されることにより、1相開放状態を検知し、手動で故障箇所を隔離することにより、上記と同様に非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-11図</td></tr> </tbody> </table> <p>※1. ○：検知可能 △：検知可能な場合と不可能な場合あり ×：検知できないことを示す ※2. 自主対策により新規設置し、検知性向上を実現している。 ※3. 無負荷なので安全上の問題に至ることはない。 ※4. 予備変圧器の場合、保護継電器による検知は負荷の状態や種別に依存する。静的負荷のみの場合には3相中1相の対地電圧が低下するため、交流不足電圧継電器(27)にて検知可能であるが、電動機負荷が存在すると、変圧器2次側に逆電圧が誘起され、交流不足電圧継電器(27)では検知できない。その場合には、電動機の負荷率に依存した電動機電流の増加により過負荷継電器(49)にて検知可能な場合がある。</p>	1相開放故障の発生条件	検知可否 ^{※1}	保護継電器	検知後の対処	参照図	発生場所	変圧器の状態				起動変圧器1次側	重負荷 (負荷率:約40%以上)	○	中性点過電流 警報設定器(51)	起動変圧器1次遮断器が自動開放し、非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作することで、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-13図	軽負荷 (負荷率:約2%以上)	○	中性点過電流 警報設定器 ^{※2}	中央制御室に警報が出力されることにより、1相開放状態を検知し、手動で故障箇所を隔離することにより、上記と同様に非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-13図	予備変圧器1次側	無負荷	×	なし ^{※3}		重負荷	△	過負荷継電器 (49) 又は 交流不足電圧 継電器(27) ^{※4}	複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動で発生箇所を隔離する。交流不足電圧継電器(27)により検知した場合は無負荷の場合と同様。 第2.2.1-11図 第2.2.1-12図	軽負荷	○	交流不足電圧 継電器(27)	中央制御室に警報が出力されることにより、1相開放状態を検知し、手動で故障箇所を隔離することにより、上記と同様に非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-11図	<p>上記事象は、変圧器の1次側において1相開放故障が発生した条件により検知できる保護継電器が異なる。1相開放故障の発生条件に応じた保護継電器による検知方法を第2.2.1.2表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1257 277 1819 936"> <caption>第2.2.1.2表 検知性向上対策</caption> <thead> <tr> <th>1相開放故障の発生条件</th><th>検知可否^{※1}</th><th>保護継電器</th><th>検知後の対処</th><th>参照図</th></tr> <tr> <th>発生場所</th><th>変圧器の状態</th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">予備変圧器1次側</td><td>負荷有</td><td>△</td><td>過負荷継電器 (49)</td><td>複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図</td></tr> <tr> <td>無負荷</td><td>×</td><td>なし^{※2}</td><td>予備変圧器1次側遮断器が自動開放し、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。 第2.2.1.14図</td></tr> <tr> <td rowspan="3">主変圧器1次側</td><td>負荷有</td><td>△</td><td>過負荷継電器 (49)</td><td>複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図</td></tr> <tr> <td>無負荷</td><td>△</td><td>地絡過電流継電器 (51G)</td><td>主変圧器1次側遮断器が自動開放し、非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作することで、ディーゼル発電機が自動起動、投入される。 第2.2.1.14図</td></tr> <tr> <td>無負荷</td><td>×</td><td>なし^{※2}</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">後備変圧器1次側</td><td>負荷有</td><td>△</td><td>過負荷継電器 (49)</td><td>複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図</td></tr> <tr> <td>無負荷</td><td>×</td><td>なし^{※2}</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1. ○：検知可能 △：検知可能な場合と不可能な場合あり ×：検知できないことを示す ※2. 無負荷なので安全上の問題に至ることはない。</p>	1相開放故障の発生条件	検知可否 ^{※1}	保護継電器	検知後の対処	参照図	発生場所	変圧器の状態				予備変圧器1次側	負荷有	△	過負荷継電器 (49)	複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図	無負荷	×	なし ^{※2}	予備変圧器1次側遮断器が自動開放し、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。 第2.2.1.14図	主変圧器1次側	負荷有	△	過負荷継電器 (49)	複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図	無負荷	△	地絡過電流継電器 (51G)	主変圧器1次側遮断器が自動開放し、非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作することで、ディーゼル発電機が自動起動、投入される。 第2.2.1.14図	無負荷	×	なし ^{※2}		後備変圧器1次側	負荷有	△	過負荷継電器 (49)	複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図	無負荷	×	なし ^{※2}		<p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：起動変圧器、予備変圧器→泊：予備変圧器、主変圧器、後備変圧器</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>
1相開放故障の発生条件	検知可否 ^{※1}	保護継電器	検知後の対処	参照図																																																																								
発生場所	変圧器の状態																																																																											
起動変圧器1次側	重負荷 (負荷率:約40%以上)	○	中性点過電流 警報設定器(51)	起動変圧器1次遮断器が自動開放し、非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作することで、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-13図																																																																								
	軽負荷 (負荷率:約2%以上)	○	中性点過電流 警報設定器 ^{※2}	中央制御室に警報が出力されることにより、1相開放状態を検知し、手動で故障箇所を隔離することにより、上記と同様に非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-13図																																																																								
予備変圧器1次側	無負荷	×	なし ^{※3}																																																																									
	重負荷	△	過負荷継電器 (49) 又は 交流不足電圧 継電器(27) ^{※4}	複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動で発生箇所を隔離する。交流不足電圧継電器(27)により検知した場合は無負荷の場合と同様。 第2.2.1-11図 第2.2.1-12図																																																																								
	軽負荷	○	交流不足電圧 継電器(27)	中央制御室に警報が出力されることにより、1相開放状態を検知し、手動で故障箇所を隔離することにより、上記と同様に非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スブレイ系ディーゼル発電機を含む。)が自動起動、投入される。 第2.2.1-11図																																																																								
1相開放故障の発生条件	検知可否 ^{※1}	保護継電器	検知後の対処	参照図																																																																								
発生場所	変圧器の状態																																																																											
予備変圧器1次側	負荷有	△	過負荷継電器 (49)	複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図																																																																								
	無負荷	×	なし ^{※2}	予備変圧器1次側遮断器が自動開放し、所内変圧器に接続する遮断器が自動で投入され、非常用高圧母線に電源供給を行う。 第2.2.1.14図																																																																								
主変圧器1次側	負荷有	△	過負荷継電器 (49)	複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図																																																																								
	無負荷	△	地絡過電流継電器 (51G)	主変圧器1次側遮断器が自動開放し、非常用高圧母線の不足電圧継電器(27)が動作することで、ディーゼル発電機が自動起動、投入される。 第2.2.1.14図																																																																								
	無負荷	×	なし ^{※2}																																																																									
後備変圧器1次側	負荷有	△	過負荷継電器 (49)	複数の電動機に過負荷継電器(49)の警報又はトリップが発生することにより、1相開放故障の発生を想定し、電圧等を確認後、手動にて発生箇所を隔離する。 第2.2.1.13図																																																																								
	無負荷	×	なし ^{※2}																																																																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
(2) 検知後の対応 非常用母線へ給電中の変圧器の1次側において1相開放故障を検知した場合、給電中の変圧器を手動にて切り離す事により、待機側の変圧器が受電可能な状態であれば、自動的に切り替わり、健全な変圧器より非常用母線に給電される。 仮に待機側の変圧器も健全な状態で無い場合や、点検や運用上の理由から、待機側変圧器が無い場合等においては、ディーゼル発電機の起動により非常用母線に給電される。	2.2.1.1.2.5 1相開放故障時の対応操作について 1相開放故障の発生箇所ごとに応じた識別方法と対応操作を第2.2.1-3～5表に示す。 第2.2.1-3表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作（通常運転時） <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生箇所</th><th>識別方法</th><th>切離し操作</th><th>対応操作</th><th>別紙</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV送電線</td><td>目視にて確認</td><td>手動</td><td>残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し) ※通常運転時は非常用高圧母線への供給は行わない</td><td>4.1(1)</td></tr> <tr> <td>66kV送電線</td><td>目視にて確認</td><td>手動</td><td>予備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)</td><td>4.1(2)</td></tr> </tbody> </table> 第2.2.1-4表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作（発電用原子炉の起動または停止中） <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生箇所</th><th>識別方法</th><th>切離し操作</th><th>対応操作</th><th>別紙</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV送電線</td><td>目視にて確認</td><td>手動</td><td>残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)</td><td>4.2(1)</td></tr> <tr> <td>起動変圧器1次側</td><td>起動変圧器又は275kV母線の電流差動继電器(87)にて検知</td><td>自動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。</td><td>4.2(2)</td></tr> <tr> <td></td><td>中性点過電流继電器(51)にて検知</td><td>自動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。</td><td>4.2(3)</td></tr> <tr> <td></td><td>中性点過電流警報設定器にて検知</td><td>手動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。</td><td>4.2(4)</td></tr> <tr> <td>66kV送電線</td><td>目視にて確認</td><td>手動</td><td>予備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)</td><td>4.2(5)</td></tr> </tbody> </table> なお、予備変圧器は通常、非常用高圧母線に電源供給を行っていないが、予備変圧器を用いた電源供給時の1相開放故障発生箇所ごとに応じた識別方法と対応操作を第2.2.1-5表に示す。	発生箇所	識別方法	切離し操作	対応操作	別紙	275kV送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し) ※通常運転時は非常用高圧母線への供給は行わない	4.1(1)	66kV送電線	目視にて確認	手動	予備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)	4.1(2)	発生箇所	識別方法	切離し操作	対応操作	別紙	275kV送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)	4.2(1)	起動変圧器1次側	起動変圧器又は275kV母線の電流差動继電器(87)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。	4.2(2)		中性点過電流继電器(51)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。	4.2(3)		中性点過電流警報設定器にて検知	手動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。	4.2(4)	66kV送電線	目視にて確認	手動	予備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)	4.2(5)	2.2.1.1.2.5 1相開放故障時の対応操作について 1相開放故障の発生箇所ごとに応じた識別方法と対応操作を第2.2.1-3～6表に示す。 第2.2.1.3表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作（通常運転時） <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生箇所</th><th>識別方法</th><th>切離し操作</th><th>対応操作</th><th>別紙</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV送電線</td><td>目視にて確認</td><td>手動</td><td>残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)</td><td>4.1(1)</td></tr> <tr> <td>66kV送電線</td><td>後備変圧器1次側の地絡過電圧继電器(64)にて検知</td><td>手動</td><td>後備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)</td><td>4.1(2)</td></tr> <tr> <td>予備変圧器1次側</td><td>予備変圧器又は275kV母線の比率差動继電器(87)にて検知</td><td>自動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。</td><td>4.1(3)</td></tr> <tr> <td></td><td>予備変圧器の地絡過電流继電器(51G)にて検知</td><td>自動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。</td><td>4.1(4)</td></tr> <tr> <td></td><td>過負荷继電器(49)にて検知</td><td>手動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。</td><td>4.1(5)</td></tr> </tbody> </table> 第2.2.1.4表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作（発電用原子炉の起動又は停止中） <table border="1"> <thead> <tr> <th>発生箇所</th><th>識別方法</th><th>切離し操作</th><th>対応操作</th><th>別紙</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV送電線</td><td>目視にて確認</td><td>手動</td><td>残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)</td><td>4.2(1)</td></tr> <tr> <td>予備変圧器1次側</td><td>予備変圧器又は275kV母線の比率差動继電器(87)にて検知</td><td>自動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。</td><td>4.2(2)</td></tr> <tr> <td></td><td>予備変圧器の地絡過電流继電器(51G)にて検知</td><td>自動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。</td><td>4.2(3)</td></tr> <tr> <td></td><td>過負荷继電器(49)にて検知</td><td>手動</td><td>非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。</td><td>4.2(4)</td></tr> <tr> <td>66kV送電線</td><td>後備変圧器1次側の地絡過電圧继電器(64)にて検知</td><td>手動</td><td>後備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)</td><td>4.2(5)</td></tr> </tbody> </table> なお、後備変圧器は通常、非常用高圧母線に電源供給を行わない設計とするが、後備変圧器を用いた電源供給時の1相開放故障発生箇所ごとに応じた識別方法と対応操作を第2.2.1.5表に示す。	発生箇所	識別方法	切離し操作	対応操作	別紙	275kV送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)	4.1(1)	66kV送電線	後備変圧器1次側の地絡過電圧继電器(64)にて検知	手動	後備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)	4.1(2)	予備変圧器1次側	予備変圧器又は275kV母線の比率差動继電器(87)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.1(3)		予備変圧器の地絡過電流继電器(51G)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.1(4)		過負荷继電器(49)にて検知	手動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.1(5)	発生箇所	識別方法	切離し操作	対応操作	別紙	275kV送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)	4.2(1)	予備変圧器1次側	予備変圧器又は275kV母線の比率差動继電器(87)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.2(2)		予備変圧器の地絡過電流继電器(51G)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.2(3)		過負荷继電器(49)にて検知	手動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.2(4)	66kV送電線	後備変圧器1次側の地絡過電圧继電器(64)にて検知	手動	後備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)	4.2(5)	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 設備・運用の相違 ・1相開放への対応に係る記載に差異があるが、1相開放の早期検知ができるようにするという点において同等である。 【女川】 設備・運用の相違 ・女川は通常運転時は発電機から所内変圧器を介して、所内変圧器から受電できない場合には、275kV送電線から起動変圧器を介して非常用高圧母線へ電源供給を行う。 ・泊は通常時は、275kV送電線から予備変圧器を介して、予備変圧器から受電できない場合には、所内変圧器を介して非常用高圧母線へ電源供給を行う。 ・通常運転時の275kV送電線から非常用高圧母線への供給状態に相違はあるが、275kV送電線複数の送電線により電源供給を維持するという点において同等である。 【女川】 設備名称の相違（変圧器） 【女川】 設備構成の相違 ・泊の後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。（これから設置するため「…設計とする。」としている。）
発生箇所	識別方法	切離し操作	対応操作	別紙																																																																																																								
275kV送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し) ※通常運転時は非常用高圧母線への供給は行わない	4.1(1)																																																																																																								
66kV送電線	目視にて確認	手動	予備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)	4.1(2)																																																																																																								
発生箇所	識別方法	切離し操作	対応操作	別紙																																																																																																								
275kV送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)	4.2(1)																																																																																																								
起動変圧器1次側	起動変圧器又は275kV母線の電流差動继電器(87)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。	4.2(2)																																																																																																								
	中性点過電流继電器(51)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。	4.2(3)																																																																																																								
	中性点過電流警報設定器にて検知	手動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から電源供給を行う。	4.2(4)																																																																																																								
66kV送電線	目視にて確認	手動	予備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化無し)	4.2(5)																																																																																																								
発生箇所	識別方法	切離し操作	対応操作	別紙																																																																																																								
275kV送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)	4.1(1)																																																																																																								
66kV送電線	後備変圧器1次側の地絡過電圧继電器(64)にて検知	手動	後備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)	4.1(2)																																																																																																								
予備変圧器1次側	予備変圧器又は275kV母線の比率差動继電器(87)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.1(3)																																																																																																								
	予備変圧器の地絡過電流继電器(51G)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.1(4)																																																																																																								
	過負荷继電器(49)にて検知	手動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.1(5)																																																																																																								
発生箇所	識別方法	切離し操作	対応操作	別紙																																																																																																								
275kV送電線	目視にて確認	手動	残り3回線で電源供給を維持する。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)	4.2(1)																																																																																																								
予備変圧器1次側	予備変圧器又は275kV母線の比率差動继電器(87)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.2(2)																																																																																																								
	予備変圧器の地絡過電流继電器(51G)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.2(3)																																																																																																								
	過負荷继電器(49)にて検知	手動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、所内変圧器からの電源供給に切り替わる。	4.2(4)																																																																																																								
66kV送電線	後備変圧器1次側の地絡過電圧继電器(64)にて検知	手動	後備変圧器は通常、非常用高圧母線と隔離されている。 (非常用高圧母線の電圧に変化なし)	4.2(5)																																																																																																								

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

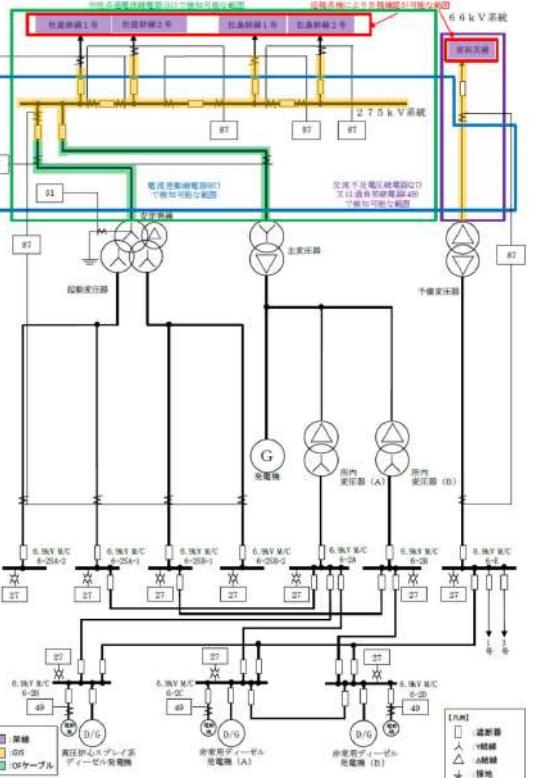
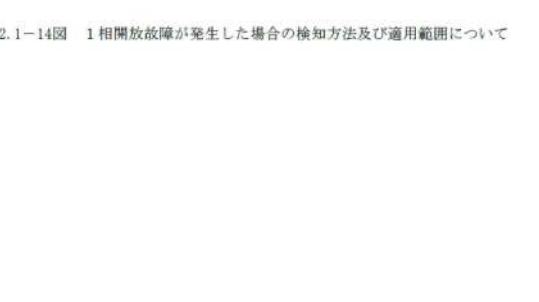
第33条 保安電源設備

大飯発電所 3／4号炉					女川原子力発電所 2号炉					泊発電所 3号炉					相違理由					
(参考) 柏崎刈羽 6, 7号炉					第2.2.1-5表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作 (予備変圧器使用時)					第2.2.1.5表 1相開放故障発生箇所の識別と その後の対応操作 (後備変圧器使用時)					【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)					
第2.2.1-4表 1相開放故障発生箇所の識別とその後の対応操作					発生箇所 識別方法 切離し操作 対応操作 別紙					発生箇所 識別方法 切離し操作 対応操作 別紙					【女川】 設備名称の相違 (変圧器)					
発生箇所 識別方法 切り離し操作 対応操作 別紙					発生箇所 識別方法 切離し操作 対応操作 別紙					発生箇所 識別方法 切離し操作 対応操作 別紙					【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)					
予備電源変圧器1次側又は2次側	予備電源変圧器の電流不足電圧继電器(87)にて検知	目視にて確認	手動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機から電源供給を行う。 なお非常用高圧母線の少なくとも1系統は1相開放故障前同様に健全である。	275kV送電線 目視にて確認 手動 残り3回線で電源供給を維持する。(非常用高圧母線の電圧に変化なし) 4.3(1)					275kV送電線 目視にて確認 手動 残り3回線で電源供給を維持する。(非常用高圧母線の電圧に変化なし) 4.3(1)					【女川】 設備・運用の相違					
					予備変圧器の電流差動继電器(87)にて検知					後備変圧器1次側 予備変圧器の比率差動继電器(87)にて検知 自動 非常用高圧母線の電圧が喪失することで、不足電圧继電器(27)が動作し、アシザイゼル発電機から電源供給を行う。 4.3(2)					【女川】 設備・運用の相違					
		過負荷继電器(49)にて検知	手動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機から電源供給を行う。 なお非常用高圧母線の少なくとも1系統は1相開放故障前同様に健全である。	過負荷继電器(49)にて検知 手動 非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)から電源供給を行う。 4.3(3)					後備変圧器1次側 過負荷继電器(49)にて検知 手動 非常用高圧母線の電圧が喪失することで、不足電圧继電器(27)が動作し、アシザイゼル発電機から電源供給を行う。 4.3(3)					【女川】 設備・運用の相違					
					予備変圧器1次側の交流不足電圧继電器(27)にて検知					後備変圧器1次側 不足電圧继電器(27)にて検知 手動 アシザイゼル発電機から電源供給を行う。 4.3(4)					【女川】 設備・運用の相違					
交流不足電圧继電器(27)にて検知	自動	非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機から電源供給を行う。 なお非常用高圧母線の少なくとも1系統は1相開放故障前同様に健全である。			66kV送電線 目視にて確認 手動 非常用高圧母線の電圧が喪失することで、交流不足電圧继電器(27)が動作し、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)から電源供給を行う。 4.3(5)					66kV送電線 後備変圧器1次側の地絡過電圧继電器(64)にて検知 手動 非常用高圧母線の電圧が喪失することで、不足電圧继電器(27)が動作し、アシザイゼル発電機から電源供給を行う。 4.3(5)					【女川】 設備構成の相違					
変圧器の1次側において1相開放故障が発生した場合の検知方法及び適用範囲について第2.2.1-14図に示す。					第2.2.1.6表 1相開放故障発生箇所の識別と その後の対応操作 (所内変圧器使用時)					第2.2.1.6表 1相開放故障発生箇所の識別と その後の対応操作 (所内変圧器使用時)					【女川】 設備構成の相違					
変圧器の1次側において1相開放故障が発生した場合の検知方法及び適用範囲について第2.2.1.15図に示す。	変圧器の1次側において1相開放故障が発生した場合の検知方法及び適用範囲について第2.2.1.15図に示す。					発生箇所 識別方法 切離し操作 対応操作 別紙					発生箇所 識別方法 切離し操作 対応操作 別紙					【女川】 図番号の相違				

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第2.2.1-14図 1相開放故障が発生した場合の検知方法及び適用範囲について</p>	 <p>第2.2.1-15図 1相開放故障が発生した場合の検知方法及び適用範囲について</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違 ・1相開放への対応に係る記載に差異があるが、1相開放の早期検知ができるようにするという点において同等である。</p> <p>【女川】 図番号の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3)まとめ 設備構成上、大飯3号炉及び4号炉において1相開放故障が発生する可能性はかなり低く、発生した場合でも地絡や短絡を伴うことが予想されることから既存の保護継電器でも検知可能である。現状において、人為的な検知と機械的な検知を組みあわせて地絡・短絡を伴わない1相開放故障も含めて検知できている。</p> <p>仮に1相開放故障が発生した場合にも、その兆候を捉えることができれば、待機側の電源系への切替えや、ディーゼル発電機の起動により、安全上の問題に至る前に、事象を収束することが可能である。</p> <p>また、1次側で1相開放故障が発生した場合に、当該母線から給電された電動機に異常な挙動（振動や異音）があったり、連続的に過負荷トリップする等の挙動を示す場合もあり（米国バイロン2号炉においても確認されている。）、これらの事象で1相開放故障が発見される場合も考えられることも踏まえ、運転員の1相開放故障発生時の対応を確実にするために、運転・監視業務に関する規定類（発電室業務所則の内、12章巡回点検業務）に1相開放（欠相）が発生した場合の兆候、対応について記載している。</p> <p>更なる信頼性向上のためには、極力人為的な要素を排除することが重要であることから、将来的には必要な箇所に機械的な検知にて対応できるようにメーカーと協業して対策検討を進めており、2017年中の試作機製作完了を目指し、現在鋭意、開発・検証状況にある。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <div style="border: 1px dashed #000; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><女川、泊の記載箇所で比較(2.2-4)【以下記載は項目のみとし、本文は再掲箇所に記載して比較する】></p> <p>(補足1) 変圧器1次側における設備状況について (GIS設備) (補足2) 送電線保護装置による検知 (補足3) 各設備での故障の検知方法について (補足3-1) ガス絶縁開閉装置(GIS)の故障検知について (補足3-2) 変圧器の故障検知について (補足4) 巡視点検による検知について (参考) 米国バイロン2号炉の事象 (補足5) 保護継電器が検知可能な範囲について (補足6) 運転員への当該事象に関する教育及び規定類への反映</p> </div>	<p>(4)まとめ 米国バイロン2号炉のように導体が気中へ露出した類似箇所において1相開放故障が発生しても、275kV送電線においては巡視点検等による早期発見が可能であるとともに、4回線で構成されているため電力供給が不安定になることはない。66kV送電線に1相開放故障が発生した場合は、不足電圧継電器による検知が可能であるとともに巡視による点検でも確認している。 また、架線部以外で発生した場合に、地絡・短絡を伴うことが予想されることから既存の保護継電器にて検知が可能である。 仮に1相開放故障が発生した場合にも、その兆候を捉えることができれば、待機側の電源系の切替えや、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の起動により、安全上の問題に至る前に、事象を収束することが可能である。</p> <p>運転員の1相開放故障発生時の対応を確実にするため、運転手順書に1相開放（欠相）が発生した場合の兆候、対応について記載している。</p>	<p>(4)まとめ 米国バイロン2号炉のように導体が気中へ露出した類似箇所において1相開放故障が発生しても、275kV送電線においては巡視点検等による早期発見が可能であるとともに、4回線で構成されているため電力供給が不安定になることはない。66kV送電線に1相開放故障が発生した場合は、不足電圧継電器による検知が可能な設計とする。 また、架線部以外で発生した場合に、地絡・短絡を伴うことが予想されることから既存の保護継電器にて検知が可能である。 仮に1相開放故障が発生した場合にも、その兆候を捉えることができれば、待機側の電源系の切替えや、ディーゼル発電機の起動により、安全上の問題に至る前に、事象を収束することが可能である。</p> <p>運転員の1相開放故障発生時の対応を確実にするため、運転・監視業務に関する文書類に1相開放（欠相）が発生した場合の兆候、対応について記載している。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 設備・運用の相違 • 1相開放への対応に係る記載に差異があるが、1相開放の早期検知ができるようにするという点において同等である。 【女川】 設計方針の相違 • ケーブルは地下ピットで接続するとともに、仮に断線が発生した場合は、保護継電器により異常検知可能なため、パトロールによる検知は不要としている。 【女川】 設備名称の相違（D／G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 【女川】 運転手順書→泊：運転・監視業務に関する文書類</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（P33-284～299～） • 記載順は女川、泊に合わせて入れ替えて比較する</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>2.2.1.3 電気設備の保護</p> <p>開閉所（母線等）、変圧器、その他の関連する電気系統の機器の故障により発生する短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等に対し、保護継電装置により検知できる設計としており、検知した場合には、保護継電装置からの信号により、遮断器等により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の電気系統の安全性への影響を限定できる設計とする。外部電源系の保護継電装置を第2.2.1-6表に示す。</p> <p>第2.2.1-6表 外部電源系保護継電装置*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気設備</th> <th>保護継電装置の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV送電線</td> <td>PCM電流差動継電方式 (87) 短絡方向距離継電方式 (445) 地絡方向距離継電方式 (446)</td> </tr> <tr> <td>66kV送電線</td> <td>回路選択継電方式 (50) 短絡方向距離継電方式 (445) 地絡方向距離継電方式 (676)</td> </tr> <tr> <td>275kV母線</td> <td>電流差動継電方式 (87) 比率差動継電方式 (44)</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>比率差動継電器 (87) 距離継電器 (44) 電力継電器 (67) 地絡継電器 (64)</td> </tr> <tr> <td>所内変圧器</td> <td>比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)</td> </tr> <tr> <td>起動変圧器</td> <td>比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)</td> </tr> <tr> <td>予備変圧器</td> <td>比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線 共用高圧母線 常用高圧母線 緊急用高圧母線 予備電源盤</td> <td>着電流継電器 (51) 交流不足電圧継電器 (27)</td> </tr> <tr> <td>非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 負荷(電動機類)</td> <td>比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51) 電力継電器 (67) 過負荷継電器 (49)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 工事計画書に記載の保護継電装置についても追記した。 ** 主変圧器については、非常用高圧母線に給電しないため、除外した。</p>	電気設備	保護継電装置の種類	275kV送電線	PCM電流差動継電方式 (87) 短絡方向距離継電方式 (445) 地絡方向距離継電方式 (446)	66kV送電線	回路選択継電方式 (50) 短絡方向距離継電方式 (445) 地絡方向距離継電方式 (676)	275kV母線	電流差動継電方式 (87) 比率差動継電方式 (44)	発電機	比率差動継電器 (87) 距離継電器 (44) 電力継電器 (67) 地絡継電器 (64)	所内変圧器	比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)	起動変圧器	比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)	予備変圧器	比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)	非常用高圧母線 共用高圧母線 常用高圧母線 緊急用高圧母線 予備電源盤	着電流継電器 (51) 交流不足電圧継電器 (27)	非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 負荷(電動機類)	比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51) 電力継電器 (67) 過負荷継電器 (49)	<p>2.2.1.3 電気設備の保護</p> <p>開閉所（母線等）、変圧器、その他の関連する電気系統の機器の故障により発生する短絡、地絡、母線の低電圧、過電流等に対し、保護継電装置により検知できる設計としており、検知した場合には、保護継電装置からの信号により、遮断器等により故障箇所を隔離し、故障による影響を局所化し、他の電気系統の安全性への影響を限定できる設計とする。外部電源系の保護継電装置を第2.2.1-7表に示す。</p> <p>第2.2.1.7表 外部電源系保護継電装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>保護継電装置の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV送電線</td> <td>PCM電流差動リレー方式 (87) 短絡方向距離リレー方式 (445) 地絡方向距離リレー方式 (446)</td> </tr> <tr> <td>66kV送電線</td> <td>回路選択リレー方式 (50) 過電流リレー方式 (51) 短絡方向距離リレー方式 (445) 地絡方向リレー方式 (676)</td> </tr> <tr> <td>275kV母線</td> <td>電流差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 比率差動継電器 (87) 逆相電流継電器 (46) 界磁喪失継電器 (40) 地絡過電圧継電器 (64) 差電圧回路地絡過電圧継電器 (64) 逆電力継電器 (67) 固定子冷却水差圧継電器 (63)</td> </tr> <tr> <td>発電機</td> <td>比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電流継電器 (516)</td> </tr> <tr> <td>主変圧器</td> <td>比率差動継電器 (87) 地絡過電流継電器 (516)</td> </tr> <tr> <td>所内変圧器</td> <td>比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64)</td> </tr> <tr> <td>予備変圧器</td> <td>比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64) 地絡過電流継電器 (516)</td> </tr> <tr> <td>後備変圧器</td> <td>比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64)</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線</td> <td>過電流継電器 (51) 不足電圧継電器 (27)</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51)</td> </tr> <tr> <td>負荷(電動機類)</td> <td>過電流継電器 (50-51)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事計画書に記載の保護継電装置についても追記した。</p>	設備名	保護継電装置の種類	275kV送電線	PCM電流差動リレー方式 (87) 短絡方向距離リレー方式 (445) 地絡方向距離リレー方式 (446)	66kV送電線	回路選択リレー方式 (50) 過電流リレー方式 (51) 短絡方向距離リレー方式 (445) 地絡方向リレー方式 (676)	275kV母線	電流差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 比率差動継電器 (87) 逆相電流継電器 (46) 界磁喪失継電器 (40) 地絡過電圧継電器 (64) 差電圧回路地絡過電圧継電器 (64) 逆電力継電器 (67) 固定子冷却水差圧継電器 (63)	発電機	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電流継電器 (516)	主変圧器	比率差動継電器 (87) 地絡過電流継電器 (516)	所内変圧器	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64)	予備変圧器	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64) 地絡過電流継電器 (516)	後備変圧器	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64)	非常用高圧母線	過電流継電器 (51) 不足電圧継電器 (27)	ディーゼル発電機	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51)	負荷(電動機類)	過電流継電器 (50-51)	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・保護継電器の構成に差異があるが、既許可・既工認の内容・構成等を踏まえた設備の構造・運用等を記載しているという点において同等である。</p>
電気設備	保護継電装置の種類																																														
275kV送電線	PCM電流差動継電方式 (87) 短絡方向距離継電方式 (445) 地絡方向距離継電方式 (446)																																														
66kV送電線	回路選択継電方式 (50) 短絡方向距離継電方式 (445) 地絡方向距離継電方式 (676)																																														
275kV母線	電流差動継電方式 (87) 比率差動継電方式 (44)																																														
発電機	比率差動継電器 (87) 距離継電器 (44) 電力継電器 (67) 地絡継電器 (64)																																														
所内変圧器	比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)																																														
起動変圧器	比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)																																														
予備変圧器	比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51)																																														
非常用高圧母線 共用高圧母線 常用高圧母線 緊急用高圧母線 予備電源盤	着電流継電器 (51) 交流不足電圧継電器 (27)																																														
非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) 負荷(電動機類)	比率差動継電器 (87) 着電流継電器 (51) 電力継電器 (67) 過負荷継電器 (49)																																														
設備名	保護継電装置の種類																																														
275kV送電線	PCM電流差動リレー方式 (87) 短絡方向距離リレー方式 (445) 地絡方向距離リレー方式 (446)																																														
66kV送電線	回路選択リレー方式 (50) 過電流リレー方式 (51) 短絡方向距離リレー方式 (445) 地絡方向リレー方式 (676)																																														
275kV母線	電流差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 比率差動継電器 (87) 逆相電流継電器 (46) 界磁喪失継電器 (40) 地絡過電圧継電器 (64) 差電圧回路地絡過電圧継電器 (64) 逆電力継電器 (67) 固定子冷却水差圧継電器 (63)																																														
発電機	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電流継電器 (516)																																														
主変圧器	比率差動継電器 (87) 地絡過電流継電器 (516)																																														
所内変圧器	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64)																																														
予備変圧器	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64) 地絡過電流継電器 (516)																																														
後備変圧器	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51) 地絡過電圧継電器 (64)																																														
非常用高圧母線	過電流継電器 (51) 不足電圧継電器 (27)																																														
ディーゼル発電機	比率差動継電器 (87) 過電流継電器 (51)																																														
負荷(電動機類)	過電流継電器 (50-51)																																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

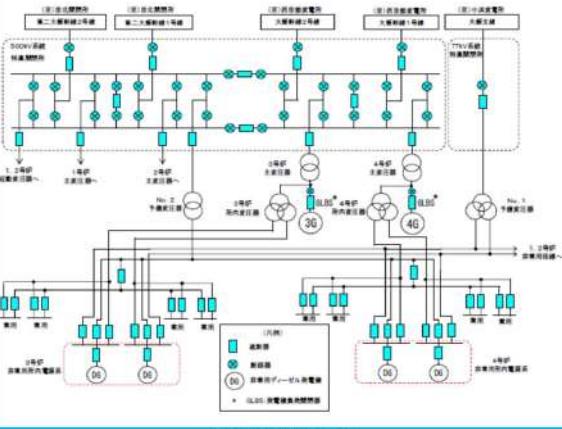
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2.1.2 電気系統の信頼性 重要安全施設に対する電気系統については、系統分離を考慮した母線によって構成するとともに、電気系統を構成する個々の機器が信頼性の高いものであって、非常用所内電源系からの受電時等の母線切替操作が容易である設計とする。</p> <p>2.2.1.2.1 系統分離を考慮した母線構成 通常運転時は、発電機から所内変圧器を介して非常高压母線へ給電し、発電機停止時には275kV開閉所から起動変圧器を介して非常用高压母線へ給電する設計とする。</p> <p>また、66kV送電線を予備電源として使用することも可能な設計とする。非常用母線を3母線確保することで、多重性を損なうことなく、系統分離を考慮して母線を構成する設計とする。 詳細な系統構成は2.2.1.1.2.2項参照。</p> <p>2.2.1.2.2 電気系統を構成する個々の機器の信頼性 電気系統を構成する送電線（275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）及び66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線），母線、変圧器、非常用電源系、その他関連する機器については、電気学会電気規格調査会にて定められた規格（JEC）又は日本産業規格（JIS）等で定められた適切な仕様を選定し、信頼性の高い設計とする。</p>	<p>2.2.1.2 電気系統の信頼性 重要安全施設に対する電気系統については、系統分離を考慮した母線によって構成するとともに、電気系統を構成する個々の機器が信頼性の高いものであって、非常用所内電源系からの受電時等の母線切替操作が容易である設計とする。</p> <p>2.2.1.2.1 系統分離を考慮した母線構成 通常時は、275kV開閉所から予備変圧器を介して非常用高压母線へ給電する設計とする。</p> <p>また、66kV送電線を予備電源として使用することも可能な設計とする。非常用母線を2母線確保することで、多重性を損なうことなく、系統分離を考慮して母線を構成する設計とする。 詳細な系統構成は2.2.1.1.2.2項参照。</p> <p>2.2.1.2.2 電気系統を構成する個々の機器の信頼性 電気系統を構成する送電線（275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）及び66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））），母線、変圧器、非常用電源系、その他関連する機器については、電気学会電気規格調査会にて定められた規格（JEC）、日本産業規格（JIS）等で定められた適切な仕様を選定し、信頼性の高い設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・通常時の非常用高压母線への給電 女川：発電機→所内変圧器→非常用高压母線 →泊：275kV開閉所→予備変圧器→非常用高压母線</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：非常用母線3母線→泊：2母線</p> <p>【女川】 電力系統構成の相違 ・女川：275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）→泊：275kV送電線（泊幹線及び後志幹線） ・女川：66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。））1ルート1回線→泊：66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.1.3 電力の供給が停止しない構成</p> <p><内容比較のため再掲(2.2-1)></p> <p>重要度特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器で、その機能を達成するために電力を必要とするものについては、非常用所内電源からの給電可能な構成とし、非常用所内電源系は外部電源系（主発電機側）又はディーゼル発電機のいずれからも受電できる構成としている。</p> <p>このうち、外部電源系（主発電機側）については、送電線に接続する遮断器や断路器等を設置した開閉所、主発電機等の電圧を昇圧又は降圧する変圧器、主発電機及び所内高圧母線から構成される。</p> <p>開閉所や所内高圧母線については、送電線や所内電源の切替操作が容易に実施可能な設備構成としている。</p>  <p>所内電源構成概要図</p> <p>図中には、500kV系統、33kV系統、11kV系統、3kV系統、1kV系統、0.4kV系統の各母線と、主変圧器、主発電機、非常用ディーゼル発電機、蓄電池、給電装置、送電線などの構成要素が示されています。また、各母線の昇圧・降圧操作用のスイッチや遮断器が複数配置されている様子が確認できます。</p>	<p>2.2.1.2.3 非常用所内電源系からの受電時等の母線の切替操作</p> <p>重要度特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器で、その機能を達成するために電力を必要とするものについては、非常用高圧母線から電源供給可能な構成とし、非常用高圧母線は外部電源並びに非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）のいずれからも受電できる構成としている（第2.2.1-15図参照）。【設置許可基準規則第33条第1項】</p> <p>このうち、外部電源については、送電線に接続する遮断器や断路器等を設置した 275kV 開閉所機器、66kV 開閉所機器、開閉所電圧を降圧する変圧器、及び高圧母線等を設置した 所内高圧系統から構成される。</p> <p>開閉所機器、変圧器 及び所内高圧系統については、送電線や所内電源の切替操作が容易に実施可能なように操作スイッチ等を設ける設備構成としている。【設置許可基準規則第33条第3項解釈1、第4項解釈1、第4項解釈3、解釈4】</p>	<p>2.2.1.2.3 非常用所内電源系からの受電時等の母線の切替操作</p> <p>重要度特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器で、その機能を達成するために電力を必要とするものについては、非常用高圧母線から電源供給可能な構成とし、非常用高圧母線は外部電源並びにディーゼル発電機のいずれからも受電できる構成としている（第2.2.1.16図参照）。【設置許可基準規則第33条第1項】</p> <p>このうち、外部電源については、送電線に接続する遮断器や断路器等を設置した 275kV 開閉所機器、66kV 開閉所（後備用）機器 及び開閉所電圧を降圧する変圧器から構成される。</p> <p>開閉所機器及び変圧器については、送電線や所内電源の切替操作が容易に実施可能なように操作スイッチ等を設ける設備構成としている。【設置許可基準規則第33条第3項解釈1、第4項解釈3、解釈4】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D／G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：66kV開閉所→泊：66kV開閉所（後備用） <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は常用高圧母線を介し非常用高圧母線へ給電しているが、泊は変圧器から非常用高圧母線へ給電しているため、外部電源に所内高圧系統は含まない。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>非常用母線が優先電源（No. 2予備変圧器）から受電できなくなつた場合には後備電源（所内変圧器に切替えられ最終的にはディーゼル発電機が投入）に切替えられる。本切替えは、通常自動切替えであり容易に実施可能な構成となっている。</p> <p>さらにディーゼル発電機からの受電も失敗した場合には、No. 1予備変圧器から受電する。本切替えは、手動切替えで容易に実施可能である。</p> <p>非常用母線の受電切替のイメージ図</p>	<p>非常用所内電源系は、所内変圧器から受電できない場合、起動変圧器への自動切替が可能であり、所内変圧器及び起動変圧器から受電できない場合、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）からの受電に自動切替される。また、所内変圧器、起動変圧器、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から受電できない場合、後備変圧器からの受電に手動切替する設計とする等、安全施設への電力の供給が停止することがない構成としている。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈1】</p> <p>第2.2.1-15図 所内单線結線図</p>	<p>非常用所内電源系は、予備変圧器から受電できない場合、所内変圧器への自動切替が可能であり、予備変圧器及び所内変圧器から受電できない場合、ディーゼル発電機からの受電に自動切替される。また、予備変圧器、所内変圧器、ディーゼル発電機から受電できない場合、後備変圧器からの受電に手動切替する設計とする等、安全施設への電力の供給が停止することがない構成としている。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈1】</p> <p>第2.2.1-16図 所内单線結線図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（変圧器、D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成に相違はあるが、安全施設への電力の供給が停止することがないという点において同等である。 ・女川：所内変圧器、起動変圧器、非常用ディーゼル発電機、予備変圧器（自動切替）→泊：予備変圧器、所内変圧器、ディーゼル発電機、後備変圧器（手動切替）

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用高压母線は、通常運転時は発電機から所内変圧器及び常用高压母線を通して受電する。</p> <p>通常運転時の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2C) : 発電機→所内変圧器 (A) →常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2A) →非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2C) ・非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2D) : 発電機→所内変圧器 (B) →常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2B) →非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2D) ・非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2H) : 発電機→所内変圧器 (A) →常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2A) →非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2H) <p>所内変圧器回路の故障時又は発電用原子炉の停止時には、275kV送電線（牡鹿幹線又は松島幹線）から起動変圧器、共通用高压母線及び常用高压母線を通して受電するように切り替える。</p> <p>発電用原子炉停止時の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2C) : 275kV送電線→起動変圧器→共通用高压母線 (6.9kV M/C 6-2SA-1) →常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2A) →非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2C) ・非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2D) : 275kV送電線→起動変圧器→共通用高压母線 (6.9kV M/C 6-2SB-1) →常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2B) →非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2D) ・非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2H) : 275kV送電線→起動変圧器→共通用高压母線 (6.9kV M/C 6-2SA-1) →常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2A) →非常用高压母線 (6.9kV M/C 6-2H) 	<p>非常用高压母線は、通常時は275kV開閉所から予備変圧器を通して受電する。</p> <p>通常時の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3A) : 275kV送電線→予備変圧器→非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3B) <p>予備変圧器回路の故障時には、通常運転時は発電機より発生した電力を所内変圧器を通して受電するよう切り替える。また、発電用原子炉の停止時は275kV送電線（泊幹線又は後志幹線）から主要変圧器及び所内変圧器を通して受電するよう切り替える。</p> <p>通常運転時に予備変圧器回路が故障した場合の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3A) : 発電機→所内変圧器→非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3A) ・非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3B) : 発電機→所内変圧器→非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3B) <p>発電用原子炉停止時に予備変圧器回路が故障した場合の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3A) : 275kV送電線→主要変圧器→所内変圧器→非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3A) ・非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3B) : 275kV送電線→主要変圧器→所内変圧器→非常用高压母線 (6.6kV M/C 6-3B) 	<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成に相違はあるが、安全施設への電力の供給が停止することがないという点において同等である。 ・女川：発電機→所内変圧器→非常用高压母線→泊：275kV開閉所→予備変圧器→非常用高压母線 <p>【女川】</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成に相違はあるが、安全施設への電力の供給が停止することがないという点において同等である。 <p>【女川】</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

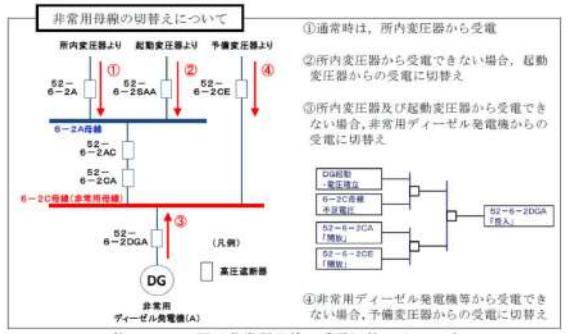
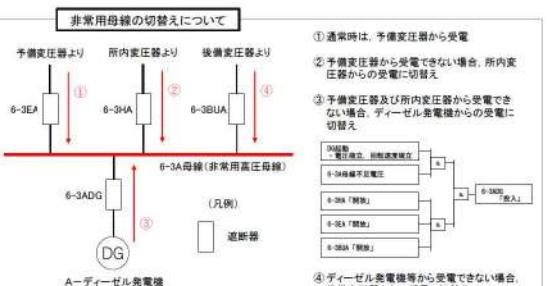
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用高压母線が275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）から受電できなくなった場合、非常用ディーゼル発電機（A）、非常用ディーゼル発電機（B）及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は自動起動し、非常用高压母線へ給電する。</p> <p>275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）から受電できなくなった場合の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2C）：非常用ディーゼル発電機（A）→非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2C） ・非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2D）：非常用ディーゼル発電機（B）→非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2D） ・非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2H）：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機→非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2H） <p>更に、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から受電できなくなった場合、66kV送電線から予備変圧器を通しての給電へ自動切替される。</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から受電できなくなった場合の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2C）：66kV送電線→予備変圧器→予備高压母線（6.9kV M/C 6-E）→非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2C） ・非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2D）：66kV送電線→予備変圧器→予備高压母線（6.9kV M/C 6-E）→非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2D） <p>※予備高压母線（6.9kV M/C 6-E）は非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2C）への母線供給を優先とし、非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2C）へ供給時は非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2D）へ供給しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2H）：66kV送電線→予備変圧器→予備高压母線（6.9kV M/C 6-E）→非常用高压母線（6.9kV M/C 6-2H） 	<p>非常用高压母線が275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）及び発電機から受電できなくなった場合、A-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機は自動起動し、非常用高压母線へ給電する。</p> <p>275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）及び発電機から受電できなくなった場合の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線（6.6kV M/C 6-3A）：A-ディーゼル発電機→非常用高压母線（6.6kV M/C 6-3A） ・非常用高压母線（6.6kV M/C 6-3B）：B-ディーゼル発電機→非常用高压母線（6.6kV M/C 6-3B） <p>さらに、ディーゼル発電機から受電できなくなった場合、66kV送電線から後備変圧器を通しての給電へ手動切替する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機から受電できなくなった場合の受電経路は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用高压母線（6.6kV M/C 6-3A）：66kV送電線→後備変圧器→非常用高压母線（6.6kV M/C 6-3A） ・非常用高压母線（6.6kV M/C 6-3B）：66kV送電線→後備変圧器→非常用高压母線（6.6kV M/C 6-3B） 	<p>【女川】 設備構成の相違 ・設備構成に相違はあるが、安全施設への電力の供給が停止することがないという点において同等である。 ・女川：非常用ディーゼル発電機-非常用高压母線→泊：ディーゼル発電機-非常用高压母線</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：更に→泊：さらに</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・設備構成に相違はあるが、安全施設への電力の供給が停止することがないという点において同等である。 ・女川：66kV送電線-予備変圧器-予備高压母線-非常用高压母線→泊：66kV送電線-後備変圧器-非常用高压母線</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

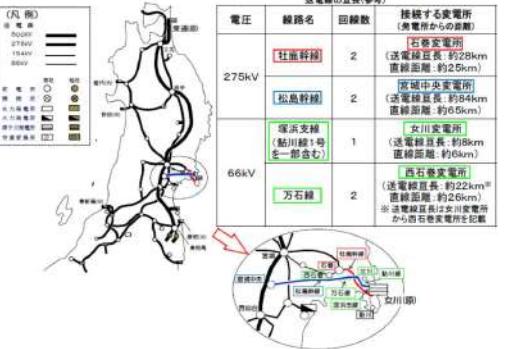
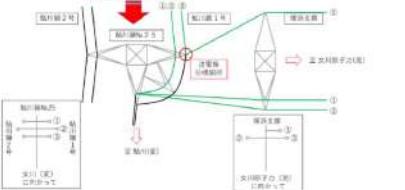
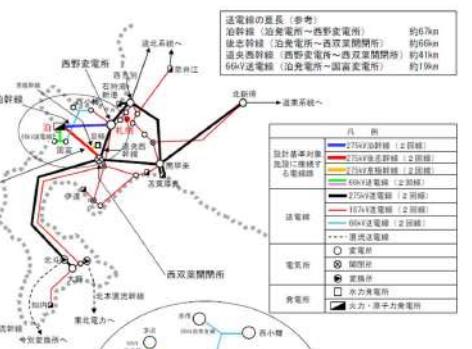
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）への受電切替及び予備変圧器への受電切替は、変圧器の故障等により母線電圧が低下したことを検知する不足電圧継電器の動作により自動切替する設計とする（第2.2.1-16図参照）。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈1】</p>  <p>第2.2.1-16図 非常用母線の受電切替のイメージ (非常用ディーゼル発電機(A)の例)</p>	<p>なお、ディーゼル発電機への受電切替は、変圧器の故障等により母線電圧が低下したことを検知する不足電圧継電器の動作により自動切替する設計とする（第2.2.1-17図参照）。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈1】</p>  <p>第2.2.1-17図 非常用高圧母線の受電切替のイメージ (A-ディーゼル発電機の例)</p>	<p>【女川】 設備名称の相違（D／G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成に相違はあるが、安全施設への電力の供給が停止することがないという点において同等である。 <p>【女川】 図番号の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

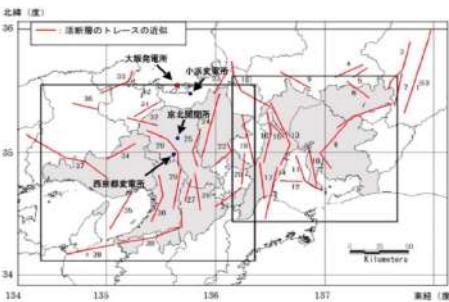
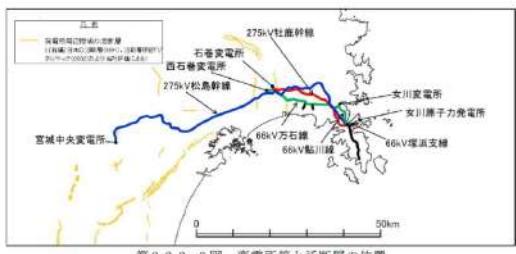
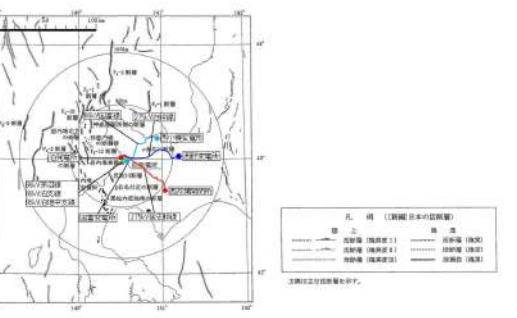
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>2.1.2 電線路の独立性</p> <p>2.1.2.1 大飯発電所3号炉及び4号炉への電線路の独立性 大飯発電所に接続する送電線の構成は、500kV送電線4回線（4回線は連絡ラインで接続されている。）と、77kV送電線1回線で構成されており、500kV送電線のうち2回線（大飯幹線）は、約70km離れた西京都変電所に連系し、他の2回線（第二大飯幹線）は、約50km離れた京北開閉所に連系する。77kV送電線1回線（大飯支線）は、約26km離れた小浜変電所に接続する。</p> <p>これらの変電所の概ね直下には活断層が認められておらず、津波による浸水のおそれがないことを確認している。</p> <p>これらの変電所は、その電力系統における上流側の接続先において異なる変電所に連系し、1つの変電所が停止することによって、当該原子力施設に接続された送電線がすべて停止する事態に至らない設計とする。</p>  <p>送電系統概要図</p>	<p>2.2.2 電線路の独立性</p> <p>2.2.2.1 外部電源受電回路について 女川原子力発電所は、275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線の合計5回線で電力系統に連系し、275kV送電線（牡鹿幹線）2回線1ルートが発電所から送電線直長で約28km離れた石巻変電所に、275kV送電線（松島幹線）2回線1ルートが発電所から送電線直長で約84km離れた宮城中央変電所に、66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1回線1ルートが発電所から送電線直長で約8km離れた女川変電所及びその上流接続先である約22km離れた西石巻変電所に連系する設計とする。</p> <p>外部電源受電回路の送電系統図を第2.2.2-1図に、66kV送電線（塙浜支線）と66kV送電線（鮎川線）1号の接続状況を第2.2.2-2図に示す。</p>  <p>送電線の直長(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電圧</th> <th>路線名</th> <th>回線数</th> <th>接続する変電所(発電所からの距離)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV</td> <td>牡鹿幹線</td> <td>2</td> <td>石巻変電所(送電線直長:約28km直線距離:約25km)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松島幹線</td> <td>2</td> <td>宮城中央変電所(送電線直長:約84km直線距離:約65km)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>塙浜支線(鮎川線1号を一部含む。)</td> <td>1</td> <td>女川変電所(送電線直長:約8km直線距離:約6km)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>万石線</td> <td>2</td> <td>西石巻変電所(送電線直長:約22km直線距離:約25km)※送電線直長は女川変電所から西石巻変電所を記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.2.2-1図 送電系統図</p>  <p>撮影方向</p> <p>第2.2.2-2図 66kV送電線（塙浜支線）と66kV送電線（鮎川線）1号の接続状況</p>	電圧	路線名	回線数	接続する変電所(発電所からの距離)	275kV	牡鹿幹線	2	石巻変電所(送電線直長:約28km直線距離:約25km)		松島幹線	2	宮城中央変電所(送電線直長:約84km直線距離:約65km)		塙浜支線(鮎川線1号を一部含む。)	1	女川変電所(送電線直長:約8km直線距離:約6km)		万石線	2	西石巻変電所(送電線直長:約22km直線距離:約25km)※送電線直長は女川変電所から西石巻変電所を記載	<p>2.2.2 電線路の独立性</p> <p>2.2.2.1 外部電源受電回路について 泊発電所は、275kV送電線4回線及び66kV送電線2回線の合計6回線で電力系統に連系し、275kV送電線（泊幹線）2回線1ルートが発電所から送電線直長で約67km離れた西野変電所に、275kV送電線（後志幹線）2回線1ルートが発電所から送電線直長で約66km離れた西双葉開閉所に、66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））2回線1ルートが発電所から送電線直長で約19km離れた国富変電所に連系する設計とする。</p> <p>外部電源受電回路の送電系統図を第2.2.2.1図に示す。</p>  <p>送電線の直長(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>送電線直長</th> <th>送電線直長(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊幹線(泊発電所～西野変電所)</td> <td>約67km</td> <td>約66km</td> </tr> <tr> <td>後志幹線(泊発電所～西双葉開閉所)</td> <td>約61km</td> <td>約41km</td> </tr> <tr> <td>66kV送電線(泊発電所～国富変電所)</td> <td>約41km</td> <td>約41km</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.2.2.1図 送電系統図</p>	路線名	送電線直長	送電線直長(参考)	泊幹線(泊発電所～西野変電所)	約67km	約66km	後志幹線(泊発電所～西双葉開閉所)	約61km	約41km	66kV送電線(泊発電所～国富変電所)	約41km	約41km	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。 <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電線記載範囲の相違 <p>【大飯】 記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川及び泊において、変電所における活断層・津波に関する記載は「2.2.2.2.1 変電所等と活断層等の位置」に記載している。
電圧	路線名	回線数	接続する変電所(発電所からの距離)																																
275kV	牡鹿幹線	2	石巻変電所(送電線直長:約28km直線距離:約25km)																																
	松島幹線	2	宮城中央変電所(送電線直長:約84km直線距離:約65km)																																
	塙浜支線(鮎川線1号を一部含む。)	1	女川変電所(送電線直長:約8km直線距離:約6km)																																
	万石線	2	西石巻変電所(送電線直長:約22km直線距離:約25km)※送電線直長は女川変電所から西石巻変電所を記載																																
路線名	送電線直長	送電線直長(参考)																																	
泊幹線(泊発電所～西野変電所)	約67km	約66km																																	
後志幹線(泊発電所～西双葉開閉所)	約61km	約41km																																	
66kV送電線(泊発電所～国富変電所)	約41km	約41km																																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.3 変電所等と活断層の位置</p> <p>西京都変電所及び京北開閉所は、直線距離で約18km離れた場所に位置している。西京都変電所及び京北開閉所は、標高が約400mであり、津波の影響を受けない内陸に位置している。西京都変電所及び京北開閉所は、概ね直下には活断層が認められていない。</p> <p>小浜変電所は標高約4.8mであり、海岸から比較的近い場所に位置しているが、福井県における津波シミュレーション結果によると津波による浸水がない場所となっており、また、敷地直下に活断層は認められていない。</p>  <p>「東南海・南海地震等に関する専門調査会」中部圏・近畿圏の内陸地震に関する報告書（平成20年12月5日 中央防災会議）抜粋より</p>	<p>2.2.2.2 複数の変電所又は開閉所との接続</p> <p>275kV送電線は、275kV送電線（牡鹿幹線）2回線1ルートが発電所から送電線亘長で約28km離れた石巻変電所に、275kV送電線（松島幹線）2回線1ルートが発電所から送電線亘長で約84km離れた宮城中央変電所に、66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1回線1ルートが発電所から送電線亘長で約8km離れた女川変電所及びその上流接続先である約22km離れた西石巻変電所に連系する設計とする。</p> <p>女川原子力発電所は、複数の異なる変電所へ連系することにより、1つの変電所が停止することにより当該発電用原子炉施設に接続された送電線がすべて停止する事態に至らない設計とする。 【設置許可基準規則第33条 第1項、第3項 解釈1，第4項 解釈3，解釈4】</p> <p>2.2.2.2.1 変電所等と活断層の位置</p> <p>宮城中央変電所、石巻変電所、女川変電所及び西石巻変電所は、共通する活断層の上部に設置されていない。女川原子力発電所に接続する送電線等*と活断層との交差箇所において、鉄塔敷地内に活断層の横断ではなく、断層運動による送電線への重大な影響はないものと判断している。第2.2.2-3図に変電所等と活断層との位置を示す。</p> <p>宮城中央変電所、石巻変電所、女川変電所及び西石巻変電所はそれぞれ独立しており、女川原子力発電所から、直線距離で約65km、約25km、約6km、約26km離れた場所に設置し、位置的に分散している。</p>  <p>第2.2.2-3図 変電所等と活断層の位置</p> <p>*「女川原子力発電所に接続する送電線等」とは275kV送電線（松島幹線及び牡鹿幹線）、66kV送電線（塙浜支線、鮎川線及び万石線）をいう。</p>	<p>2.2.2.2 複数の変電所又は開閉所との接続</p> <p>275kV送電線は、275kV送電線（泊幹線）2回線1ルートが発電所から送電線亘長で約67km離れた西野変電所に、275kV送電線（後志幹線）2回線1ルートが発電所から送電線亘長で約6km離れた西双葉開閉所に、66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））2回線1ルートが発電所から送電線亘長で約19km離れた国富変電所に連系する設計とする。</p> <p>泊発電所は、複数の異なる変電所へ連系することにより、1つの変電所が停止することにより当該発電用原子炉施設に接続された送電線がすべて停止する事態に至らない設計とする。【設置許可基準規則第33条 第1項、第3項 解釈1、第4項 解釈3、解釈4】</p> <p>2.2.2.2.1 変電所等と活断層の位置</p> <p>西野変電所、西双葉開閉所及び国富変電所は、共通する活断層の上部に設置されていない。泊発電所に接続する送電線等*と活断層との交差箇所ではなく、断層運動による送電線への重大な影響はないものと判断している。第2.2.2.2図に変電所等と活断層との位置を示す。</p> <p>西野変電所、西双葉開閉所及び国富変電所はそれぞれ独立しており、泊発電所から、直線距離で約57km、約52km、約12km離れた場所に設置し、位置的に分散している。</p>  <p>第2.2.2.2図 変電所等と活断層の位置</p> <p>*「泊発電所に接続する送電線等」とは275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）、66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））をいう。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 <p>・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電線記載範囲の相違 <p>【女川】 プラント名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

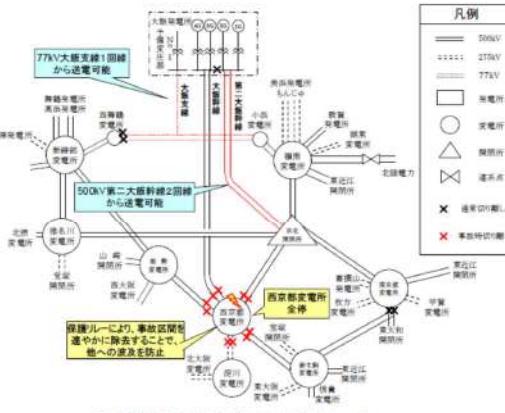
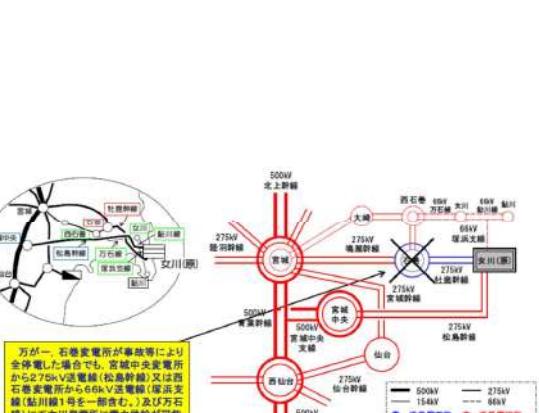
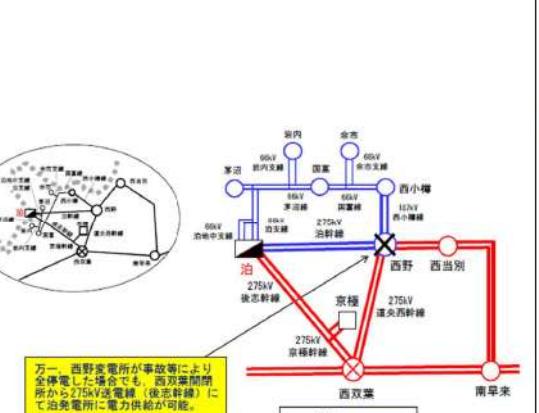
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p>なお、宮城中央変電所、石巻変電所、女川変電所及び西石巻変電所は、第2.2.2-1表のとおり、それぞれ標高約230m、約12m、約40m、約2mにあり、津波の影響を受けない位置に設置している。</p> <p>石巻変電所、女川変電所及び西石巻変電所の設置場所は、第2.2.2-4図のとおり、東北地方太平洋沖地震の浸水範囲にも該当していないことから津波の影響を受けないことを確認している。</p> <p>宮城中央変電所については海岸からの距離が23kmと内陸部に位置しており、国土地理院の浸水範囲概況図が作成されていないため、図には記載されていない。</p> <p style="text-align: center;">第2.2.2-1表 変電所の設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気所名</th> <th>海岸からの距離</th> <th>標高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城中央変電所</td> <td>23km</td> <td>約230m</td> </tr> <tr> <td>石巻変電所</td> <td>2km</td> <td>約12m</td> </tr> <tr> <td>西石巻変電所</td> <td>2km</td> <td>約40m</td> </tr> <tr> <td>女川変電所</td> <td>0.5km</td> <td>約2m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第2.2.2-4図 東北地方太平洋沖地震の浸水範囲概況図（国土地理院）</p> <p style="text-align: center;">※図中の内容は放送機器の觀点から公開できません。</p>	電気所名	海岸からの距離	標高	宮城中央変電所	23km	約230m	石巻変電所	2km	約12m	西石巻変電所	2km	約40m	女川変電所	0.5km	約2m	<p>なお、西野変電所、西双葉開閉所及び国富変電所は、第2.2.2-1表のとおり、それぞれ標高約300m、約300m、約150mにあり、津波の影響を受けない位置に設置している。</p> <p>西野変電所、西双葉開閉所及び国富変電所については海岸からの距離が11km、45km、10kmと内陸部に位置しており、北海道が作成する津波浸水想定区域図には記載されておらず、津波の影響を受けない位置に設置していることを確認している。</p> <p style="text-align: center;">第2.2.2.1表 変電所及び開閉所の設置場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気所名</th> <th>海岸からの距離</th> <th>標高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西野変電所</td> <td>11km</td> <td>約300m</td> </tr> <tr> <td>西双葉開閉所</td> <td>45km</td> <td>約300m</td> </tr> <tr> <td>国富変電所</td> <td>10km</td> <td>約150m</td> </tr> </tbody> </table>	電気所名	海岸からの距離	標高	西野変電所	11km	約300m	西双葉開閉所	45km	約300m	国富変電所	10km	約150m	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違</p>
電気所名	海岸からの距離	標高																												
宮城中央変電所	23km	約230m																												
石巻変電所	2km	約12m																												
西石巻変電所	2km	約40m																												
女川変電所	0.5km	約2m																												
電気所名	海岸からの距離	標高																												
西野変電所	11km	約300m																												
西双葉開閉所	45km	約300m																												
国富変電所	10km	約150m																												

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

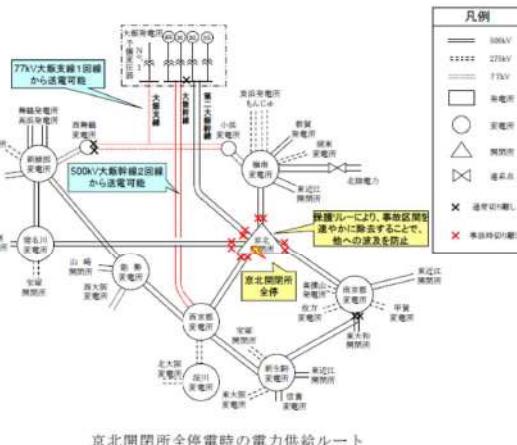
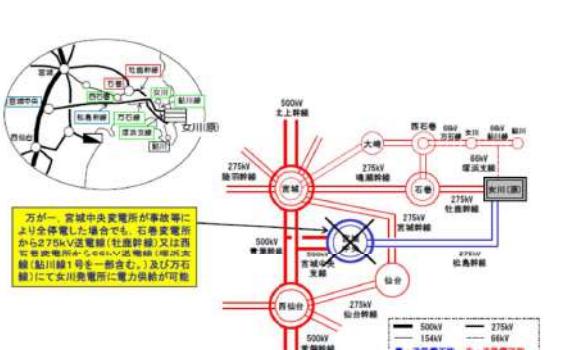
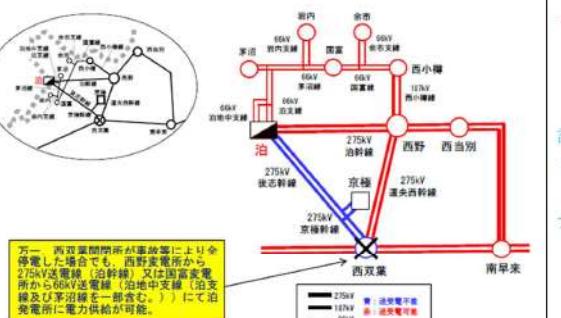
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2.1.1 西京都変電所全停電時の供給系統 大飯発電所に接続する送電線の構成は、500kV送電線4回線（4回線は連絡ラインで接続されている。）と、77kV送電線1回線で構成されており、500kV送電線のうち2回線（大飯幹線）は、約70km離れた西京都変電所に接続し、他の2回線（第二大飯幹線）は、約50km離れた京北開閉所に接続する。77kV送電線1回線（大飯支線）は、約26km離れた小浜変電所に接続する。 仮に西京都変電所が全停電となった場合でも、保護リレーにより事故区間を速やかに除去することで、他への波及を防止するとともに、500kV第二大飯幹線2回線及び77kV大飯支線からの送電が継続されることから大飯発電所の外部電源系が全停電することはない。</p>  <p>西京都変電所全停電時の電力供給ルート</p>	<p>2.2.2.2.2.2 変電所又は開閉所の停止想定 2.2.2.2.2.1 石巻変電所全停時の供給系統 275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）を含む275kV系統は、ループ状に形成しており供給信頼性の向上を図っている。</p> <p>万一、石巻変電所が事故等により全停電した場合には、第2.2.2-5図に示すとおり、宮城中央変電所から275kV送電線（松島幹線）又は西石巻変電所から66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）にて女川原子力発電所への電力供給が可能である。【設置許可基準規則第33条 第4項 解釈4】</p>  <p>第2.2.2-5図 石巻変電所全停時の供給系統</p>	<p>2.2.2.2.2 変電所又は開閉所の停止想定 2.2.2.2.1 西野変電所全停時の供給系統 275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）を含む275kV系統は、ループ状に形成しており供給信頼性の向上を図っている。</p> <p>万一、西野変電所が事故等により全停電した場合には、第2.2.2.3図に示すとおり、西双葉開閉所から275kV送電線（後志幹線）にて泊発電所への電力供給が可能である。【設置許可基準規則第33条 第4項 解釈4】</p>  <p>第2.2.2.3図 西野変電所全停時の供給系統</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・1つの変電所が停止することにより発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態にならないという点において同等である。 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違 【女川】 プラント名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

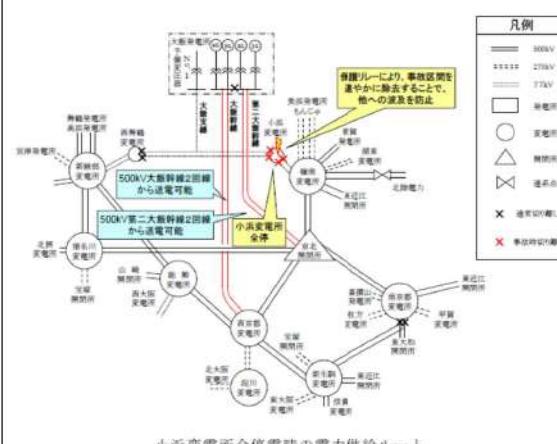
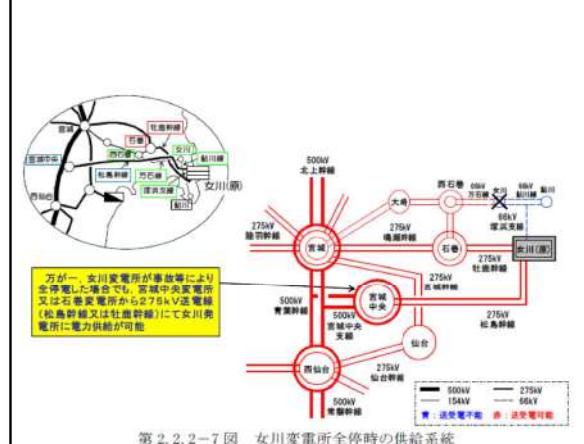
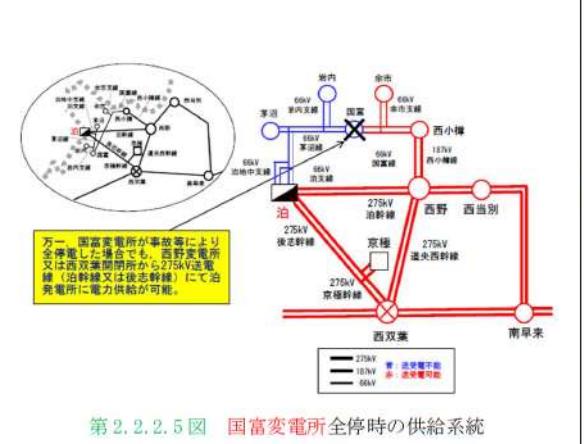
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2.1.2 京北開閉所全停電時の供給系統</p> <p>大飯発電所に接続する送電線の構成は、500kV送電線4回線（4回線は連絡ラインで接続されている。）と、77kV送電線1回線で構成されており、500kV送電線のうち2回線（大飯幹線）は、約70km離れた西京都変電所に接続し、他の2回線（第二大飯幹線）は、約50km離れた京北開閉所に接続する。77kV送電線1回線（大飯支線）は、約26km離れた小浜変電所に接続する。</p> <p>仮に京北開閉所が全停電となつた場合でも、保護リレーにより事故区間を速やかに除去することで、他への波及を防止するとともに、500kV大飯幹線2回線及び77kV大飯支線1回線からの送電が継続されることから大飯発電所の外部電源系が全停電することはない。</p>  <p>京北開閉所全停電時の電力供給ルート</p>	<p>2.2.2.2.2.2 宮城中央変電所全停時の供給系統</p> <p>宮城中央変電所が事故等により全停電した場合には、第2.2.2.2-6図に示すとおり、石巻変電所から275kV送電線（牡鹿幹線）又は西石巻変電所から66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）にて女川原子力発電所への電力供給が可能である。【設置許可基準規則第33条 第4項 解釈4】</p>  <p>第2.2.2-6図 宮城中央変電所全停時の供給系統</p>	<p>2.2.2.2.2.2 西双葉開閉所全停時の供給系統</p> <p>西双葉開閉所が事故等により全停電した場合には、第2.2.2.4図に示すとおり、西野変電所から275kV送電線（泊幹線）又は国富変電所から66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））にて泊発電所への電力供給が可能である。【設置許可基準規則第33条 第4項 解釈4】</p>  <p>第2.2.2.4図 西双葉開閉所全停時の供給系統</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・1つの変電所が停止することにより発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態にならないという点において同等である。 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違 【女川】 プラント名称の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

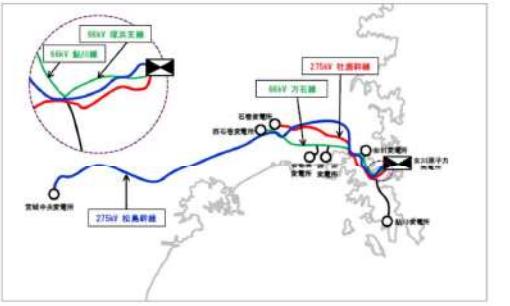
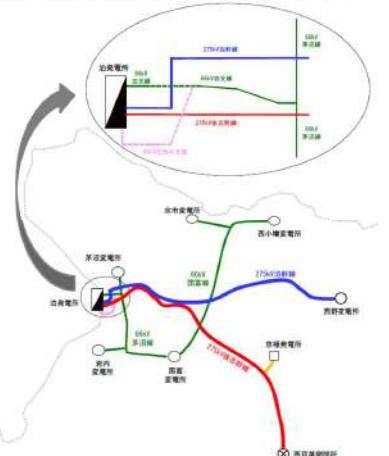
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2.1.3 小浜変電所全停電時の供給系統</p> <p>大飯発電所に接続する送電線の構成は、500kV送電線4回線（4回線は連絡ラインで接続されている。）と、77kV送電線1回線で構成されており、500kV送電線のうち2回線（大飯幹線）は、約70km離れた西京都変電所に接続し、他の2回線（第二大飯幹線）は、約50km離れた京北開閉所に接続する。77kV送電線1回線（大飯支線）は、約26km離れた小浜変電所に接続する。</p> <p>仮に小浜変電所が全停電となつた場合でも、保護リレーにより事故区間を速やかに除去することで、他への波及を防止するとともに500kV大飯幹線2回線及び500kV第二大飯幹線2回線からの送電が継続されることから大飯発電所の外部電源系が全停電することはない。</p>  <p>小浜変電所全停電時の電力供給ルート</p>	<p>2.2.2.2.2.3 女川変電所全停時の供給系統</p> <p>女川変電所が事故等により全停電した場合には、第2.2.2-7図に示すとおり、宮城中央変電所又は石巻変電所から275kV送電線（松島幹線又は牡鹿幹線）にて女川原子力発電所への電力供給が可能である。【設置許可基準規則第33条 第4項 解釈4】</p>  <p>第2.2.2-7図 女川変電所全停時の供給系統</p>	<p>2.2.2.2.2.3 国富変電所全停時の供給系統</p> <p>国富変電所が事故等により全停電した場合には、第2.2.2-5図に示すとおり、西野変電所又は西双葉開閉所から275kV送電線（泊幹線又は後志幹線）にて泊発電所への電力供給が可能である。【設置許可基準規則第33条 第4項 解釈4】</p>  <p>第2.2.2-5図 国富変電所全停時の供給系統</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの変電所が停止することにより発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態にならないという点において同等である。 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送電線記載範囲の相違 <p>【女川】 プラント名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

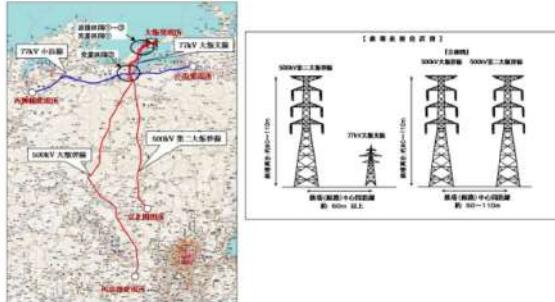
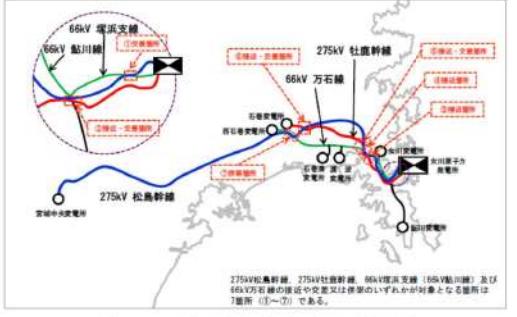
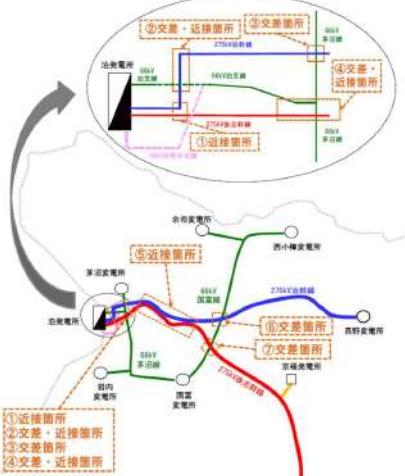
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3 電線路の物理的分離</p> <p>2.1.3.1 送電線の物理的分離</p> <p>大飯発電所に接続する送電線は、500kV送電線4回線と77kV送電線1回線の設備構成であり、すべての送電線が同一鉄塔に架線されている箇所ではなく、物理的に分離した構成としている。具体的には、大飯幹線及び第二大飯幹線と大飯支線のそれぞれに送電鉄塔を備えており、物理的に分離した設計としている。</p> <p>これらの送電鉄塔について、敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要因である盛土崩壊や地すべり、急傾斜地の土砂崩壊の影響を評価し、必要な対策を実施しており、共倒れのリスクは極めて低いと考えている。</p>  <p>送電線の物理的分離</p>	<p>2.2.3 電線路の物理的分離</p> <p>2.2.3.1 送電鉄塔への架線方法について</p> <p>女川原子力発電所に接続する送電線は、275kV送電線4回線（松島幹線2回線、牡鹿幹線2回線）と66kV送電線1回線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）であり、全ての送電線が同一鉄塔に架線されている箇所ではなく、物理的に分離した設計とする。</p> <p>全ての送電線が同一の送電鉄塔に架線しないよう、275kV送電線（牡鹿幹線）と、275kV送電線（松島幹線）及び66kV送電線（塚浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）は別に送電鉄塔を備えており、物理的に分離した設計としている（第2.2.3-1図参照）。【設置許可基準規則第33条 第5項 解釈5】</p>  <p>第2.2.3-1図 送電線ルート</p>	<p>2.2.3 電線路の物理的分離</p> <p>2.2.3.1 送電鉄塔への架線方法について</p> <p>泊発電所に接続する送電線は、275kV送電線4回線（泊幹線2回線、後志幹線2回線）と66kV送電線2回線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））であり、すべての送電線が同一鉄塔に架線されている箇所ではなく、物理的に分離した設計とする。</p> <p>また、66kV送電線（泊地中支線）は地中に埋設する設計とするため、275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）との交差・近接による影響はない。</p> <p>すべての送電線が同一の送電鉄塔に架線しないよう、275kV送電線（泊幹線）と、275kV送電線（後志幹線）及び66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））は別に送電鉄塔を備えており、物理的に分離した設計としている（第2.2.3.1図参照）。【設置許可基準規則第33条 第5項 解釈5】</p>  <p>第2.2.3.1図 送電線ルート</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：全て一泊：すべて <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 1つの変電所が停止することにより発電用原子炉施設に接続された送電線が全て停止する事態にならないという点において同等である。 電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線記載範囲の相違 <p>【大飯】 記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川及び泊において、送電鉄塔の安定性に関する記載は「2.2.3.2.1 鉄塔基礎の安定性」に記載している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.2 送電線の交差箇所・近接区間の概要について</p> <p>大飯発電所に接続する送電線は、500kV送電線4回線と77kV送電線1回線の設備構成であり、すべての送電線が同一鉄塔に架線されている箇所ではなく、物理的に分離した構成としている。大飯幹線及び第二大飯幹線と大飯支線のそれぞれに送電鉄塔を備えており、物理的に分離した設計としている。なお、送電線の交差箇所、近接区間の状況については以下のとおりである。</p> <p>【送電線の交差箇所・近接区間】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 500kV送電線と77kV送電線の交差箇所 4箇所 (2) 500kV送電線同士の交差箇所 無し (3) 500kV大飯幹線と500kV第二大飯幹線の近接区間 2区間 (4) 500kV第二大飯幹線と77kV大飯支線の近接区間 1区間  <p>送電線の交差箇所及び近接区間</p>	<p>なお、女川原子力発電所に接続する送電線等には、第2.2.3-2図のとおり、発電所外において接近・交差・併架する箇所が7箇所(①～⑦)ある。</p> <p>これらの箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊しても、電線の張力方向によってすべての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔の配置となる設計とする。</p> <p>また、構内の送電鉄塔は、重大事故等対処設備、防潮堤、アクセスルートへの影響を考慮する。</p>  <p>第2.2.3-2図 送電線の接近・交差・併架箇所</p>	<p>なお、泊発電所に接続する送電線等には、第2.2.3.2図のとおり、発電所外において交差・近接する箇所が5箇所(①～⑤)ある。さらに、泊発電所に直接接続する送電線ではないが、国富変電所より上流の送電線である66kV国富線と275kV泊幹線が交差する箇所が1箇所(⑥)及び66kV国富線と275kV後志幹線が交差する箇所が1箇所(⑦)ある。</p> <p>これらの箇所については、仮に1つの鉄塔が倒壊してもすべての送電線が同時に機能喪失しない鉄塔の配置となる設計とする。</p> <p>また、構内の送電鉄塔は、重大事故等対処設備、防潮堤、アクセスルートへの影響を考慮する。</p>  <p>第2.2.3.2図 送電線の交差・近接箇所</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 プラント名称の相違</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変電所）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：接近→泊：近接 <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：併架する箇所あり→泊：併架する箇所なし <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違、記載表現の相違</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

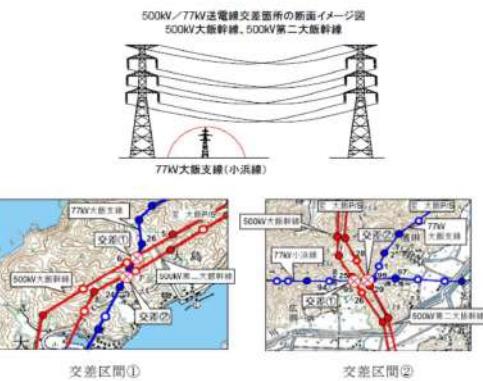
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
<p>女川原子力発電所に接続する送電線等の接近・交差・併架箇所の状況は、第2.2.3-1表のとおり。</p> <p>第2.2.3-1表 送電線の接近・交差・併架箇所の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交差箇所</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 275kV 松島幹線 (No.3～No.4) と 66kV 塚浜支線 (No.6～No.7) の交差 275kV 松島幹線 (No.10) と 275kV 牡鹿幹線 (No.10～No.11) の接近 275kV 松島幹線 (No.10) と 275kV 松島幹線 (No.9～No.10) の接近 275kV 松島幹線 (No.9～No.10) と 66kV 蝶川線 (No.25～No.26) の交差 275kV 松島幹線 (No.26) と 275kV 牡鹿幹線 (No.29～No.30) の接近 275kV 牡鹿幹線 (No.26) と 275kV 松島幹線 (No.25～No.26) の接近 ④接近箇所 275kV 松島幹線 (No.27) と 66kV 万石線 (No.77～No.78) の接近 275kV 松島幹線 (No.28) と 275kV 牡鹿幹線 (No.30～No.31) の接近 275kV 松島幹線 (No.29) と 275kV 牡鹿幹線 (No.32～No.33) の接近 ⑤接近・交差箇所 275kV 牡鹿幹線 (No.33) と 275kV 松島幹線 (No.29～No.30) の接近 275kV 松島幹線 (No.28～No.29) と 66kV 万石線 (No.75～No.76) の交差 275kV 牡鹿幹線 (No.32～No.33) と 66kV 万石線 (No.73～No.74) の交差 ⑥接近・交差箇所 275kV 牡鹿幹線 (No.72) と 275kV 松島幹線 (No.75) の接近 275kV 松島幹線 (No.75～No.76) と 275kV 牡鹿幹線 (No.71～No.72 または No.72～No.73) の交差 ⑦併架箇所 275kV 松島幹線 (No.82～No.87) と 66kV 万石線 (No.15～No.20) の併架 </td></tr> </tbody> </table> <p>※「AとBの接近・交差・併架」とは、Aの倒壊がBの停電に波及しうる位置関係にあることを示している。</p> <p>女川原子力発電所に接続する送電線等の接近・交差・併架箇所において、万一、送電線事故が発生した場合における評価は、第2.2.3-2表のとおりであり、いずれの場合も女川原子力発電所への電力供給が継続して可能である。</p> <p>第2.2.3-2表 送電線の接近・交差・併架箇所の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事故経路</th><th>事故発生時の評価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交差箇所</td><td>275kV 松島幹線 66kV 塚浜支線</td><td>- 275kV 松島幹線が倒壊すると、交差する 66kV 塚浜支線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>②接近・交差箇所</td><td>275kV 松島幹線 66kV 蝶川線</td><td>- 275kV 松島幹線が倒壊すると、交差する 66kV 蝶川線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>③接近箇所</td><td>275kV 牡鹿幹線 66kV 蝶川線</td><td>- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、交差する 66kV 蝶川線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 松島幹線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>④接近箇所</td><td>275kV 松島幹線</td><td>- 275kV 松島幹線が倒壊すると、接する 275kV 牡鹿幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 塚浜支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑤接近・交差箇所</td><td>275kV 松島幹線 66kV 万石線</td><td>- 275kV 松島幹線が倒壊すると、接する 275kV 牡鹿幹線に影響により、接する 275kV 松島幹線と 66kV 塚浜支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑥接近・交差箇所</td><td>275kV 牡鹿幹線 66kV 万石線</td><td>- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、接する 275kV 松島幹線に影響により、接する 275kV 松島幹線と 66kV 塚浜支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑦併架箇所</td><td>275kV 松島幹線 66kV 万石線</td><td>- 併架区間の跳塔が倒壊すると、併架する 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能</td></tr> </tbody> </table> <p>泊発電所に接続する送電線等の交差・近接箇所の状況は、第2.2.3.1表のとおり。</p> <p>第2.2.3.1表 送電線の交差・近接の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①近接箇所</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.1) と 275kV 後志幹線 (泊発電所 275kV 開閉所～No.1) の近接 275kV 後志幹線 (No.1～No.3) と 66kV 泊支線 (No.4～No.5) の交差 275kV 泊幹線 (No.3) と 66kV 泊支線 (No.4) の近接 </td></tr> <tr> <td>②交差・近接箇所</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.7～No.8) と 66kV 芹沼線 (No.61～No.65) の交差 275kV 後志幹線 (No.4～No.5) と 66kV 芹沼線 (No.61～No.65) の交差 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) と 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) の近接 275kV 泊幹線 (No.30～No.34) と 275kV 後志幹線 (No.30～No.34) の近接 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) と 275kV 泊幹線 (No.12～No.27) の近接 275kV 後志幹線 (No.30～No.34) と 275kV 泊幹線 (No.30～No.34) の近接 </td></tr> <tr> <td>③交差箇所</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.53～No.54) と 66kV 国富線 (No.135～No.136) の交差 275kV 後志幹線 (No.49～No.49) と 66kV 国富線 (No.147～No.148～No.149) の交差 </td></tr> </tbody> </table> <p>※「AとBの交差・近接」とは、Aの倒壊がBの停電に波及しうる位置関係にあることを示している。</p> <p>泊発電所に接続する送電線等の交差・近接箇所において、万一、送電線事故が発生した場合における評価は、第2.2.3.2表のとおりであり、いずれの場合も泊発電所への電力供給が継続して可能である。</p> <p>第2.2.3.2表 送電線の交差・近接箇所の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>事故経路</th><th>状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①近接箇所</td><td>275kV 泊幹線 275kV 後志幹線</td><td>- 275kV 泊幹線が倒壊すると、近接する 275kV 後志幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>②交差・近接箇所</td><td>275kV 泊幹線 66kV 泊支線</td><td>- 275kV 後志幹線が倒壊すると、近接する 275kV 泊幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>③交差箇所</td><td>275kV 泊幹線 66kV 芹沼線</td><td>- 275kV 泊幹線と 66kV 泊支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>④交差・近接箇所</td><td>275kV 泊幹線 66kV 芹沼線</td><td>- 275kV 泊幹線が倒壊しても、66kV 泊支線は停電せず、275kV 後志幹線及び 66kV 泊地中支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑤接近箇所</td><td>275kV 泊幹線</td><td>- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 275kV 後志幹線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑥接近・交差箇所</td><td>275kV 泊幹線 66kV 万石線</td><td>- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 万石線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑦接近・交差箇所</td><td>275kV 牡鹿幹線 66kV 万石線</td><td>- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、接する 275kV 泊幹線に影響により、接する 275kV 泊幹線と 66kV 万石線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑧接近箇所</td><td>275kV 泊幹線</td><td>- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 万石線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑨接近箇所</td><td>275kV 後志幹線 66kV 芹沼線</td><td>- 275kV 後志幹線が倒壊すると、接する 66kV 芹沼線又は近接する 66kV 泊支線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 泊幹線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑩接近箇所</td><td>275kV 泊幹線 275kV 後志幹線</td><td>- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 275kV 後志幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑪接近箇所</td><td>275kV 泊幹線 275kV 後志幹線</td><td>- 275kV 後志幹線が倒壊すると、近接する 275kV 泊幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑫接近箇所</td><td>275kV 泊幹線 66kV 国富線</td><td>- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 国富線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 後志幹線で供給が可能</td></tr> <tr> <td>⑬接近箇所</td><td>275kV 後志幹線 66kV 国富線</td><td>- 275kV 後志幹線が倒壊すると、接する 66kV 国富線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 泊幹線で供給が可能</td></tr> </tbody> </table>	区分	状況	①交差箇所	<ul style="list-style-type: none"> 275kV 松島幹線 (No.3～No.4) と 66kV 塚浜支線 (No.6～No.7) の交差 275kV 松島幹線 (No.10) と 275kV 牡鹿幹線 (No.10～No.11) の接近 275kV 松島幹線 (No.10) と 275kV 松島幹線 (No.9～No.10) の接近 275kV 松島幹線 (No.9～No.10) と 66kV 蝶川線 (No.25～No.26) の交差 275kV 松島幹線 (No.26) と 275kV 牡鹿幹線 (No.29～No.30) の接近 275kV 牡鹿幹線 (No.26) と 275kV 松島幹線 (No.25～No.26) の接近 ④接近箇所 275kV 松島幹線 (No.27) と 66kV 万石線 (No.77～No.78) の接近 275kV 松島幹線 (No.28) と 275kV 牡鹿幹線 (No.30～No.31) の接近 275kV 松島幹線 (No.29) と 275kV 牡鹿幹線 (No.32～No.33) の接近 ⑤接近・交差箇所 275kV 牡鹿幹線 (No.33) と 275kV 松島幹線 (No.29～No.30) の接近 275kV 松島幹線 (No.28～No.29) と 66kV 万石線 (No.75～No.76) の交差 275kV 牡鹿幹線 (No.32～No.33) と 66kV 万石線 (No.73～No.74) の交差 ⑥接近・交差箇所 275kV 牡鹿幹線 (No.72) と 275kV 松島幹線 (No.75) の接近 275kV 松島幹線 (No.75～No.76) と 275kV 牡鹿幹線 (No.71～No.72 または No.72～No.73) の交差 ⑦併架箇所 275kV 松島幹線 (No.82～No.87) と 66kV 万石線 (No.15～No.20) の併架 	区分	事故経路	事故発生時の評価	①交差箇所	275kV 松島幹線 66kV 塚浜支線	- 275kV 松島幹線が倒壊すると、交差する 66kV 塚浜支線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能	②接近・交差箇所	275kV 松島幹線 66kV 蝶川線	- 275kV 松島幹線が倒壊すると、交差する 66kV 蝶川線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能	③接近箇所	275kV 牡鹿幹線 66kV 蝶川線	- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、交差する 66kV 蝶川線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 松島幹線で供給が可能	④接近箇所	275kV 松島幹線	- 275kV 松島幹線が倒壊すると、接する 275kV 牡鹿幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 塚浜支線で供給が可能	⑤接近・交差箇所	275kV 松島幹線 66kV 万石線	- 275kV 松島幹線が倒壊すると、接する 275kV 牡鹿幹線に影響により、接する 275kV 松島幹線と 66kV 塚浜支線で供給が可能	⑥接近・交差箇所	275kV 牡鹿幹線 66kV 万石線	- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、接する 275kV 松島幹線に影響により、接する 275kV 松島幹線と 66kV 塚浜支線で供給が可能	⑦併架箇所	275kV 松島幹線 66kV 万石線	- 併架区間の跳塔が倒壊すると、併架する 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能	区分	状況	①近接箇所	<ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.1) と 275kV 後志幹線 (泊発電所 275kV 開閉所～No.1) の近接 275kV 後志幹線 (No.1～No.3) と 66kV 泊支線 (No.4～No.5) の交差 275kV 泊幹線 (No.3) と 66kV 泊支線 (No.4) の近接 	②交差・近接箇所	<ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.7～No.8) と 66kV 芹沼線 (No.61～No.65) の交差 275kV 後志幹線 (No.4～No.5) と 66kV 芹沼線 (No.61～No.65) の交差 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) と 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) の近接 275kV 泊幹線 (No.30～No.34) と 275kV 後志幹線 (No.30～No.34) の近接 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) と 275kV 泊幹線 (No.12～No.27) の近接 275kV 後志幹線 (No.30～No.34) と 275kV 泊幹線 (No.30～No.34) の近接 	③交差箇所	<ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.53～No.54) と 66kV 国富線 (No.135～No.136) の交差 275kV 後志幹線 (No.49～No.49) と 66kV 国富線 (No.147～No.148～No.149) の交差 	区分	事故経路	状況	①近接箇所	275kV 泊幹線 275kV 後志幹線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、近接する 275kV 後志幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能	②交差・近接箇所	275kV 泊幹線 66kV 泊支線	- 275kV 後志幹線が倒壊すると、近接する 275kV 泊幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能	③交差箇所	275kV 泊幹線 66kV 芹沼線	- 275kV 泊幹線と 66kV 泊支線で供給が可能	④交差・近接箇所	275kV 泊幹線 66kV 芹沼線	- 275kV 泊幹線が倒壊しても、66kV 泊支線は停電せず、275kV 後志幹線及び 66kV 泊地中支線で供給が可能	⑤接近箇所	275kV 泊幹線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 275kV 後志幹線で供給が可能	⑥接近・交差箇所	275kV 泊幹線 66kV 万石線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 万石線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能	⑦接近・交差箇所	275kV 牡鹿幹線 66kV 万石線	- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、接する 275kV 泊幹線に影響により、接する 275kV 泊幹線と 66kV 万石線で供給が可能	⑧接近箇所	275kV 泊幹線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 万石線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能	⑨接近箇所	275kV 後志幹線 66kV 芹沼線	- 275kV 後志幹線が倒壊すると、接する 66kV 芹沼線又は近接する 66kV 泊支線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 泊幹線で供給が可能	⑩接近箇所	275kV 泊幹線 275kV 後志幹線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 275kV 後志幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能	⑪接近箇所	275kV 泊幹線 275kV 後志幹線	- 275kV 後志幹線が倒壊すると、近接する 275kV 泊幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能	⑫接近箇所	275kV 泊幹線 66kV 国富線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 国富線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 後志幹線で供給が可能	⑬接近箇所	275kV 後志幹線 66kV 国富線	- 275kV 後志幹線が倒壊すると、接する 66kV 国富線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 泊幹線で供給が可能
区分	状況																																																																													
①交差箇所	<ul style="list-style-type: none"> 275kV 松島幹線 (No.3～No.4) と 66kV 塚浜支線 (No.6～No.7) の交差 275kV 松島幹線 (No.10) と 275kV 牡鹿幹線 (No.10～No.11) の接近 275kV 松島幹線 (No.10) と 275kV 松島幹線 (No.9～No.10) の接近 275kV 松島幹線 (No.9～No.10) と 66kV 蝶川線 (No.25～No.26) の交差 275kV 松島幹線 (No.26) と 275kV 牡鹿幹線 (No.29～No.30) の接近 275kV 牡鹿幹線 (No.26) と 275kV 松島幹線 (No.25～No.26) の接近 ④接近箇所 275kV 松島幹線 (No.27) と 66kV 万石線 (No.77～No.78) の接近 275kV 松島幹線 (No.28) と 275kV 牡鹿幹線 (No.30～No.31) の接近 275kV 松島幹線 (No.29) と 275kV 牡鹿幹線 (No.32～No.33) の接近 ⑤接近・交差箇所 275kV 牡鹿幹線 (No.33) と 275kV 松島幹線 (No.29～No.30) の接近 275kV 松島幹線 (No.28～No.29) と 66kV 万石線 (No.75～No.76) の交差 275kV 牡鹿幹線 (No.32～No.33) と 66kV 万石線 (No.73～No.74) の交差 ⑥接近・交差箇所 275kV 牡鹿幹線 (No.72) と 275kV 松島幹線 (No.75) の接近 275kV 松島幹線 (No.75～No.76) と 275kV 牡鹿幹線 (No.71～No.72 または No.72～No.73) の交差 ⑦併架箇所 275kV 松島幹線 (No.82～No.87) と 66kV 万石線 (No.15～No.20) の併架 																																																																													
区分	事故経路	事故発生時の評価																																																																												
①交差箇所	275kV 松島幹線 66kV 塚浜支線	- 275kV 松島幹線が倒壊すると、交差する 66kV 塚浜支線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能																																																																												
②接近・交差箇所	275kV 松島幹線 66kV 蝶川線	- 275kV 松島幹線が倒壊すると、交差する 66kV 蝶川線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能																																																																												
③接近箇所	275kV 牡鹿幹線 66kV 蝶川線	- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、交差する 66kV 蝶川線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 松島幹線で供給が可能																																																																												
④接近箇所	275kV 松島幹線	- 275kV 松島幹線が倒壊すると、接する 275kV 牡鹿幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 塚浜支線で供給が可能																																																																												
⑤接近・交差箇所	275kV 松島幹線 66kV 万石線	- 275kV 松島幹線が倒壊すると、接する 275kV 牡鹿幹線に影響により、接する 275kV 松島幹線と 66kV 塚浜支線で供給が可能																																																																												
⑥接近・交差箇所	275kV 牡鹿幹線 66kV 万石線	- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、接する 275kV 松島幹線に影響により、接する 275kV 松島幹線と 66kV 塚浜支線で供給が可能																																																																												
⑦併架箇所	275kV 松島幹線 66kV 万石線	- 併架区間の跳塔が倒壊すると、併架する 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能																																																																												
区分	状況																																																																													
①近接箇所	<ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.1) と 275kV 後志幹線 (泊発電所 275kV 開閉所～No.1) の近接 275kV 後志幹線 (No.1～No.3) と 66kV 泊支線 (No.4～No.5) の交差 275kV 泊幹線 (No.3) と 66kV 泊支線 (No.4) の近接 																																																																													
②交差・近接箇所	<ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.7～No.8) と 66kV 芹沼線 (No.61～No.65) の交差 275kV 後志幹線 (No.4～No.5) と 66kV 芹沼線 (No.61～No.65) の交差 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) と 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) の近接 275kV 泊幹線 (No.30～No.34) と 275kV 後志幹線 (No.30～No.34) の近接 275kV 後志幹線 (No.12～No.27) と 275kV 泊幹線 (No.12～No.27) の近接 275kV 後志幹線 (No.30～No.34) と 275kV 泊幹線 (No.30～No.34) の近接 																																																																													
③交差箇所	<ul style="list-style-type: none"> 275kV 泊幹線 (No.53～No.54) と 66kV 国富線 (No.135～No.136) の交差 275kV 後志幹線 (No.49～No.49) と 66kV 国富線 (No.147～No.148～No.149) の交差 																																																																													
区分	事故経路	状況																																																																												
①近接箇所	275kV 泊幹線 275kV 後志幹線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、近接する 275kV 後志幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能																																																																												
②交差・近接箇所	275kV 泊幹線 66kV 泊支線	- 275kV 後志幹線が倒壊すると、近接する 275kV 泊幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能																																																																												
③交差箇所	275kV 泊幹線 66kV 芹沼線	- 275kV 泊幹線と 66kV 泊支線で供給が可能																																																																												
④交差・近接箇所	275kV 泊幹線 66kV 芹沼線	- 275kV 泊幹線が倒壊しても、66kV 泊支線は停電せず、275kV 後志幹線及び 66kV 泊地中支線で供給が可能																																																																												
⑤接近箇所	275kV 泊幹線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 275kV 後志幹線で供給が可能																																																																												
⑥接近・交差箇所	275kV 泊幹線 66kV 万石線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 万石線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能																																																																												
⑦接近・交差箇所	275kV 牡鹿幹線 66kV 万石線	- 275kV 牡鹿幹線が倒壊すると、接する 275kV 泊幹線に影響により、接する 275kV 泊幹線と 66kV 万石線で供給が可能																																																																												
⑧接近箇所	275kV 泊幹線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 万石線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 牡鹿幹線で供給が可能																																																																												
⑨接近箇所	275kV 後志幹線 66kV 芹沼線	- 275kV 後志幹線が倒壊すると、接する 66kV 芹沼線又は近接する 66kV 泊支線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 泊幹線で供給が可能																																																																												
⑩接近箇所	275kV 泊幹線 275kV 後志幹線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 275kV 後志幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能																																																																												
⑪接近箇所	275kV 泊幹線 275kV 後志幹線	- 275kV 後志幹線が倒壊すると、近接する 275kV 泊幹線に接触し 2ルートが停電となるが、66kV 泊地中支線で供給が可能																																																																												
⑫接近箇所	275kV 泊幹線 66kV 国富線	- 275kV 泊幹線が倒壊すると、接する 66kV 国富線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 後志幹線で供給が可能																																																																												
⑬接近箇所	275kV 後志幹線 66kV 国富線	- 275kV 後志幹線が倒壊すると、接する 66kV 国富線に接触し 2ルートが停電となるが、275kV 泊幹線で供給が可能																																																																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.2.1 送電線の交差箇所について</p> <p>交差区間①②において交差箇所①では500kV 大飯幹線と 77kV 大飯支線（小浜線）が交差しており、交差箇所②では500kV 第二大飯幹線と 77kV 大飯支線（小浜線）が交差している。これらの交差箇所で送電線事故が発生した場合でも、下記のとおり500kV 送電線1 ルートで送電が継続されることから大飯発電所の外部電源系が全停電することはない。なお、77kV 送電線は500kV 送電線より下方で交差しており、77kV 送電線による 500kV 送電線への影響は無い。</p> <p>(1) 交差①での送電線事故時 ⇒ 500kV 第二大飯幹線 2回線により供給可能</p> <p>(2) 交差②での送電線事故時 ⇒ 500kV 大飯幹線 2回線により供給可能</p>  <p>500kV/77kV送電線交差箇所の断面イメージ図 500kV大飯幹線、500kV第二大飯幹線 77kV大飯支線(小浜線)</p> <p>交差区間① 交差区間②</p>	<p>①交差箇所の状況</p> <p>第2.2.3-3図に275kV送電線（松島幹線）と66kV送電線（塚浜支線）の交差箇所の現地状況を示す。</p>  <p>写真 第2.2.3-3図 ①交差箇所の現地状況</p> <p>枠内の内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>	<p>①近接箇所の状況</p> <p>第2.2.3.3図に275kV送電線（泊幹線）と275kV送電線（後志幹線）の近接箇所の現地状況を示す。</p>  <p>第2.2.3.3図 ①近接箇所の現地状況 (1/3)</p>  <p>第2.2.3.3図 ①近接箇所の現地状況 (2/3)</p>  <p>第2.2.3.3図 ①近接箇所の現地状況 (3/3)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線）</p> <p>【大飯】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○想定状況1/1（交差）</p> <p>1. 松島幹線No.3又はNo.4の鉄塔が倒壊、松島幹線No.3～No.4の電線が落下し、松島幹線が停電する。</p> <p>2. 松島幹線No.3～No.4の電線が、塙浜支線No.6～No.7の電線と接触し、塙浜支線が停電する。</p> <p>3. 牡鹿幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>○想定状況 1/2（近接）</p> <p>1. 泊幹線 No. 1 の鉄塔が倒壊し、泊幹線が停電する。</p> <p>2. 泊幹線 No. 1 の鉄塔が泊発電所275kV開閉所～後志幹線No. 1 の電線に接触し、後志幹線が停電する。</p> <p>3. 泊地中支線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p> <p>○想定状況 2/2（近接）</p> <p>1. 後志幹線 No. 1 の鉄塔が倒壊し、後志幹線が停電する。</p> <p>2. 後志幹線No. 1 の鉄塔が泊幹線No. 1付近の電線に接触し、泊幹線が停電する。</p> <p>3. 泊地中支線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の 66kV 送電線は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉

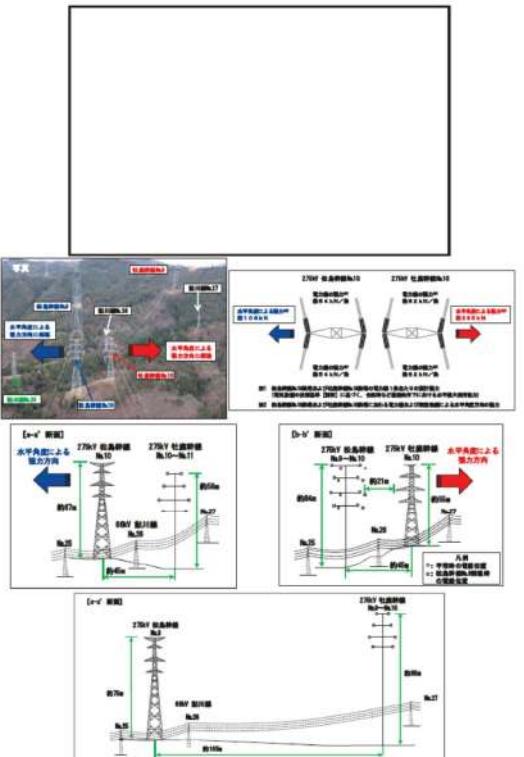
例 ○：2回継続全（大飯支線については1回継続全）

交差箇所	電圧	上方の送電線		下方の送電線		離隔距離	大飯幹線	第二大大飯幹線	大飯支線
		電圧	径間 No.	電圧	径間 No.				
交差区間① 交差①	500kV	大飯幹線 No.5～No.6	77kV	大飯支線 No.25～No.26	27.6m	×	○	×	×
交差区間① 交差②	500kV	第二大大飯幹線 No.7～No.8	77kV	大飯支線 No.24～No.25	23.3m	○	×	×	×
交差区間② 交差①	500kV	大飯幹線 No.25～No.26	77kV	小浜線 No.95～No.96	13.4m	×	○	×	×
交差区間② 交差②	500kV	第二大大飯支線 No.28～No.29	77kV	小浜線 No.95～No.96	42.6m	○	×	×	×

女川原子力発電所2号炉

②接近・交差箇所の状況

第2.2.3-4図に275kV送電線（松島幹線）、275kV送電線（牡鹿幹線）、66kV送電線（鮎川線）の接近・交差箇所の現地状況を示す。



第2.2.3-4図 ②接近・交差箇所の現地状況

外側のみの内容は商業機密の範囲から公開できません。

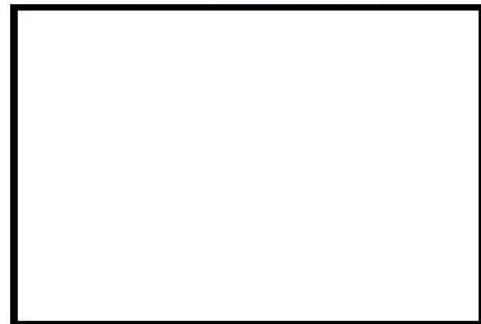
泊発電所3号炉

②交差・近接箇所の状況

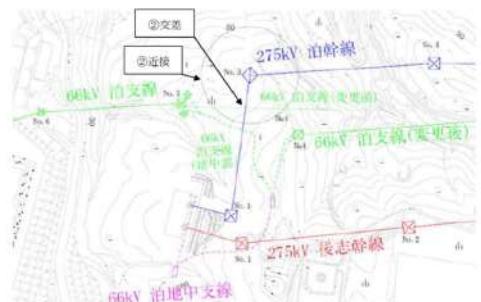
第2.2.3.4図に275kV送電線（泊幹線）と66kV送電線（泊支線）の交差・近接箇所の現地状況を示す。



第2.2.3.4図 ②交差・近接箇所の現地状況 (1/3)



第2.2.3.4図 ②交差・近接箇所の現地状況 (2/3)



第2.2.3.4図 ②交差・近接箇所の現地状況 (3/3)

相違理由

【大飯】

記載表現の相違（女川審査実績の反映）

【大飯、女川】

設備名称の相違（送電線）

【大飯、女川】

電力系統構成の相違

・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。

・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。

・女川：事故を想定する送電線鉄塔4基→泊：1基

【女川】

記載表現の相違

・女川：接近→泊：近接

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.2.2 送電線の近接区間について</p> <p>500kV 大飯幹線、500kV 第二大飯幹線及び 77kV 大飯支線については、鉄塔敷地周辺の地盤変状による鉄塔基礎の安定性への影響評価を行い、問題がないことを確認しており、共倒れリスクは極めて低いと判断している。（地盤変状の影響評価については、「2.1.3.5 鉄塔基礎の安定性評価」にて記載）</p> <p>さらに、万一の斜面崩壊を仮定した場合でも、3 ルートある送電線の各鉄塔が同一斜面に位置する箇所はなく共倒れとならないことを確認している。</p> <p>(1) 近接区間概要 (2) 近接区間① (500kV 大飯幹線と 500kV 第二大飯幹線) (3) 近接区間② (500kV 大飯幹線と 500kV 第二大飯幹線) (4) 近接区間③ (500kV 第二大飯幹線と 77kV 大飯支線)</p>	<p>○想定状況1/4 (接近・交差)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松島幹線No.10の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊、松島幹線No.9～No.10の電線が落下し、松島幹線が停電する。 2. 松島幹線No.9～No.10の電線が、鮎川線No.25～No.26の電線と接触し、鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 松島幹線No.10は、水平角度による張力方向が牡鹿幹線と逆方向のため、牡鹿幹線とは接触しない。 4. 牡鹿幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。 <p>○想定状況2/4 (接近・交差)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 牡鹿幹線No.10の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊、牡鹿幹線No.9～No.10の電線が落下し、牡鹿幹線が停電する。 2. 牡鹿幹線No.9～No.10の電線が、鮎川線No.26～No.27の電線と接触し、鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 牡鹿幹線No.10は、水平角度による張力方向が松島幹線と逆方向のため、松島幹線とは接触しない。 4. 松島幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。 <p>○想定状況3/4 (交差)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 松島幹線No.9の鉄塔が倒壊、松島幹線No.9～No.10の電線が落下し、松島幹線が停電する。 2. 松島幹線No.9～No.10の電線が、鮎川線No.25～No.26の電線と接触し、鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 松島幹線No.9の鉄塔が牡鹿幹線側に倒れたとしても松島幹線No.9～No.10の電線も含め牡鹿幹線とは離隔があり接触せず、牡鹿幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。 <p>○想定状況4/4 (交差)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 牡鹿幹線No.9の鉄塔が倒壊、牡鹿幹線No.9～No.10の電線が落下し、牡鹿幹線が停電する。 2. 牡鹿幹線No.9～No.10の電線が、鮎川線No.26～No.27の電線と接触し、鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 松島幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。 	<p>○想定状況 1/2 (交差)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 泊幹線 No. 1 又は No. 3 の鉄塔が倒壊し、泊幹線が停電する。 2. 泊幹線No. 1～No. 3 の電線と交差する泊支線No. 4～No. 5 の電線を地中化することにより、泊幹線No. 1～No. 3 の電線が落下しても泊支線は停電しない。 3. 泊地中支線の2回線及び後志幹線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。 <p>○想定状況 2/2 (近接)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 泊幹線 No. 3 の鉄塔が倒壊し、泊幹線が停電する。 2. 泊支線No. 4 の鉄塔を泊幹線No. 3 の鉄塔の倒壊範囲の外側へ移設・建替することにより、泊幹線は泊支線と接触しない。 3. 泊地中支線の2回線及び後志幹線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。 	<p>【大飯、女川】</p> <p>電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の 66kV 送電線は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 ・女川：事故を想定する送電線鉄塔 4 基→泊：1 基

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉

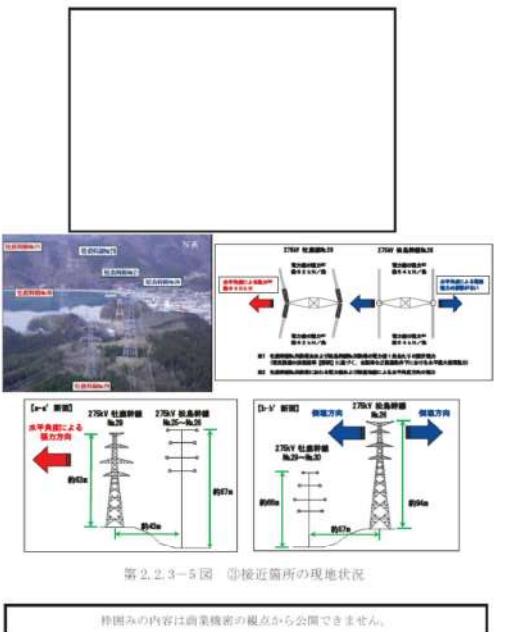
凡例 ○：2回線健全（大飯支線については1回線健全）
 ×：送電不可

近接区間	電圧	鉄塔No. (鉄塔高さ)	近接する送電線 電圧	径間 No.	離隔距離	大飯 幹線	第二大 飯幹線	大飯 支線
①	500kV (81.4m)	第二大飯幹線 No.2	500kV	大飯幹線 No.1～No.2	49.0m	×	×	○
①	500kV (77.5m)	大飯幹線 No.1	500kV	第二大飯幹線 No.1～No.2	28.0m	×	×	○
②	500kV (113.1m)	大飯幹線 No.7	500kV	第二大飯幹線 No.8～No.9	83.0m	×	×	○
③	500kV (97.8m)	第二大飯幹線 No.12	77kV	大飯支線 No.18～No.19	65.0m	○	×	×

女川原子力発電所2号炉

③接近箇所の状況

第2.2.3-5図に275kV送電線（松島幹線）と275kV送電線（牡鹿幹線）の接近箇所の現地状況を示す。



第2.2.3-5図 ③接近箇所の現地状況

特図のみの内容は商業機密の観点から公開できません。

泊発電所3号炉

③交差箇所の状況

第2.2.3.5図に275kV送電線（泊幹線）と66kV送電線（茅沼線）の交差箇所の現地状況を示す。



第2.2.3.5図 ③交差箇所の現地状況 (1/3)

相違理由

【大飯】

記載表現の相違（女川審査実績の反映）

【大飯、女川】

設備名称の相違（送電線）

【大飯、女川】

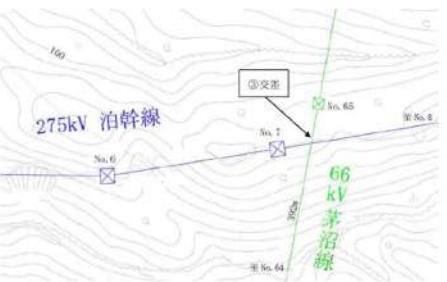
電力系統構成の相違
 ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。

・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。

・女川：事故を想定する送電線鉄塔2基→泊：1基



第2.2.3.5図 ③交差箇所の現地状況 (2/3)

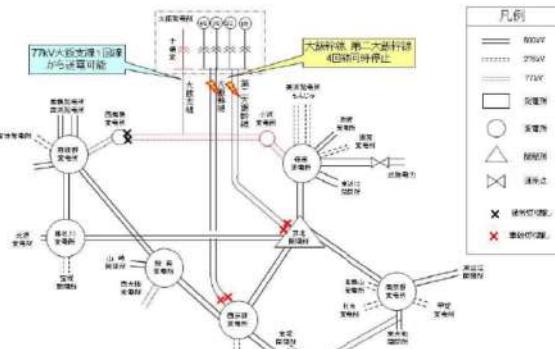
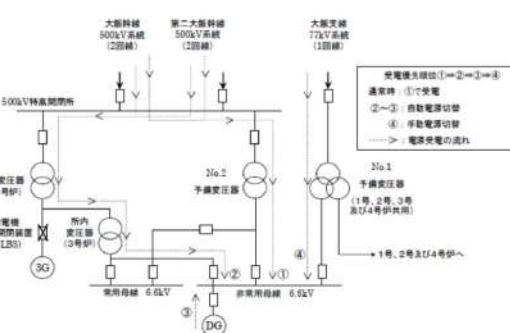


第2.2.3.5図 ③交差箇所の現地状況 (3/3)

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3.2.3 500kV 大飯幹線と 500kV 第二大飯幹線 4回線同時停止した場合 500kV 大飯幹線、500kV 第二大飯幹線 4回線が同時に停止した場合は、下図に示すとおり 77kV 大飯支線からの電力供給が可能である。 77kV 大飯支線からの電力は、No. 1予備変圧器を通して非常用母線に給電することが可能である。</p>  <p>受電優先順位については、以下の通りである。①～③については自動切替、④については手動切替で給電可能である。 ①500kV 第二大飯幹線から No. 2 予備変圧器を通した給電 ②500kV 大飯幹線から主要変圧器、所内変圧器を通した給電 ③ディーゼル発電機からの給電 ④77kV 大飯支線から No. 1 予備変圧器を通した給電</p> 	<p>○想定状況1/2 (接近) 1. 松島幹線No.26(水平角度による電線張力の影響なし)の鉄塔が倒壊し、松島幹線が停電する。 2. 松島幹線No.26の鉄塔が牡鹿幹線No.29～No.30の電線に接触し、牡鹿幹線が停電する。 3. 塚浜支線の1回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p> <p>○想定状況2/2 (接近) 1. 牡鹿幹線No.29の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊し、牡鹿幹線が停電する。 2. 牡鹿幹線No.29は水平角度による張力方向が松島幹線と逆方向のため、松島幹線とは接触しない。 3. 松島幹線の2回線及び塚浜支線の1回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>○想定状況1/1 (交差) 1. 泊幹線No.7又はNo.8の鉄塔が倒壊し、泊幹線が停電する。 2. 泊幹線No.7～No.8の電線が落下して茅沼線No.64～No.65の電線と接触し、茅沼線が停電する。 3. 後志幹線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の 66kV 送電線は、66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載としている。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>④接近箇所の状況 第2.2.3-6図に275kV送電線（松島幹線）と66kV送電線（万石線）の接近箇所の現地状況を示す。</p>   <p>第2.2.3-6図 ④接近箇所の現地状況 特図みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>	<p>④交差・近接箇所の状況 第2.2.3.6図に275kV送電線（後志幹線）と66kV送電線（茅沼線）の交差・近接箇所の現地状況を示す。</p>  <p>第2.2.3.6図 ④交差・近接箇所の現地状況 (1/3)</p>  <p>第2.2.3.6図 ④交差・近接箇所の現地状況 (2/3)</p>  <p>第2.2.3.6図 ④交差・近接箇所の現地状況 (3/3)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【女川】 記載表現の相違 ・女川：接近→泊：近接</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

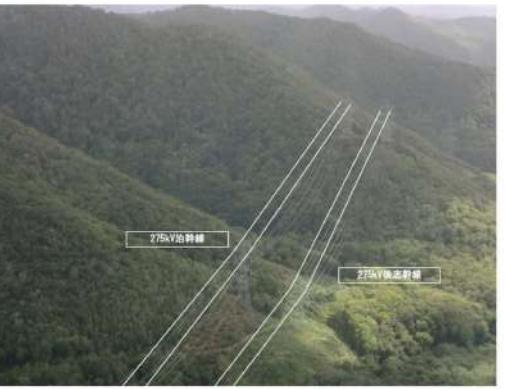
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○想定状況1/1（接近）</p> <p>1. 松島幹線No.27の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊し、松島幹線が停電する。</p> <p>2. 松島幹線No.27は水平角度による張力方向が万石線と逆方向のため、万石線とは接触しない。また、松島幹線No.27は松島幹線No.26～No.28の電線も含め牡鹿幹線とは離隔があり接触しない。</p> <p>3. 牡鹿幹線の2回線及び塙浜支線の1回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>○想定状況1/2（交差）</p> <p>1. 後志幹線No.5又はNo.6の鉄塔が倒壊し、後志幹線が停電する。</p> <p>2. 後志幹線No.5～No.6の電線が落下して茅沼線No.63～No.64の電線と接触し、茅沼線が停電する。</p> <p>3. 泊幹線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p> <p>○想定状況2/2（近接）</p> <p>1. 後志幹線No.4又はNo.5の鉄塔が倒壊し、後志幹線が停電する。</p> <p>2. 倒壊した後志幹線の鉄塔が泊支線の電線に接触し、泊支線が停電する。</p> <p>3. 泊幹線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線）</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：接近→泊：近接

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑤接近・交差箇所の状況 第2.2.3-7図に275kV送電線（松島幹線）、275kV送電線（牡鹿幹線）、66kV送電線（万石線）の接近・交差箇所の現地状況を示す。</p>   <p>第2.2.3-7図 ⑤接近・交差箇所の現地状況</p> <p>件名の内容は商業機密の範囲から公開できません。</p> <p>○想定状況1/5（接近・交差） 1. 松島幹線No.28の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊し、松島幹線No.27～No.29の電線が落下し、松島幹線が停電する。 2. 松島幹線No.28～No.29の電線が万石線No.75～No.76の電線と接触し、万石線、鮎川線及び塚浜支線が停電する。 3. 松島幹線No.28は水平角度による張力方向が牡鹿幹線と逆方向のため、松島幹線No.27～No.29の電線も含め牡鹿幹線とは接触しない。 4. 牡鹿幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>⑤近接箇所の状況 第2.2.3.7図に275kV送電線（泊幹線）と275kV送電線（後志幹線）の近接箇所の現地状況を示す。</p>  <p>第2.2.3.7図 ⑤近接箇所の現地状況 (1/2)</p>  <p>第2.2.3.7図 ⑤近接箇所の現地状況 (2/2)</p> <p>○想定状況 1/2（近接） 1. 泊幹線 No.12～No.27 又は No.30～No.34 のいずれかの鉄塔が倒壊し、泊幹線が停電する。 2. 倒壊した泊幹線の鉄塔が後志幹線の電線に接触し、後志幹線が停電する。 3. 泊地中支線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（送電線）</p> <p>【女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。</p> <p>・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。</p> <p>・女川：事故を想定する送電線鉄塔5基→泊：2基</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：接近→泊：近接</p>	

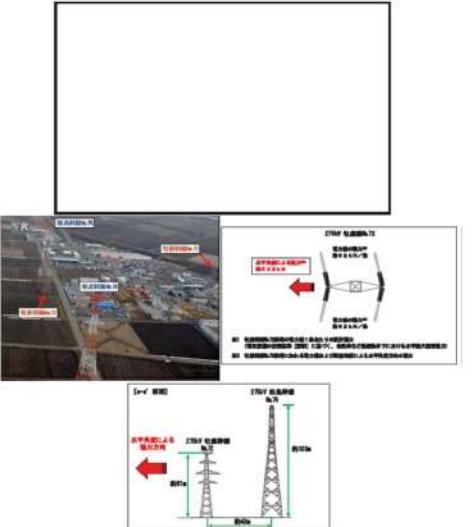
泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○想定状況2/5 (接近・交差)</p> <p>1. 松島幹線No.29の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊、松島幹線No.28～No.29の電線が落下し、松島幹線が停電する。</p> <p>2. 松島幹線No.28～No.29の電線が万石線No.75～No.76の電線と接触し、万石線、鮎川線及び塙浜支線が停電する。</p> <p>3. 松島幹線No.29は水平角度による張力方向が牡鹿幹線と逆方向のため、牡鹿幹線とは接触しない。</p> <p>4. 牡鹿幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p> <p>○想定状況3/5 (接近)</p> <p>1. 牡鹿幹線No.31の鉄塔が倒壊、牡鹿幹線No.30～No.32の電線が落下し、牡鹿幹線が停電する。</p> <p>2. 牡鹿幹線No.31の鉄塔が松島幹線側に倒れたとしても牡鹿幹線No.30～No.32の電線も含め松島幹線及び万石線とは離隔があり接触しない。</p> <p>3. 松島幹線の2回線、万石線の2回線、鮎川線の2回線及び塙浜支線の1回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p> <p>○想定状況4/5 (交差)</p> <p>1. 牡鹿幹線No.32の鉄塔が倒壊、牡鹿幹線No.31～No.33の電線が落下し、牡鹿幹線が停電する。</p> <p>2. 牡鹿幹線No.32～No.33の電線が万石線No.73～No.74と接触し、万石線、鮎川線及び塙浜支線が停電する。</p> <p>3. 牡鹿幹線No.32の鉄塔が松島幹線側に倒れたとしても牡鹿幹線No.31～No.33の電線を含め松島幹線とは離隔があり接触しない。松島幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p> <p>○想定状況5/5 (接近・交差)</p> <p>1. 牡鹿幹線No.33の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊、牡鹿幹線No.32～No.33の電線が落下し、牡鹿幹線が停電する。</p> <p>2. 牡鹿幹線No.32～No.33の電線が万石線No.73～No.74と接触し、万石線、鮎川線及び塙浜支線が停電する。</p> <p>3. 牡鹿幹線No.33は水平角度による張力方向が松島幹線と逆方向のため、松島幹線とは接触しない。</p> <p>4. 松島幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>○想定状況 2/2 (近接)</p> <p>1. 後志幹線 No. 12～No. 27 又は No. 30～No. 34 のいずれかの鉄塔が倒壊し、後志幹線が停電する。</p> <p>2. 倒壊した後志幹線の鉄塔が泊幹線の電線に接触し、泊幹線が停電する。</p> <p>3. 泊地中支線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（送電線） 【女川】 電力系統構成の相違 •電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 •泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 •女川：事故を想定する送電線鉄塔5基→泊：2基 【女川】 記載表現の相違 •女川：接近→泊：近接</p>

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑥接近・交差箇所の状況 第2.2.3-8図に275kV送電線（松島幹線）と275kV送電線（牡鹿幹線）の接近・交差箇所の現地状況を示す。</p>  <p>第2.2.3-8図 ⑥接近・交差箇所の現地状況</p> <p>許諾の内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>○想定状況1/2（接近） 1. 牡鹿幹線No.72の鉄塔が水平角度による張力方向に倒壊し、牡鹿幹線が停電する。 2. 牡鹿幹線No.72は水平角度による張力方向が松島幹線と逆方向のため、松島幹線とは接触しない。 3. 松島幹線の2回線及び塙浜支線の1回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p> <p>○想定状況2/2（交差） 1. 松島幹線No.75又はNo.76の鉄塔が倒壊し、松島幹線No.75～No.76の電線が落下し、松島幹線が停電する。 2. 松島幹線No.75～No.76の電線が牡鹿幹線No.71～No.72またはNo.72～No.73の電線と接触し、牡鹿幹線が停電する。 3. 塙浜支線の1回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>⑥交差箇所の状況 第2.2.3.8図に275kV送電線（泊幹線）と66kV送電線（国富線）の交差箇所の現地状況を示す。</p>  <p>第2.2.3.8図 ⑥交差箇所の現地状況 (1/2)</p> <p>第2.2.3.8図 ⑥交差箇所の現地状況 (2/2)</p> <p>○想定状況 1/1（交差） 1. 泊幹線 No. 53 又は No. 54 の鉄塔が倒壊し、泊幹線が停電する。 2. 泊幹線No. 53～No. 54の電線が落下して国富線No. 135～No. 136の電線と接触し、国富線が停電する。 3. 後志幹線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（送電線） 【女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 ・女川：事故を想定する送電線鉄塔2基→泊：1基 【女川】 記載表現の相違 ・女川：接近→泊：近接</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
<p>⑦併架箇所の状況 第2.2.3-9図に275kV送電線（松島幹線）と66kV送電線（万石線）の併架箇所の現地状況を示す。</p>  <p>第2.2.3-9図 ⑦併架箇所の現地状況</p> <p>275kV 松島幹線 1号 66kV 万石線 2号 275kV 松島幹線 2号 66kV 万石線 1号</p> <p>伊勢区間の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>計画区間</td> <td>275kV 松島幹線 No.12～No.17 (上回線) 66kV 万石線 No.15～No.20 (下回線)</td> </tr> <tr> <td>耐震基準</td> <td>鉄塔自立 (耐震等級)</td> </tr> <tr> <td>標準復旧日数</td> <td>5営業日</td> </tr> <tr> <td>標準復旧率</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>宮城中央発電所側に向かって</p> <p>○想定状況1/1（併架） 1. 併架区間の鉄塔が倒壊し、松島幹線、万石線、鮎川線及び塙浜支線が停電する。 2. 牡鹿幹線の2回線が残り、女川原子力発電所に電力供給が可能である。</p> <p>△想定状況1/1（交差） 1. 後志幹線No.48又はNo.49の鉄塔が倒壊し、後志幹線が停電する。 2. 後志幹線No.48～No.49の電線が落下して国富線No.147～No.148～No.149の電線と接触し、国富線が停電する。 3. 泊幹線の2回線が残り、泊発電所に電力供給が可能である。</p>	計画区間	275kV 松島幹線 No.12～No.17 (上回線) 66kV 万石線 No.15～No.20 (下回線)	耐震基準	鉄塔自立 (耐震等級)	標準復旧日数	5営業日	標準復旧率	100%	<p>⑦交差箇所の状況 第2.2.3.9図に275kV送電線（後志幹線）と66kV送電線（国富線）の交差箇所の現地状況を示す。</p>  <p>第2.2.3.9図 ⑦交差箇所の現地状況 (1/2)</p> <p>275kV 後志幹線 No.48 66kV 国富線 No.147 66kV 国富線 No.148 66kV 国富線 No.149</p> <p>第2.2.3.9図 ⑦交差箇所の現地状況 (2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（送電線） 【大飯、女川】 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、電線路のうち少なくとも1回線は他の回線と物理的に分離して受電できるという点において同等である。 ・泊の66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【女川】 記載表現の相違 ・女川：接近→泊：近接</p>
計画区間	275kV 松島幹線 No.12～No.17 (上回線) 66kV 万石線 No.15～No.20 (下回線)									
耐震基準	鉄塔自立 (耐震等級)									
標準復旧日数	5営業日									
標準復旧率	100%									

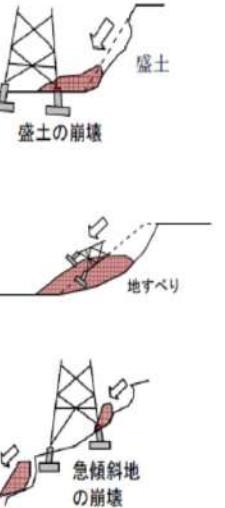
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>2.1.3.4 鉄塔基礎の安定性</p> <p>大飯発電所の外部電源線の送電鉄塔について、敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要因である盛土崩壊や地すべり、急傾斜地の土砂崩壊の影響を評価し、必要な対策を実施した。</p> <p>鉄塔周辺の地盤変状の影響による被害の要因として「①盛土の崩壊」、「②地すべり」及び「③急傾斜地の土砂崩壊」の3項目（次図参照）としており、それぞれの評価を行った。</p> <p>第 2.2.3-3 表 基礎の安定性評価対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th><th>送電線区分</th><th>対象線路</th><th>鉄塔基数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">女川原子力発電所 2号炉</td><td rowspan="5">外部電源線</td><td>275kV 鮎島幹線</td><td>233 基</td></tr> <tr><td>275kV 杜鹿幹線</td><td>86 基</td></tr> <tr><td>66kV 船浜支線</td><td>10 基</td></tr> <tr><td>66kV 鮎川幹線</td><td>70 基</td></tr> <tr><td>66kV 万石幹線</td><td>77 基</td></tr> </tbody> </table> <p>第 2.2.3-10 図 基礎の安定性評価対象線路</p> <p>2.2.3.2 送電線の信頼性向上対策</p> <p>送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地の崩壊による被害の最小化を図るために、鉄塔基礎の安定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止する設計とする。</p> <p>過去に発生した設備の被害状況を踏まえて、電気設備の技術基準（第32条）への適合に加え、台風等による強風発生時又は冬期の着氷による事故防止対策を図ることにより、外部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計とする。</p> <p>2.2.3.2.1 鉄塔基礎の安定性</p> <p>一般に、送電線ルートはルート選定の段階から地すべり地域等を極力回避しており、地震による鉄塔敷地周辺の影響による被害の最小化を図っている。また、やむを得ずこのような地域を選定する場合には個別に詳細調査を実施し、基礎の安定性を検討して基礎型を選定する等の対策を実施している。</p> <p>さらに、女川原子力発電所2号炉に接続する275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線については、鉄塔敷地周辺で基礎の安定性に影響を与える盛土の崩壊、地すべり、急傾斜地の土砂崩壊について、図面等を用いた机上調査及び地質専門家による現地踏査を実施し、鉄塔基礎の安定性が確保されていることを確認している。評価対象となる鉄塔基数を第2.2.3-3表に、評価対象線路を第2.2.3-10図に示す。</p> <p>2.2.3.2.2 送電線の信頼性向上対策</p> <p>送電線は、大規模な盛土の崩壊、大規模な地すべり、急傾斜地の崩壊による被害の最小化を図るために、鉄塔基礎の安定性を確保することで、鉄塔の倒壊を防止する設計とする。</p> <p>過去に発生した設備の被害状況を踏まえて、電気設備の技術基準（第32条）への適合に加え、台風等による強風発生時又は冬期の着氷による事故防止対策を図ることにより、外部電源系からの電力供給が同時に停止することのない設計とする。</p> <p>2.2.3.2.1 鉄塔基礎の安定性</p> <p>一般に、送電線ルートはルート選定の段階から地すべり地域等を極力回避しており、地震による鉄塔敷地周辺の影響による被害の最小化を図っている。また、やむを得ずこのような地域を選定する場合には個別に詳細調査を実施し、基礎の安定性を検討して基礎型を選定する等の対策を実施している。</p> <p>さらに、泊発電所に接続する275kV送電線4回線及び66kV送電線2回線については、鉄塔敷地周辺で基礎の安定性に影響を与える盛土の崩壊、地すべり、急傾斜地の土砂崩壊について、図面等を用いた机上調査及び地質専門家による現地踏査を実施し、鉄塔基礎の安定性が確保されていることを確認している。評価対象となる鉄塔基数を第2.2.3-3表に、評価対象線路を第2.2.3-10図に示す。</p> <p>第 2.2.3-3 表 基礎の安定性評価対象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th><th>送電線区分</th><th>対象線路</th><th>鉄塔基数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">泊発電所3号炉</td><td rowspan="9">外部電源線</td><td>275kV 泊幹線</td><td>182 基</td></tr> <tr><td>275kV 後志幹線</td><td>169 基</td></tr> <tr><td>275kV 京極幹線</td><td>5 基</td></tr> <tr><td>66kV 萩道線</td><td>69 基</td></tr> <tr><td>66kV 岩内支線</td><td>7 基</td></tr> <tr><td>66kV 泊支線</td><td>7 基</td></tr> <tr><td>66kV 萩道線 (No. 9 鉄塔基替)</td><td>2 基</td></tr> <tr><td>66kV 泊支線 (No. 9 鉄塔基替)</td><td>1 基</td></tr> </tbody> </table> <p>*調査時の名称は「66kV 泊電源支線」</p> <p>第 2.2.3-10 図 基礎の安定性評価対象線路</p>	発電所	送電線区分	対象線路	鉄塔基数	女川原子力発電所 2号炉	外部電源線	275kV 鮎島幹線	233 基	275kV 杜鹿幹線	86 基	66kV 船浜支線	10 基	66kV 鮎川幹線	70 基	66kV 万石幹線	77 基	発電所	送電線区分	対象線路	鉄塔基数	泊発電所3号炉	外部電源線	275kV 泊幹線	182 基	275kV 後志幹線	169 基	275kV 京極幹線	5 基	66kV 萩道線	69 基	66kV 岩内支線	7 基	66kV 泊支線	7 基	66kV 萩道線 (No. 9 鉄塔基替)	2 基	66kV 泊支線 (No. 9 鉄塔基替)	1 基
発電所	送電線区分	対象線路	鉄塔基数																																			
女川原子力発電所 2号炉	外部電源線	275kV 鮎島幹線	233 基																																			
		275kV 杜鹿幹線	86 基																																			
		66kV 船浜支線	10 基																																			
		66kV 鮎川幹線	70 基																																			
		66kV 万石幹線	77 基																																			
発電所	送電線区分	対象線路	鉄塔基数																																			
泊発電所3号炉	外部電源線	275kV 泊幹線	182 基																																			
		275kV 後志幹線	169 基																																			
		275kV 京極幹線	5 基																																			
		66kV 萩道線	69 基																																			
		66kV 岩内支線	7 基																																			
		66kV 泊支線	7 基																																			
		66kV 萩道線 (No. 9 鉄塔基替)	2 基																																			
		66kV 泊支線 (No. 9 鉄塔基替)	1 基																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

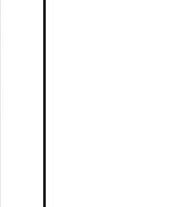
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1)評価内容 ①盛土の崩壊 対象鉄塔周辺に基礎の安定性に影響を与えるような盛土は存在しないこと</p> <p>②地すべり 地すべり付近の地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、地表面の変状有無等を確認し基礎の安定性に影響がないこと</p> <p>③急傾斜地の土砂崩壊 斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を確認し基礎の安定性に影響がないこと</p> <p>基礎の安定性評価対象線路</p> 	<p>(1)評価内容 ①盛土の崩壊 【リスク】 盛土の崩壊に伴う土塊の流れ込みによる鉄塔傾斜、倒壊 →送電鉄塔近傍に大規模な盛土がある箇所を抽出し、リスク評価する。</p> <p>②地すべり 【リスク】 鉄塔を巻込んだ地すべりによる鉄塔傾斜、倒壊 →地すべり防止区域、地すべり危険箇所、地すべり地形分布図をもとに地すべり箇所を抽出し、リスク評価する。</p> <p>③急傾斜地の崩壊 【リスク】 地盤崩壊による鉄塔傾斜、倒壊 →急傾斜地(30度以上)で土砂崩壊が発生する可能性がある箇所を抽出し、リスク評価する。</p> 	<p>(1)評価内容 ①盛土の崩壊 【リスク】 盛土の崩壊に伴う土塊の流れ込みによる鉄塔傾斜、倒壊 →送電鉄塔近傍に大規模な盛土がある箇所を抽出し、リスク評価する。</p> <p>②地滑り 【リスク】 鉄塔を巻込んだ地滑りによる鉄塔傾斜、倒壊 →地滑り防止区域、地滑り危険箇所、地滑り地形分布図をもとに地滑り箇所を抽出し、リスク評価する。</p> <p>③急傾斜地の崩壊 【リスク】 地盤崩壊による鉄塔傾斜、倒壊 →急傾斜地(30度以上)で土砂崩壊が発生する可能性がある箇所を抽出し、リスク評価する。</p> 	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 女川：地すべり一泊：地滑り</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p>(2) 対象鉄塔の抽出</p> <p>対象線路全鉄塔について、鉄塔敷地周辺で、盛土崩壊や地すべり、急傾斜地の土砂崩壊が想定される箇所を図面等を用いた机上調査や現場の状況を確認し、現場踏査が必要な箇所を抽出した。</p> <p>(3) 評価結果</p> <p>抽出した鉄塔について、地質の専門家による現場踏査結果を踏まえ、基礎の安定性に影響がないことを確認した。ただし、過去の巡視、点検において鉄塔敷地の一部に表層崩壊が認められた鉄塔3基については、すでに応急対策を実施済みであったが、長期的な安定性の観点から恒久対策としてのり面保護工等の対策工事を実施した。</p> <p>【現地踏査基数と対策必要箇所】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">線路名</th> <th rowspan="2">鉄塔基数</th> <th colspan="3">現地踏査基数</th> <th rowspan="2">対策箇所</th> <th rowspan="2">対策完了月</th> </tr> <tr> <th>盛土</th> <th>地すべり</th> <th>急傾斜地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500kV 大飯幹線</td> <td>169基</td> <td>0基</td> <td>12基</td> <td>66基</td> <td>1基</td> <td>H24年9月</td> </tr> <tr> <td>500kV 第二大飯幹線</td> <td>115基</td> <td>0基</td> <td>9基</td> <td>49基</td> <td>0基</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>77kV 大飯支線</td> <td>34基</td> <td>0基</td> <td>5基</td> <td>25基</td> <td>0基</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>77kV 小浜線</td> <td>151基</td> <td>1基</td> <td>11基</td> <td>128基</td> <td>2基</td> <td>H24年9月</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>469基</td> <td>1基</td> <td>37基</td> <td>270基</td> <td>3基</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>■恒久対策実施結果■</p> <p><77kV小浜線No.61鉄塔></p> <p>当該鉄塔(No.61)の周囲に位置する斜坡(約60m)を高強度化し、自立鉄塔を撤去(1基跳き)した。</p> <p>【対策後】 </p> <p><77kV小浜線No.106鉄塔></p> <p>恒久対策として表層削除箇所にのみ削除工(のみ仕工+斜面斜入工)を実施した。</p> <p>【対策後】 </p> <p><500kV大飯幹線No.25鉄塔></p> <p>恒久対策として表層削除箇所にのみ削除工(のみ仕工+斜面斜入工)を実施した。</p> <p>【対策後】 </p>	線路名	鉄塔基数	現地踏査基数			対策箇所	対策完了月	盛土	地すべり	急傾斜地	500kV 大飯幹線	169基	0基	12基	66基	1基	H24年9月	500kV 第二大飯幹線	115基	0基	9基	49基	0基	—	77kV 大飯支線	34基	0基	5基	25基	0基	—	77kV 小浜線	151基	1基	11基	128基	2基	H24年9月	合計	469基	1基	37基	270基	3基	—			<p>【大飯】</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川、泊の評価結果は①盛土の崩壊リスク、②地すべりリスク、③急傾斜地の崩壊の後に記載している。また、詳細な評価内容・評価結果は別紙1「鉄塔基礎の安定性について」に記載している。
線路名			鉄塔基数	現地踏査基数				対策箇所	対策完了月																																							
	盛土	地すべり		急傾斜地																																												
500kV 大飯幹線	169基	0基	12基	66基	1基	H24年9月																																										
500kV 第二大飯幹線	115基	0基	9基	49基	0基	—																																										
77kV 大飯支線	34基	0基	5基	25基	0基	—																																										
77kV 小浜線	151基	1基	11基	128基	2基	H24年9月																																										
合計	469基	1基	37基	270基	3基	—																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>2.1.3.5 鉄塔基礎の安定性評価</p> <p>【大飯発電所外部電源線における送電鉄塔基礎の安定性評価】</p> <p>経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所の外部電源の信頼性確保について（指示）」（平成23・04・15 原院第3号）に基づき敷地周辺の地盤変状の影響による二次的被害の要因である盛土崩壊や地すべり、急傾斜地の土砂崩壊の影響を評価し、抽出した鉄塔について、地質の専門家による現場踏査結果を踏まえ、基礎の安定性に影響がないことを確認した。</p> <p>【地質の専門家による現場踏査の評価項目と方法】</p> <p>大飯幹線、第二大飯幹線及び大飯支線の近接区間を含む対象鉄塔について、地質の専門家による現場踏査で下記項目に基づき、基礎の安定性評価を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th><th>主な評価項目</th><th>評価方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土崩壊</td><td>盛土の規模(高さ、幅、勾配) 盛土実状(盛土高、ひび割れ、基礎地盤、排水) 盛土材料、鉄塔付近の変状、対策工</td><td>・現地踏査に際しては、盛土の規模・盛土の変状や対象となる盛土に『道路土工 盛土工指針』（日本道路協会 平成22年度版）に記載されている対応が実施されているか等を確認し、健全性を評価した。</td></tr> <tr> <td>地すべり</td><td>地すべり地形(位置関係、明瞭度、変状、再活動の可能性) 地盤状況(堆積土、岩質、構造、節理) 地表面、地下水の状況 植生状況、構造物の変状、露岩状況</td><td>・現地踏査に際しては、可能な限り見通しのよい正面または側面から全体の地表、勾配、傾斜変動線の位置等を確認し、地すべり地の概略を把握した。 ・その後、地すべり地内を詳細に踏査し、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、構造物の変状有無など左記の評価内容を確認し、健全性を評価した。</td></tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td><td>斜面状況(傾斜、変状) 表層状況(地表、土質) 基礎状況(地質、岩質、構造、削れ目) 崩壊履歴、漏水状況、植生状況</td><td>・現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状有無、植生状況、地下水や表流水の漏水条件など、左記の評価内容を確認し、健全性を評価した。</td></tr> </tbody> </table>	評価項目	主な評価項目	評価方法	盛土崩壊	盛土の規模(高さ、幅、勾配) 盛土実状(盛土高、ひび割れ、基礎地盤、排水) 盛土材料、鉄塔付近の変状、対策工	・現地踏査に際しては、盛土の規模・盛土の変状や対象となる盛土に『道路土工 盛土工指針』（日本道路協会 平成22年度版）に記載されている対応が実施されているか等を確認し、健全性を評価した。	地すべり	地すべり地形(位置関係、明瞭度、変状、再活動の可能性) 地盤状況(堆積土、岩質、構造、節理) 地表面、地下水の状況 植生状況、構造物の変状、露岩状況	・現地踏査に際しては、可能な限り見通しのよい正面または側面から全体の地表、勾配、傾斜変動線の位置等を確認し、地すべり地の概略を把握した。 ・その後、地すべり地内を詳細に踏査し、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、構造物の変状有無など左記の評価内容を確認し、健全性を評価した。	急傾斜地の崩壊	斜面状況(傾斜、変状) 表層状況(地表、土質) 基礎状況(地質、岩質、構造、削れ目) 崩壊履歴、漏水状況、植生状況	・現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状有無、植生状況、地下水や表流水の漏水条件など、左記の評価内容を確認し、健全性を評価した。			<p>【大飯】 記載箇所の相違 ・女川、泊の評価結果は①盛土の崩壊リスク、②地すべりリスク、③急傾斜地の崩壊の後に記載している。また、詳細な評価内容・評価結果は別紙1「鉄塔基礎の安定性について」に記載している。</p>
評価項目	主な評価項目	評価方法													
盛土崩壊	盛土の規模(高さ、幅、勾配) 盛土実状(盛土高、ひび割れ、基礎地盤、排水) 盛土材料、鉄塔付近の変状、対策工	・現地踏査に際しては、盛土の規模・盛土の変状や対象となる盛土に『道路土工 盛土工指針』（日本道路協会 平成22年度版）に記載されている対応が実施されているか等を確認し、健全性を評価した。													
地すべり	地すべり地形(位置関係、明瞭度、変状、再活動の可能性) 地盤状況(堆積土、岩質、構造、節理) 地表面、地下水の状況 植生状況、構造物の変状、露岩状況	・現地踏査に際しては、可能な限り見通しのよい正面または側面から全体の地表、勾配、傾斜変動線の位置等を確認し、地すべり地の概略を把握した。 ・その後、地すべり地内を詳細に踏査し、地形状況、露岩分布状況、移動土塊の状況、構造物の変状有無など左記の評価内容を確認し、健全性を評価した。													
急傾斜地の崩壊	斜面状況(傾斜、変状) 表層状況(地表、土質) 基礎状況(地質、岩質、構造、削れ目) 崩壊履歴、漏水状況、植生状況	・現地踏査に際しては、斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状有無、植生状況、地下水や表流水の漏水条件など、左記の評価内容を確認し、健全性を評価した。													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 盛土の崩壊に対する基礎の安定性評価結果 【現場踏査対象の抽出】 対象箇所の抽出に当たっては、送電線並びにその周辺の地形状況が記載されている実測平面図等を使用して、人工的に土地の改変が加えられた箇所を抽出した。 また、送電線周辺で発生した盛土に関する送電線の保守記録も確認するとともに、車両、ヘリコプター巡視で直接現場状況を確認し、漏れの無いよう盛土箇所を抽出した。 抽出の結果、鉄塔469基のうち、1基が該当した。</p> <p>なお、盛土の規模としては、東北地方太平洋沖地震で倒壊した東京電力の「夜の森線」周辺で発生した盛土崩壊箇所と同程度の規模以上の盛土を対象とした。さらに安全性の観点から、それよりも小規模な盛土についても対象とした。</p> <p>【現場踏査結果】 対象鉄塔1基について現場踏査を実施した結果、盛土については、小規模なものであり、仮に当該盛土が崩壊しても鉄塔まで土砂が到達する可能性は極めて低いことから、鉄塔基礎の安定性に影響がないものと判断した。</p>	<p>(2) 確認結果 ① 盛土の崩壊リスク 実測平面図や国土地理院発行の地形図等を使用し、人工的に土地の改変が加えられた箇所を抽出</p> <p>→275kV送電線（牡鹿幹線）4基、66kV送電線（万石線）1基 →抽出された5基について現地踏査等により、現時点では基礎の安定性に問題ないことを確認（第2.2.3-4表参照、詳細は別添1を参照）</p>	<p>(2) 確認結果 ① 盛土の崩壊リスク 実測平面図や送電線路周辺の保守記録を使用し、人工的に土地の改変が加えられた箇所を抽出</p> <p>→鉄塔付近や鉄塔敷地の斜面上方に盛土箇所がないことを確認（第2.2.3.4表参照、詳細は別紙1を参照）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 使用した資料の相違 ・女川：国土地理院発行の地形図等→泊：送電線路周辺の保守記録</p> <p>【大飯、女川】 設備構成の相違 ・送電線鉄塔基礎の安定性に問題ないという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 地すべりに対する基礎の安定性評価結果 【現場踏査対象の抽出】 地すべり防止区域（地すべり防止法）、地すべり危険箇所（地方自治体指定）、地すべり地形分布図（（独）防災科学技術研究所）に示される範囲及びその近傍に設置している鉄塔を選定し、さらに空中写真判読により、鉄塔との位置関係等を確認した結果、鉄塔469基のうち37基が該当した。</p> <p>【現場踏査結果】 対象鉄塔37基については、既に静止した地すべり土塊であることや、地すべり土塊から離れていること等を確認し、将来的にも鉄塔斜面の安定性が損なわれる危険性は低いと評価し、対策不要と判断した。</p>	<p>②地すべりリスク 地すべり防止区域、地すべり危険箇所、地すべり地形分布図から対象鉄塔を抽出した後、空中写真判読により地すべり地形近傍の鉄塔を抽出 →275kV送電線（松島幹線）14基、275kV送電線（牡鹿幹線）3基、66kV送電線（鮎川線）5基、66kV送電線（万石線）2基</p> <p>→抽出された24基について現地踏査等により、現時点では基礎の安定性に問題ないことを確認（第2.2.3-4表参照、詳細は別添1を参照）</p>	<p>②地滑りリスク 地滑り防止区域、地滑り危険箇所、地滑り地形分布図から対象鉄塔を抽出した後、空中写真判読により地滑り地形近傍の鉄塔を抽出 →275kV送電線（泊幹線）52基、275kV送電線（後志幹線）50基、275kV送電線（京極幹線）2基、66kV送電線（茅沼線）4基、66kV送電線（泊支線）3基、66kV送電線（泊支線）2基 *評価時の名称は「66kV泊電源支線」</p> <p>→抽出された113基について現地踏査等により、現時点では基礎の安定性に問題ないことを確認（第2.2.3.4表参照、詳細は別紙1を参照）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載表現の相違 女川：地すべり→泊：地滑り</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・送電線鉄塔基礎の安定性に問題ないという点において同等である。 【大飯、女川】 設備構成の相違 ・送電線鉄塔基礎の安定性に問題ないという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3)急傾斜地の土砂崩壊に対する基礎の安定性評価結果 【現場踏査対象の抽出】 急傾斜地の土砂崩壊については、鉄塔周辺の斜面の最大傾斜角が30度以上かつ逆T字基礎かつ建設時に詳細な地質調査を実施していないものを抽出した結果、鉄塔469基のうち270基が該当した。</p> <p>【現場踏査結果】 対象鉄塔270基について斜面勾配等の地形条件、斜面上の変状有無、植生状況、地下水や表流水の集水条件等を現場踏査結果を踏まえて評価し、健全性を確認した。 上記、270基のうち26基については、いずれも、鉄塔基礎近傍に遷急線（地盤の傾斜角が緩傾斜から急傾斜に変化する境界のこと）があり、比較的遷急線に近い下方の斜面に小規模な崩壊跡が認められた。 これら26基については、鉄塔基礎の安定性に直接的に影響を及ぼすものではないが、長期的な安定性確保の観点から貫入試験により軟弱な表層部分の厚さを確認し、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼさないことを再確認した。</p> 	<p>③急傾斜地リスク</p> <p>国土地理院発行の地形図等を使用し、急傾斜を有する斜面が近傍にある鉄塔を抽出</p> <p>→275kV送電線（松島幹線）41基、275kV送電線（牡鹿幹線）21基、66kV送電線（塙浜支線）4基、66kV送電線（鮎川線）35基、66kV送電線（万石線）17基</p> <p>→抽出された118基について現地踏査等により、現時点では基礎の安定性に問題ないことを確認（第2.2.3-4表参照、詳細は別添1を参照）</p>	<p>③急傾斜地リスク</p> <p>国土地理院発行の地形図等を使用し、急傾斜を有する斜面が近傍にある鉄塔を抽出</p> <p>→275kV送電線（泊幹線）1基、275kV送電線（後志幹線）10基、66kV送電線（茅沼線）1基</p> <p>→抽出された12基について現地踏査等により、現時点では基礎の安定性に問題ないことを確認（第2.2.3.4表参照、詳細は別紙1を参照）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 ・送電線鉄塔基礎の安定性に問題ないという点において同等である。</p> <p>【大飯、女川】 設備構成の相違 ・送電線鉄塔基礎の安定性に問題ないという点において同等である。</p> <p>【女川】 記載表現の相違 女川：地すべり→泊：地滑り</p>

第2.2.3-4表 基礎の安定性評価結果

対象線路	対象基数	現地踏査基数			崩壊防止対策等の追加対策が必要な基数
		盛土の崩壊	地すべり	急傾斜地の崩壊	
275kV 松島幹線	233基	0基	14基	41基	0基
275kV 牡鹿幹線	86基	4基	3基	21基	0基
66kV 塙浜支線	10基	0基	0基	4基	0基
66kV 鮎川線	70基	0基	5基	35基	0基
66kV 万石線	77基	1基	2基	17基	0基
5 線 路	476基	5基	24基	118基	0基

*基礎の安定性評価以降も巡視及び点検を実施しており、基礎の安定を脅かす兆候（亀裂等）がないことを確認している。

第2.2.3.4表 基礎の安定性評価結果

対象線路	対象基数	現地踏査基数			崩壊防止対策等の追加対策が必要な基数
		盛土の崩壊	地すべり	急傾斜地の崩壊	
275kV 泊幹線	182基	0基	52基	1基	0基
275kV 後志幹線	169基	0基	50基	10基	0基
275kV 京極幹線	5基	0基	2基	0基	0基
66kV 茅沼線	69基	0基	4基	1基	0基
66kV 岩内支線	7基	0基	0基	0基	0基
66kV 泊支線	7基	0基	3基	0基	0基
66kV 泊支線*	2基	0基	2基	0基	0基
66kV 茅沼線（No.9鉄塔達替）	1基	0基	0基	0基	0基
(合計)	442基	0基	113基	12基	0基

*調査時の名称は「66kV 泊電源支線」

※基礎の安定性評価以降も巡視及び点検を実施しており、基礎の安定を脅かす兆候（亀裂等）がないことを確認している。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>2.1.3.6 近接区間の共倒れリスクの評価 3ルートが近接した区間ではない。さらに、地形及び地質評価に加え、送電線相互の近接状況、気象状況から3ルート共倒れのリスクは極めて低いと判断している。</p> <p>(1) 地形及び地質評価 下表の評価より、急傾斜地の崩壊、地すべり等、将来的にも鉄塔斜面の安定性が損なわれる可能性は低い。また、鉄塔基礎近傍に遷急線がある鉄塔については、長期的な安定性確保の観点から改めて地質調査を行い、鉄塔基礎の安定性に影響を及ぼさないことを再確認した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な評価内容</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地形評価</td> <td>斜面状況(傾斜、変状) 地すべり地形との位置関係 崩壊履歴、湧水状況、植生状況</td> <td>鉄塔の殆どは安定した風根の稜線上に位置しており、斜面には崩壊を誘発する構造がないなど、安定した地形に位置している。</td> </tr> <tr> <td>地質評価</td> <td>表層状況(厚さ、土質) 基盤状況(地質、岩質、構造、割れ目)</td> <td>主に流紋岩、安山岩といった堅硬な火山岩・火成岩が分布しており、これら堅硬な地盤上に位置している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 3ルートの送電線及び鉄塔の位置関係の評価 万一の斜面崩壊を仮定した場合でも、3線路の各鉄塔が同一斜面に位置している箇所はないため、共倒れとはならない。</p>	評価項目	主な評価内容	評価結果	地形評価	斜面状況(傾斜、変状) 地すべり地形との位置関係 崩壊履歴、湧水状況、植生状況	鉄塔の殆どは安定した風根の稜線上に位置しており、斜面には崩壊を誘発する構造がないなど、安定した地形に位置している。	地質評価	表層状況(厚さ、土質) 基盤状況(地質、岩質、構造、割れ目)	主に流紋岩、安山岩といった堅硬な火山岩・火成岩が分布しており、これら堅硬な地盤上に位置している。	<p>2.2.3.2.2 送電線の接近・交差・併架箇所の共倒れリスク 送電線の接近・交差・併架箇所（第2.2.3.2-2図）に記載のとおり、女川原子力発電所に接続する送電線等には接近・交差・併架箇所が7箇所あるが、地形評価に加え、送電線相互の位置関係、気象状況から3ルートが共倒れするリスクは極めて低いと判断している。</p> <p>(1) 地形評価 第2.2.3.5表の評価より、盛土崩壊、急傾斜地の崩壊、地すべり等、将来的にも鉄塔斜面の安定性が損なわれる可能性は低い。</p> <p>第2.2.3-5表 地形評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な評価項目</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土の崩壊</td> <td>・盛土の状況 ・鉄塔と盛土の距離 ・崩壊跡の有無</td> <td>図面等を用いた机上調査の結果抽出された5基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>・地すべり地形（地形・地質・形状） ・鉄塔と地すべり地形の距離 ・露岩分布 ・移動土塊の状況 ・地表面の変状の有無 ・地すべり地形の明瞭度</td> <td>図面等を用いた机上調査の結果抽出された24基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>・急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） ・鉄塔と急傾斜地の距離 ・崩壊跡の有無</td> <td>図面等を用いた机上調査の結果抽出された118基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 送電線相互の位置関係の評価 275kV送電線（松島幹線）、275kV送電線（牡鹿幹線）、66kV送電線（塙浜支線）、66kV送電線（鮎川線）、66kV送電線（万石線）の各線路において、地形評価で基礎の安定性が損なわれる可能性が低いことを確認しているが、万一、斜面崩壊を仮定した場合でも、3ルートが共倒れとなる箇所はないことを確認している。</p>	評価項目	主な評価項目	評価結果	盛土の崩壊	・盛土の状況 ・鉄塔と盛土の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果抽出された5基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。	地すべり	・地すべり地形（地形・地質・形状） ・鉄塔と地すべり地形の距離 ・露岩分布 ・移動土塊の状況 ・地表面の変状の有無 ・地すべり地形の明瞭度	図面等を用いた机上調査の結果抽出された24基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。	急傾斜地の崩壊	・急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） ・鉄塔と急傾斜地の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果抽出された118基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。	<p>2.2.3.2.2 送電線の交差・近接箇所の共倒れリスク 送電線の交差・近接箇所（第2.2.3.2図）に記載のとおり、泊発電所に接続する送電線等には交差・近接箇所が7箇所あるが、地形評価に加え、送電線相互の位置関係、気象状況から3ルートが共倒れするリスクは極めて低いと判断している。</p> <p>(1) 地形評価 第2.2.3.5表の評価より、盛土崩壊、急傾斜地の崩壊、地すべり等、将来的にも鉄塔斜面の安定性が損なわれる可能性は低い。</p> <p>第2.2.3.5表 地形評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>主な評価項目</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土の崩壊</td> <td>・盛土の状況 ・鉄塔と盛土の距離 ・崩壊跡の有無</td> <td>図面等を用いた机上調査の結果、対象鉄塔なし。</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>・地すべり地形（地形・地質・形状） ・鉄塔と地すべり地形の距離 ・露岩分布 ・移動土塊の状況 ・地表面の変状の有無 ・地すべり地形の明瞭度</td> <td>図面等を用いた机上調査の結果抽出された113基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>・急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） ・鉄塔と急傾斜地の距離 ・崩壊跡の有無</td> <td>図面等を用いた机上調査の結果抽出された12基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 送電線相互の位置関係の評価 275kV送電線（泊幹線）、275kV送電線（後志幹線）、275kV送電線（京極幹線）、66kV送電線（茅沼線）、66kV送電線（岩内支線）、66kV送電線（泊支線）の各線路において、地形評価で基礎の安定性が損なわれる可能性が低いことを確認しているが、万一、斜面崩壊を仮定した場合でも、3ルートが共倒れとなる箇所はないことを確認している。</p>	評価項目	主な評価項目	評価結果	盛土の崩壊	・盛土の状況 ・鉄塔と盛土の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果、対象鉄塔なし。	地すべり	・地すべり地形（地形・地質・形状） ・鉄塔と地すべり地形の距離 ・露岩分布 ・移動土塊の状況 ・地表面の変状の有無 ・地すべり地形の明瞭度	図面等を用いた机上調査の結果抽出された113基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。	急傾斜地の崩壊	・急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） ・鉄塔と急傾斜地の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果抽出された12基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 プラント名称の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：接近→泊：近接</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：併架する箇所あり→泊：併架する箇所なし</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <p>・送電系統は異なるが、送電線事故発生したとしても発電所への電力供給は継続して可能であり、物理的に分離した設計である点において同等である。</p> <p>【女川】 記載表現の相違 女川：地すべり→泊：地滑り</p> <p>【大飯、女川】 電力系統構成の相違</p> <p>・送電系統は異なるが、送電線事故発生したとしても発電所への電力供給は継続して可能であり、物理的に分離した設計である点において同等である。</p>
評価項目	主な評価内容	評価結果																																		
地形評価	斜面状況(傾斜、変状) 地すべり地形との位置関係 崩壊履歴、湧水状況、植生状況	鉄塔の殆どは安定した風根の稜線上に位置しており、斜面には崩壊を誘発する構造がないなど、安定した地形に位置している。																																		
地質評価	表層状況(厚さ、土質) 基盤状況(地質、岩質、構造、割れ目)	主に流紋岩、安山岩といった堅硬な火山岩・火成岩が分布しており、これら堅硬な地盤上に位置している。																																		
評価項目	主な評価項目	評価結果																																		
盛土の崩壊	・盛土の状況 ・鉄塔と盛土の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果抽出された5基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。																																		
地すべり	・地すべり地形（地形・地質・形状） ・鉄塔と地すべり地形の距離 ・露岩分布 ・移動土塊の状況 ・地表面の変状の有無 ・地すべり地形の明瞭度	図面等を用いた机上調査の結果抽出された24基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。																																		
急傾斜地の崩壊	・急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） ・鉄塔と急傾斜地の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果抽出された118基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。																																		
評価項目	主な評価項目	評価結果																																		
盛土の崩壊	・盛土の状況 ・鉄塔と盛土の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果、対象鉄塔なし。																																		
地すべり	・地すべり地形（地形・地質・形状） ・鉄塔と地すべり地形の距離 ・露岩分布 ・移動土塊の状況 ・地表面の変状の有無 ・地すべり地形の明瞭度	図面等を用いた机上調査の結果抽出された113基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。																																		
急傾斜地の崩壊	・急斜面地形（地質・斜度・斜面変状） ・鉄塔と急傾斜地の距離 ・崩壊跡の有無	図面等を用いた机上調査の結果抽出された12基を対象に、現地踏査による評価の結果、基礎の安定性に影響はない。																																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3)気象状況の評価 台風の影響について、当該地域は地域別の50年再現風速の期間値が特に高い地域ではない。</p> <p>また、雪の影響については、経過地に応じて電線への着雪厚さを個別に評価し対策を実施している。</p>	<p>(3)気象状況の評価 台風の影響について、当該地区は、JEC-127-1979「送電用支持物設計標準」における基準速度圧の地域区分が高温季、低温季共に、第2.2.3-6表に示す地域区分VIの地域であり、地域別の50年再現期間風速値が特に高い地域ではない。</p> <p>また、雪の影響については、経過地に応じて電線への着雪厚さを個別に評価し対策を実施している。</p> <p>なお、女川原子力発電所に接続する送電線等が設置されている地域の気象観測所において、今まで「送電用支持物設計標準」で定める基準速度圧を超えた記録は存在しない。（別添6参照）</p>	<p>(3)気象状況の評価 台風の影響について、当該地域の地域別基本風速（再現期間50年）は第2.2.3.6表のとおり電気設備の技術基準の基準風速（平均風速40m/s）よりも小さい。</p> <p>また、雪の影響については、経過地に応じて電線への着雪重量を個別に評価し対策を実施している。</p> <p>なお、泊発電所に接続する送電線等が設置されている地域の気象観測所において、今まで「送電用支持物設計標準」で定める基準速度圧を超えた記録は存在しない。（別紙6参照）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 評価条件の相違 ・女川：JEC-127-1979、電線への着雪厚さを個別に評価→泊：電気設備の技術基準、電線への着雪重量を個別に評価</p>

第2.2.3-6表 基準速度圧地域区分	
地域区分	基準速度圧
I	240 kgf/cm ²
II	200 kgf/cm ²
III	175 kgf/cm ²
IV	150 kgf/cm ²
V	125 kgf/cm ²
VI	100 kgf/cm ²

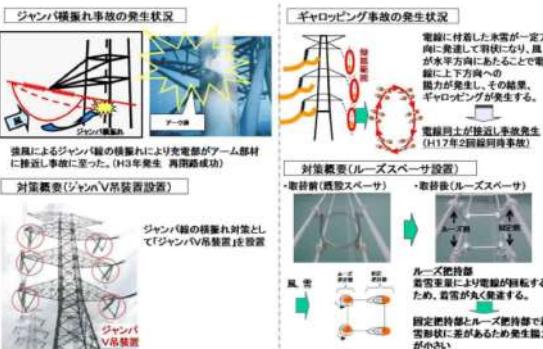
対象線路	地域別基本風速	
	高温季最大 (m/s)	低温季最大 (m/s)
275kV 泊幹線	36.3	31.8
275kV 後志幹線	36.8	31.6
275kV 京極幹線	24.6	23.8
66kV 茅沼線	32.4	29.5
66kV 岩内支線	26.4	25.3
66kV 泊支線	30.8	28.8
66kV 泊支線*	32.1	29.8

*評価時の名称は「66kV 泊電源支線」

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>2.1.3.7 送電線の信頼性向上対策</p> <p>過去に発生した設備の被害状況を踏まえて、技術基準への適合に加え、強風、着雪対策等により、さらに信頼性を高めている。</p> <p>(1) 強風対策</p> <p>技術基準への適合に加え、一部の鉄塔については、地形要因等（強風が局地的に強められる特殊箇所）を考慮して風速を割り増す設計とした。また、台風時の強風によるジャンパ線横振れ事故の対策としてジャンパV吊装置を設置した。</p> <p>(2) 着雪対策</p> <p>過去の豪雪被害による対応として、技術基準への適合に加え、地域ごとに定めた着雪厚さ、湿型着雪による荷重を考慮する設計とした。局所的な異常積雪を考慮し、雪の移動圧及び沈降圧を設計に考慮した。（積雪深設計）また、着氷雪及び強風によるギャロッピング事故対策としてルーズスペーサを設置した。</p>  <p>送電線の信頼性向上対策概要</p>	<p>2.2.3.2.3 送電線の風雪対策について</p> <p>(1) 設備対策面</p> <p>a. 風に対する設備対策</p> <p>電気設備の技術基準（解釈）に基づく甲種風圧荷重（風速40m/s）及び乙種風圧荷重（架線の周囲に厚さ6mm又は9mm、比重0.9の氷雪が付着した状態に対し、甲種風圧荷重の0.5倍を基礎として計算したもの）を考慮している。</p> <p>b. 雪に対する設備対策</p> <p>上記の荷重に加えて、275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）の全区間及び66kV送電線（塙浜支線、鮎川線及び万石線）の一部区間にては、これまでの雪害事故実績を踏まえ耐雪強化対策として、電線への湿型着雪荷重（経過地により架線の周囲に厚さ20mm～40mm、密度0.6g/cm³の雪）を考慮している。</p> <p>更に、重着雪、ギャロッピングを防止するため、雪害防止対策品を設置し、信頼性向上を図っている。女川原子力発電所に接続する送電線等に採用している雪害防止対策品とその役割は第2.2.3-11図のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>難着雪リング</th> <th>ヒレ付電線・地線</th> <th>ねじれ防止ダンバ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線・地線にリングを一定間隔で取り付け。電線・地線のより高い位置に沿って滑る着雪をさえぎり、雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。</td> <td>アルミ線を圧縮してよりあわせた電線・地線の表面層の1本にヒレを取り付け。雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。</td> <td>電線・地線におもりを取り付けねじれ剛性を高め、電線・地線の回転による着雪の発達を防止する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相間スペーサ</th> <th>ルーズスペーサ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線間に絶縁性的のスペーサを取り付け。電線の動揺を抑制するとともに、電線間の接触を防止する。 (主に154kV以下の单導体導線)</td> <td>導体把持部の半分が自由回転することと、挿入特性が変化し、ギャロッピングを抑制する。 (主に275kV以上の多導体導線)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2.2.3-11図 雪害防止対策品とその役割</p>	難着雪リング	ヒレ付電線・地線	ねじれ防止ダンバ				電線・地線にリングを一定間隔で取り付け。電線・地線のより高い位置に沿って滑る着雪をさえぎり、雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。	アルミ線を圧縮してよりあわせた電線・地線の表面層の1本にヒレを取り付け。雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。	電線・地線におもりを取り付けねじれ剛性を高め、電線・地線の回転による着雪の発達を防止する。	相間スペーサ	ルーズスペーサ			電線間に絶縁性的のスペーサを取り付け。電線の動揺を抑制するとともに、電線間の接触を防止する。 (主に154kV以下の单導体導線)	導体把持部の半分が自由回転することと、挿入特性が変化し、ギャロッピングを抑制する。 (主に275kV以上の多導体導線)	<p>2.2.3.2.3 送電線の風雪対策について</p> <p>(1) 設備対策面</p> <p>a. 風に対する設備対策</p> <p>電気設備の技術基準（解釈）に基づく甲種風圧荷重（風速40m/s）及び乙種風圧荷重（架線の周囲に厚さ6mm又は9mm、比重0.9の氷雪が付着した状態に対し、甲種風圧荷重の0.5倍を基礎として計算したもの）を考慮している。</p> <p>b. 雪に対する設備対策</p> <p>上記の荷重に加えて、275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）及び66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））の全区間にては、これまでの雪害事故実績を踏まえ耐雪強化対策として、電線への着雪荷重（経過地により架線の周囲に比重0.7の雪が同心円状に1m当たり5kg付着）を考慮している。</p> <p>さらに、重着雪、ギャロッピングを防止するため、雪害防止対策品を設置し、信頼性向上を図っている。泊発電所に接続する送電線に採用している雪害防止対策品とその役割は第2.2.3.11図のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>難着雪リング</th> <th>相間スペーサ</th> <th>導体スペーサ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電線間にリングを一定間隔で取り付け。電線・地線のより高い位置に沿って滑る着雪をさえぎり、雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。</td> <td>電線間に絶縁性的のスペーサを取り付け。電線の動揺を抑制するとともに、電線間の接触を防止する。</td> <td>導体同士の接触による電線損傷を防止するために、スペーサを一定間隔で取り付けている。導体が固定されたため電線の回転による着雪の発達を防止する効果がある。</td> </tr> </tbody> </table>	難着雪リング	相間スペーサ	導体スペーサ				電線間にリングを一定間隔で取り付け。電線・地線のより高い位置に沿って滑る着雪をさえぎり、雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。	電線間に絶縁性的のスペーサを取り付け。電線の動揺を抑制するとともに、電線間の接触を防止する。	導体同士の接触による電線損傷を防止するために、スペーサを一定間隔で取り付けている。導体が固定されたため電線の回転による着雪の発達を防止する効果がある。	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設計方針の相違</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：更に→泊：さらに</p> <p>【大飯、女川】 設計方針の相違</p>
難着雪リング	ヒレ付電線・地線	ねじれ防止ダンバ																									
電線・地線にリングを一定間隔で取り付け。電線・地線のより高い位置に沿って滑る着雪をさえぎり、雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。	アルミ線を圧縮してよりあわせた電線・地線の表面層の1本にヒレを取り付け。雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。	電線・地線におもりを取り付けねじれ剛性を高め、電線・地線の回転による着雪の発達を防止する。																									
相間スペーサ	ルーズスペーサ																										
電線間に絶縁性的のスペーサを取り付け。電線の動揺を抑制するとともに、電線間の接触を防止する。 (主に154kV以下の单導体導線)	導体把持部の半分が自由回転することと、挿入特性が変化し、ギャロッピングを抑制する。 (主に275kV以上の多導体導線)																										
難着雪リング	相間スペーサ	導体スペーサ																									
電線間にリングを一定間隔で取り付け。電線・地線のより高い位置に沿って滑る着雪をさえぎり、雪の回り込みによる着雪の発達を防止する。	電線間に絶縁性的のスペーサを取り付け。電線の動揺を抑制するとともに、電線間の接触を防止する。	導体同士の接触による電線損傷を防止するために、スペーサを一定間隔で取り付けている。導体が固定されたため電線の回転による着雪の発達を防止する効果がある。																									

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
	<p>○雪害防止対策品の線路別採用状況 女川原子力発電所に接続する送電線等への線路別の雪害防止対策品採用状況は第2.2.3-7表のとおり。</p> <p>第2.2.3-7表 雪害防止対策品採用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">線路名</th> <th colspan="5">雪害防止対策品</th> </tr> <tr> <th>難着雪 リング</th> <th>ヒレ付 電線・地線</th> <th>ねじれ防止 ダンパー</th> <th>相間 スペーサ</th> <th>ルーズ スペーサ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 松島幹線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>275kV 牡鹿幹線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>66kV 霧浜支線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 鮎川線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 万石線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電線若しくは地線への採用状況を示す。</p>	線路名	雪害防止対策品					難着雪 リング	ヒレ付 電線・地線	ねじれ防止 ダンパー	相間 スペーサ	ルーズ スペーサ	275kV 松島幹線	○	○	○	—	○	275kV 牡鹿幹線	○	○	○	—	○	66kV 霧浜支線	○	○	○	○	—	66kV 鮎川線	○	○	○	○	—	66kV 万石線	○	○	○	○	—	<p>○雪害防止対策品の線路別採用状況 泊発電所に接続する送電線等への線路別の雪害防止対策品採用状況は第2.2.3.7表のとおり。</p> <p>第2.2.3.7表 雪害防止対策品採用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">線路名</th> <th colspan="3">雪害防止対策品</th> </tr> <tr> <th>難着雪 リング</th> <th>相間 スペーサ</th> <th>素導体 スペーサ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 泊幹線</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>275kV 後志幹線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>275kV 京極幹線</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 芹沼線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 岩内支線</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 泊支線</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 泊支線*</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*設置時の名称は「66kV 泊電源支線」 ※電線若しくは地線への採用状況を示す。</p>	線路名	雪害防止対策品			難着雪 リング	相間 スペーサ	素導体 スペーサ	275kV 泊幹線	○	—	○	275kV 後志幹線	○	○	○	275kV 京極幹線	○	—	—	66kV 芹沼線	○	○	—	66kV 岩内支線	○	—	—	66kV 泊支線	○	—	—	66kV 泊支線*	○	—	—	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備構成針の相違</p>
線路名	雪害防止対策品																																																																														
	難着雪 リング	ヒレ付 電線・地線	ねじれ防止 ダンパー	相間 スペーサ	ルーズ スペーサ																																																																										
275kV 松島幹線	○	○	○	—	○																																																																										
275kV 牡鹿幹線	○	○	○	—	○																																																																										
66kV 霧浜支線	○	○	○	○	—																																																																										
66kV 鮎川線	○	○	○	○	—																																																																										
66kV 万石線	○	○	○	○	—																																																																										
線路名	雪害防止対策品																																																																														
	難着雪 リング	相間 スペーサ	素導体 スペーサ																																																																												
275kV 泊幹線	○	—	○																																																																												
275kV 後志幹線	○	○	○																																																																												
275kV 京極幹線	○	—	—																																																																												
66kV 芹沼線	○	○	—																																																																												
66kV 岩内支線	○	—	—																																																																												
66kV 泊支線	○	—	—																																																																												
66kV 泊支線*	○	—	—																																																																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>2.1.3.7.1 (参考) 送電線における信頼性向上の取組み 送電線におけるさらなる信頼性向上の取組みは、以下のとおりである。</p> <p>(1) 設備対策面</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>電気設備の技術基準（解説）</th><th>さらなる信頼性向上の取組み</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td><td>支持物の倒壊防止として平均風速40m/sが連続している場合の風圧荷重を考慮すれば、地震による振動・衝撃荷重に対して安全性が確保できるとされている。</td><td>○鉄塔基礎の安定性評価及び長期的な安定性の確認（追加の地質調査） ○長幹支持がいしの免震対策（77kV以下）</td><td>・東北地方太平洋沖地震を受けての対策</td></tr> <tr> <td>風</td><td>10分間最大平均風速40m/sの風圧荷重を考慮</td><td>○台風による強風が局的に強められる特殊箇所に施設する鉄塔の強風時荷重を考慮（45m/s・50m/s） ○台風時の強風によるジャンパ線横断事故の対策としてジャンパV吊装置を設置</td><td>・H3年台風19号の被害による対応</td></tr> <tr> <td>雪</td><td>降雪地域の場合は、電線周囲の被氷を考慮 →対象着氷雪・・・雨水（厚さ6mm以上、密度0.9g/m³）</td><td>○電線への溜型着雪（着雪厚さ）による荷重を考慮 →対象着氷雪・・・雨水（厚さ30mm・35mm、密度0.6g/m³） ○局所的な異常積雪を考慮し、雪の移動圧及び沈降圧を設計に反映 ○着氷雪及び強風によるギャロップ・ビング事故対策としてルーズスベーサーを設置</td><td>・S61年の豪雪被害による対応 ・S59年の豪雪被害による対応 ・H17年ギャロップ・ビング事故対策</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 保守管理面</p> <p>基礎の安定性評価結果を基に鉄塔基別のカルテを作成しており、定期的な巡視・点検時にこのカルテを基に、地形の変化や支持物の変位を詳細に確認している。また、台風の前後、大雨後、地震発生後には、事故発生の未然防止のため、巡視（予防巡視）を実施している。</p> <p>【巡視】 普通巡視（ヘリコプター）：1回／3ヶ月、普通巡視（徒步）：1回／年 予防巡視（台風前後、大雨後、地震後等）：必要な都度</p> <p>【点検】 定期点検：1回／5年、臨時点検：必要な都度</p>	項目	電気設備の技術基準（解説）	さらなる信頼性向上の取組み	備考	地震	支持物の倒壊防止として平均風速40m/sが連続している場合の風圧荷重を考慮すれば、地震による振動・衝撃荷重に対して安全性が確保できるとされている。	○鉄塔基礎の安定性評価及び長期的な安定性の確認（追加の地質調査） ○長幹支持がいしの免震対策（77kV以下）	・東北地方太平洋沖地震を受けての対策	風	10分間最大平均風速40m/sの風圧荷重を考慮	○台風による強風が局的に強められる特殊箇所に施設する鉄塔の強風時荷重を考慮（45m/s・50m/s） ○台風時の強風によるジャンパ線横断事故の対策としてジャンパV吊装置を設置	・H3年台風19号の被害による対応	雪	降雪地域の場合は、電線周囲の被氷を考慮 →対象着氷雪・・・雨水（厚さ6mm以上、密度0.9g/m³）	○電線への溜型着雪（着雪厚さ）による荷重を考慮 →対象着氷雪・・・雨水（厚さ30mm・35mm、密度0.6g/m³） ○局所的な異常積雪を考慮し、雪の移動圧及び沈降圧を設計に反映 ○着氷雪及び強風によるギャロップ・ビング事故対策としてルーズスベーサーを設置	・S61年の豪雪被害による対応 ・S59年の豪雪被害による対応 ・H17年ギャロップ・ビング事故対策			<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・送電線の信頼性向上の取組み（地震、風、雪）については、別紙8「北海道電力ネットワーク株式会社の送電鉄塔の設計及び耐震性」に記載している。</p>
項目	電気設備の技術基準（解説）	さらなる信頼性向上の取組み	備考																
地震	支持物の倒壊防止として平均風速40m/sが連続している場合の風圧荷重を考慮すれば、地震による振動・衝撃荷重に対して安全性が確保できるとされている。	○鉄塔基礎の安定性評価及び長期的な安定性の確認（追加の地質調査） ○長幹支持がいしの免震対策（77kV以下）	・東北地方太平洋沖地震を受けての対策																
風	10分間最大平均風速40m/sの風圧荷重を考慮	○台風による強風が局的に強められる特殊箇所に施設する鉄塔の強風時荷重を考慮（45m/s・50m/s） ○台風時の強風によるジャンパ線横断事故の対策としてジャンパV吊装置を設置	・H3年台風19号の被害による対応																
雪	降雪地域の場合は、電線周囲の被氷を考慮 →対象着氷雪・・・雨水（厚さ6mm以上、密度0.9g/m³）	○電線への溜型着雪（着雪厚さ）による荷重を考慮 →対象着氷雪・・・雨水（厚さ30mm・35mm、密度0.6g/m³） ○局所的な異常積雪を考慮し、雪の移動圧及び沈降圧を設計に反映 ○着氷雪及び強風によるギャロップ・ビング事故対策としてルーズスベーサーを設置	・S61年の豪雪被害による対応 ・S59年の豪雪被害による対応 ・H17年ギャロップ・ビング事故対策																
			<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>第2.2.3-8表 巡視・点検の頻度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保守管理</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡視</td><td>普通巡視 2回／年 予防巡視 必要の都度（大雨・地震後等）</td></tr> <tr> <td>点検</td><td>定期点検 1回／10年 臨時点検 必要の都度</td></tr> </tbody> </table> <p>第2.2.3-8表 巡視・点検の頻度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保守管理</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>巡視</td><td>普通巡視 2回／年 予防巡視 必要の都度（大雨・地震後等）</td></tr> <tr> <td>点検</td><td>定期点検 架空送電線：1回／10年、地中送電線：1回／6年 臨時点検 必要の都度</td></tr> </tbody> </table>	保守管理	頻度	巡視	普通巡視 2回／年 予防巡視 必要の都度（大雨・地震後等）	点検	定期点検 1回／10年 臨時点検 必要の都度	保守管理	頻度	巡視	普通巡視 2回／年 予防巡視 必要の都度（大雨・地震後等）	点検	定期点検 架空送電線：1回／10年、地中送電線：1回／6年 臨時点検 必要の都度				
保守管理	頻度																		
巡視	普通巡視 2回／年 予防巡視 必要の都度（大雨・地震後等）																		
点検	定期点検 1回／10年 臨時点検 必要の都度																		
保守管理	頻度																		
巡視	普通巡視 2回／年 予防巡視 必要の都度（大雨・地震後等）																		
点検	定期点検 架空送電線：1回／10年、地中送電線：1回／6年 臨時点検 必要の都度																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

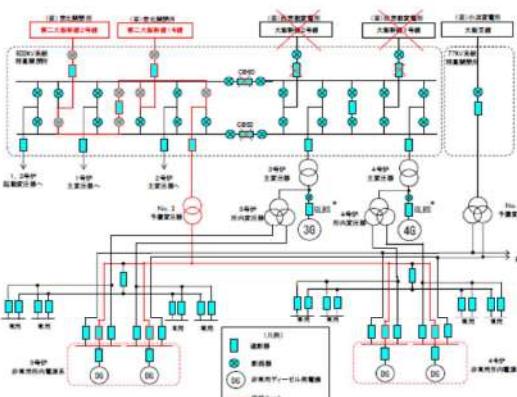
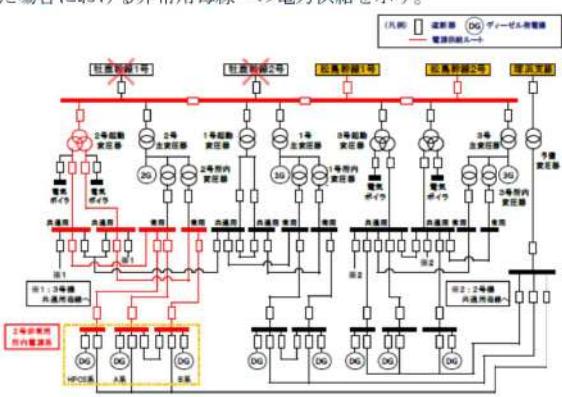
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(補足) <ギャロッピングによる電気事故発生状況> 電線への着氷雪が翼状に形成された時、その形状と強風条件が重なることで電線が動揺するギャロッピングが発生し、その振幅が非常に大きくなると電線が互いに接近・接触して電気事故が発生する。 平成21年2月に万石線№57～№58及び№65～№66においてギャロッピングによる電気事故が発生しており、対策として平成21年5月に相間スペースを設置。それ以降は万石線でのギャロッピングによる電気事故は発生していない。 また、過去29年間、他の送電線でギャロッピングによる電気事故は発生していないが、ギャロッピングの未然防止のため、相間スペースやルーズスペースによる設備対策を図っている。</p> <p><ギャロッピング発生のメカニズム></p> <p>出典：電気協同研究会 65巻第3号「自然災害に対する架空送電技術」</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2.2.3.2.3 送電線の風雪対策について (1)設備対策面 b.雪に対する設備対策」において、相間スペース、素導体スペース等の設備対策の機能説明を記載している。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

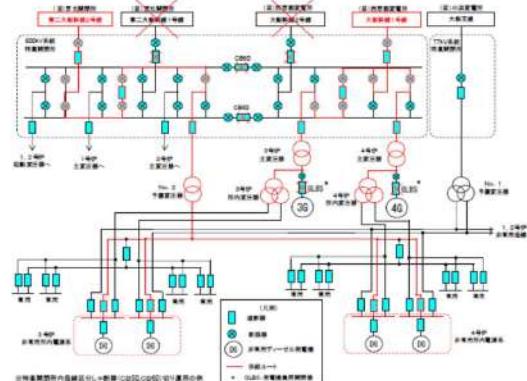
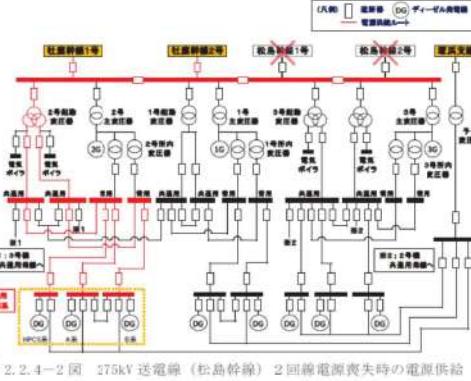
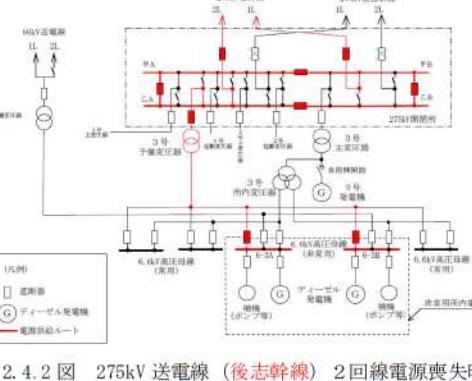
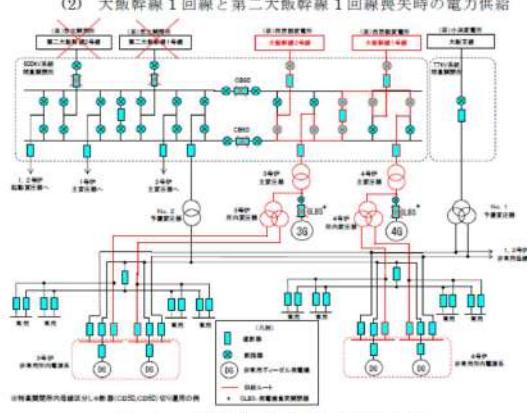
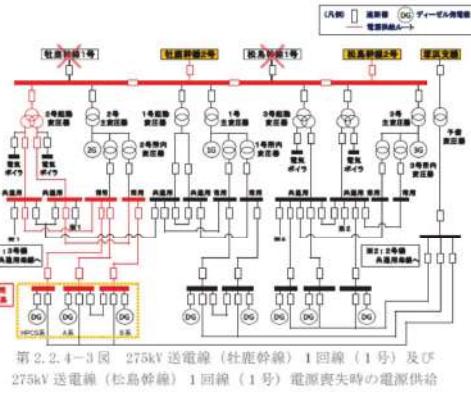
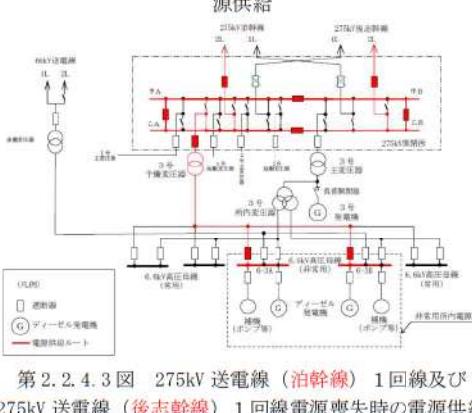
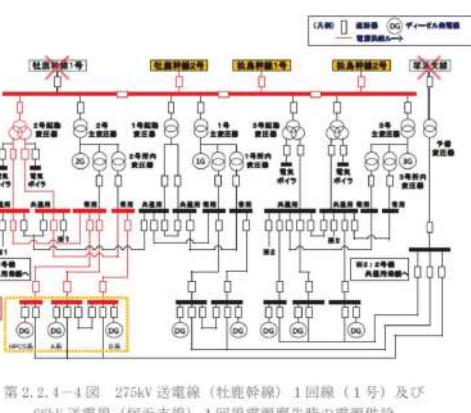
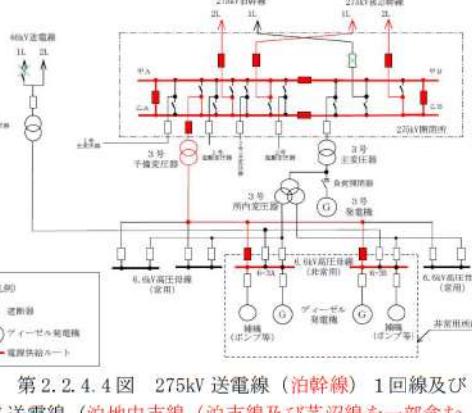
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.4 複数号炉を設置する場合における電源の確保</p> <p>2.1.4.1 2回線喪失時の電力供給継続</p> <p>大飯発電所に接続する 500kV 送電線で 3号炉及び4号炉の停止に必要な電力を受電し得る容量があり、500kV 送電線4回線は連絡ラインで接続されていることから、いかなる2回線が喪失しても、原子炉を安全に停止するための電力を他の 500kV 送電線から受電できる構成としている。</p>  <p>(1) 大飯幹線 2回線喪失時の電力供給</p>	<p>2.2.4 複数号炉を設置する場合における電力供給確保</p> <p>2.2.4.1 電線路が2回線喪失した場合の電力の供給</p> <p>女川原子力発電所に接続する 275kV 送電線及び 66kV 送電線は、1回線で 2号炉の停止に必要な電力を供給できる容量があり、275kV 送電線4回線はタイラインで接続されていることから、いかなる2回線が喪失しても、発電用原子炉を安全に停止するための電力を他の 275kV 送電線及び 66kV 送電線から受電できる設計とする。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>2.2.4.1.1 2回線喪失時の電力供給継続</p> <p>第2.2.4-1図～第2.2.4-4図に、いずれかの2回線が喪失した場合における非常用母線への電力供給を示す。</p>  <p>第2.2.4-1図 275kV送電線(牡鹿幹線) 2回線電源喪失時の電源供給</p>	<p>2.2.4 複数号炉を設置する場合における電力供給確保</p> <p>2.2.4.1 電線路が2回線喪失した場合の電力の供給</p> <p>泊発電所に接続する 275kV 送電線及び 66kV 送電線は、1回線で 3号炉の停止に必要な電力を供給できる容量があり、275kV 送電線4回線はタイラインで接続されていることから、いかなる2回線が喪失しても、発電用原子炉を安全に停止するための電力を他の 275kV 送電線及び 66kV 送電線から受電できる設計とする。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>2.2.4.1.1 2回線喪失時の電力供給継続</p> <p>第2.2.4.1図～第2.2.4.4図に、いずれかの2回線が喪失した場合における非常用高圧母線への電力供給を示す。</p>  <p>第2.2.4.1図 275kV送電線(泊幹線) 2回線電源喪失時の電源供給</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】</p> <p>プラント名称の相違</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：非常用母線→泊：非常用高圧母線 <p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 電力系統構成の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊は 66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載している。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

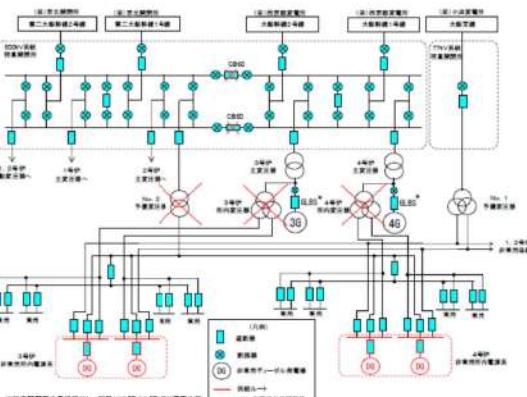
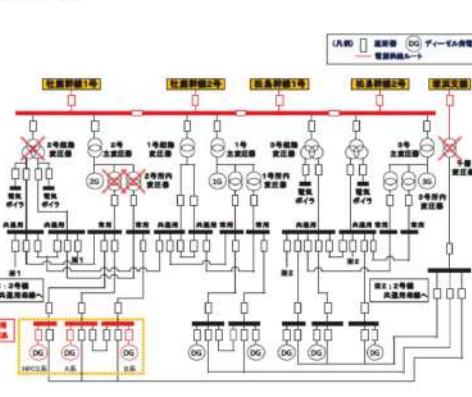
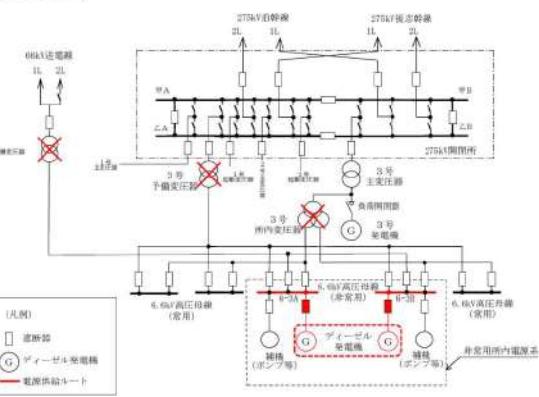
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊は、66kV開閉器（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載している。
			第2.2.4-2図 275kV送電線（松島幹線）2回線電源喪失時の電源供給
			第2.2.4-3図 275kV送電線（牡鹿幹線）1回線（1号）及び275kV送電線（松島幹線）1回線（1号）電源喪失時の電源供給
			第2.2.4-4図 275kV送電線（泊幹線）1回線及び275kV送電線（後志幹線）1回線電源喪失時の電源供給
			第2.2.4.4図 275kV送電線（泊幹線）1回線及び66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1回線電源喪失時の電源供給

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.4.2 変圧器多重故障時の電力供給継続</p> <p>変圧器多重故障等により500kV送電線4回線が喪失した場合は、原子炉を安全に停止するために必要な所内電力は、ディーゼル発電機から受電する。さらに、ディーゼル発電機からの受電に失敗した場合には、77kV送電線1回線から受電する。</p>  <p>変圧器多重故障による外部電源喪失時の電力供給</p>	<p>2.2.4.1.2 変圧器多重故障時の電力供給</p> <p>変圧器多重故障等により、275kV送電線4回線及び66kV送電線1回線から受電できない場合は、非常用高圧母線が常用高圧母線から受電できなくなるため、発電用原子炉を安全に停止するために必要な所内電力は非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）から受電する。</p> <p>第2.2.4-5図に、変圧器多重故障時の非常用高圧母線への電力供給を示す。</p>  <p>第2.2.4-5図 所内変圧器、起動変圧器及び予備変圧器故障時の電力供給</p>	<p>2.2.4.1.2 変圧器多重故障時の電力供給</p> <p>変圧器多重故障等により、275kV送電線4回線及び66kV送電線2回線から受電できない場合は、非常用高圧母線が予備変圧器、所内変圧器及び後備変圧器から受電できなくなるため、発電用原子炉を安全に停止するために必要な所内電力はディーゼル発電機から受電する。</p> <p>第2.2.4.5図に、変圧器多重故障時の非常用高圧母線への電力供給を示す。</p>  <p>第2.2.4.5図 予備変圧器、所内変圧器及び後備変圧器故障時の電力供給</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備名称の相違（送電線、変圧器）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 <p>電力系統構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 泊の66kV開閉所（後備用）及び66kV送電線は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載している。 <p>【女川】 設備名称の相違（D／G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																																										
2.1.4.3 外部電源受電設備の設備容量について 主に送電目的として設置されている500kV系統は、発電所事故時等において外部受電も可能である。非常用母線の受電は、No.2予備変圧器からの受電、又は、発電機負荷開閉装置を開放し主要変圧器を経由し所内変圧器からの受電を行うことができる。 受電専用の回線として設置されている77kV系統は、No.1予備変圧器から大飯3号炉及び4号炉非常用母線に受電を行うことができる。	2.2.4.1.3 外部電源受電設備の設備容量について 女川原子力発電所は、275kV送電線（牡鹿幹線及び松島幹線）2ルート各2回線及び66kV送電線（塙浜支線（鮎川線1号を一部含む。）及び万石線）1ルート1回線で電力系統に連系している。 非常用高圧母線は、以下の方法にて受電可能である。 ①通常時、所内変圧器から受電する。 ②所内変圧器から受電できない場合、起動変圧器へ自動切替が可能。275kV開閉所にあるガス絶縁開閉装置を介し、起動変圧器にて6.9kVへ降圧し、受電する。 ③所内変圧器及び起動変圧器から受電できない場合、非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）からの受電に自動切替。 ④非常用ディーゼル発電機（高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）が使用できない場合、予備変圧器からの受電に切替え。66kVガス絶縁開閉装置を介し、予備変圧器にて6.9kVに降圧し、受電する。 それぞれの送電線及び変圧器は、第2.2.4-1表に示す発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を受電し得る容量を有している（第2.2.4-2表参照）。【設置許可基準規則第33条第4項】	2.2.4.1.3 外部電源受電設備の設備容量について 泊発電所は、275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）2ルート各2回線及び66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線で電力系統に連系している。 非常用高圧母線は、以下の方法にて受電可能である。 ①通常時、予備変圧器から受電する。 ②予備変圧器から受電できない場合、所内変圧器へ自動切替が可能。通常運転時は発電機より発生した電力を所内変圧器にて6.6kVへ降圧し、受電する。また、発電用原子炉の停止時は275kV開閉所にあるガス絶縁開閉装置から主要変圧器を介し、所内変圧器にて6.6kVへ降圧し、受電する。 ③予備変圧器及び所内変圧器から受電できない場合、ディーゼル発電機からの受電に自動切替。 ④ディーゼル発電機が使用できない場合、後備変圧器からの受電に切替え。66kVガス絶縁開閉装置を介し、後備変圧器にて6.6kVに降圧し、受電する設計とする。 それぞれの送電線及び変圧器は、第2.2.4.1表に示す発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を受電し得る容量を有している（第2.2.4.2表参照）。【設置許可基準規則第33条第4項】	2.2.4.1.3 外部電源受電設備の設備容量について 泊発電所は、275kV送電線（泊幹線及び後志幹線）2ルート各2回線及び66kV送電線（泊地中支線（泊支線及び茅沼線を一部含む。））1ルート2回線で電力系統に連系している。	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 プラント名称の相違 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載をしているという点において同等である。 電力系統構成の相違 ・電力系統の構成に相違はあるが、複数の送電線により発電用原子炉施設を電力系統に連系するという点において同等である。 ・泊は66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置計画を踏まえた記載をしている。 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載方針の相違 ・送電線記載範囲の相違																																																																																																																																																																												
（必要容量） <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th colspan="4">（単位：MVA）</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">500kV系統</th><th colspan="2">77kV系統</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>大飯幹線 (2回線)</th><th>第二大飯幹線 (2回線)</th><th colspan="2">大飯支線 (1回線)</th></tr></thead><tbody><tr><td>ディーゼル発電機容量</td><td>号炉 3号炉 4号炉</td><td>3号炉 4号炉</td><td>1号炉 2号炉 3号炉 4号炉</td><td>1号炉 2号炉 3号炉 4号炉</td><td>1号炉 2号炉 3号炉 4号炉</td></tr><tr><td>片系容量</td><td>8,875</td><td>8,875</td><td>8,875</td><td>8,875</td><td>6,875</td><td>6,875</td><td>8,875</td><td>8,875</td></tr><tr><td>必要容量</td><td>17.75</td><td>17.75</td><td></td><td></td><td>31.5</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">（設備容量）</th><th colspan="4"></th></tr><tr><th colspan="2"></th><th colspan="2">大飯幹線 (2回線)</th><th colspan="2">第二大飯幹線 (2回線)</th></tr><tr><th>送電線容量</th><td>5,540MW^{※1} (5,840) (1回線当たり)</td><td>5,540MW^{※1} (5,840) (1回線当たり)</td><td>59MW^{※1} (62)</td><td></td><td></td></tr></thead><tbody><tr><td>変圧器容量</td><td>No.2 予備変圧器 38</td><td>所内変圧器 (3号炉) 78</td><td>所内変圧器 (4号炉) 78</td><td>No.1 予備変圧器 54</td><td></td></tr></tbody></table>			（単位：MVA）						500kV系統		77kV系統				大飯幹線 (2回線)	第二大飯幹線 (2回線)	大飯支線 (1回線)		ディーゼル発電機容量	号炉 3号炉 4号炉	3号炉 4号炉	1号炉 2号炉 3号炉 4号炉	1号炉 2号炉 3号炉 4号炉	1号炉 2号炉 3号炉 4号炉	片系容量	8,875	8,875	8,875	8,875	6,875	6,875	8,875	8,875	必要容量	17.75	17.75			31.5				（設備容量）								大飯幹線 (2回線)		第二大飯幹線 (2回線)		送電線容量	5,540MW ^{※1} (5,840) (1回線当たり)	5,540MW ^{※1} (5,840) (1回線当たり)	59MW ^{※1} (62)			変圧器容量	No.2 予備変圧器 38	所内変圧器 (3号炉) 78	所内変圧器 (4号炉) 78	No.1 予備変圧器 54		第2.2.4-1表 発電用原子炉を安全に停止するために必要となる電力 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th>275kV 牡鹿幹線（2回線）</th><th>275kV 庄鹿幹線（2回線）</th><th>66kV 塙浜支線（1回線）</th></tr><tr><th>非常用ディーゼル発電機容量</th><th>号炉</th><th>1号</th><th>2号</th><th>3号</th></tr></thead><tbody><tr><td>発電機容量</td><td>1台分容量</td><td>5,625MVA</td><td>7,625MVA</td><td>7,625MVA</td></tr><tr><td>必要容量</td><td></td><td>20,875MVA</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 第2.2.4-2表 送電線及び変圧器の設備容量 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">（設備容量）</th><th colspan="3">275kV 系統</th><th colspan="3">66kV 系統</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>泊幹線（2回線）</th><th>庄志幹線（2回線）</th><th>66kV 送電線（2回線）</th><th>泊幹線（2回線）</th><th>庄志幹線（2回線）</th><th>66kV 送電線（2回線）</th></tr><tr><th>送電線容量</th><th>号炉</th><th>1 5,925</th><th>2 5,925</th><th>3 7,000</th><th>1 5,925</th><th>2 5,925</th><th>3 7,000</th></tr></thead><tbody><tr><td>変圧器容量</td><td>片系容量</td><td>5,925</td><td>5,925</td><td>7,000</td><td>5,925</td><td>5,925</td><td>7,000</td></tr><tr><td>必要容量</td><td></td><td>19,85</td><td>19,85</td><td>19,85</td><td>19,85</td><td>19,85</td><td>19,85</td></tr></tbody></table>			275kV 牡鹿幹線（2回線）	275kV 庄鹿幹線（2回線）	66kV 塙浜支線（1回線）	非常用ディーゼル発電機容量	号炉	1号	2号	3号	発電機容量	1台分容量	5,625MVA	7,625MVA	7,625MVA	必要容量		20,875MVA			（設備容量）		275kV 系統			66kV 系統					泊幹線（2回線）	庄志幹線（2回線）	66kV 送電線（2回線）	泊幹線（2回線）	庄志幹線（2回線）	66kV 送電線（2回線）	送電線容量	号炉	1 5,925	2 5,925	3 7,000	1 5,925	2 5,925	3 7,000	変圧器容量	片系容量	5,925	5,925	7,000	5,925	5,925	7,000	必要容量		19,85	19,85	19,85	19,85	19,85	19,85	※1 力率0.95でMVAに換算した。 ※2 共用：安全施設（重要安全設備は除く。）については、電気事故の渡及的影響を防止する観点から遮断器を設けており、電気的分離を実施し、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものとしている。	第2.2.4.1表 発電用原子炉を安全に停止するために必要となる電力 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th>275kV 系統</th><th>66kV 系統</th></tr><tr><th>送電線容量</th><th>号炉</th><th>泊幹線（2回線） 庄志幹線（2回線） 66kV 送電線（2回線）</th><th>泊幹線（2回線） 庄志幹線（2回線） 66kV 送電線（2回線）</th></tr><tr><th>変圧器容量</th><th>片系容量</th><th>1 5,925 1,669 40MVA(7,625MVA)</th><th>1 5,758MVA^{※1} 1,661 25MVA(20,875MVA)</th></tr></thead><tbody><tr><td>必要容量</td><td></td><td>19,85</td><td>19,85</td></tr></tbody></table> 第2.2.4.2表 送電線及び変圧器の設備容量 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">（設備容量）</th><th colspan="4">（単位：MVA）</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>泊幹線（2回線）</th><th>庄志幹線（2回線）</th><th>66kV 送電線（2回線）</th><th></th></tr><tr><th>送電線容量</th><th>号炉</th><th>1 5,925^{※1} 1,669 40MVA(7,625MVA)</th><th>1 5,758MVA^{※1} 1,661 25MVA(20,875MVA)</th><th>47MVA^{※1}</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>変圧器容量</td><td>片系容量</td><td>40 40 40MVA(7,625MVA)</td><td>40 40 25MVA(20,875MVA)</td><td>49,4 49,4 20</td><td></td></tr><tr><td>必要容量</td><td></td><td>19,85</td><td>19,85</td><td>19,85</td><td></td></tr></tbody></table>			275kV 系統	66kV 系統	送電線容量	号炉	泊幹線（2回線） 庄志幹線（2回線） 66kV 送電線（2回線）	泊幹線（2回線） 庄志幹線（2回線） 66kV 送電線（2回線）	変圧器容量	片系容量	1 5,925 1,669 40MVA(7,625MVA)	1 5,758MVA ^{※1} 1,661 25MVA(20,875MVA)	必要容量		19,85	19,85	（設備容量）		（単位：MVA）						泊幹線（2回線）	庄志幹線（2回線）	66kV 送電線（2回線）		送電線容量	号炉	1 5,925 ^{※1} 1,669 40MVA(7,625MVA)	1 5,758MVA ^{※1} 1,661 25MVA(20,875MVA)	47MVA ^{※1}		変圧器容量	片系容量	40 40 40MVA(7,625MVA)	40 40 25MVA(20,875MVA)	49,4 49,4 20		必要容量		19,85	19,85	19,85		*1 設置許可添付八でMW表記、力率0.95でMVAに換算した。
		（単位：MVA）																																																																																																																																																																														
		500kV系統		77kV系統																																																																																																																																																																												
		大飯幹線 (2回線)	第二大飯幹線 (2回線)	大飯支線 (1回線)																																																																																																																																																																												
ディーゼル発電機容量	号炉 3号炉 4号炉	3号炉 4号炉	1号炉 2号炉 3号炉 4号炉	1号炉 2号炉 3号炉 4号炉	1号炉 2号炉 3号炉 4号炉																																																																																																																																																																											
片系容量	8,875	8,875	8,875	8,875	6,875	6,875	8,875	8,875																																																																																																																																																																								
必要容量	17.75	17.75			31.5																																																																																																																																																																											
（設備容量）																																																																																																																																																																																
		大飯幹線 (2回線)		第二大飯幹線 (2回線)																																																																																																																																																																												
送電線容量	5,540MW ^{※1} (5,840) (1回線当たり)	5,540MW ^{※1} (5,840) (1回線当たり)	59MW ^{※1} (62)																																																																																																																																																																													
変圧器容量	No.2 予備変圧器 38	所内変圧器 (3号炉) 78	所内変圧器 (4号炉) 78	No.1 予備変圧器 54																																																																																																																																																																												
		275kV 牡鹿幹線（2回線）	275kV 庄鹿幹線（2回線）	66kV 塙浜支線（1回線）																																																																																																																																																																												
非常用ディーゼル発電機容量	号炉	1号	2号	3号																																																																																																																																																																												
発電機容量	1台分容量	5,625MVA	7,625MVA	7,625MVA																																																																																																																																																																												
必要容量		20,875MVA																																																																																																																																																																														
（設備容量）		275kV 系統			66kV 系統																																																																																																																																																																											
		泊幹線（2回線）	庄志幹線（2回線）	66kV 送電線（2回線）	泊幹線（2回線）	庄志幹線（2回線）	66kV 送電線（2回線）																																																																																																																																																																									
送電線容量	号炉	1 5,925	2 5,925	3 7,000	1 5,925	2 5,925	3 7,000																																																																																																																																																																									
変圧器容量	片系容量	5,925	5,925	7,000	5,925	5,925	7,000																																																																																																																																																																									
必要容量		19,85	19,85	19,85	19,85	19,85	19,85																																																																																																																																																																									
		275kV 系統	66kV 系統																																																																																																																																																																													
送電線容量	号炉	泊幹線（2回線） 庄志幹線（2回線） 66kV 送電線（2回線）	泊幹線（2回線） 庄志幹線（2回線） 66kV 送電線（2回線）																																																																																																																																																																													
変圧器容量	片系容量	1 5,925 1,669 40MVA(7,625MVA)	1 5,758MVA ^{※1} 1,661 25MVA(20,875MVA)																																																																																																																																																																													
必要容量		19,85	19,85																																																																																																																																																																													
（設備容量）		（単位：MVA）																																																																																																																																																																														
		泊幹線（2回線）	庄志幹線（2回線）	66kV 送電線（2回線）																																																																																																																																																																												
送電線容量	号炉	1 5,925 ^{※1} 1,669 40MVA(7,625MVA)	1 5,758MVA ^{※1} 1,661 25MVA(20,875MVA)	47MVA ^{※1}																																																																																																																																																																												
変圧器容量	片系容量	40 40 40MVA(7,625MVA)	40 40 25MVA(20,875MVA)	49,4 49,4 20																																																																																																																																																																												
必要容量		19,85	19,85	19,85																																																																																																																																																																												

※1. 設置許可添付八でMW表記、力率0.95でMVAに換算した。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

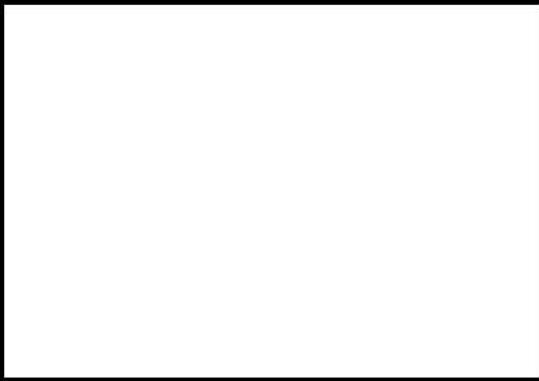
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.4.4 特高開閉所</p> <p>500kV特高開閉所は、盛土上に設置しており、べた基礎構造である。なお、1.0Ciの地震力($Kh=0.16$)に対し十分な安全性を確保しており、耐震クラスCを満足している。77kV特高開閉所は、岩盤上に設置しており、べた基礎構造である。なお、地震力($Kh=0.89$)に対し十分な安全性を確保しており、耐震クラスCを満足している。また、500kV特高開閉所及び77kV特高開閉所の基礎コンクリート及び周辺斜面の擁壁・法面等について、日常点検及び定期点検を行い、有害な欠陥がないことを確認している。</p> <p>発電所内の開閉所及び送受電設備に使用する碍子は耐震性の高い懸垂碍子を使用しており、遮断器等は耐震クラスCを満足するSF6ガス絶縁開閉装置(GIS)を使用している。津波による影響に対しては、設計基準津波高さが最大でT.P.+8.0mに対し、500kV特高開閉所高さがT.P.+32m以上であり、77kV特高開閉所高さはT.P.+15.4m以上であるため問題ない。また、塩害に対しては、定期的に碍子洗浄が可能な設備としている。</p>  <p>500 kV 特高開閉所 ガス絶縁開閉装置</p>	<p>2.2.4.2 受送電設備の信頼性</p> <p>275kV開閉所、66kV開閉所及びケーブル洞道等は十分な支持性能を持つ地盤に設置した上で、遮断器等の機器については耐震性の高い機器を使用する設計とする。</p> <p>275kV開閉所及び66kV開閉所は防潮堤等を設置することで津波の影響を受けない設計とするとともに、塩害を考慮する設計とする。</p> <p>2.2.4.2.1 開閉所設備等の耐震性評価について</p> <p>275kV開閉所、66kV開閉所及びケーブル洞道等の基礎構造は、直接基礎構造又は杭基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し不等沈下、傾斜又はすべりがおきないような地盤に設置していることから、十分な支持性能を確保しており、耐震クラスCを満足している。</p> <p>発電所内の開閉所の遮断器は耐震クラスCを満足するガス絶縁開閉装置及びガス遮断器を使用している(第2.2.4-6図参照)。</p> <p>開閉所の電気設備及び変圧器については、経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（指示）」（平成23・06・07原院第1号）に基づき、JEAG5003-2010「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による耐震評価を実施することにより、耐震裕度を有する設計とする。（平成23年7月7日報告）【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p>  <p>第2.2.4-6図 開閉所設備外観</p>	<p>2.2.4.2 受送電設備の信頼性</p> <p>275kV開閉所、66kV開閉所(後備用)、ケーブル洞道等は十分な支持性能を持つ地盤に設置した上で、遮断器等の機器については耐震性の高い機器を使用する設計とする。</p> <p>275kV開閉所及び66kV開閉所(後備用)はT.P.+85mの高所に設置することで津波の影響を受けない設計とするとともに、塩害を考慮する設計とする。</p> <p>2.2.4.2.1 開閉所設備等の耐震性評価について</p> <p>275kV開閉所、66kV開閉所(後備用)、ケーブル洞道等の基礎構造は、岩盤で支持する直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し不等沈下、傾斜又は滑りがおきないような地盤に設置していることから、十分な支持性能を確保しており、耐震クラスCを満足している。</p> <p>発電所内の開閉所の遮断器は耐震クラスCを満足するガス絶縁開閉装置 (GIS)を使用している(第2.2.4.6図参照)。</p> <p>開閉所の電気設備及び変圧器については、経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（指示）」（平成23・06・07原院第1号）に基づき、JEAG5003-2010「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による耐震評価を実施することにより、耐震裕度を有する設計とする。（平成23年7月7日報告）【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p>  <p>第2.2.4.6図 開閉所設備外観</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：66kV開閉所→泊：66kV開閉所（後備用） ・女川：防潮堤等を設置→泊：T.P.+85mの高所に設置</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：直接基礎構造又は杭基礎構造→泊：岩盤で支持する直接基礎構造</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：すべり→泊：滑り</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：ガス絶縁開閉装置及びガス遮断器→泊：ガス絶縁開閉装置 (GIS)</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>特高開閉所の配置は以下のとおりである。津波による影響に対しては、設計基準津波高さが最大で T.P. +8.0m に対し、500kV 特高開閉所高さが T.P. +32m 以上であり、77kV 特高開閉所高さは T.P. +15.4m 以上であるため問題ない。また、500kV 系統とは独立した設備構成で、77kV 系統からの受電が可能である。</p>  <p>特高開閉所及び主要変圧器の配置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 ・女川、泊の開閉所の津波影響については「2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策」に記載している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

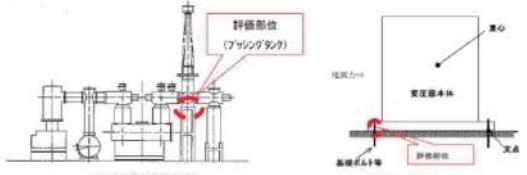
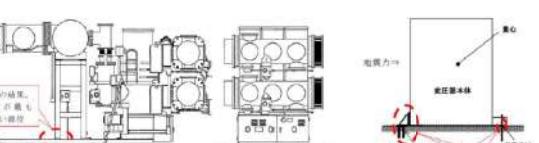
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 女川原子力発電所開閉所設備等の耐震性評価 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による揺れで、東京電力株式会社福島第一原子力発電所内の開閉所における空気遮断器等に損傷が発生したことを受け、経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（指示）」（平成23・06・07原院第1号）に基づき、開閉所等の電気設備の耐震性に関する評価を行った。 評価の結果、開閉所等の電気設備について、過去の大規模地震を考慮しても、機能不全となる倒壊、損傷等が発生する可能性が低いことを確認した。</p> <p>(2)評価対象設備 当社原子力発電所における、福島第一原子力発電所の1号機及び2号機の遮断器等と同様の開閉所設備について影響評価を行った。 また、開閉所設備で受電した後に電圧を変換する変圧器についても、地震による倒壊、損傷に関する評価を行った。</p> <p>(3)開閉所設備等の影響評価手法 福島第一原子力発電所で観測された地震記録の応答スペクトルにおいて、開閉所設備の固有周波数帯である0.5～10Hz程度に比較的大きな地震の揺れが確認されている。 このため、従来より地震応答スペクトルとそれに対する機器の共振も考慮したJEAG5003-2010「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による評価手法により、機器の設計上の裕度（当該部位の許容応力/各部位の発生応力の値）を確認した。 開閉所設備については、機器下端に3m/s²の共振正弦3波（地表面への3m/s²共振正弦2波入力相当）を入力し、動的評価を実施している。裕度が1.3°以上であれば、機能不全となる倒壊、損傷等が発生する可能性は低いと考えられる。 また、変圧器設備については地震と共振する可能性が小さいことから、5m/s²の静的入力で倒壊しない（基礎ボルトがせん断しない）ことを評価している。</p>	<p>(1) 泊発電所開閉所設備等の耐震性評価 平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震による揺れで、東京電力株式会社福島第一原子力発電所内の開閉所における空気遮断器等に損傷が発生したことを受け、経済産業省原子力安全・保安院指示文書「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（指示）」（平成23・06・07原院第1号）に基づき、開閉所等の電気設備の耐震性に関する評価を行った。 評価の結果、開閉所等の電気設備について、過去の大規模地震を考慮しても、機能不全となる倒壊、損傷等が発生する可能性が低いことを確認した。</p> <p>(2)評価対象設備 泊発電所における、福島第一原子力発電所の1号機及び2号機の遮断器等と同様の開閉所設備について影響評価を行った。 また、開閉所設備で受電した後に電圧を変換する変圧器についても、地震による倒壊、損傷に関する評価を行った。</p> <p>(3)開閉所設備等の影響評価手法 福島第一原子力発電所で観測された地震記録の応答スペクトルにおいて、開閉所設備の固有周波数帯である0.5～10Hz程度に比較的大きな地震の揺れが確認されている。 このため、従来より地震応答スペクトルとそれに対する機器の共振も考慮したJEAG5003-2010「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による評価手法により、機器の設計上の裕度（当該部位の許容応力/各部位の発生応力の値）を確認した。 開閉所設備については、機器下端に3m/s²の共振正弦3波（地表面への3m/s²共振正弦2波入力相当）を入力し、動的評価を実施している。裕度が1.3°以上であれば、機能不全となる倒壊、損傷等が発生する可能性は低いと考えられる。 また、変圧器設備については地震と共振する可能性が小さいことから、5m/s²の静的入力で倒壊しない（基礎ボルトがせん断しない）ことを評価している。</p>	<p>【女川】 プラント名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
	<p>(4)耐震性評価結果 評価の結果、女川原子力発電所における評価対象設備について、以下のとおり、今回設定した指標をすべて満足していることを確認した（第2.2.4-3表及び第2.2.4-7図参照）。 なお、機器の構造変更等は実施していないため、本評価は現在も有効である。</p> <p>*：地表面への共振正弦2波入力に相当する加速度応答倍率4.7（過去の大規模地震データの約93%を包絡する値）と地表面への共振正弦3波入力に相当する加速度応答倍率6.1の比</p> <p>第2.2.4-3表 開閉所設備/変圧器設備の評価結果 《開閉所設備》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th><th>号機</th><th>電圧階級</th><th>設備仕様</th><th>裕度*</th><th>評価部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川原子力</td><td>1～3号機</td><td>275kV</td><td>G I S</td><td>2.72</td><td>ア'クシ'タ'リ'</td></tr> <tr> <td>発電所</td><td>1～3号機</td><td>66kV</td><td>G I S</td><td>1.33</td><td>ア'クシ'タ'リ'架台</td></tr> </tbody> </table> <p>※裕度の最も小さい値とその評価部位を記載</p> <p>《変圧器設備》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th><th>号機</th><th>電圧階級</th><th>設備仕様</th><th>裕度</th><th>評価部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川原子力</td><td>2号機</td><td>275kV/6.9kV</td><td>起動変圧器</td><td>16.09</td><td>基礎溶接部</td></tr> <tr> <td>発電所</td><td>1～3号機</td><td>66kV/6.9kV</td><td>予備変圧器</td><td>1.91</td><td>基礎ボルト</td></tr> </tbody> </table> <p>(参考) 評価対象設備と評価部位の例</p>  <p>第2.2.4-7図 開閉所設備/変圧器設備の評価部位例</p> <p>(4)耐震性評価結果 評価の結果、泊発電所における評価対象設備について、以下のとおり、今回設定した指標をすべて満足していることを確認した（第2.2.4.3表及び第2.2.4.7図参照）。 なお、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器の設置又は機器の構造変更を行う場合は、本評価手法による機器の設計上の裕度を満足する設計とする。</p> <p>*：地表面への共振正弦2波入力に相当する加速度応答倍率4.7（過去の大規模地震データの約93%を包絡する値）と地表面への共振正弦3波入力に相当する加速度応答倍率6.1の比</p> <p>第2.2.4.3表 開閉所設備／変圧器設備の評価結果 開閉所設備の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th><th>号機</th><th>電圧階級</th><th>仕様</th><th>裕度</th><th>評価部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊発電所</td><td>1～3号機</td><td>275kV</td><td>G I S</td><td>1.93</td><td>G I S支持架台部</td></tr> </tbody> </table> <p>変圧器設備の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電所</th><th>号機</th><th>電圧</th><th>変圧器名稱</th><th>裕度</th><th>評価部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">泊発電所</td><td rowspan="2">3号機</td><td>275kV/21kV</td><td rowspan="2">主変圧器／所内変圧器*</td><td rowspan="2">1.82</td><td>基礎耐震金具部</td></tr> <tr> <td>21kV/6.9kV</td><td>予備変圧器</td><td>7.94</td><td>基礎耐震金具部</td></tr> </tbody> </table> <p>※主変圧器、所内変圧器は一体型である。</p>  <p>第2.2.4.7図 開閉所設備／変圧器設備の評価部位例</p>	発電所	号機	電圧階級	設備仕様	裕度*	評価部位	女川原子力	1～3号機	275kV	G I S	2.72	ア'クシ'タ'リ'	発電所	1～3号機	66kV	G I S	1.33	ア'クシ'タ'リ'架台	発電所	号機	電圧階級	設備仕様	裕度	評価部位	女川原子力	2号機	275kV/6.9kV	起動変圧器	16.09	基礎溶接部	発電所	1～3号機	66kV/6.9kV	予備変圧器	1.91	基礎ボルト	発電所	号機	電圧階級	仕様	裕度	評価部位	泊発電所	1～3号機	275kV	G I S	1.93	G I S支持架台部	発電所	号機	電圧	変圧器名稱	裕度	評価部位	泊発電所	3号機	275kV/21kV	主変圧器／所内変圧器*	1.82	基礎耐震金具部	21kV/6.9kV	予備変圧器	7.94	基礎耐震金具部
発電所	号機	電圧階級	設備仕様	裕度*	評価部位																																																												
女川原子力	1～3号機	275kV	G I S	2.72	ア'クシ'タ'リ'																																																												
発電所	1～3号機	66kV	G I S	1.33	ア'クシ'タ'リ'架台																																																												
発電所	号機	電圧階級	設備仕様	裕度	評価部位																																																												
女川原子力	2号機	275kV/6.9kV	起動変圧器	16.09	基礎溶接部																																																												
発電所	1～3号機	66kV/6.9kV	予備変圧器	1.91	基礎ボルト																																																												
発電所	号機	電圧階級	仕様	裕度	評価部位																																																												
泊発電所	1～3号機	275kV	G I S	1.93	G I S支持架台部																																																												
発電所	号機	電圧	変圧器名稱	裕度	評価部位																																																												
泊発電所	3号機	275kV/21kV	主変圧器／所内変圧器*	1.82	基礎耐震金具部																																																												
		21kV/6.9kV			予備変圧器	7.94	基礎耐震金具部																																																										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<p>2.2.4.2.2 送変電設備の碍子及び遮断器等の耐震性 (1)送電設備の碍子の耐震性 女川原子力発電所に接続する送電線等の支持碍子について、以下のとおり耐震化対策を実施した。対象線路ごとの耐震化対策の状況を第2.2.4-4表に示す。【設置許可基準規則第33条第6項 解釈6】</p> <ul style="list-style-type: none"> 275kVの送電線で支持碍子に長幹碍子を使用していた鉄塔では、第2.2.4-8図のとおり、可とう性のある懸垂碍子に取替えを実施した。 66kVの送電線で支持碍子がある鉄塔では、第2.2.4-9図のとおり、ロックピン式の免震金具の取付けを実施した。 <p>第2.2.4-4表 対象線路ごとの対策状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象線路</th> <th colspan="2">支持碍子の耐震化対策</th> </tr> <tr> <th>懸垂碍子化</th> <th>免震金具取付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 松島幹線</td> <td>3基（9相） (H23.7完了)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 岩浜支線</td> <td>—</td> <td>1基（2個） (H24.1完了)</td> </tr> <tr> <td>66kV 鮎川線</td> <td>—</td> <td>5基（27個） (H24.2完了)</td> </tr> <tr> <td>66kV 万石線</td> <td>—</td> <td>18基（125個） (H24.2完了)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3基（9相）</td> <td>24基（154個）</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 275kV 牡鹿幹線には耐震化対策を要する支持碍子はない。</p> <p>第2.2.4-8図 懸垂碍子化の施工状況</p>  <p>第2.2.4-9図 免震金具取付の施工状況</p>  <p>2.2.4.2.2 送変電設備の碍子、遮断器等の耐震性 (1)送電設備の碍子の耐震性 泊発電所に接続する送電線等の支持碍子について、以下のとおり耐震化対策を実施した。対象線路ごとの耐震化対策の状況を第2.2.4.4表に示す。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <ul style="list-style-type: none"> 66kV 茅沼線で支持碍子に長幹碍子を使用していた鉄塔では、第2.2.4.8図のとおり、可とう性のある懸垂碍子に取替えを実施した。 その他の送電線には耐震化対策を要する支持碍子はない。 <p>第2.2.4.4表 対象線路ごとの対策状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象線路</th> <th colspan="2">支持碍子の耐震化対策</th> </tr> <tr> <th>懸垂碍子化</th> <th>—</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 泊幹線</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>275kV 後志幹線</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>275kV 京極幹線</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 茅沼線</td> <td>3基（5相） (H23.9完了)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 岩内線</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 泊支線</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>66kV 泊支線*</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*設置時の名称は「66kV 泊電源支線」</p> <p>第2.2.4.8図 懸垂碍子化の施工状況</p> 	対象線路	支持碍子の耐震化対策		懸垂碍子化	免震金具取付	275kV 松島幹線	3基（9相） (H23.7完了)	—	66kV 岩浜支線	—	1基（2個） (H24.1完了)	66kV 鮎川線	—	5基（27個） (H24.2完了)	66kV 万石線	—	18基（125個） (H24.2完了)	合計	3基（9相）	24基（154個）	対象線路	支持碍子の耐震化対策		懸垂碍子化	—	275kV 泊幹線	—	—	275kV 後志幹線	—	—	275kV 京極幹線	—	—	66kV 茅沼線	3基（5相） (H23.9完了)	—	66kV 岩内線	—	—	66kV 泊支線	—	—	66kV 泊支線*	—	—
対象線路	支持碍子の耐震化対策																																														
	懸垂碍子化	免震金具取付																																													
275kV 松島幹線	3基（9相） (H23.7完了)	—																																													
66kV 岩浜支線	—	1基（2個） (H24.1完了)																																													
66kV 鮎川線	—	5基（27個） (H24.2完了)																																													
66kV 万石線	—	18基（125個） (H24.2完了)																																													
合計	3基（9相）	24基（154個）																																													
対象線路	支持碍子の耐震化対策																																														
	懸垂碍子化	—																																													
275kV 泊幹線	—	—																																													
275kV 後志幹線	—	—																																													
275kV 京極幹線	—	—																																													
66kV 茅沼線	3基（5相） (H23.9完了)	—																																													
66kV 岩内線	—	—																																													
66kV 泊支線	—	—																																													
66kV 泊支線*	—	—																																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

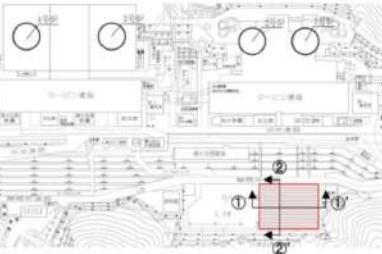
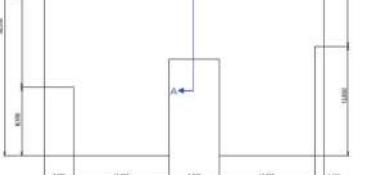
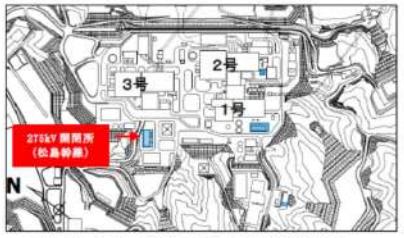
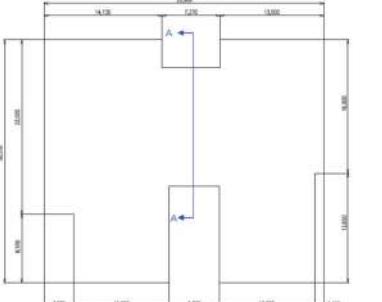
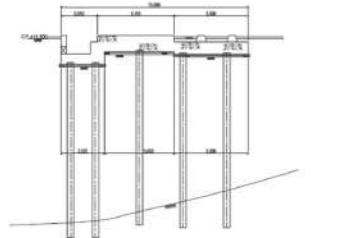
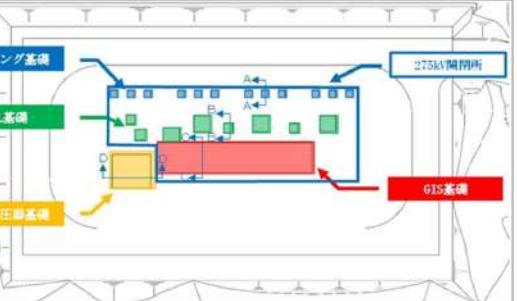
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 変電所の遮断器等の耐震性について 第2.2.4-10図のとおり、宮城中央変電所(275kV)、石巻変電所(275kV)はガス絶縁開閉装置(GIS)を採用し、女川変電所(66kV)はガス絶縁複合開閉器(GCS)、西石巻変電所(66kV)は真空遮断器(VCB)を採用している。</p> <p>これらはJEAG5003-2010「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行っている。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈1】</p>   <p>宮城中央変電所 (GIS)</p> <p>西石巻変電所 (VCB)</p> <p>女川変電所 (GCS)</p> <p>石巻変電所 (GIS)</p> <p>第2.2.4-10図 変電所のGIS, GCS, VCB</p>	<p>(2) 変電所及び開閉所の遮断器等の耐震性について 第2.2.4.9図のとおり、西野変電所(275kV)はガス絶縁開閉装置(GIS)、西双葉開閉所(275kV)はSF6ガス絶縁複合型遮断器(H-GCB)を採用し、国富変電所(66kV)はガス遮断器(GCB)及び真空遮断器(VCB)を採用している。</p> <p>これらはJEAG5003-2010「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行っている。【設置許可基準規則第33条 第3項 解釈1】</p>   <p>西野変電所 (GIS)</p> <p>西双葉開閉所 (H-GCB)</p>   <p>国富変電所 (GCB)</p> <p>国富変電所 (VCB)</p> <p>第2.2.4.9図 変電所及び開閉所のGIS, H-GCB, GCB, VCB</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 電力系統構成の相違 ・女川 275kV：石巻変電所、宮城中央変電所→泊 275kV：西野変電所、西双葉開閉所 ・女川 66kV：女川変電所、西石巻変電所→泊 66kV：国富変電所</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

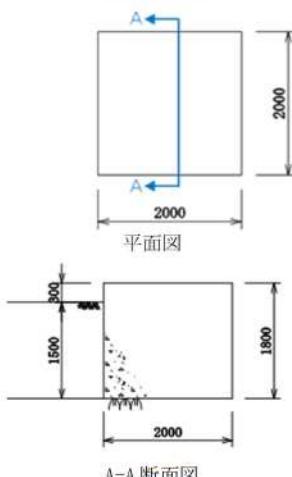
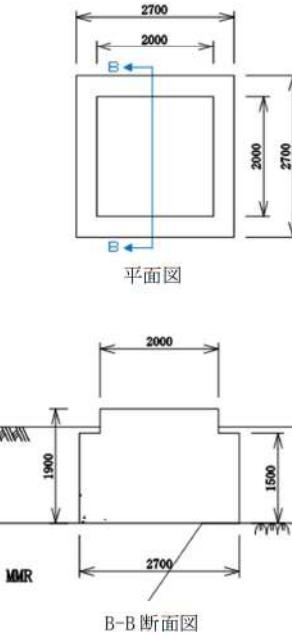
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>2.1.4.4.1 特高開閉所の耐震安定性について (1) 大飯1号炉及び2号炉500kV特高開閉所 大飯1号炉及び2号炉500kV特高開閉所（第二大飯幹線に接続）は、盛土上に設置しており、べた基礎構造である。なお、1.0Ciの地震力($K_h=0.16$)に対し十分な安全性を確保している。</p> <p>照査項目 評価値 評価基準値 判定 最大接地圧 $3.9(\text{kN}/\text{m}^2)$ $21.2(\text{kN}/\text{m}^2)$ ○</p> <p>① 基礎の耐震安全性評価結果</p>  <p>② 開閉所位置図</p> <p>①-①断面</p>  <p>②-②断面</p>  <p>③ 基礎構造図</p> <p>大飯1号炉及び2号炉 500kV特高開閉所基礎の地盤安全性</p>	<p>2.2.4.2.3 開閉所基礎の設置地盤の支持性能について (1) 275kV開閉所（松島幹線） 275kV開閉所（松島幹線）は、杭基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】 第2.2.4-5表に275kV開閉所（松島幹線）の支持性能評価結果、第2.2.4-11図に275kV開閉所（松島幹線）位置、第2.2.4-12図に275kV開閉所（松島幹線）基礎構造を示す。</p> <p>第2.2.4-5表 275kV開閉所（松島幹線）基礎の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th><th>評価値</th><th>評価基準値</th><th>判定*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大接地圧</td><td>$940\text{kN}/\text{m}^2$ / 本</td><td>$1,489\text{kN}/\text{m}^2$ / 本</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 評価値 < 評価基準値となるとき判定○となる（十分な支持性能を確保）。</p> <p>275kV開閉所（松島幹線）位置図</p>  <p>第2.2.4-11図 275kV開閉所（松島幹線）位置図</p> <p>平面図</p>  <p>A-A断面図</p>  <p>第2.2.4-12図 275kV開閉所（松島幹線）基礎構造図</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定*	最大接地圧	$940\text{kN}/\text{m}^2$ / 本	$1,489\text{kN}/\text{m}^2$ / 本	○	<p>2.2.4.2.3 開閉所基礎の設置地盤の支持性能について (1) 275kV開閉所 及び予備変圧器 275kV開閉所 及び予備変圧器は、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】 第2.2.4.5表に275kV開閉所 及び予備変圧器の支持性能評価結果、第2.2.4.10図に275kV開閉所 及び予備変圧器位置、第2.2.4.11～14図に275kV開閉所 及び予備変圧器基礎構造を示す。</p> <p>第2.2.4.5表 275kV開閉所 及び予備変圧器の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>最大接地圧</th><th>評価基準値</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV ブッシング</td><td>$124\text{kN}/\text{m}^2$</td><td>$900\text{kN}/\text{m}^2$</td><td>○</td></tr> <tr> <td>GIL</td><td>$120\text{kN}/\text{m}^2$</td><td>$900\text{kN}/\text{m}^2$</td><td>○</td></tr> <tr> <td>GIS</td><td>$249\text{kN}/\text{m}^2$</td><td>$900\text{kN}/\text{m}^2$</td><td>○</td></tr> <tr> <td>予備変圧器</td><td>$179\text{kN}/\text{m}^2$</td><td>$900\text{kN}/\text{m}^2$</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>275kV開閉所 及び予備変圧器位置図 (1/2)</p>  <p>第2.2.4.10図 275kV開閉所 及び予備変圧器位置図 (1/2)</p> <p>275kV開閉所 及び予備変圧器位置図 (2/2)</p>  <p>第2.2.4.10図 275kV開閉所 及び予備変圧器位置図 (2/2)</p>	設備	最大接地圧	評価基準値	判定	275kV ブッシング	$124\text{kN}/\text{m}^2$	$900\text{kN}/\text{m}^2$	○	GIL	$120\text{kN}/\text{m}^2$	$900\text{kN}/\text{m}^2$	○	GIS	$249\text{kN}/\text{m}^2$	$900\text{kN}/\text{m}^2$	○	予備変圧器	$179\text{kN}/\text{m}^2$	$900\text{kN}/\text{m}^2$	○	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯, 女川】 設備構成の相違 ・ 泊では 275kV 開閉所と予備変圧器を同一エリアに設置している。</p>
照査項目	評価値	評価基準値	判定*																												
最大接地圧	$940\text{kN}/\text{m}^2$ / 本	$1,489\text{kN}/\text{m}^2$ / 本	○																												
設備	最大接地圧	評価基準値	判定																												
275kV ブッシング	$124\text{kN}/\text{m}^2$	$900\text{kN}/\text{m}^2$	○																												
GIL	$120\text{kN}/\text{m}^2$	$900\text{kN}/\text{m}^2$	○																												
GIS	$249\text{kN}/\text{m}^2$	$900\text{kN}/\text{m}^2$	○																												
予備変圧器	$179\text{kN}/\text{m}^2$	$900\text{kN}/\text{m}^2$	○																												

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

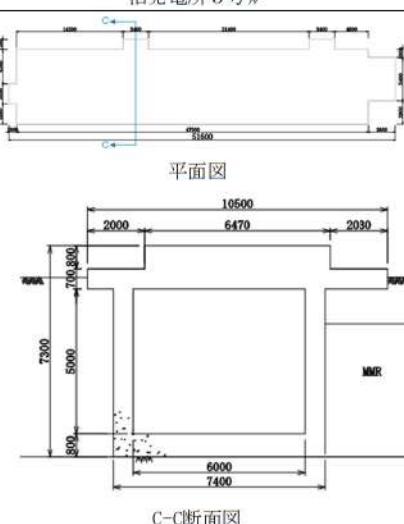
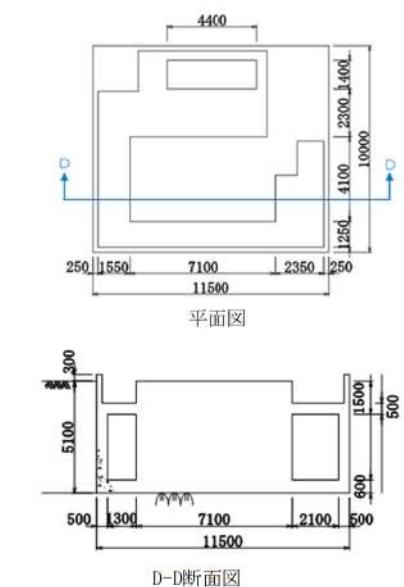
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 第2.2.4.11図 ブッシング基礎構造図	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）
		 第2.2.4.12図 GIIL基礎構造図	【大飯, 女川】 設備構成の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

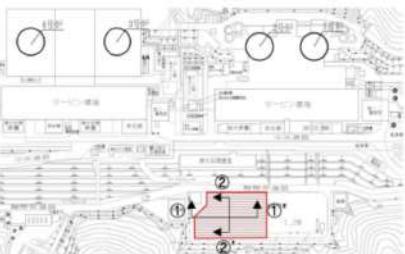
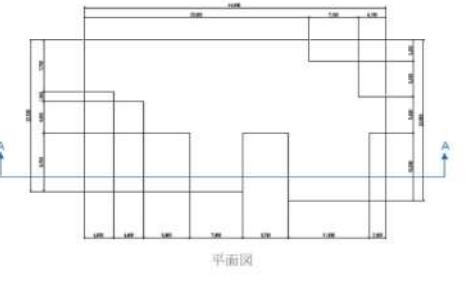
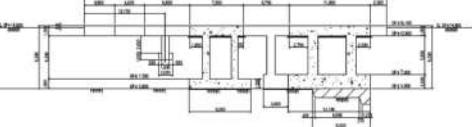
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>平面図 C-C断面図</p> <p>第2.2.4.13図 GIS基礎構造図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
		 <p>平面図 D-D断面図</p> <p>第2.2.4.14図 予備変圧器基礎構造図</p>	<p>【大飯, 女川】 設備構成の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

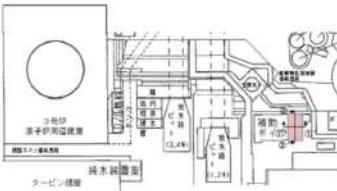
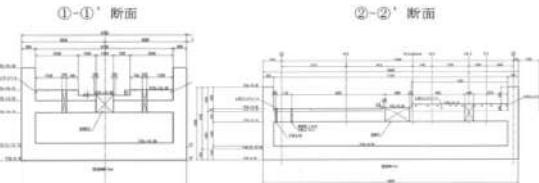
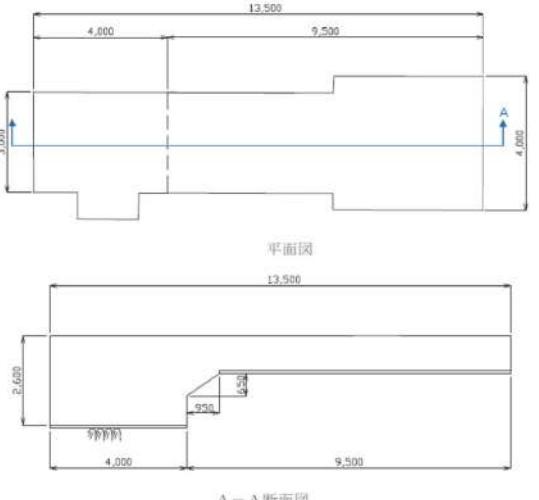
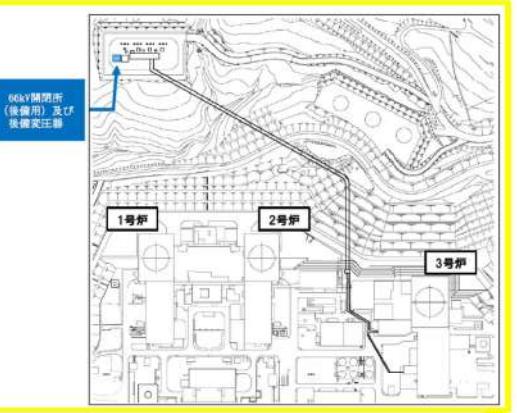
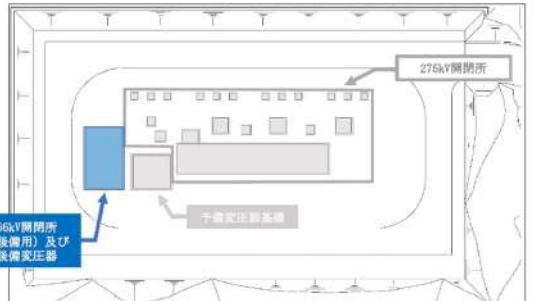
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
<p>(2) 大飯3号炉及び4号炉500kV特高開閉所 大飯3号炉及び4号炉500kV特高開閉所（大飯幹線に接続）は、盛土上に設置してあり、べた基礎構造である。なお、1.0Ciの地震力（Kh=0.16）に対し十分な安全性を確保している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th><th>評価値</th><th>評価基準値</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大接地圧</td><td>3.9(t/m²)</td><td>21.2(t/m²)</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>① 基礎の耐震安全性評価結果</p>  <p>② 開閉所位置図</p>  <p>③ 基礎構造図</p>  <p>大飯3号炉及び4号炉 500kV特高開閉所基礎の地盤安全性</p> <p>(2) 275kV開閉所（牡鹿幹線） 275kV開閉所（牡鹿幹線）は、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】 第2.2.4-6表に275kV開閉所（牡鹿幹線）の支持性能評価結果、第2.2.4-13図に275kV開閉所（牡鹿幹線）位置、第2.2.4-14図に275kV開閉所（牡鹿幹線）基礎構造を示す。 第2.2.4-6表 275kV開閉所（牡鹿幹線）基礎の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th><th>評価値</th><th>評価基準値</th><th>判定[*]</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大接地圧</td><td>447kN/m²</td><td>1,961kN/m²</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 評価値<評価基準値となるとき判定○となる（十分な支持性能を確保）。</p> <p>第2.2.4-13図 275kV開閉所（牡鹿幹線）位置図</p>  <p>平面図</p>  <p>A-A断面図</p>  <p>第2.2.4-14図 275kV開閉所（牡鹿幹線）基礎構造図</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定	最大接地圧	3.9(t/m ²)	21.2(t/m ²)	○	照査項目	評価値	評価基準値	判定 [*]	最大接地圧	447kN/m ²	1,961kN/m ²	○
照査項目	評価値	評価基準値	判定													
最大接地圧	3.9(t/m ²)	21.2(t/m ²)	○													
照査項目	評価値	評価基準値	判定 [*]													
最大接地圧	447kN/m ²	1,961kN/m ²	○													

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

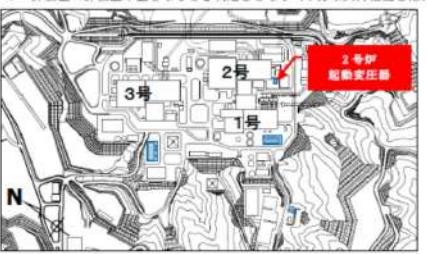
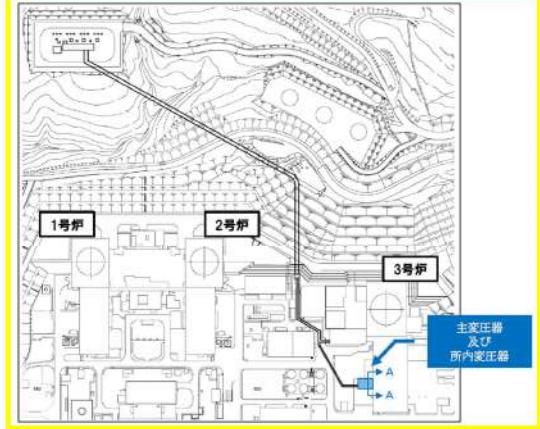
第33条 保安電源設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																
<p>(3) 大飯発電所77kV特高開閉所</p> <p>大飯発電所 77kV 特高開閉所（大飯支線に接続）は、岩盤上に設置してあり、べた基礎構造である。なお、地震力($K_h=0.89$)に対し十分な安全性を確保している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th><th>評価値</th><th>評価基準値</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大地盤圧</td><td>31.8(t/m²)</td><td>1.000(t/m²)</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>① 基礎の耐震安全性評価結果</p>  <p>② 開閉所位置図</p>  <p>③ 基礎構造図</p> <p>大飯発電所 77kV 特高開閉所基礎の地盤安全性</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定	最大地盤圧	31.8(t/m ²)	1.000(t/m ²)	○	<p>(3) 66kV 開閉所（塙浜支線）及び予備変圧器</p> <p>66kV開閉所（塙浜支線）及び予備変圧器は、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4-7表 66kV開閉所（塙浜支線）及び予備変圧器基礎の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th><th>評価値</th><th>評価基準値</th><th>判定*</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大地盤圧</td><td>343kN/m²</td><td>1,961kN/m²</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 評価値<評価基準値となるとき判定○となる（十分な支持性能を確保）。</p>  <p>第2.2.4-15図 66kV開閉所（塙浜支線）及び予備変圧器位置図</p>  <p>第2.2.4-16図 66kV開閉所（塙浜支線）及び予備変圧器基礎構造図</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定*	最大地盤圧	343kN/m ²	1,961kN/m ²	○	<p>(2) 66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器</p> <p>3号炉専用に設置する66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器は、直接基礎構造で、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保する設計とする。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4.15図に66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器位置を示す。</p>  <p>第2.2.4.15図 66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器位置図 (1/2)</p>  <p>第2.2.4.15図 66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器位置図 (2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯：77kV 特高開閉所→女川：66kV 開閉所（塙浜支線）及び予備変圧器→泊：66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器 ・66kV 開閉所（後備用）及び後備変圧器は、今後設計し設置することから、現時点において支持性能評価結果及び基礎構造図はない。
照査項目	評価値	評価基準値	判定																
最大地盤圧	31.8(t/m ²)	1.000(t/m ²)	○																
照査項目	評価値	評価基準値	判定*																
最大地盤圧	343kN/m ²	1,961kN/m ²	○																

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

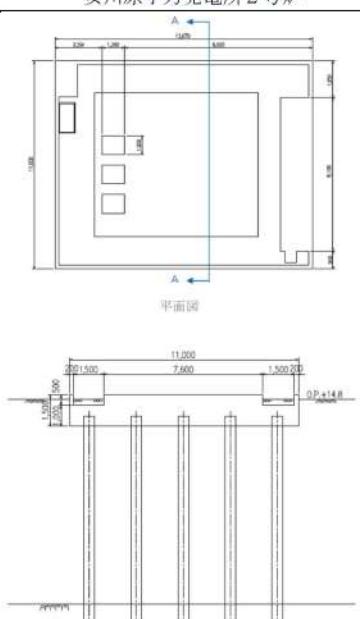
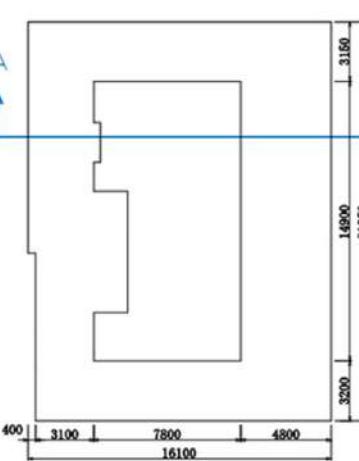
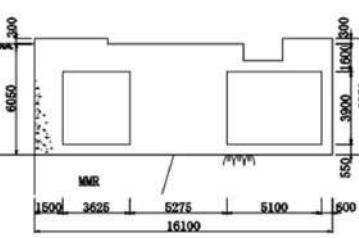
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>(4) 2号炉起動変圧器 2号炉起動変圧器は、杭基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】 第2.2.4-8表に2号炉起動変圧器の支持性能評価結果、第2.2.4-17図に2号炉起動変圧器位置、第2.2.4-18図に2号炉起動変圧器基礎構造を示す。</p> <p>第2.2.4-8表 2号炉起動変圧器基礎の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th> <th>評価値</th> <th>評価基準値</th> <th>判定*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大接地圧</td> <td>950kN/本</td> <td>1,794kN/本</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 評価値く評価基準値となるとき判定○となる（十分な支持性能を確保）。</p>  <p>第2.2.4-17図 2号炉起動変圧器位置図</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定*	最大接地圧	950kN/本	1,794kN/本	○	<p>(3) 主変圧器及び所内変圧器 主変圧器及び所内変圧器は、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】 第2.2.4.6表に主変圧器及び所内変圧器の支持性能評価結果、第2.2.4.16図に主変圧器及び所内変圧器位置、第2.2.4.17図に主変圧器及び所内変圧器基礎構造を示す。</p> <p>第2.2.4.6表 主変圧器及び所内変圧器の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>最大接地圧</th> <th>評価基準値</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主変圧器及び所内変圧器</td> <td>175kN/m²</td> <td>9,000kN/m²</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2.2.4.16図 主変圧器及び所内変圧器位置図</p>	設備	最大接地圧	評価基準値	判定	主変圧器及び所内変圧器	175kN/m ²	9,000kN/m ²	○	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：2号炉起動変圧器→泊：主変圧器及び所内変圧器</p> </p>
照査項目	評価値	評価基準値	判定*																
最大接地圧	950kN/本	1,794kN/本	○																
設備	最大接地圧	評価基準値	判定																
主変圧器及び所内変圧器	175kN/m ²	9,000kN/m ²	○																

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

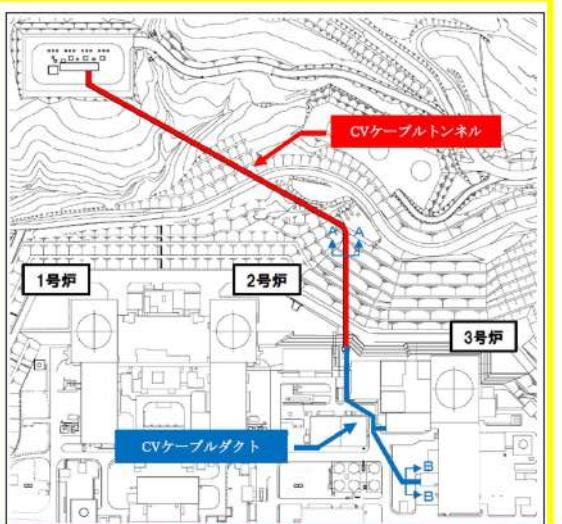
第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 平面図 A-A 断面図 第2.2.4-18図 2号炉起動変圧器基礎構造図	 平面図	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）
		 A-A 断面図 第2.2.4.17図 主変圧器及び所内変圧器基礎構造図	【大飯, 女川】 設備構成の相違

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>2.1.4.4.2 洞道の基礎構造</p> <p>ケーブルトレンチについては、盛土斜面上にボックスカルバート及び直接基礎で敷設されている。なお、Cクラス相当の地震力に対しては安全性を有しているため、ガス絶縁開閉装置や主変圧器との接続に支障が生じることはない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>断面</th><th>接地圧</th><th>地耐力</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A断面（左側）</td><td>20.89(t/m²)</td><td>37.74(t/m²)</td><td>○</td></tr> <tr> <td>A断面（右側）</td><td>26.97(t/m²)</td><td>46.92(t/m²)</td><td>○</td></tr> <tr> <td>B断面</td><td>29.98(t/m²)</td><td>45.96(t/m²)</td><td>○</td></tr> <tr> <td>C断面</td><td>32.93(t/m²)</td><td>55.08(t/m²)</td><td>○</td></tr> <tr> <td>D断面</td><td>3.22(t/m²)</td><td>6.12(t/m²)</td><td>○</td></tr> <tr> <td>E断面</td><td>4.36(t/m²)</td><td>7.14(t/m²)</td><td>○</td></tr> <tr> <td>F断面</td><td>2.00(t/m²)</td><td>10.20(t/m²)</td><td>○</td></tr> <tr> <td>G断面</td><td>4.32(t/m²)</td><td>12.24(t/m²)</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>① ケーブルトレンチの耐震安全性評価結果</p>  <p>第2.2.4-19図 全体平面図</p> <p>② ケーブルトレンチ位置図 注：A～C断面はボックスカルバート、D～G断面は直接基礎</p>  <p>第2.2.4.18図 CVケーブルトンネル及びCVケーブルダクト位置図</p> <p>2.2.4.2.4 ケーブル洞道・電線管路の設置地盤の支持性能について 275kV開閉所（松島幹線）、275kV開閉所（牡鹿幹線）及び66kV開閉所（塙浜支線）から女川2号炉まではケーブル洞道及び電線管路を通して接続している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】 ケーブル洞道設置地盤の支持性能については、洞道の構造の相違により、275kV開閉所連絡洞道、OFケーブル洞道、T/B西側ケーブル洞道及び電線管路（66kV開閉所（塙浜支線）～275kV開閉所（牡鹿幹線））の四つのエリアに区分した上で、検討している。各エリアでは、評価式の特性を考慮して、ケーブル洞道の設置深さが浅くかつ断面形状の縦横比が大きい位置を代表断面として選定し、支持性能を確認した。第2.2.4-19図に全体平面図を示す。</p>	断面	接地圧	地耐力	判定	A断面（左側）	20.89(t/m ²)	37.74(t/m ²)	○	A断面（右側）	26.97(t/m ²)	46.92(t/m ²)	○	B断面	29.98(t/m ²)	45.96(t/m ²)	○	C断面	32.93(t/m ²)	55.08(t/m ²)	○	D断面	3.22(t/m ²)	6.12(t/m ²)	○	E断面	4.36(t/m ²)	7.14(t/m ²)	○	F断面	2.00(t/m ²)	10.20(t/m ²)	○	G断面	4.32(t/m ²)	12.24(t/m ²)	○	<p>2.2.4.2.4 CV ケーブルトンネル及び CV ケーブルダクトの設置地盤の支持性能について 275kV 開閉所及び 66kV 開閉所（後備用）から泊3号炉までは CV ケーブルトンネル及び CV ケーブルダクトを通して接続している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4.18図に CV ケーブルトンネル及び CV ケーブルダクト位置を示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 設備構成の相違 ・大飯：ケーブルトレンチ→女川：ケーブル洞道→泊：CV ケーブルトンネル、CV ケーブルダクト 【女川】 設備構成の相違 ・泊発電所の 275kV 開閉所及び 66kV 開閉所（後備用）は同一エリアに設置する事から、女川のように区分分けは実施していない。</p>
断面	接地圧	地耐力	判定																																			
A断面（左側）	20.89(t/m ²)	37.74(t/m ²)	○																																			
A断面（右側）	26.97(t/m ²)	46.92(t/m ²)	○																																			
B断面	29.98(t/m ²)	45.96(t/m ²)	○																																			
C断面	32.93(t/m ²)	55.08(t/m ²)	○																																			
D断面	3.22(t/m ²)	6.12(t/m ²)	○																																			
E断面	4.36(t/m ²)	7.14(t/m ²)	○																																			
F断面	2.00(t/m ²)	10.20(t/m ²)	○																																			
G断面	4.32(t/m ²)	12.24(t/m ²)	○																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

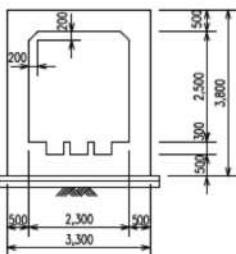
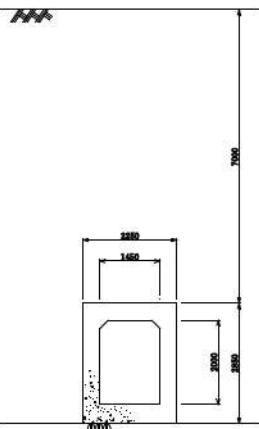
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由							
	<p>(1) 275kV開閉所連絡洞道</p> <p>275kV開閉所連絡洞道は、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4-9表に275kV開閉所連絡洞道の支持性能評価結果、第2.2.4-20図に275kV開閉所連絡洞道位置図、第2.2.4-21図に275kV開閉所連絡洞道断面図を示す。</p> <p>第2.2.4-9表 275kV開閉所連絡洞道の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th> <th>評価値</th> <th>評価基準値</th> <th>判定*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大援地圧</td> <td>103kN/m²</td> <td>939kN/m²</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 評価値<評価基準値となるとき判定○となる（十分な支持性能を確保）。</p> <p>Figure 2.2.4-20 shows the location of the 275kV connection tunnel between the main building and the switchgear building. The diagram includes contour lines and building labels for units 1, 2, and 3.</p> <p>第2.2.4-20図 275kV開閉所連絡洞道位置図</p> <p>Figure 2.2.4-21 is a cross-sectional view of the 275kV connection tunnel. It shows a rectangular cross-section with dimensions: height 4750 mm, width 5400 mm, and thicknesses of 300 mm on each side wall. The floor is labeled 'A-A断面'.</p> <p>A-A断面 第2.2.4-21図 275kV開閉所連絡洞道断面図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠固みの内容は商業機密の範疇から公開できません。</p> </div> <p>(1) CVケーブルトンネル</p> <p>CVケーブルトンネルは岩盤内に設置されており、「トンネル標準示方書 山岳工法・同解説（土木学会）」において、「トンネルは周辺地山と一体となって挙動するため、地表の構造物に比べて地震の影響が少なく、耐震性に富む構造物である。」とされていることからも、地震時においてCVケーブルトンネルに顕著な変位が生じることはないと考えられる。</p> <p>以上より、CVケーブルトンネルは不等沈下、傾斜等が起きないような十分な支持性能をもつ地盤に設置されているものと判断した。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4.19図にCVケーブルトンネル標準断面図を示す。</p> <p>Figure 2.2.4.19 is a standard cross-sectional diagram of the CV cable tunnel. It shows a semi-circular arch with a total height of 4750 mm, a floor thickness of 350 mm, and side walls of 300 mm thickness. The horizontal span is 5400 mm.</p> <p>A-A断面図 第2.2.4.19図 CVケーブルトンネル標準断面図</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定*	最大援地圧	103kN/m ²	939kN/m ²	○	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊発電所のCVケーブルトンネルは岩盤を直接くり抜いた構造であるため、女川2のように基礎に直接構築した設備とは異なる構造ではあるが、地震力に對して十分な支持性能を確保している構造である。</p> <p>【女川】 泊のCVケーブルトンネル位置図は第2.2.4.18図「CVケーブルトンネル及びCVケーブルダクト位置図」に記載済み。女川は4エリアあるため、各エリアごとに個別に記載している。</p>
照査項目	評価値	評価基準値	判定*							
最大援地圧	103kN/m ²	939kN/m ²	○							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

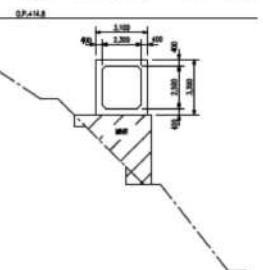
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>(2) OF ケーブル洞道</p> <p>OFケーブル洞道は、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4-10表にOFケーブル洞道の支持性能評価結果、第2.2.4-22図にOFケーブル洞道位置図、第2.2.4-23図にOFケーブル洞道断面図を示す。</p> <p>第2.2.4-10表 OFケーブル洞道の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th><th>評価値</th><th>評価基準値</th><th>判定^{*1}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大接地圧</td><td>138kN/m²</td><td>792kN/m²</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 評価値<評価基準値となるとき判定○となる（十分な支持性能を確保）。</p>  <p>第2.2.4-22図 OFケーブル洞道位置図 O.P.+14.8</p>  <p>A-A断面 第2.2.4-23図 OFケーブル洞道断面図</p> <p>(2) CV ケーブルダクト</p> <p>CVケーブルダクトは、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>CVケーブルダクトについては、土被り厚が最大であり、かつ断面形状の縦横比が大きい位置を代表断面として選定し、支持性能を確認した。</p> <p>第2.2.4.7表にCVケーブルダクトの支持性能評価結果、第2.2.4.20図にCVケーブルダクト断面図を示す。</p> <p>第2.2.4.7表 CVケーブルダクトの支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th><th>最大接地圧</th><th>評価基準値</th><th>判定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CV ケーブルダクト</td><td>248kN/m²</td><td>9,000kN/m²</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>  <p>B-B断面図 第2.2.4.20図 CVケーブルダクト断面図</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定 ^{*1}	最大接地圧	138kN/m ²	792kN/m ²	○	設備	最大接地圧	評価基準値	判定	CV ケーブルダクト	248kN/m ²	9,000kN/m ²	○
照査項目	評価値	評価基準値	判定 ^{*1}														
最大接地圧	138kN/m ²	792kN/m ²	○														
設備	最大接地圧	評価基準値	判定														
CV ケーブルダクト	248kN/m ²	9,000kN/m ²	○														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

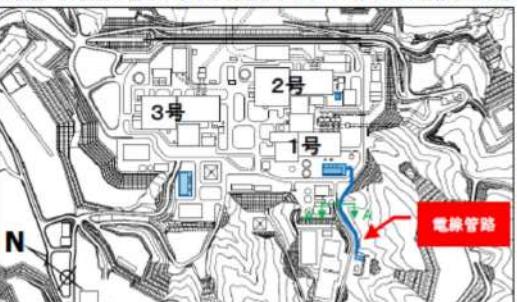
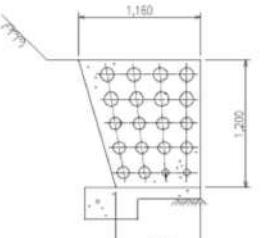
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>(3) T/B西側ケーブル洞道</p> <p>T/B西側ケーブル洞道は、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4-11表にT/B西側ケーブル洞道の支持性能評価結果、第2.2.4-24図にT/B西側ケーブル洞道位置図、第2.2.4-25図にT/B西側ケーブル洞道断面図を示す。</p> <p>第2.2.4-11表 T/B西側ケーブル洞道の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th> <th>評価値</th> <th>評価基準値</th> <th>判定*<!--1--></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大接地圧</td> <td>188kN/m²</td> <td>1,961kN/m²</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 評価値<評価基準値となるとき判定○となる（十分な支持性能を確保）。</p>  <p>第2.2.4-24図 T/B西側ケーブル洞道位置図</p>  <p>A-A断面 第2.2.4-25図 T/B西側ケーブル洞道断面図</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定* 1	最大接地圧	188kN/m ²	1,961kN/m ²	○		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のCVケーブルトンネル及びCVケーブルダクトについては前段で記載済み。 女川は4エリアあるため、各エリアごとに個別に記載している。
照査項目	評価値	評価基準値	判定* 1								
最大接地圧	188kN/m ²	1,961kN/m ²	○								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>(4)電線管路 (66kV 開閉所 (塙浜支線) ~275kV 開閉所 (牡鹿幹線))</p> <p>電線管路は、直接基礎構造であり、1.0Ciの地震力に対し十分な支持性能を確保している。【設置許可基準規則第33条 第6項解釈6】</p> <p>第2.2.4-12表に電線管路の支持性能評価結果、第2.2.4-26図に電線管路位置図、第2.2.4-27図に電線管路断面図を示す。</p> <p>第2.2.4-12表 電線管路の支持性能評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>照査項目</th><th>評価値</th><th>評価基準値</th><th>判定^{*1}</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大接地圧</td><td>38kN/m²</td><td>68kN/m²</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*1 評価値<評価基準値となるとき判定○となる（十分な支持性能を確保）。</p>  <p>第2.2.4-26図 電線管路位置図</p>  <p>A-A断面 第2.2.4-27図 電線管路断面図</p>	照査項目	評価値	評価基準値	判定 ^{*1}	最大接地圧	38kN/m ²	68kN/m ²	○		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の CV ケーブルトンネル及び CV ケーブルダクトについては前段で記載済み。 女川は4エリアあるため、各エリアごとに個別に記載している。
照査項目	評価値	評価基準値	判定 ^{*1}								
最大接地圧	38kN/m ²	68kN/m ²	○								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2.4.2.5 基礎及びケーブル洞道の不等沈下による影響について (1) 不等沈下に伴う被害事例 平成19年新潟県中越沖地震時に、東京電力柏崎・刈羽原子力発電所において、変圧器基礎及びケーブルダクトの間に不等沈下が生じた。この不等沈下の影響によりダクトがブッシングに衝突し、ブッシング部が破損したために絶縁油が漏えい、短絡によるアーク放電が漏れた絶縁油に引火して、火災に繋がるという事象が発生した。 不等沈下が起きやすい場所は、このように、それぞれが独立した異なる種類の基礎であり、かつ盛土などとの沈下が起きやすい地層に設置されている場所と考えられる。</p> <p>(2) 評価対象箇所の選定 2号炉の保安電源のケーブルラインは、直接基礎（第2.2.4-28図及び第2.2.4-13表に設置状況を、第2.2.4-29図に代表断面を記載）の洞道（鉄筋コンクリート構造）内に敷設しているため、杭基礎構造の275kV開閉所（松島幹線）及び2号炉起動変圧器基礎とは異種基礎間での接続となっている。また、2号炉起動変圧器基礎とOFケーブル洞道はともに岩盤支持であるのに対し、275kV開閉所（松島幹線）と275kV開閉所連絡洞道の接続は、岩盤支持である開閉所と、盛土支持である洞道との接続となっている。 よって、沈下の影響を受けやすいためと考えられることから、275kV開閉所（松島幹線）と同連絡洞道の接続箇所について変位量を算出し、影響評価を行った。</p>	<p>2.2.4.2.5 基礎並びにCVケーブルトンネル及びCVケーブルダクトの不等沈下による影響について (1) 不等沈下に伴う被害事例 平成19年新潟県中越沖地震時に、東京電力柏崎・刈羽原子力発電所において、変圧器基礎及びケーブルダクトの間に不等沈下が生じた。この不等沈下の影響によりダクトがブッシングに衝突し、ブッシング部が破損したために絶縁油が漏えい、短絡によるアーク放電が漏れた絶縁油に引火して、火災に繋がるという事象が発生した。 不等沈下が起きやすい場所は、このように、それぞれが独立した異なる種類の基礎であり、かつ盛土等との沈下が起きやすい地層に設置されている場所と考えられる。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：ケーブル洞道→泊：CVケーブルトンネル、CVケーブルダクト</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：など→泊：等</p> <p>【女川】 設備の相違 ・泊発電所3号炉の保安電源のケーブル敷設ルートは、全て岩盤支持、かつ同一基礎形式（直接基礎構造）の施設（鉄筋コンクリート構造）内に敷設しているため、不等沈下による影響はない。</p> </p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

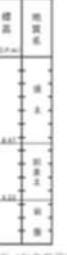
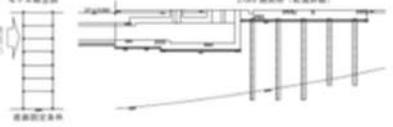
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	 <p>図2.2.4-29 図 2号炉保安電源ケーブルライン全体平面図</p> <table border="1"> <caption>第2.2.4-13表 2号炉保安電源ケーブルラインの基礎構造形式と設置地點</caption> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>基礎構造形式</th> <th>主な支持地盤</th> <th>設計参考</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>275kV 開閉所 (松島幹線)</td> <td>杭基礎</td> <td>砂疊</td> <td>□</td> <td>無機基礎形式</td> </tr> <tr> <td>275kV 開閉所 海底溝</td> <td>直埋基礎</td> <td>強土</td> <td>※</td> <td>同一基礎形式</td> </tr> <tr> <td>275kV 開閉所 (松島幹線)</td> <td>直埋基礎</td> <td>砂疊</td> <td>※</td> <td>同一基礎形式</td> </tr> <tr> <td>O/F ケーブル 溝道</td> <td>直埋基礎</td> <td>砂疊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号炉 起動電力分路</td> <td>杭基礎</td> <td>砂疊</td> <td>□</td> <td>無機基礎形式</td> </tr> <tr> <td>66kV 開閉所 (原水支線) 下層電力分路</td> <td>直埋基礎</td> <td>砂疊</td> <td>※</td> <td>同一基礎形式</td> </tr> <tr> <td>電源管路</td> <td>直埋基礎</td> <td>強土</td> <td>※</td> <td>同一基礎形式</td> </tr> <tr> <td>O/F ケーブル 溝道</td> <td>直埋基礎</td> <td>砂疊</td> <td>※</td> <td>同一基礎形式</td> </tr> <tr> <td>275kV 開閉所 (社収幹線)</td> <td>直埋基礎</td> <td>砂疊</td> <td>※</td> <td>同一基礎形式</td> </tr> </tbody> </table> <p>【開閉所及び開閉所連絡溝道位置図】</p> <p>【A-A断面】 【B-B断面】</p> <p>【275kV 開閉所 (松島幹線) 基礎】</p> <p>図2.2.4-29 図 2号炉保安電源用ケーブルを内包する溝道及び基礎の代表断面図</p> <p>各図の内容は前項検査の観点から公開できません。</p>	設備名	基礎構造形式	主な支持地盤	設計参考	備考	275kV 開閉所 (松島幹線)	杭基礎	砂疊	□	無機基礎形式	275kV 開閉所 海底溝	直埋基礎	強土	※	同一基礎形式	275kV 開閉所 (松島幹線)	直埋基礎	砂疊	※	同一基礎形式	O/F ケーブル 溝道	直埋基礎	砂疊			2号炉 起動電力分路	杭基礎	砂疊	□	無機基礎形式	66kV 開閉所 (原水支線) 下層電力分路	直埋基礎	砂疊	※	同一基礎形式	電源管路	直埋基礎	強土	※	同一基礎形式	O/F ケーブル 溝道	直埋基礎	砂疊	※	同一基礎形式	275kV 開閉所 (社収幹線)	直埋基礎	砂疊	※	同一基礎形式		<p>【女川】 設備の相違 • 泊発電所3号炉の保安電源のケーブル敷設ルートは、全て岩盤支持、かつ同一基礎形式（直接基礎構造）の施設（鉄筋コンクリート構造）内に敷設しているため、不等沈下による影響はない。</p>
設備名	基礎構造形式	主な支持地盤	設計参考	備考																																																	
275kV 開閉所 (松島幹線)	杭基礎	砂疊	□	無機基礎形式																																																	
275kV 開閉所 海底溝	直埋基礎	強土	※	同一基礎形式																																																	
275kV 開閉所 (松島幹線)	直埋基礎	砂疊	※	同一基礎形式																																																	
O/F ケーブル 溝道	直埋基礎	砂疊																																																			
2号炉 起動電力分路	杭基礎	砂疊	□	無機基礎形式																																																	
66kV 開閉所 (原水支線) 下層電力分路	直埋基礎	砂疊	※	同一基礎形式																																																	
電源管路	直埋基礎	強土	※	同一基礎形式																																																	
O/F ケーブル 溝道	直埋基礎	砂疊	※	同一基礎形式																																																	
275kV 開閉所 (社収幹線)	直埋基礎	砂疊	※	同一基礎形式																																																	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

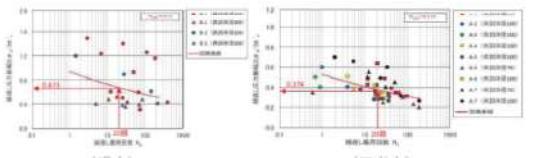
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	<p>(3)評価手法及び評価結果</p> <p>275kV開閉所（松島幹線）は、杭基礎構造で岩盤に支持されており、275kV開閉所連絡洞道は直接基礎構造で盛土層に支持されている。275kV開閉所（松島幹線）周辺平面図を第2.2.4-30図に、275kV開閉所（松島幹線）付近ボーリング柱状図を第2.2.4-31図、275kV開閉所（松島幹線）の断面及び解析モデル概念図を第2.2.4-32図に示す。地盤は、盛土層及び旧表土層をモデル化し、上端をO.P.+14.8mの地表面、下端をO.P.+4.22mの岩盤上面とした。地震力は地表面で1.0ciとし、各要素に深度相当の地震力を静的に作用させ、静的非線形解析により求めたせん断ひずみから沈下量を算定した。</p> <p>評価結果は、第2.2.4-14表に示すとおり、沈下量は1.15cmである。</p> <p>以上のことから、基礎及び洞道の不等沈下について、想定される相対沈下量はケーブル性能に影響を与えるものではなく、設置地盤は十分な支持性能を確保していることを確認した。</p>  <p>第2.2.4-30図 275kV開閉所（松島幹線）周辺平面図 ※開示の内容は商業機密の範囲から公開できません。</p>  <p>第2.2.4-31図 275kV開閉所（松島幹線）付近ボーリング柱状図</p>  <p>第2.2.4-32図 275kV開閉所（松島幹線）断面及び解析モデル概念図</p> <table border="1"> <caption>第2.2.4-14表 地盤沈下量の算定結果</caption> <thead> <tr> <th>地盤名</th> <th>厚さ</th> <th>沈下量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土及び旧表土</td> <td>10.56m</td> <td>1.15cm</td> </tr> </tbody> </table>	地盤名	厚さ	沈下量	盛土及び旧表土	10.56m	1.15cm	<p>(2)影響及び評価結果</p> <p>3号炉の保安電源のケーブル敷設ルートは、すべて岩盤支持、かつ同一基礎形式（直接基礎構造）の施設（鉄筋コンクリート構造）内に敷設しているため、不等沈下による影響はない。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違 ・泊発電所3号炉の保安電源のケーブル敷設ルートは、全て岩盤支持、かつ同一基礎形式（直接基礎構造）の施設（鉄筋コンクリート構造）内に敷設しているため、不等沈下による影響はない。</p>
地盤名	厚さ	沈下量							
盛土及び旧表土	10.56m	1.15cm							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
	<p>2.2.4.2.6 設置地盤の液状化について</p> <p>液状化の影響について、道路橋示方書・同解説（V耐震設計編、平成14年3月）に基づき、1.0Ciの地震力に対して液状化判定を実施する。</p> <p>開閉所及びケーブル洞道の設置地盤は盛土層または岩盤である。盛土支持の構造物のうち、275kV開閉所連絡洞道は、第2.2.4-31図に示すとおり岩盤面の深度が深く、盛土の下部に液状化強度が最も低い旧表土層が厚く堆積しており、液状化の影響を受けやすいと考えられることから、275kV開閉所連絡洞道を対象にF_L法に基づいた液状化判定を行う。</p> <p>$F_L = R / L$</p> <p>F_L : 液状化に対する抵抗率 R : 動的せん断強度比 L : 地震時せん断応力比</p> <p>動的せん断強度比Rは、繰返し回数20回で軸ひずみ両振幅が5%に達するのに要するせん断応力振幅を、初期有効拘束圧で除した値（せん断応力比）として設定する。盛土層と旧表土層の動的せん断強度比Rは、液状化試験結果（第2.2.4-33図）に基づき、第2.2.4-15表のとおりとする。</p>  <p>第2.2.4-33図 液状化試験結果</p> <table border="1"> <caption>第2.2.4-15表 動的せん断強度比</caption> <tr> <td>盛土</td> <td>0.673</td> </tr> <tr> <td>旧表土</td> <td>0.374</td> </tr> </table> <p>地震時のせん断応力Lは、地震時せん断応力と有効上載圧σ_v'の比で定義される。このうち地震時せん断応力は、地盤の全上載圧σ_vに、地表面からの深さ方向の低減係数γ_dを考慮した設計水平深度k_{hg}を乗じたものである。設計水平深度k_{hg}には、1.0Ciの地震力を用いる。</p>	盛土	0.673	旧表土	0.374	<p>2.2.4.2.6 設置地盤の液状化について</p> <p>各施設（275kV開閉所及び予備変圧器基礎、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器基礎、主要変圧器及び所内変圧器基礎並びにCVケーブルトンネル及びCVケーブルダクト）の設置地盤はすべて岩盤であることから、液状化判定の対象外であり影響はない。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） <p>【女川】 設備の相違 • 泊発電所3号炉の275kV開閉所及び予備変圧器基礎、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器基礎、主要変圧器及び所内変圧器基礎並びにCVケーブルトンネル及びCVケーブルダクトの設置地盤は岩盤であることから、液状化の影響はない。</p> </p>
盛土	0.673						
旧表土	0.374						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

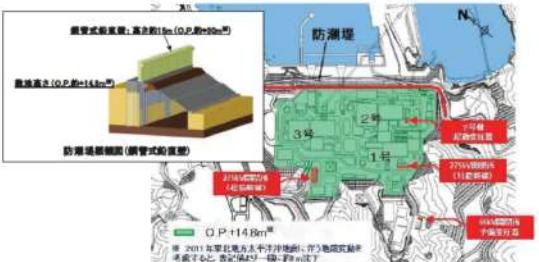
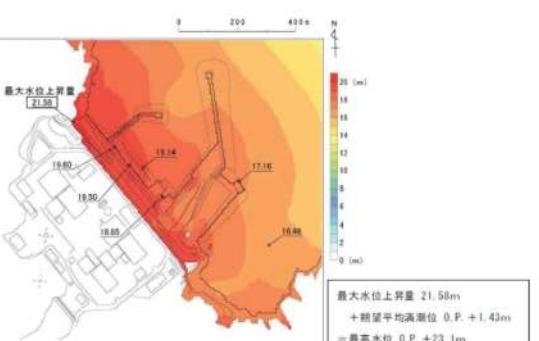
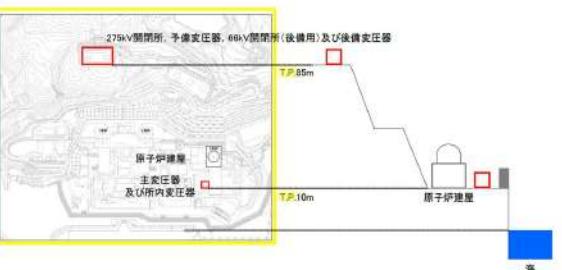
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	$L = \gamma_d \cdot k_{hg} \cdot \sigma_v / \sigma_v'$ <p> γ_d : 地震時せん断応力比の深さ方向の低減係数 (=1.0 $-0.015x$) x : 地表面からの深さ [m] k_{hg} : 地表面における設計水平深度 (1.0Ci) σ_v : 全上載圧 [kN/m²] σ_v' : 有効上載圧 [kN/m²] </p> <p>F_L法による液状化評価に用いる地盤物性値を第2.2.4-16表に、液状化評価結果を第2.2.4-17表に示す。</p> <table border="1"> <caption>第2.2.4-16表 地盤物性値</caption> <thead> <tr> <th>地下水位以浅の盛土の単位堆積重量 γ (kN/m³)</th> <th>18.6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水位以下の盛土の有効単位堆積重量 γ' (kN/m³)</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>地下水位以下の旧表土の有効単位堆積重量 γ'' (kN/m³)</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>地表面 (0, P_r + (m))</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>地下水位 (0, P_r + (m))</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>第2.2.4-17表 F_L法による液状化評価結果</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>動的せん断強度比 R</th> <th>地震時せん断応力比 L</th> <th>液状化に対する抵抗率 F_L</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土</td> <td>0.673</td> <td>0.189</td> <td>3.561</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>旧表土</td> <td>0.374</td> <td>0.224</td> <td>1.670</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価の結果、盛土層及び旧表土層それぞれの液状化に対する抵抗率は $F_L = 3.561$ 及び 1.670 と、1.0を上回り、液状化しない判定となることを確認した。 上記より、開閉所及びケーブル洞道の設置地盤は、液状化しないと判断され、2.2.4.2.3項及び2.2.4.2.4項に示すとおり、地盤は十分な支持性能を確保している。</p>	地下水位以浅の盛土の単位堆積重量 γ (kN/m ³)	18.6	地下水位以下の盛土の有効単位堆積重量 γ' (kN/m ³)	10.8	地下水位以下の旧表土の有効単位堆積重量 γ'' (kN/m ³)	9.2	地表面 (0, P _r + (m))	14.8	地下水位 (0, P _r + (m))	9.0		動的せん断強度比 R	地震時せん断応力比 L	液状化に対する抵抗率 F _L	判定	盛土	0.673	0.189	3.561	○	旧表土	0.374	0.224	1.670	○	
地下水位以浅の盛土の単位堆積重量 γ (kN/m ³)	18.6																										
地下水位以下の盛土の有効単位堆積重量 γ' (kN/m ³)	10.8																										
地下水位以下の旧表土の有効単位堆積重量 γ'' (kN/m ³)	9.2																										
地表面 (0, P _r + (m))	14.8																										
地下水位 (0, P _r + (m))	9.0																										
	動的せん断強度比 R	地震時せん断応力比 L	液状化に対する抵抗率 F _L	判定																							
盛土	0.673	0.189	3.561	○																							
旧表土	0.374	0.224	1.670	○																							

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策 (1)津波影響 開閉所設備等の電気設備は、O.P.+14.8m以上 の高さに設置されている。基準津波による敷地前面の最高水位は O.P.+23.1mであるが、防潮堤等の設置により敷地内への浸水はなく、当該電気設備が津波の影響を受けない設計とする。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4-34図に開閉所設備等の電気設備と防潮堤の配置を示す。第2.2.4-35図に基準津波による最大水位上昇量分布を示す。</p>  <p>第2.2.4-34図 開閉所設備等と防潮堤の配置</p>  <p>第2.2.4-35図 基準津波（水位上昇側）による最大水位上昇量分布</p>	<p>2.2.4.2.7 津波の影響、塩害対策 (1)津波影響 開閉所設備等の電気設備は、T.P.10m以上 の高さに設置されている。防潮堤等の設置により基準津波による敷地内への浸水はなく、当該電気設備が津波の影響を受けない設計とする。【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p> <p>第2.2.4.21図に開閉所設備等の電気設備の配置を示す。</p>  <p>第2.2.4.21図 開閉所設備等の電気設備の配置</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・津波に対して離隔又は防護している点では同等である。</p> <p>【泊】 基準津波による最大水位上昇量分布は第5条「津波による損傷の防止」にて提示する。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 塩害対策</p> <p>塩害対策として、第2.2.4-36図のとおり、275kV開閉所には碍子洗浄装置を設置している。</p> <p>なお、「電気共同研究第35巻第3号変電設備の対塩設計（電気共同研究会）」に塩害対策の考え方が定められており、66kV送電線引込み部は過去の塩分測定実績により碍子の絶縁強化で対応が可能な塩分付着密度であることを確認していることから碍子洗浄は不要である。</p> <p>また、遮断器はガス絶縁開閉装置を採用しており、タンク内に電路が内包されているため塩害の影響を受けない設計とする。</p> <p>【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p>  <p>第2.2.4-36図 碍子洗浄装置外観</p>	<p>(2) 塩害対策</p> <p>塩害対策として、第2.2.4.22図のとおり、275kV開閉所は塩害の影響の小さい陸側後背地へ設置し、碍子に対しては遮風建屋内に絶縁性能の高いポリマー碍管を設置している。</p> <p>なお、「電気共同研究第35巻第3号変電設備の耐塩設計（電気共同研究会）」に塩害対策の考え方が定められており、275kV送電線引込み部は過去の塩分測定実績により遮風建屋内に絶縁強化した碍子を採用することで対応が可能な塩分付着密度であることを確認していることから碍子洗浄は不要である。</p> <p>66kV開閉所（後備用）は塩害の影響の小さい陸側後背地へ設置し、66kV送電線のケーブル引込み部は地中埋設とすることで塩害の影響を受けない設計とする。</p> <p>また、遮断器はガス絶縁開閉装置を採用しており、タンク内に電路が内包されているため塩害の影響を受けない設計とする。</p> <p>【設置許可基準規則第33条 第6項 解釈6】</p>  <p>遮風建屋 275kV開閉所 ポリマー碍管（遮風建屋）</p> <p>第2.2.4.22図 遮風建屋及びポリマー碍管</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は碍子洗浄装置を設置しているが、泊は275kV開閉所を塩害の影響の小さい標高85mの陸側後背地へ設置するとともに、275kV送電線引込み部の碍子に対しては、遮風建屋内に絶縁性能の高いポリマー碍管の設置により塩害を考慮した設計をしている。また、ポリマー碍管の漏れ電流測定により汚損の状態を監視することにより、碍子洗浄装置による定期洗浄を不要としている。塩害を考慮した設計とする点において同等である。 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：対塩→泊：耐塩 <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の66kV開閉所（後備用）は、66kV開閉所（後備用）及び後備変圧器を275kV開閉所エリアに設置するとともに、送電線との接続部はケーブル引込みとすることにより、津波、塩害の影響を考慮した設計とする設置計画を踏まえた記載をしている。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2 外部電源喪失時における発電所構内の電源の確保 2.2.1 非常用電源設備等</p> <p>ディーゼル発電機及びその附属設備は、多重性及び独立性を考慮して、必要な容量のものを2台備え、各々非常用所内高圧母線に接続している。</p> <p>また、蓄電池及びその附属設備は、2系統を各々別の場所に設置し、多重性及び独立性を確保している。</p>	<p>2.3 外部電源喪失時における発電所構内の電源の確保 2.3.1 非常用電源設備及びその附属設備の信頼性 2.3.1.1 多重性又は多様性及び独立性 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、多重性及び独立性を考慮して、必要な容量のものを3台備え、各々非常用高圧母線に接続している。 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の燃料貯蔵設備は、燃料ディタンク及び燃料移送ポンプを3台並びに軽油タンクを7基（A系、B系は1系列につき3基、HPCS系は1基）備えることにより多重性を有する設計とし、区分I/IIIと区分IIに独立性を考慮する設計とする。 また、蓄電池（非常用）及びその附属設備は、区分I、区分II及び区分IIIに区画された電気室等に設置し、多重性及び独立性を確保する設計とする。【設置許可基準規則第33条 第7項】 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）並びに非常用高圧母線は、常用系との独立性を考慮して、原子炉建屋地下1階及び地上1階、常用所内電源設備は制御建屋地下1階と異なる場所に設置することにより、共通要因により機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>2.3 外部電源喪失時における発電所構内の電源の確保 2.3.1 非常用電源設備及びその附属設備の信頼性 2.3.1.1 多重性又は多様性及び独立性 ディーゼル発電機は、多重性及び独立性を考慮して、必要な容量のものを2台備え、各々非常用高圧母線に接続している。 ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備は、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプを2台並びにディーゼル発電機燃料油貯油槽を4基（A系、B系は1系統につき2基）備えることにより多重性を有する設計とし、A系及びB系に独立性を考慮する設計とする。 また、蓄電池（非常用）及びその附属設備は、A系及びB系に区画された電気室等に設置し、多重性及び独立性を確保する設計とする。【設置許可基準規則第33条 第7項】 ディーゼル発電機並びに非常用高圧母線は、常用系との独立性を考慮して、ディーゼル発電機建屋T.P.10.3m及び原子炉補助建屋T.P.10.3m、常用所内電源設備は電気建屋T.P.10.3mと異なる場所に設置することにより、共通要因により機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） <p>【女川】 設備名称の相違（D/G、燃料貯蔵設備） 設備名称の相違 ・女川：燃料ディタンク→泊：ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・女川：燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 記載表現の相違 ・女川：系列→泊：系統 <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 <p>【女川】 設置場所の相違 ・女川：非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む） 【原子炉建屋地上1階】、非常用高圧母線【原子炉建屋地下1階】、常用所内電源設備「制御建屋地下1階」→泊：ディーゼル発電機「ディーゼル発電機建屋T.P.10.3m」、非常用高圧母線【原子炉補助建屋T.P.10.3m】、常用所内電源設備「電気建屋T.P.10.3m】</p> </p></p></p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.1.3 非常用電源設備の配置 非常用電源設備は、A系統及びB系統ごとに区画された電気室等に設置している。下図に電気設備の配置位置を示す。</p> <p><女川、泊の記載箇所で比較(2.3-2)【以下記載は項目のみとし、本文は再掲箇所に記載して比較する】></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 非常用電源設備の配置 (2) 電気設備の配置の考え方 (3) 管理区域と非管理区域に電気盤を分離配置するケース (4) 非管理区域内で3号炉と4号炉でA、B系を互い違いに配置するケース (5) 同一ユニットの非管理区域内で分離配置するケース 	<p>2.3.1.1.1 非常用電源設備及びその附属設備の配置 非常用電源設備は、区分I、区分II及び区分IIIに区画された電気室等に設置している。第2.3.1-1図～第2.3.1-6図に電気設備の配置位置を示す。</p> <p>第2.3.1-1図 非常用高圧母線の配置</p> <p>第2.3.1-2図 非常用ディーゼル発電機 (高圧伊心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) の配置</p>	<p>2.3.1.1.1 非常用電源設備及びその附属設備の配置 非常用電源設備は、A系及びB系に区画された電気室等に設置している。第2.3.1.1図～第2.3.1.4図に電気設備の配置位置を示す。</p> <p>第2.3.1.1図 非常用電源設備の配置</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 項目番号、図面番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。) 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 (P33-371~377 ~)</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 第2.3.1-3図 蓄電池の配置(1)		【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）
	 第2.3.1-4図 蓄電池の配置(2)		【女川】 設置場所の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所の「蓄電池の配置」は、第2.3.1.1図「非常用電源設備の配置」に記載している。
	 第2.3.1-5図 燃料ディンクの配置	 第2.3.1.2図 ディーゼル発電機燃料油サービスタンクの配置	【女川】 設備名称の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料ディタンク→泊：ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・女川：燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ
	 第2.3.1-6図 粗油タンク及び燃料移送ポンプの配置	 第2.3.1.3図 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの配置	【女川】 設備名称の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料ディタンク→泊：ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・女川：燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ
		 第2.3.1.4図 ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽の配置	【女川】 設備名称の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違 <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料ディタンク→泊：ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・女川：燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉		女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由																																																
(6) 非常用電源設備の主たる共通要因に対する頑健性		2. 3. 1. 1. 2 非常用電源設備及びその附属設備の共通要因に対する頑健性 非常用電源設備及びその附属設備は、基準地震動に対して支持機能が維持可能な建物及び構築物の区画された部屋に設置し、主たる共通要因（地震、津波、火災、溢水）に対し、頑健性を有している。第 2. 3. 1-1 表に非常用電源設備及びその附属設備の主たる共通要因に対する頑健性を示す。		2. 3. 1. 1. 2 非常用電源設備及びその附属設備の共通要因に対する頑健性 非常用電源設備及びその附属設備は、基準地震動に対して支持機能が維持可能な建物及び構築物の区画された部屋に設置し、主たる共通要因（地震、津波、火災、溢水）に対し、頑健性を有している。第 2. 3. 1. 1 表に非常用電源設備及びその附属設備の主たる共通要因に対する頑健性を示す。		【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）																																																
非常用所内電気設備は 2 系統あり、それぞれが分離設計されているため、共通故障要因である地震、火災、津波、溢水等によつても機能をうしなうことなく、少なくとも 1 系統は機能を維持する。		第 2. 3. 1-1 表 非常用電源設備及びその附属設備の主たる共通要因に対する頑健性		第 2. 3. 1. 1 表 非常用電源設備及びその附属設備の主たる共通要因に対する頑健性		【大飯、女川】 記載表現の相違																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応（確認）方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。 設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。</td><td>設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。 施設の設置された地盤において、基準津波による海上波を地上から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び放水路等から施設へ流入させない設計としている。</td><td>設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。</td><td>敷地高さ（O.P.+14.8m）は設計基準津波（O.P.+3.1m）より低いが、高さ約 15m（O.P.+ 約 30m）の防潮堤等の設置により基準津波に対して十分な耐度を有している。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、もしくは溢水影響に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 内部溢水に対して多様性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補強開閉機、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。</td><td>非常用電源設備及びその附属設備は、火災防護審査指針で要求される 3 時間耐火能力以上の耐火能力を有する鉄筋コンクリート（R.C）壁又は離隔距離により分離している。 ＊：R.C 150mm 相当、JEAG6007-2010「原子力発電所の火災防護指針」</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、若しくは溢水影響に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>		共通要因	対応（確認）方針	状況	地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。 設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。 施設の設置された地盤において、基準津波による海上波を地上から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び放水路等から施設へ流入させない設計としている。	設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	敷地高さ（O.P.+14.8m）は設計基準津波（O.P.+3.1m）より低いが、高さ約 15m（O.P.+ 約 30m）の防潮堤等の設置により基準津波に対して十分な耐度を有している。	溢水	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、もしくは溢水影響に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 内部溢水に対して多様性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補強開閉機、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	非常用電源設備及びその附属設備は、火災防護審査指針で要求される 3 時間耐火能力以上の耐火能力を有する鉄筋コンクリート（R.C）壁又は離隔距離により分離している。 ＊：R.C 150mm 相当、JEAG6007-2010「原子力発電所の火災防護指針」			想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、若しくは溢水影響に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応（確認）方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td><td>設計基準地盤動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。</td><td>設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。</td><td>適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。</td><td>想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 内部溢水に対する溢水影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。 また、電気装置室には、蒸気源及び水源がないため問題ない。</td> </tr> </tbody> </table>		共通要因	対応（確認）方針	状況	地震	設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地盤動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。	津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。	火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。	溢水	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 内部溢水に対する溢水影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。 また、電気装置室には、蒸気源及び水源がないため問題ない。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応（確認）方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td><td>設計基準地盤動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路等から施設へ流入させない設計としている。</td><td>設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。</td><td>適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。</td><td>想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 配置エリアごとに蒸気室内外する機器、配管等は存在せず溢水等に内包する機器、配管等は絶縁が生じない設計とすると、溢水源にはならない。また、消防については、二酸化炭素及び干式消火栓による消火を行うことから、配管ヨコリに於ける消防水の供給はなく、隣接するカリダに於ける内蔵溢水に対する配管ヨコリからの溢水流入を防止する対策（止水栓）を施すことにより系統機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認する。</td> </tr> </tbody> </table>		共通要因	対応（確認）方針	状況	地震	設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地盤動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。	津波	設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路等から施設へ流入させない設計としている。	設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。	火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。	溢水	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 配置エリアごとに蒸気室内外する機器、配管等は存在せず溢水等に内包する機器、配管等は絶縁が生じない設計とすると、溢水源にはならない。また、消防については、二酸化炭素及び干式消火栓による消火を行うことから、配管ヨコリに於ける消防水の供給はなく、隣接するカリダに於ける内蔵溢水に対する配管ヨコリからの溢水流入を防止する対策（止水栓）を施すことにより系統機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認する。	【女川】 設備名称の相違（D/G, 燃料貯蔵設備） 設備名称の相違 ・女川：燃料ディタンク→泊：ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・女川：燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 建屋名称の相違 ・女川：原子炉建屋→泊：周辺補機棟 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載表現の相違 建屋名称の相違 ・女川：原子炉建屋→泊：ディーゼル発電機建屋
共通要因	対応（確認）方針	状況																																																				
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。 設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。	設計基準地震動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できることを確認している。																																																				
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。 施設の設置された地盤において、基準津波による海上波を地上から施設に到達又は流入させない設計としている。また、取水路及び放水路等から施設へ流入させない設計としている。	設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。																																																				
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	敷地高さ（O.P.+14.8m）は設計基準津波（O.P.+3.1m）より低いが、高さ約 15m（O.P.+ 約 30m）の防潮堤等の設置により基準津波に対して十分な耐度を有している。																																																				
溢水	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、もしくは溢水影響に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 内部溢水に対して多様性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認している。 なお、安全補強開閉機、蓄電池、インバータ室には、蒸気源はない。	非常用電源設備及びその附属設備は、火災防護審査指針で要求される 3 時間耐火能力以上の耐火能力を有する鉄筋コンクリート（R.C）壁又は離隔距離により分離している。 ＊：R.C 150mm 相当、JEAG6007-2010「原子力発電所の火災防護指針」																																																				
		想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、若しくは溢水影響に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。																																																				
共通要因	対応（確認）方針	状況																																																				
地震	設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地盤動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。																																																				
津波	設計基準津波に対して、浸水や波力等により機能喪失しない設計とする。	設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。																																																				
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。																																																				
溢水	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 内部溢水に対する溢水影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。 また、電気装置室には、蒸気源及び水源がないため問題ない。																																																				
共通要因	対応（確認）方針	状況																																																				
地震	設計基準地盤動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地盤動に対して、建屋及び安全系の電気設備が機能維持できる設計としている。																																																				
津波	設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路等から施設へ流入させない設計としている。	設計基準津波に対して、基準津波による海上波を地上から施設へ流入させない設計としている。また、取水路、放水路等から施設へ流入させない設計としている。																																																				
火災	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。 電気装置等は、3 時間耐火能力を有する耐火壁（障壁）により分離した設計としている。（高さ 150mm 以上のコンクリート壁を満足する、200mm 以上を有している。） 外側火災については、外部火災影響評価にて、設備、居住空間に影響を及ぼさないことを確認している。	適切な耐火能力を有する耐火壁（障壁）で分離を行なうか、適切な遮隔距離で分離した配置設計とする。																																																				
溢水	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。	想定すべき溢水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響のないことを確認、又は溢水影響等に対する溢水影響のないよう設備対策を実施する。 配置エリアごとに蒸気室内外する機器、配管等は存在せず溢水等に内包する機器、配管等は絶縁が生じない設計とすると、溢水源にはならない。また、消防については、二酸化炭素及び干式消火栓による消火を行うことから、配管ヨコリに於ける消防水の供給はなく、隣接するカリダに於ける内蔵溢水に対する配管ヨコリからの溢水流入を防止する対策（止水栓）を施すことにより系統機能を失わないことを内部溢水影響評価で確認する。																																																				
軽油タンク及び燃料移送ポンプは地下に設置する。		軽油タンク及び燃料移送ポンプは地下に設置する。		ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは地下に設置する。		【女川】 設備名称の相違（D/G, 燃料貯蔵設備） 設備名称の相違 ・女川：燃料ディタンク→泊：ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・女川：燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 建屋名称の相違 ・女川：原子炉建屋→泊：周辺補機棟 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載表現の相違 建屋名称の相違 ・女川：原子炉建屋→泊：ディーゼル発電機建屋																																																
また、軽油タンク及び燃料移送ポンプは軽油タンクから燃料移送ポンプまでの配管及び燃料移送ポンプから燃料ディタンクまでの配管には連絡配管が設けられており、軽油タンク及び燃料移送ポンプいずれか 1 系統が使用できない場合でも、原子炉建屋内にある 3 系統の燃料ディタンクに燃料を供給可能な設計としている。また、燃料ディタンクは外部からの燃料補給がなくとも一定時間非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）に燃料を供給可能な設計とする。		また、軽油タンク室並びに燃料移送配管を間接支持する軽油タンク連絡ダクトは、耐震クラス S の設備の間接支持構造物として、隣接する原子炉建屋と同じ支持地盤に、同じ基礎型式で支持されていることから（直接基礎型式）、各設備間での相対変位が生じにくい構造となっている。		また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料移送配管を間接支持するトレンチは、耐震クラス S の設備の間接支持構造物として、隣接するディーゼル発電機建屋と同じ支持地盤に、同じ基礎型式で支持されていることから（直接基礎型式）、各設備間での相対変位が生じにくい構造となっている。		【女川】 設備名称の相違（D/G, 燃料貯蔵設備） 設備名称の相違 ・女川：燃料ディタンク→泊：ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・女川：燃料移送ポンプ→泊：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 建屋名称の相違 ・女川：原子炉建屋→泊：周辺補機棟 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載表現の相違 建屋名称の相違 ・女川：原子炉建屋→泊：ディーゼル発電機建屋																																																
また、軽油タンク室並びに燃料移送配管を間接支持する軽油タンク連絡ダクトは、耐震クラス S の設備の間接支持構造物として、隣接する原子炉建屋と同じ支持地盤に、同じ基礎型式で支持されていることから（直接基礎型式）、各設備間での相対変位が生じにくい構造となっている。																																																						

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由		
<p>2.2.1.1 非常用電源設備の概要</p> <p>大飯 3 号炉及び 4 号炉 非常用電源設備のうち、設計基準事故に対処するための設備は以下のとおりである。</p> <p>◇ 女川、泊の記載箇所で比較 (2.3-1) ></p> <table border="1"> <tr> <td>◆ ディーゼル発電機 台数 2 容量 約 7,100kW (1 台当たり) (主な負荷) ・外部電源が完全に喪失した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給 ・工学的安全施設作動のための補機</td> <td>一次冷却材喪失事故と外部電源の完全喪失が発生した場合のディーゼル発電機にシーケンス的に起動する主要補機 ・工学的安全施設の弁類 ・ニュラス空気浄化ファン ・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室空調ファン ・高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・原子炉冷却水ポンプ ・電動補助給水ポンプ ・海水ポンプ ・格納容器スプレイポンプ ・制御用空気圧縮機 ・空調用冷水機 ・空調用冷水ポンプ</td> </tr> </table>	◆ ディーゼル発電機 台数 2 容量 約 7,100kW (1 台当たり) (主な負荷) ・外部電源が完全に喪失した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給 ・工学的安全施設作動のための補機	一次冷却材喪失事故と外部電源の完全喪失が発生した場合のディーゼル発電機にシーケンス的に起動する主要補機 ・工学的安全施設の弁類 ・ニュラス空気浄化ファン ・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室空調ファン ・高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・原子炉冷却水ポンプ ・電動補助給水ポンプ ・海水ポンプ ・格納容器スプレイポンプ ・制御用空気圧縮機 ・空調用冷水機 ・空調用冷水ポンプ	<p>2.3.1.2 容量について</p> <p>女川原子力発電所 2 号炉 非常用電源設備のうち、設計基準事故に対処するための設備は以下のとおりである。</p> <p>(1) ディーゼル発電機 ◆ 非常用ディーゼル発電機 台数：2 台 容量：7,625kVA (1 台あたり) < 主な負荷 > ・外部電源が完全に喪失した場合に、A 系又は B 系 1 台で発電用原子炉を安全に停止するために必要な負荷 ・工学的安全施設（高圧炉心スプレイ系除く）作動のための負荷</p> <p>◆ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 台数：1 台 容量：3,750kVA < 主な負荷 > ・外部電源が完全に喪失した場合に、高圧炉心スプレイ系の運転に必要な負荷</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）は、運転時の異常な過渡変化である外部電源喪失（LOP）又は設計基準事故である外部電源喪失（LOP）及び冷却材喪失事故（LOCA）が発生した際、自動起動して原子力発電所の保安上必要とされる各負荷に電力を供給するために、必要な発電機容量を有する設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）において、保安上必要とされる負荷を第 2.3.1-2 表に示す。なお、その他の異常な過渡変化及び設計基準事故を考慮しても第 2.3.1-2 表で示す値が最大負荷容量である。</p> <p>第 2.3.1-2 表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の負荷の内訳</p>	<p>2.3.1.2 容量について</p> <p>泊発電所 3 号炉 非常用電源設備のうち、設計基準事故に対処するための設備は以下のとおりである。</p> <p>(1) ディーゼル発電機 ◆ ディーゼル発電機 台数：2 台 容量：7,000kVA (1 台当たり) < 主な負荷 > ・外部電源が完全に喪失した場合に、A 系又は B 系 1 台で発電用原子炉を安全に停止するために必要な負荷 ・工学的安全施設作動のための負荷</p> <p>ディーゼル発電機は、運転時の異常な過渡変化である外部電源喪失又は設計基準事故である外部電源喪失及び原子炉冷却材喪失事故が発生した際、自動起動して原子力発電所の保安上必要とされる各負荷に電力を供給するために、必要な発電機容量を有する設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機において、保安上必要とされる負荷を第 2.3.1.2 表に示す。なお、その他の異常な過渡変化及び設計基準事故を考慮しても第 2.3.1.2 表で示す値が最大負荷容量である。</p> <p>第 2.3.1.2 表 ディーゼル発電機の負荷の内訳</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】 プラント名称の相違 【大飯】 記載箇所の相違 (P33-187 ～) ・蓄電池のみ 【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 【女川】 記載表現の相違 女川：あたり → 泊：当たり 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G) 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載表現の相違</p>
◆ ディーゼル発電機 台数 2 容量 約 7,100kW (1 台当たり) (主な負荷) ・外部電源が完全に喪失した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給 ・工学的安全施設作動のための補機	一次冷却材喪失事故と外部電源の完全喪失が発生した場合のディーゼル発電機にシーケンス的に起動する主要補機 ・工学的安全施設の弁類 ・ニュラス空気浄化ファン ・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室空調ファン ・高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・原子炉冷却水ポンプ ・電動補助給水ポンプ ・海水ポンプ ・格納容器スプレイポンプ ・制御用空気圧縮機 ・空調用冷水機 ・空調用冷水ポンプ				

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>2.2.1.1.1 ディーゼル発電機</p> <p>ディーゼル発電機は、外部電源が完全に喪失した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な電源を供給し、さらに、工学的安全施設作動のための電源も供給する。</p> <p>ディーゼル発電機は、多重性を考慮して、必要な容量のものを2台備え、各々非常用高圧母線に接続する。</p> <p>各ディーゼル発電機は、原子炉周辺建屋内のそれぞれ独立した室内に設置する。</p> <p>ディーゼル発電機は、非常用高圧母線低電圧信号及び非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、約 12 秒で電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に給電する。</p> <p>ディーゼル発電機負荷が最も大きくなる 1 次冷却材喪失事故と外部電源の完全喪失が同時に起こった場合の負荷曲線例を下図に示す。</p> <p>第 2.3.1-7 図 非常用ディーゼル発電機(A)における負荷の始動順位(外部電源喪失時)</p>	<p>非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)は、外部電源が喪失した場合に、発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し、かつ、冷却材喪失事故が発生した場合に、工学的安全施設作動のための電力も供給する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) は、多重性を考慮して必要な容量のものを合計 3 台備え、各々非常用高圧母線に接続する。3 台のうち 1 台が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる。</p> <p>非常用ディーゼル発電機 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。) は、外部電源喪失 (LOP) 信号並びに原子炉水位低又はドライウェル圧力高 (LOCA) 信号で起動し、約 10 秒 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は約 13 秒) で電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に電源供給する。</p> <p>運転時の異常な過渡変化である外部電源喪失又は設計基準事故である外部電源喪失及び冷却材喪失事故が発生した場合の負荷の始動順位を第 2.3.1-7 図～第 2.3.1-12 図に示す。</p> <p>第 2.3.1-8 図 非常用ディーゼル発電機(A)における負荷の始動順位(外部電源喪失及び冷却材喪失事故時)</p>	<p>ディーゼル発電機は、外部電源が喪失した場合に、発電用原子炉を安全に停止するために必要な電力を供給し、かつ、原子炉冷却材喪失事故が発生した場合に、工学的安全施設作動のための電力も供給する。</p> <p>ディーゼル発電機は、多重性を考慮して必要な容量のものを合計 2 台備え、各々非常用高圧母線に接続する。2 台のうち 1 台が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる。</p> <p>ディーゼル発電機は、非常用高圧母線低電圧信号又は非常用炉心冷却設備作動信号で起動し、約 10 秒で電圧を確立した後は、各非常用高圧母線に接続し負荷に電源供給する。</p> <p>運転時の異常な過渡変化である外部電源喪失又は設計基準事故である外部電源喪失及び原子炉冷却材喪失事故が発生した場合の負荷曲線を第 2.3.1.5 図～第 2.3.1.8 図に示す。</p> <p>第 2.3.1.5 図 外部電源喪失における A-ディーゼル発電機の負荷曲線</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 (D/G)</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：外部電源喪失 (LOP) 信号並びに原子炉水位低又はドライウェル圧力高 (LOCA) 信号→泊：非常用高圧母線低電圧信号又は非常用炉心冷却設備作動信号 <p>【大飯】 ディーゼル発電機の起動時間の相違</p> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>第 10.1.2 図(1) 外部電源喪失時における A-ディーゼル発電機の負荷曲線を再掲</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>第 10.1.2 図(2) 工学的安全施設作動時における A-ディーゼル発電機の負荷曲線を再掲</p>

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

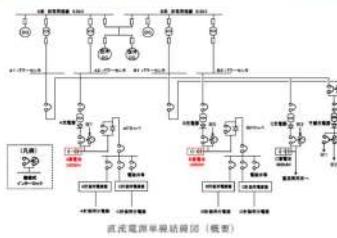
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>第2.3.1-9図 非常用ディーゼル発電機(B)における負荷の始動順位 (外部電源喪失時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>75.00</td></tr> <tr><td>電子制御式給水ポンプ</td><td>705.00</td></tr> <tr><td>十分な水位維持負荷</td><td>477.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>477.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>75.00</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>477.00</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>311.00</td></tr> <tr><td>冷却塔ポンプ</td><td>312.50</td></tr> <tr><td>冷却塔ポンプ</td><td>180.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>200.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>133.00</td></tr> </tbody> </table>	負荷名	負荷容量(kW)	その他の非常用負荷	75.00	電子制御式給水ポンプ	705.00	十分な水位維持負荷	477.00	電気ポンプ	477.00	電気ポンプ	75.00	その他の非常用負荷	477.00	その他の非常用負荷	311.00	冷却塔ポンプ	312.50	冷却塔ポンプ	180.00	電気ポンプ	200.00	電気ポンプ	133.00	<p>第2.3.1-7図 外部電源喪失時におけるB-ディーゼル発電機の負荷曲線</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>				
負荷名	負荷容量(kW)																														
その他の非常用負荷	75.00																														
電子制御式給水ポンプ	705.00																														
十分な水位維持負荷	477.00																														
電気ポンプ	477.00																														
電気ポンプ	75.00																														
その他の非常用負荷	477.00																														
その他の非常用負荷	311.00																														
冷却塔ポンプ	312.50																														
冷却塔ポンプ	180.00																														
電気ポンプ	200.00																														
電気ポンプ	133.00																														
	<p>第2.3.1-10図 非常用ディーゼル発電機(B)における負荷の始動順位 (外部電源喪失及び冷却材喪失事故時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>301.00</td></tr> <tr><td>電子制御式給水ポンプ</td><td>705.00</td></tr> <tr><td>十分な水位維持負荷</td><td>477.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>5.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>511.00</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>477.00</td></tr> <tr><td>冷却塔ポンプ</td><td>311.00</td></tr> <tr><td>冷却塔ポンプ</td><td>220.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>185.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>200.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>133.00</td></tr> </tbody> </table>	負荷名	負荷容量(kW)	その他の非常用負荷	301.00	電子制御式給水ポンプ	705.00	十分な水位維持負荷	477.00	電気ポンプ	5.00	電気ポンプ	511.00	その他の非常用負荷	477.00	冷却塔ポンプ	311.00	冷却塔ポンプ	220.00	電気ポンプ	185.00	電気ポンプ	200.00	電気ポンプ	133.00	<p>第2.3.1-8図 工学的安全施設作動時におけるB-ディーゼル発電機の負荷曲線</p>	<p>【女川】 設備構成の相違</p> <p>第10.1.2 図(4) 工学的安全施設作動時におけるB-ディーゼル発電機の負荷曲線を再掲</p>				
負荷名	負荷容量(kW)																														
その他の非常用負荷	301.00																														
電子制御式給水ポンプ	705.00																														
十分な水位維持負荷	477.00																														
電気ポンプ	5.00																														
電気ポンプ	511.00																														
その他の非常用負荷	477.00																														
冷却塔ポンプ	311.00																														
冷却塔ポンプ	220.00																														
電気ポンプ	185.00																														
電気ポンプ	200.00																														
電気ポンプ	133.00																														
	<p>第2.3.1-11図 高圧心スプレイ系ディーゼル発電機における負荷の始動順位 (外部電源喪失時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>1,031.00</td></tr> <tr><td>高圧心スプレイ系ポンプ</td><td>76.00</td></tr> <tr><td>高圧心スプレイ系ポンプ</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>76.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>10.00</td></tr> </tbody> </table>	負荷名	負荷容量(kW)	その他の非常用負荷	1,031.00	高圧心スプレイ系ポンプ	76.00	高圧心スプレイ系ポンプ	10.00	その他の非常用負荷	76.00	電気ポンプ	10.00	電気ポンプ	10.00	<p>第2.3.1-12図 高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機における負荷の始動順位 (外部電源喪失及び冷却材喪失事故時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>21.00</td></tr> <tr><td>高圧心スプレー系ポンプ</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>高圧心スプレー系ポンプ</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>その他の非常用負荷</td><td>21.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>10.00</td></tr> <tr><td>電気ポンプ</td><td>10.00</td></tr> </tbody> </table>	負荷名	負荷容量(kW)	その他の非常用負荷	21.00	高圧心スプレー系ポンプ	10.00	高圧心スプレー系ポンプ	10.00	その他の非常用負荷	21.00	電気ポンプ	10.00	電気ポンプ	10.00	
負荷名	負荷容量(kW)																														
その他の非常用負荷	1,031.00																														
高圧心スプレイ系ポンプ	76.00																														
高圧心スプレイ系ポンプ	10.00																														
その他の非常用負荷	76.00																														
電気ポンプ	10.00																														
電気ポンプ	10.00																														
負荷名	負荷容量(kW)																														
その他の非常用負荷	21.00																														
高圧心スプレー系ポンプ	10.00																														
高圧心スプレー系ポンプ	10.00																														
その他の非常用負荷	21.00																														
電気ポンプ	10.00																														
電気ポンプ	10.00																														

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

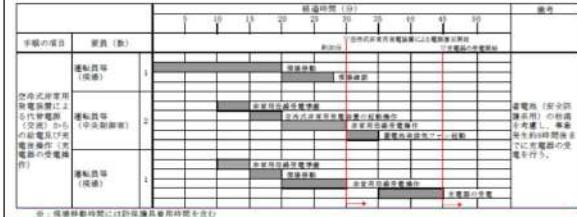
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.1.2 蓄電池</p> <p>直流電源設備は、2系統のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流き電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。これら2系統の電源の負荷は、工学的安全施設等の繼電器、開閉器、電磁弁、無停電電源装置等であり、いずれの1系統が故障しても残りの1系統で原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び制御棒クラスタによる原子炉停止系の動作により原子炉は安全に停止でき、停止後の原子炉の崩壊熱及び他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>蓄電池（安全防護系）は鉛蓄電池で、独立したもの2組設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続されたシリコン整流器で浮動充電する。</p> <p>蓄電池室内の水素蓄積防止のための換気設備等を設置している。</p>  <p>蓄電池（安全防護系）から必要な負荷への給電時間は、一定の時間（交流電源喪失から空冷式非常用発電装置による給電開始までの時間（約30分））に対して、十分余裕がある。</p> <p>また、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより、重大事故等が発生した場合に、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わず、8時間、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能である。</p>  <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間、電源供給をまかなく蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から約15分以内に電源供給を行うが、万一常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に電源供給を行う。蓄電池（非常用）は、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p> <p>なお、重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p>	<p>(2)蓄電池（非常用）</p> <p>通常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器及び分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は通常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）初期励磁、メタルクラッド開閉装置、パワーセンタ投入及び引きはずし、計測制御系統施設等であり、これらの3系統のうち1系統が故障しても発電用原子炉の安全性は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉は安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及び他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>蓄電池（非常用）は鉛蓄電池でそれぞれ異なる区画に設置され独立したものであり、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。</p>	<p>(2)蓄電池（非常用）</p> <p>通常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は、ディーゼル発電機初期励磁、工学的安全施設等の遮断器操作回路、電磁弁、計装用インバータ（無停電電源装置）等であり、いずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全性は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び制御棒クラスタによる原子炉停止系の動作により、発電用原子炉は安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及び他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>蓄電池（非常用）は鉛蓄電池でそれぞれ異なる区画に設置され独立したものであり、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。</p> <p>蓄電池室内の水素蓄積防止のための換気設備等を設置している。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D／G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川：原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能→泊：1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能 <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯、女川】 供給開始時間の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源から電力の供給が開始されるまでの時間に差異があるが、全交流動力電源喪失時に必要な容量の蓄電池を設けている点において同等である。

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																								
<p>全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの時間については、空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電操作に要する時間約 20 分に、状況判断に要する時間 10 分を加え約 30 分を見込んでいる。</p> <p>空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電</p>  <p>◆ 内容比較のため再掲(2.3-1) ></p> <p>◆ ディーゼル発電機 台数 2 容量 約 7,100kW(1 台当たり) (主な負荷) 外部電源が完全に喪失した場合に、原子炉を安全に停止するために必要な電源を供給 ・工学的安全施設作動のための補機等</p> <p>◆ 蓄電池(鉛蓄電池) 組数 2 容量 約 2,400A·h(1 組当たり) (主な負荷) ・工学的安全施設等の電磁弁、開閉器、無停電電源等</p> <p>◆ 蓄電池 (非常用) 組数 所内用 : 2 組 高压炉心スプレイ系用 : 1 組 容量 所内用 A 系 : 第 2.3.1-3 表のとおり B 系 : 第 2.3.1-3 表のとおり 高压炉心スプレイ系用 H P C S 系 : 第 2.3.1-3 表のとおり <主な負荷> ・制御用負荷（原子炉保護系回路、遮断器操作回路、自動減圧系等） ・原子炉隔離時冷却系 ・無停電電源装置 各蓄電池の容量を第 2.3.1-3 表に示す。</p> <p>第 2.3.1-3 表 蓄電池の容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">非常用直流電源設備</th> <th rowspan="2">(参考) 常用直流電源設備</th> </tr> <tr> <th>A 系</th> <th>B 系</th> <th>H P C S 系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>8,000Ah</td> <td>6,000Ah</td> <td>400Ah</td> <td>4,500Ah</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>125V</td> <td>125V</td> <td>125V</td> <td>250V</td> </tr> </tbody> </table>	用途	非常用直流電源設備			(参考) 常用直流電源設備	A 系	B 系	H P C S 系	型式	鉛蓄電池	鉛蓄電池	鉛蓄電池	鉛蓄電池	容量	8,000Ah	6,000Ah	400Ah	4,500Ah	電圧	125V	125V	125V	250V	<p>女川原子力発電所 2 号炉</p> <p>◆ 蓄電池 (非常用) 組数 : 2 組 容量 A 系 : 第 2.3.1.3 表のとおり B 系 : 第 2.3.1.3 表のとおり <主な負荷> ・工学的安全施設等の遮断器操作回路 ・電磁弁 ・計装用インバータ（無停電電源装置） 各蓄電池の容量を第 2.3.1.3 表に示す。</p> <p>第 2.3.1.3 表 蓄電池の容量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">非常用直流電源設備</th> <th rowspan="2">(参考) 常用直流電源設備 (2 組)</th> </tr> <tr> <th>A 系</th> <th>B 系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型式</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>鉛蓄電池</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>約 2,400Ah</td> <td>約 2,400Ah</td> <td>約 2,000Ah (1 組当たり)</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>約 130V</td> <td>約 130V</td> <td>約 130V</td> </tr> </tbody> </table>	項目	非常用直流電源設備		(参考) 常用直流電源設備 (2 組)	A 系	B 系	型式	鉛蓄電池	鉛蓄電池	鉛蓄電池	容量	約 2,400Ah	約 2,400Ah	約 2,000Ah (1 組当たり)	電圧	約 130V	約 130V	約 130V	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯、女川】 設備の相違 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>
用途		非常用直流電源設備				(参考) 常用直流電源設備																																					
	A 系	B 系	H P C S 系																																								
型式	鉛蓄電池	鉛蓄電池	鉛蓄電池	鉛蓄電池																																							
容量	8,000Ah	6,000Ah	400Ah	4,500Ah																																							
電圧	125V	125V	125V	250V																																							
項目	非常用直流電源設備		(参考) 常用直流電源設備 (2 組)																																								
	A 系	B 系																																									
型式	鉛蓄電池	鉛蓄電池	鉛蓄電池																																								
容量	約 2,400Ah	約 2,400Ah	約 2,000Ah (1 組当たり)																																								
電圧	約 130V	約 130V	約 130V																																								

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 計測制御用電源設備</p> <p>計測制御用電源設備は、無停電交流120V 2母線及び計測母線120V 2母線で構成する。</p> <p>無停電交流母線は、2系統に分離独立させ、それぞれ静止形無停電電源装置から給電する。</p> <p>静止形無停電電源装置は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から約1時間、直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより、静止形無停電電源装置内の変換器を介し直流を交流へ変換し、無停電交流母線に対し電源供給を確保する。</p> <p>これにより、核計装の監視による発電用原子炉の安全停止状態及び未臨界の維持状態の確認を可能とする。</p> <p>なお、これらの電源を保守点検する場合、必要な電力は非常用低圧母線に接続された予備変圧器から供給する。</p> <p>また、計測母線は分離された非常用低圧母線から給電する。</p>	<p>(3) 計測制御用電源設備</p> <p>計測制御用電源設備は、計装用交流母線100V 8母線で構成する。</p> <p>計装用交流母線は、4系統に分離独立させ、それぞれ計装用インバータ（無停電電源装置）から給電する。</p> <p>計装用インバータ（無停電電源装置）は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から約8時間、直流電源設備である蓄電池（非常用）から直流電源が供給されることにより、計装用インバータ（無停電電源装置）内の変換器を介し直流を交流へ変換し、計装用交流母線に対し電源供給を確保する。</p> <p>これにより、炉外核計装の監視による発電用原子炉の安全停止状態及び未臨界の維持状態の確認を可能とする。</p> <p>なお、非常用の計装用交流母線のうち4母線は、計装用後備変圧器からも給電できる。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：無停電交流120V 2母線、計測母線120V 2母線→泊：計装用交流母線100V 8母線</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川は発電用原子炉の冷却状態及び原子炉格納容器の健全性の監視に必要な電源を直流電源から給電しているため無停電電源装置の給電時間を約1時間としているのに対して、泊は計測制御用電源から給電しているため計装用インバータに給電する直流電源と同様に約8時間とした。監視による確認が可能という点で同等である。</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：静止形無停電電源装置、無停電交流母線→泊：計装用インバータ（無停電電源装置）、計装用交流母線</p> <p>【女川】 記載表現の相違 【女川】 設備構成の相違 ・女川は交流母線から給電する計測母線を別途設けているが、泊は無停電電源装置から給電する計装用交流母線のみで構成している。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.2 ディーゼル発電機燃料</p> <p>ディーゼル発電機は、工学的安全施設等の機能を確保するため必要な容量をA系、B系2台有しております、また、燃料油貯蔵タンクから燃料油移送ポンプにてディーゼル発電機へ供給される燃料油系統等もA系、B系の2系統を有しているため、ディーゼル発電機の单一故障に対しても必要な機能を確保できる。ディーゼル発電機燃料油供給系統の構成を図に示す。</p> <p>燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて、ディーゼル発電機1台を7日間以上連続運転できる容量(297m³以上^{※1})の燃料をA系、B系の2系統有している。したがって、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクのいずれの单一故障に対しても必要な機能を維持できる。</p> <p>重油タンクから、燃料油貯蔵タンクへの燃料油の輸送にはタンクローリーを使用する。ディーゼル発電機1台の燃料消費量約1.77m³/h^{※2}に対し、タンクローリーによる燃料供給能力は、約2m³/h^{※3}であり、十分な容量を有している。また、タンクローリーは3号及び4号炉共用で4台保有しており、タンクローリーが1台故障した場合でも残りの3台を使用して燃料輸送が可能であるため、单一故障に対しても必要な機能を確保できる。</p> <p>A系、B系の燃料油供給系統は連絡配管により接続されており、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの燃料は、2台のディーゼル発電機のどちらでも使用できる構成となっている。(連絡配管は通常時は手動弁により隔離されており、片系で漏えい等が生じた場合でも他系へ影響しないようにしている。)</p>	<p>2.3.1.3 燃料貯蔵設備</p> <p>工学的安全施設等の機能を確保するため、非常用ディーゼル発電機2台及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機1台の計3台有している。また、軽油タンクから燃料移送ポンプにて非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)へ供給される燃料油供給系統もA系、B系及びHPCS系の3系統を有しているため、ディーゼル発電機の单一故障に対しても必要な機能を確保できる。燃料油供給系統の構成を第2.3.1-13図に示す。</p> <p>軽油タンクの必要量を確認するために外部電源喪失が発生した場合を想定する。外部電源喪失が発生した場合、設計基準事故対処設備である非常用ディーゼル発電機(A)、非常用ディーゼル発電機(B)及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を起動して、非常用母線を受電し対応を行う。</p> <p>軽油タンクは、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)をそれぞれ7日間連続運転できる容量(軽油タンクA系及びB系:330kL、軽油タンクHPCS系:170kL)を有するため、軽油タンクの单一故障を考慮しても運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要な非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)2台を7日間連続運転できる容量を有し、必要な機能を維持できる。</p> <p>3系列の軽油タンクは連絡配管により接続されており、軽油タンクの燃料は、非常用ディーゼル発電機(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。)のどれでも使用できる構成となっている。(連絡配管は通常時は手動弁により隔離されており、片系で漏えい等が生じた場合でも他系へ影響しないようにしている。)【設置許可基準規則第33条 第7項 解釈7】</p>	<p>2.3.1.3 燃料貯蔵設備</p> <p>工学的安全施設等の機能を確保するため、ディーゼル発電機2台を有している。また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプにてディーゼル発電機へ供給される燃料油設備もA系、B系の2系統を有しているため、ディーゼル発電機の单一故障に対しても必要な機能を確保できる。ディーゼル発電機燃料油設備の構成を第2.3.1-9図に示す。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽の必要量を確認するために外部電源喪失が発生した場合を想定する。外部電源喪失が発生した場合、設計基準事故対処設備であるA-ディーゼル発電機及びB-ディーゼル発電機を起動して、非常用母線を受電し対応を行う。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機をそれぞれ7日間連続運転できる容量(ディーゼル発電機燃料油貯油槽A系及びB系:264kL以上^{※1})を有するため、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の单一故障を考慮しても運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するために必要なディーゼル発電機1台を7日間連続運転できる容量を有し、必要な機能を維持できる。</p> <p>A系、B系のディーゼル発電機燃料油貯油槽は連絡配管により接続されており、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の燃料は、2台のディーゼル発電機のどちらでも使用できる構成となっている。(連絡配管は通常時は手動弁により隔離されており、片系で漏えい等が生じた場合でも他系へ影響しないようにしている。)【設置許可基準規則第33条 第7項 解釈7】</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備名称の相違(D/G、燃料貯蔵設備) 設備名称の相違 ・女川:燃料ディタンク→泊:ディーゼル発電機燃料油サービスタンク ・女川:燃料移送ポンプ→泊:ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川:軽油タンクと泊:ディーゼル発電機燃料油貯油槽で容量に違いはあるが、ともに7日間連続運転できる容量を有している。</p> <p>【大飯】設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯:燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送)→泊:ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※1. ディーゼル発電機1台を定格出力にて7日間以上連続運転できる容量</p> $\text{燃料容量} = \frac{\text{燃料消費率} \times \text{発電機機関定格出力} \times 7\text{日間} \times 24\text{時間}}{\text{燃料油密度}}$ $= \frac{0.15(\text{kg}/\text{PS h}) \times 10,000(\text{PS}) \times 7(\text{d}) \times 24(\text{h})}{850(\text{kg}/\text{m}^3)}$ $= 296.47(\text{m}^3) \approx 297(\text{m}^3)$ <p>※2. ディーゼル発電機の燃料消費量</p> $\text{燃料消費量} = \frac{\text{燃料消費率}(\text{kg}/\text{PS h}) \times \text{発電機機関定格出力}(\text{PS})}{\text{燃料油の密度}(\text{kg}/\text{m}^3)}$ $= \frac{0.15(\text{kg}/\text{PS h}) \times 10,000(\text{PS})}{850(\text{kg}/\text{m}^3)}$ $= 1.765(\text{m}^3/\text{h}) \approx 1.77(\text{m}^3/\text{h})$ <p>※3. タンクローリーによる燃料供給能力</p> $\text{燃料輸送速度} = \frac{\text{タンクローリー重油積載量}(\text{m}^3)}{\text{タンクローリー輸送時間}(\text{分})}$ $= \frac{3.4\text{m}^3/100\text{分} \times 60\text{分}}{2.04\text{m}^3/\text{h}} \approx 2(\text{m}^3/\text{h})$ <p>なお、タンクローリーの燃料は軽油であり、車両の燃料タンク容量(0.1m³)で、軽油を補給することなく、ディーゼル発電機の7日間連続運転に必要な燃料の輸送が可能である。さらに、予備の軽油を発電所構内に確保している。</p> <p>a. 燃料油貯蔵タンク 型式：横置円筒形 基数：2 容量：約165m³（1基当たり） 使用燃料：A重油</p> <p>b. 重油タンク 型式：横置円筒形 基数：2 容量：約200m³（1基当たり） 使用燃料：A重油</p> <p>●非常用及び重圧伊吹スプレイ系ディーゼル発電機の燃料消費量 (1)非常用ディーゼル発電機 $V_{\text{AS}} = N \times C \times 1.03 \times H / T$ $= (5100 \times 0.2293 \times 1.03 \times 168) / 830$ $= 291.41(\text{L}) < 330(\text{L}) \quad \text{【軽油タンクA底油量】}$ $V_{\text{AS}} \neq V_{\text{AS}} \text{と同一}$ (2)高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 $V_{\text{AS}} = N \times C \times 1.07 \times H / T$ $= (3000 \times 0.2400 \times 1.03 \times 168) / 830$ $= 190.11(\text{L}) < 191.61(\text{L}) < 170(\text{L}) \quad \text{【軽油タンクB底油量】}$ </p> <p>V_{AS}、V_{AS}：非常用ディーゼル発電機燃料消費量 V_{AS}：高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料消費量 N：発電機定格出力(W)=1010(A/B系)、3000(HPCS系) C：燃料消費率(kg/kW・h)=0.2293(A/B系)、0.2400(HPCS系) H：運転時間(h)=168(1日間) T：燃料油密度(kg/m³)=830 *設計荷度として%を考慮</p> <p>※1: ディーゼル発電機1台を定格出力にて7日間以上連続運転できる容量</p> $\text{発電機端定格出力} \times \text{燃料消費率} \times 7\text{日間} \times 24\text{時間}$ $\text{燃料容量} = \frac{\text{燃料油密度}}{825(\text{kg}/\text{m}^3)}$ $= 263.5\text{kL} \approx 264\text{kL}$			

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

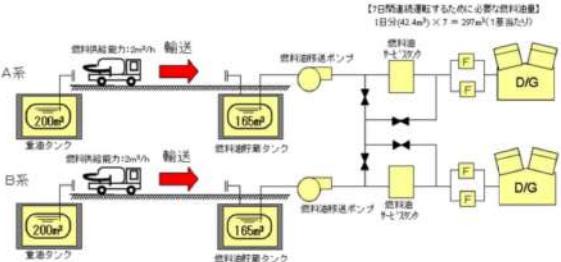
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>ディーゼル発電機 燃料油供給系統の構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共通要因</th> <th>対応（備考）方針</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電雷</td> <td>電雷に対して、被雷物により機能喪失しない設計とする。</td> <td>ディーゼル発電機室、燃料貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、電雷の飛来物に對して十分な厚さの壁によりその機能を失かない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>台風</td> <td>既往最大風速において機能喪失しない設計とする。</td> <td>ディーゼル発電機室、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、既往最大風速に對して理政設計及び十分な厚さの壁によりその機能を失わない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。</td> <td>設計基準地震動に對して、燃料油供給系統の設備が後面維持できない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>地すべりにより機能喪失しない設計とする。</td> <td>地すべりが想定される区域に設置しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計最大津波に対して、浸水や没水等により機能喪失しない設計とする。</td> <td>施設の設置された敷地において、基準津波による海上波を地上部から敷地に浸入又は没入させない設計とする。また、敷木路及び排水路等から敷地へ流入させない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>落雷により機能喪失しない設計とする。</td> <td>避雷針を設置あるいは避雷針保護範囲内となる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>適切な耐火能力を有する隔壁等で分離を行うか、適切な隔壁距離で分離を設置する設計とする。</td> <td>ディーゼル発電機室は、3時間耐火能力を有する防火壁により分離した設計とする(高さ150mm以上のコンクリート壁により分離)。また、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管についても、3時間の耐火能力を有する隔壁等により分離する設計に加え、火災感知設備を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>外部火災</td> <td>外部火災により機能喪失しない設計とする。</td> <td>燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、防火帯の内側に設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>積雪・火山灰</td> <td>積雪及び火山灰により機能喪失しない設計とする。</td> <td>燃料油貯蔵タンク、重油タンクは地下に埋設し、積雪及び火山灰による静的荷重に對して適切な構造・強度を有する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>凍結</td> <td>凍結により機能喪失しない設計とする。</td> <td>燃料油貯蔵タンクは、地下あるいはトレンチ内に設置し、凍結により機能喪失しない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>浸水・降雨水</td> <td>想定すべき浸水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響がないことを確認。しかし、これは海水等に対する淡水影響を考慮するものではなく、浸水による影響を考慮する。また、雨水による影響を考慮しない設計とする。</td> <td>内部底面に對して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部底面影響評価で確認する。 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、地下に埋設とし、マンホールにはカバーを設置することで降水による機能喪失をしない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	共通要因	対応（備考）方針	状況	電雷	電雷に対して、被雷物により機能喪失しない設計とする。	ディーゼル発電機室、燃料貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、電雷の飛来物に對して十分な厚さの壁によりその機能を失かない設計とする。	台風	既往最大風速において機能喪失しない設計とする。	ディーゼル発電機室、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、既往最大風速に對して理政設計及び十分な厚さの壁によりその機能を失わない設計とする。	地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に對して、燃料油供給系統の設備が後面維持できない設計とする。	地すべり	地すべりにより機能喪失しない設計とする。	地すべりが想定される区域に設置しない設計とする。	津波	設計最大津波に対して、浸水や没水等により機能喪失しない設計とする。	施設の設置された敷地において、基準津波による海上波を地上部から敷地に浸入又は没入させない設計とする。また、敷木路及び排水路等から敷地へ流入させない設計とする。	落雷	落雷により機能喪失しない設計とする。	避雷針を設置あるいは避雷針保護範囲内となる設計とする。	火災	適切な耐火能力を有する隔壁等で分離を行うか、適切な隔壁距離で分離を設置する設計とする。	ディーゼル発電機室は、3時間耐火能力を有する防火壁により分離した設計とする(高さ150mm以上のコンクリート壁により分離)。また、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管についても、3時間の耐火能力を有する隔壁等により分離する設計に加え、火災感知設備を設置する設計とする。	外部火災	外部火災により機能喪失しない設計とする。	燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、防火帯の内側に設置する設計とする。	積雪・火山灰	積雪及び火山灰により機能喪失しない設計とする。	燃料油貯蔵タンク、重油タンクは地下に埋設し、積雪及び火山灰による静的荷重に對して適切な構造・強度を有する設計とする。	凍結	凍結により機能喪失しない設計とする。	燃料油貯蔵タンクは、地下あるいはトレンチ内に設置し、凍結により機能喪失しない設計とする。	浸水・降雨水	想定すべき浸水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響がないことを確認。しかし、これは海水等に対する淡水影響を考慮するものではなく、浸水による影響を考慮する。また、雨水による影響を考慮しない設計とする。	内部底面に對して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部底面影響評価で確認する。 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、地下に埋設とし、マンホールにはカバーを設置することで降水による機能喪失をしない設計とする。	<p>第 2.3.1-13 図 燃料タンク構成図</p>	<p>第 2.3.1.9 図 ディーゼル発電機燃料油設備の構成図</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・女川：3系統（A系、B系、HPCS系）→泊：2系統（A系、B系）</p> <p>【大飯】設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油槽に貯蔵</p>
共通要因	対応（備考）方針	状況																																				
電雷	電雷に対して、被雷物により機能喪失しない設計とする。	ディーゼル発電機室、燃料貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、電雷の飛来物に對して十分な厚さの壁によりその機能を失かない設計とする。																																				
台風	既往最大風速において機能喪失しない設計とする。	ディーゼル発電機室、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、既往最大風速に對して理政設計及び十分な厚さの壁によりその機能を失わない設計とする。																																				
地震	設計基準地震動に対して、十分な耐震性を有する設計とする。	設計基準地震動に對して、燃料油供給系統の設備が後面維持できない設計とする。																																				
地すべり	地すべりにより機能喪失しない設計とする。	地すべりが想定される区域に設置しない設計とする。																																				
津波	設計最大津波に対して、浸水や没水等により機能喪失しない設計とする。	施設の設置された敷地において、基準津波による海上波を地上部から敷地に浸入又は没入させない設計とする。また、敷木路及び排水路等から敷地へ流入させない設計とする。																																				
落雷	落雷により機能喪失しない設計とする。	避雷針を設置あるいは避雷針保護範囲内となる設計とする。																																				
火災	適切な耐火能力を有する隔壁等で分離を行うか、適切な隔壁距離で分離を設置する設計とする。	ディーゼル発電機室は、3時間耐火能力を有する防火壁により分離した設計とする(高さ150mm以上のコンクリート壁により分離)。また、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管についても、3時間の耐火能力を有する隔壁等により分離する設計に加え、火災感知設備を設置する設計とする。																																				
外部火災	外部火災により機能喪失しない設計とする。	燃料油貯蔵タンク、重油タンク及び燃料油配管は、防火帯の内側に設置する設計とする。																																				
積雪・火山灰	積雪及び火山灰により機能喪失しない設計とする。	燃料油貯蔵タンク、重油タンクは地下に埋設し、積雪及び火山灰による静的荷重に對して適切な構造・強度を有する設計とする。																																				
凍結	凍結により機能喪失しない設計とする。	燃料油貯蔵タンクは、地下あるいはトレンチ内に設置し、凍結により機能喪失しない設計とする。																																				
浸水・降雨水	想定すべき浸水（淡水・蒸気・海水）に対し、影響がないことを確認。しかし、これは海水等に対する淡水影響を考慮するものではなく、浸水による影響を考慮する。また、雨水による影響を考慮しない設計とする。	内部底面に對して多重性を有する系統が同時にその機能を失わないことを内部底面影響評価で確認する。 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、地下に埋設とし、マンホールにはカバーを設置することで降水による機能喪失をしない設計とする。																																				

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>2.2.1.3 タンクローリー</p> <p>2.2.1.3.1 重油タンクからの燃料輸送方法（タンクローリー）</p> <p>ディーゼル発電機については、設置許可基準第33条（保安電源）第7項に基づき、7日間の連続運転が可能となるよう、連続的に燃料を補給（重油タンク→燃料油貯蔵タンク）できる設備として、タンクローリーを使用する。</p> <p>【配備台数】全7台 －内訳－ 3号及び4号炉共用：4台 3号及び4号炉共用予備（メンテナンス用含む）：3台</p> 			<p>【大飯】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.3.2 タンクローリー及び保管場所等に対する信頼性</p> <p>(1)評価項目</p> <p>ディーゼル発電機の燃料設備である燃料油貯蔵タンクと重油タンク間の燃料輸送に用いるタンクローリーについて、その輸送機能を確保する上で評価した項目は、下記のとおり。</p> <p>a. 地震及び各自然現象に対する信頼性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保管場所の健全性及び輸送ルートの健全性維持（地震発生時） <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所の健全性・・・液状化による不等沈下、周辺斜面、倒壊物等の影響 ・輸送ルートの健全性・・・液状化による不等沈下、周辺斜面、倒壊物等の影響 ●タンクローリーの機能維持（地震発生時） <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリー本体・・・・・・転倒評価 ・タンクローリー付タンクの評価・・・取付部及び取付ボルト評価 ・タンクローリー付ポンプの評価・・・取付ボルト、軸及び軸受評価 ●自然現象等に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> ・竜巻、津波に対する考慮・・・・配置等 ・火災に対する考慮・・・・外部火災及び内部火災 <p>b. 単一故障等に対する信頼性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一故障等を考慮した信頼性・・・配備台数（3号炉及び4号炉）への考慮 ・作業時間を考慮した補給成立性・・・作業時間の積み上げ 十余裕時間 ・作業員の技術的能力・・・・・・・訓練計画・実績、手順書、対応要員 <p>c. 一般法規制と点検等による信頼性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法規制及び定期的な点検・・・消防法への適合、定期点検計画 <p>(2)タンクローリー保管場所及び配備台数の考え方</p> <p>●配備台数</p> <p>タンクローリーの配備台数については、地震発生時及び竜巻襲来時に対する考慮から、3号及び4号炉共用4台並びに3号及び4号炉共用予備3台（メンテナンス用含む）を配備する設計とする。</p> <p>a. 地震発生時</p> <p>Ss 地震時においても、1号炉背面道路、2号炉背面道路、4号炉背面道路並びに1号炉及び2号炉重油タンク近傍に保管するタンクローリー4台については、健全性（保管場所、輸送ルートを含む）が維持される。これにより1台の故障を考慮しても3台は使用でき、ディーゼル発電機の7日間連続運転は担保される。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 竜巻襲来時</p> <p>竜巻対策として、竜巻注意情報等が発表され、気象庁HPで竜巻発生確度等を確認した場合、発電所内に24時間待機している緊急安全対策要員によりトンネル内にタンクローリーを4台退避させる。これらにより竜巻襲来時においては、健全性が維持され、ディーゼル発電機の7日間連続運転は担保される。</p> <p>また、予備タンクローリーについては、竜巻により飛散する恐れがあるため、竜巻による飛散距離を評価し、竜巻防護施設に影響を与えない距離に保管する。</p> <p>なお、予備タンクローリーの飛散距離は約308mであり、保管場所から竜巻防護施設までの距離約345m以下であることから、飛散により竜巻防護施設の損傷は発生しないことを確認している。</p> <p>●保管場所</p> <p>タンクローリーは、配備する4台（タンク容量3.4m³以上）について、分散配置を行い、各々適切な離隔距離を確保できるよう、1号炉背面道路、2号炉背面道路、4号炉背面道路並びに1号炉及び2号炉重油タンク近傍を保管場所として選定する。</p> <p>予備タンクローリーは、メンテナンスを考慮して3台配備することとする。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.3.3 地震及び各自然現象に対する信頼性 保管場所及び輸送ルート選定 保管場所及び輸送ルート選定に当たっては、下記項目を考慮し決定した。</p> <p>【保管場所】</p> <p>(1) 地震による影響評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物の倒壊 ・周辺斜面の崩壊 ・敷地下斜面のすべり ・液状化及び搖すり込みによる不等沈下 ・地盤支持力 ・地下構造物の損壊 等 <p>(2) 竜巻等を考慮した分散配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離隔距離 等 <p>【輸送ルート】</p> <p>地震による影響評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺構造物倒壊 ・周辺機器の損壊 ・周辺斜面の崩壊 ・敷地下斜面のすべり ・液状化及び搖すり込みによる不等沈下 ・地下構造物の損壊 ・構内持込資機材の影響 等 			<p>【大飯】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

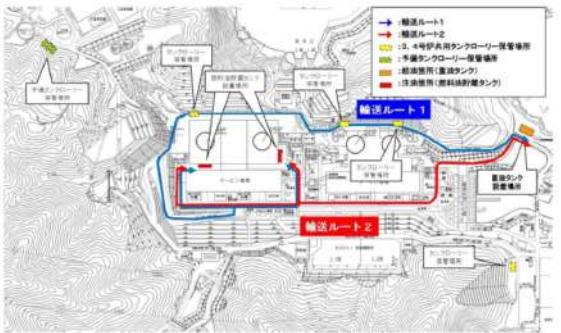
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>2.2.1.3.4 保管場所及び輸送ルートの健全性維持</p> <p>(1) 保管場所の健全性</p> <p>a. 保管場所の選定</p> <p>タンクローリーの保管場所の設計においては、保管場所に対する被害要因による影響評価を行い、その影響を受けない位置に保管場所を設定する。</p> <p>保管場所に対する被害要因及び被害事象を次表に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因</th><th>保管場所で懸念される被害事象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の倒壊（建屋、鉄塔、タンク及び煙突）</td><td>・倒壊物によるタンクローリーの損壊及び通路閉塞 ・火災、溢水（薬品漏えいを含む。）によるタンクローリーの損壊及び通行不能</td></tr> <tr> <td>② 周辺斜面の崩壊</td><td>・土砂流入によるタンクローリーの損壊及び通行不能</td></tr> <tr> <td>③ 敷地下斜面のすべり</td><td>・保管場所のすべりによるタンクローリーの損壊及び通行不能</td></tr> <tr> <td>④ 液状化及び搖すり込みによる不等沈下</td><td>・不等沈下によるタンクローリーの損壊及び通行不能</td></tr> <tr> <td>⑤ 地盤支持力の不足</td><td>・タンクローリーの転倒及び通行不能</td></tr> <tr> <td>⑥ 地下構造物の損壊</td><td>・陥没によるタンクローリーの損壊及び通行不能</td></tr> </tbody> </table> <p>b. 保管場所の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による保管場所への影響については、地震時に想定される被害要因を網羅的に評価。 ②周辺斜面の崩壊については、全ての保管場所が該当するが、それぞれ、すべり安定性を確保できる。 ③敷地下斜面すべりについては、4号炉背面道路が該当するが、すべり安定性を確保できる。 ④不等沈下については、1号炉及び2号炉重油タンク近傍が該当するが、実証試験で通行可能なことを確認した許容段差量（15cm）を超えないため、タンクローリーの移動に支障をきたさない。 ⑤地盤支持力については、タンクローリーの地震時接地圧より大きいため、問題ない。 	保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象	① 周辺構造物の倒壊（建屋、鉄塔、タンク及び煙突）	・倒壊物によるタンクローリーの損壊及び通路閉塞 ・火災、溢水（薬品漏えいを含む。）によるタンクローリーの損壊及び通行不能	② 周辺斜面の崩壊	・土砂流入によるタンクローリーの損壊及び通行不能	③ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによるタンクローリーの損壊及び通行不能	④ 液状化及び搖すり込みによる不等沈下	・不等沈下によるタンクローリーの損壊及び通行不能	⑤ 地盤支持力の不足	・タンクローリーの転倒及び通行不能	⑥ 地下構造物の損壊	・陥没によるタンクローリーの損壊及び通行不能			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
保管場所に影響を与えるおそれのある被害要因	保管場所で懸念される被害事象																
① 周辺構造物の倒壊（建屋、鉄塔、タンク及び煙突）	・倒壊物によるタンクローリーの損壊及び通路閉塞 ・火災、溢水（薬品漏えいを含む。）によるタンクローリーの損壊及び通行不能																
② 周辺斜面の崩壊	・土砂流入によるタンクローリーの損壊及び通行不能																
③ 敷地下斜面のすべり	・保管場所のすべりによるタンクローリーの損壊及び通行不能																
④ 液状化及び搖すり込みによる不等沈下	・不等沈下によるタンクローリーの損壊及び通行不能																
⑤ 地盤支持力の不足	・タンクローリーの転倒及び通行不能																
⑥ 地下構造物の損壊	・陥没によるタンクローリーの損壊及び通行不能																

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
被害要因	重要施設の評価結果 1号炉及び2号炉 背面道路 (T.P.+約31m) 評価	4号炉 背面道路 (T.P.+約33m) 評価	1号炉及び2号炉 重油タンク近傍 (T.P.+約14m) 評価			【大飯】設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
①直邊構造物の倒壊 (壁面、鉄塔、タンク及び橋梁)	問題なし	問題なし	問題なし	○		
②直邊斜面の崩壊	問題なし 【 $F_d > 1.2$ 】*1	問題なし 【 $F_d > 1.2$ 】*1	問題なし 【 $F_d > 1.2$ 】*1	○		
③敷地地下斜面すべり	該当なし 【 $F_d > 1.2$ 】*1	該当なし 【 $F_d > 1.2$ 】*1	該当なし 【 $F_d > 1.2$ 】*1	○		
④被災化及び盛り込みによる不等化下	問題なし 【荷重のため】	問題なし 【荷重のため】	問題なし 【下等比下量 約5.0cm<約15.0cm ² 】	○		
⑤地盤支持力の不足	問題なし 【接地圧<支持力】	問題なし 【接地圧<支持力】	問題なし 【接地圧<支持力】	○		
⑥地下構造物の損壊	該当なし 【補強計画実施】	該当なし 【補強計画実施】	該当なし 【補強計画実施】	○		
<p>※1. すべり安全率の評価基準値については、DB設備として「基礎地盤および周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」を参照した。</p> <p>※2. 緊急車両が徐行により通行可能な段差量 佐藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について〔平成19年度近畿地方整備局研究発表会〕より</p> <p>(2) 輸送ルートの健全性 a. 輸送ルートの概要 輸送ルートは概ね8m幅の道路であり、タンクローリー保管場所から目的地まで独立したルートでアクセスが可能である。</p> 						

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
b. 輸送ルートの選定 <ul style="list-style-type: none"> ・地震時における輸送ルートの選定については、地震時に想定される被害事象に伴って「車両の通行に影響がない輸送ルート」や「復旧により通路が確保可能な輸送ルート」を地震時の輸送ルートとして選定する。 ・復旧を実施するものについては、復旧に要する時間の評価を行う。輸送ルートに対する被害要因及び被害事象を次表に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>輸送ルートに影響を与えるおそれのある被害要因</th><th>輸送ルートで懸念される被害事象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺構造物の倒壊（建屋、鉄塔、タンク及び煙突）</td><td>倒壊物による輸送ルートの閉塞</td></tr> <tr> <td>② 周辺機器の損壊</td><td>火災、溢水等による通行不能</td></tr> <tr> <td>③ 周辺斜面の崩壊</td><td>輸送ルート上への崩壊土砂の流入や道路盛土すべりによる通行不能</td></tr> <tr> <td>④ 敷地下斜面のすべり</td><td></td></tr> <tr> <td>⑤ 液状化及び挿し込みによる不等沈下</td><td>輸送ルートの不等沈下による通行不能</td></tr> <tr> <td>⑥ 地下構造物の損壊</td><td>陥没による通行不能</td></tr> <tr> <td>⑦ 構内荷役機材の影響</td><td>荷役機材による輸送ルートの閉塞</td></tr> </tbody> </table>	輸送ルートに影響を与えるおそれのある被害要因	輸送ルートで懸念される被害事象	① 周辺構造物の倒壊（建屋、鉄塔、タンク及び煙突）	倒壊物による輸送ルートの閉塞	② 周辺機器の損壊	火災、溢水等による通行不能	③ 周辺斜面の崩壊	輸送ルート上への崩壊土砂の流入や道路盛土すべりによる通行不能	④ 敷地下斜面のすべり		⑤ 液状化及び挿し込みによる不等沈下	輸送ルートの不等沈下による通行不能	⑥ 地下構造物の損壊	陥没による通行不能	⑦ 構内荷役機材の影響	荷役機材による輸送ルートの閉塞			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
輸送ルートに影響を与えるおそれのある被害要因	輸送ルートで懸念される被害事象																		
① 周辺構造物の倒壊（建屋、鉄塔、タンク及び煙突）	倒壊物による輸送ルートの閉塞																		
② 周辺機器の損壊	火災、溢水等による通行不能																		
③ 周辺斜面の崩壊	輸送ルート上への崩壊土砂の流入や道路盛土すべりによる通行不能																		
④ 敷地下斜面のすべり																			
⑤ 液状化及び挿し込みによる不等沈下	輸送ルートの不等沈下による通行不能																		
⑥ 地下構造物の損壊	陥没による通行不能																		
⑦ 構内荷役機材の影響	荷役機材による輸送ルートの閉塞																		
c. 輸送ルートの評価 <ul style="list-style-type: none"> ・地震による輸送ルートへの影響については、地震時に期待する輸送ルートを対象に上記被害要因について網羅的に評価。 ・⑤不等沈下については、実証試験で通行可能なことを確認した許容段差量(15cm)を超える懸念がある箇所について、重機にて解消する。 ・⑥地下構造物については、損壊が懸念される箇所について、事前対策を実施済。 																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
被害要因	保管場所からの輸送ルートの評価結果 輸送ルート1（背面道路経由） 輸送ルート2（中央道路経由） 評価			【大飯】 設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。
①周辺構造物の倒壊 (種屋、鉄塔、タンク及び煙突)	問題なし 【輸送ルートへの影響がある場合は、対策を実施、又は重機により復旧を実施】	問題なし 【輸送ルートへの影響がある場合は、対策を実施、又は重機により復旧を実施】		・ 大飯 ：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→ 泊 ：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
②周辺機器の損壊	問題なし 【輸送ルートへの影響がある場合は、対策を実施】	問題なし 【輸送ルートへの影響がある場合は、対策を実施】		
③周辺斜面の崩壊	問題なし 【輸送ルートへの影響がある崩壊土砂については、重機により復旧を行い、時間評価を実施】	問題なし 【輸送ルートへの影響がある崩壊土砂については、重機により復旧を行い、時間評価を実施】		
④敷地下斜面すべり	問題なし 【輸送ルートへの影響がある段差については、重機により復旧を行い、時間評価を実施】	問題なし 【輸送ルートへの影響がある段差については、重機により復旧を行い、時間評価を実施】		
⑤液状化及び掘ナリ込みによる不等沈下	問題なし 【輸送ルートへの影響がある段差については、重機により復旧を行い、時間評価を実施】	問題なし 【輸送ルートへの影響がある段差については、重機により復旧を行い、時間評価を実施】		
⑥地下構造物の損壊	問題なし 【貫壁の設置等の事前対策を実施】	問題なし 【貫壁の設置等の事前対策を実施】		
⑦構内荷物搬入の影響	問題なし 【構内荷物搬入に関する運用により、輸送ルートに影響を与えないようにする。】	問題なし 【構内荷物搬入に関する運用により、輸送ルートに影響を与えないようにする。】		
d. 輸送ルートの復旧内容				
・輸送ルートの復旧時間について輸送ルート上のリスクを考慮した図、各輸送ルートの復旧時間・評価及び内容を以下に示す。				
(a) 輸送ルート及び復旧内容				
				

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>(b) 輸送ルート復旧時間の評価</p> <p>地震時の輸送ルートについて、崩壊土砂撤去及び不等沈下による段差の解消に必要な時間を見積もり、復旧に要する時間を評価する。</p> <p>ア. 復旧時間の評価</p> <p>地震時の輸送ルートとして選定したルート上について、周辺斜面の崩壊箇所や段差発生箇所の復旧に要する作業時間を評価し、制限時間内に通行性を確保可能か評価する。</p> <p>(ア) 復旧条件</p> <p>輸送ルート上に発生した地下構造物及び地層変化部による段差については、重機等により復旧する。段差の復旧条件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象車両の規格を考慮し、幅員3.0m、勾配10%以下とする。 堆積土砂については、重機等により土砂を道路脇に運搬することによりルートを復旧する。 重機にはヘッドライトがついているので、夜間でも作業は可能である。 <p>また、輸送ルートの復旧に要する時間は、被害想定をもとに、構内の移動時間や崩壊土砂撤去、段差解消作業に要する時間等を考慮し、算出する。移動速度は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>徒歩</th> <th>徒歩（堆積土砂通行）</th> <th>ブルドーザ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動速度</td> <td>4km/h</td> <td>2km/h</td> <td>2km/h</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ガレキ除去要員は、事象発生後周辺の状況を確認しつつ、重機まで移動し輸送ルート復旧作業を開始する。 重機の復旧開始時間は、要員の移動時間に余裕を見込んで30分とした。 <p>(イ) 復旧時間評価</p> <p>堆積土砂撤去については、道路土工要綱※に基づく評価に加えて安全確認の時間を見込み、重機等にて7分／10mで復旧すると評価した。</p> <p>地下構造物及び地層変化部による段差については、評価及び訓練の結果から、1箇所の段差につき10分と評価した。</p> <p>※ 道路土工要綱（平成21年度版）<日本道路協会></p> <p>また、斜面崩壊が大きいエリア（中央道路）において、崩壊土砂以外に復旧時間に影響を与える要因として次の8つを想定し、それぞれが復旧時間に与える影響について評価した。</p>		徒歩	徒歩（堆積土砂通行）	ブルドーザ	移動速度	4km/h	2km/h	2km/h			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
	徒歩	徒歩（堆積土砂通行）	ブルドーザ								
移動速度	4km/h	2km/h	2km/h								

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">復旧時間に影響を与える要因</th> <th>復旧時間への影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 薬品漏えい (塩酸、硫酸、苛性ソーダ、ヒドロジン、アンモニア)</td><td>—</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>2. 漏えいガスの蓄積 (液体窒素)</td><td>—</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>3. 斜面崩壊の不均一性</td><td>—</td><td>159分</td></tr> <tr> <td>4. 水素ガス貯槽の倒壊</td><td>—</td><td>12分</td></tr> <tr> <td>5. 1号及び2号炉アノニオン・カチオン排水タンクの倒壊</td><td>—</td><td>25分</td></tr> <tr> <td>6. 復水処理建屋等のガレキを含む土砂の撤去</td><td>50m/hとして評価</td><td>—</td></tr> <tr> <td>7. 長配管によるルート寸断</td><td>—</td><td>60分</td></tr> <tr> <td>8. 復旧作業時の斜面の安全確認 (二次災害防止)</td><td>10m毎に1分</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	復旧時間に影響を与える要因		復旧時間への影響	1. 薬品漏えい (塩酸、硫酸、苛性ソーダ、ヒドロジン、アンモニア)	—	なし	2. 漏えいガスの蓄積 (液体窒素)	—	なし	3. 斜面崩壊の不均一性	—	159分	4. 水素ガス貯槽の倒壊	—	12分	5. 1号及び2号炉アノニオン・カチオン排水タンクの倒壊	—	25分	6. 復水処理建屋等のガレキを含む土砂の撤去	50m/hとして評価	—	7. 長配管によるルート寸断	—	60分	8. 復旧作業時の斜面の安全確認 (二次災害防止)	10m毎に1分	—			<p>【大飯】 設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵 																																																																																															
復旧時間に影響を与える要因		復旧時間への影響																																																																																																																											
1. 薬品漏えい (塩酸、硫酸、苛性ソーダ、ヒドロジン、アンモニア)	—	なし																																																																																																																											
2. 漏えいガスの蓄積 (液体窒素)	—	なし																																																																																																																											
3. 斜面崩壊の不均一性	—	159分																																																																																																																											
4. 水素ガス貯槽の倒壊	—	12分																																																																																																																											
5. 1号及び2号炉アノニオン・カチオン排水タンクの倒壊	—	25分																																																																																																																											
6. 復水処理建屋等のガレキを含む土砂の撤去	50m/hとして評価	—																																																																																																																											
7. 長配管によるルート寸断	—	60分																																																																																																																											
8. 復旧作業時の斜面の安全確認 (二次災害防止)	10m毎に1分	—																																																																																																																											
<p>なお、復旧時間の内訳を次頁に示す。</p> <p>輸送ルート復旧時間 (1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順序</th><th>ルート</th><th>内容</th><th>距離 (km)</th><th>通常復旧時間</th><th>複数箇所</th><th>ガレキの流入が想定されるエリア</th><th>その他の要因 (未満は除外)</th><th>内燃時間 (分)</th><th>直線時間 (分)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">順序 1-1</td><td>—</td><td>日場</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>30*</td><td>30*</td></tr> <tr> <td>①→②→③</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>394</td><td>—</td><td>1箇所 (126分)</td><td>—</td><td>—</td><td>330</td><td>31</td><td>30.9(相違)</td></tr> <tr> <td>②→③→④</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>300</td><td>—</td><td>1箇所 (124分)</td><td>—</td><td>—</td><td>328</td><td>29</td><td>4.0(相違)</td></tr> <tr> <td>③→④→⑤</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>408 (計: 360分)</td><td>4箇所 (122分)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>212</td><td>30</td><td>19.4(相違)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">順序 1-2</td><td>④→⑤</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>1356</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>35</td><td>35.8</td><td>0.0(相違)</td></tr> <tr> <td>①→②→⑥</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>812</td><td>—</td><td>1箇所 (108分)</td><td>—</td><td>—</td><td>328</td><td>34</td><td>31.0(相違)</td></tr> <tr> <td>②→⑥→⑦</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>230</td><td>—</td><td>1箇所 (88分)</td><td>—</td><td>—</td><td>92</td><td>75</td><td>0.0(相違)</td></tr> <tr> <td>③→⑦→⑧→⑨</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>440 (計: 295分)</td><td>2箇所 (189分)</td><td>—</td><td>190分</td><td>400</td><td>240</td><td>19.9(相違)</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>*1. 要員の待機時間に余裕を見込んで設定した。</p> <p>輸送ルート復旧時間 (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順序</th><th>ルート</th><th>内容</th><th>距離 (km)</th><th>通常復旧時間</th><th>複数箇所</th><th>ガレキの流入が想定されるエリア</th><th>その他の要因 (未満は除外)</th><th>内燃時間 (分)</th><th>直線時間 (分)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">順序 2-1</td><td>②→③</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>83</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4</td><td>169</td><td>11.0(相違)</td></tr> <tr> <td>③→④</td><td>ブルーリザード →日場</td><td>149</td><td>—</td><td>1箇所 (144分)</td><td>—</td><td>—</td><td>145</td><td>145</td><td>21.0(相違)</td></tr> </tbody> </table> <p>*2. 1号炉復旧作業及び2号炉復旧作業の自然循環時間 (2700分 (45時間)) 経過後に復旧開始とする。</p>	順序	ルート	内容	距離 (km)	通常復旧時間	複数箇所	ガレキの流入が想定されるエリア	その他の要因 (未満は除外)	内燃時間 (分)	直線時間 (分)	順序 1-1	—	日場	—	—	—	—	—	30*	30*	①→②→③	ブルーリザード →日場	394	—	1箇所 (126分)	—	—	330	31	30.9(相違)	②→③→④	ブルーリザード →日場	300	—	1箇所 (124分)	—	—	328	29	4.0(相違)	③→④→⑤	ブルーリザード →日場	408 (計: 360分)	4箇所 (122分)	—	—	—	212	30	19.4(相違)	順序 1-2	④→⑤	ブルーリザード →日場	1356	—	—	—	—	35	35.8	0.0(相違)	①→②→⑥	ブルーリザード →日場	812	—	1箇所 (108分)	—	—	328	34	31.0(相違)	②→⑥→⑦	ブルーリザード →日場	230	—	1箇所 (88分)	—	—	92	75	0.0(相違)	③→⑦→⑧→⑨	ブルーリザード →日場	440 (計: 295分)	2箇所 (189分)	—	190分	400	240	19.9(相違)	—	順序	ルート	内容	距離 (km)	通常復旧時間	複数箇所	ガレキの流入が想定されるエリア	その他の要因 (未満は除外)	内燃時間 (分)	直線時間 (分)	順序 2-1	②→③	ブルーリザード →日場	83	—	—	—	—	4	169	11.0(相違)	③→④	ブルーリザード →日場	149	—	1箇所 (144分)	—	—	145	145	21.0(相違)			
順序	ルート	内容	距離 (km)	通常復旧時間	複数箇所	ガレキの流入が想定されるエリア	その他の要因 (未満は除外)	内燃時間 (分)	直線時間 (分)																																																																																																																				
順序 1-1	—	日場	—	—	—	—	—	30*	30*																																																																																																																				
	①→②→③	ブルーリザード →日場	394	—	1箇所 (126分)	—	—	330	31	30.9(相違)																																																																																																																			
	②→③→④	ブルーリザード →日場	300	—	1箇所 (124分)	—	—	328	29	4.0(相違)																																																																																																																			
	③→④→⑤	ブルーリザード →日場	408 (計: 360分)	4箇所 (122分)	—	—	—	212	30	19.4(相違)																																																																																																																			
順序 1-2	④→⑤	ブルーリザード →日場	1356	—	—	—	—	35	35.8	0.0(相違)																																																																																																																			
	①→②→⑥	ブルーリザード →日場	812	—	1箇所 (108分)	—	—	328	34	31.0(相違)																																																																																																																			
	②→⑥→⑦	ブルーリザード →日場	230	—	1箇所 (88分)	—	—	92	75	0.0(相違)																																																																																																																			
	③→⑦→⑧→⑨	ブルーリザード →日場	440 (計: 295分)	2箇所 (189分)	—	190分	400	240	19.9(相違)	—																																																																																																																			
順序	ルート	内容	距離 (km)	通常復旧時間	複数箇所	ガレキの流入が想定されるエリア	その他の要因 (未満は除外)	内燃時間 (分)	直線時間 (分)																																																																																																																				
順序 2-1	②→③	ブルーリザード →日場	83	—	—	—	—	4	169	11.0(相違)																																																																																																																			
	③→④	ブルーリザード →日場	149	—	1箇所 (144分)	—	—	145	145	21.0(相違)																																																																																																																			
<p>e. 輸送ルートの復旧時間及び輸送時間</p> <p>輸送ルート1及び輸送ルート2を確保する。輸送ルート1の復旧時間は約19.5時間であり、輸送ルート2の消火に要する時間は約45時間、仮復旧時間は約3.1時間であるため、評価上、重油タンクから燃料油貯蔵タンクへの輸送開始を想定している3日後までの復旧が可能である。</p> <p>タンクローリー保管場所から重油タンク、重油タンクから燃料油貯蔵タンクまでの往復により輸送できるようにしている。</p> <p>輸送時間は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>移動 (20km/h) (保管場所→重油タンク)</th><th>待機 (重油タンク→ タンクローリー →)</th><th>移動 (タンクローリー[→] →燃料油貯蔵タンク)</th><th>移動 (20km/h) (燃料油貯蔵タ ンク→重油タ ンク)</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要時間</td><td>約10分 (輸送k-1: 約1.6km) 約10分 (輸送k-2: 約1.2km)</td><td>約40分 (ホース着脱他 準備約10分) (給油約30分)</td><td>約10分 (輸送k-1: 約1.6km) 約10分 (ホース着脱他 準備約10分) (給油約30分)</td><td>約40分 (ホース着脱他 準備約10分) 約10分 (輸送k-2: 約1.2km)</td><td></td></tr> </tbody> </table>		移動 (20km/h) (保管場所→重油タンク)	待機 (重油タンク→ タンクローリー →)	移動 (タンクローリー [→] →燃料油貯蔵タンク)	移動 (20km/h) (燃料油貯蔵タ ンク→重油タ ンク)		所要時間	約10分 (輸送k-1: 約1.6km) 約10分 (輸送k-2: 約1.2km)	約40分 (ホース着脱他 準備約10分) (給油約30分)	約10分 (輸送k-1: 約1.6km) 約10分 (ホース着脱他 準備約10分) (給油約30分)	約40分 (ホース着脱他 準備約10分) 約10分 (輸送k-2: 約1.2km)																																																																																																																		
	移動 (20km/h) (保管場所→重油タンク)	待機 (重油タンク→ タンクローリー →)	移動 (タンクローリー [→] →燃料油貯蔵タンク)	移動 (20km/h) (燃料油貯蔵タ ンク→重油タ ンク)																																																																																																																									
所要時間	約10分 (輸送k-1: 約1.6km) 約10分 (輸送k-2: 約1.2km)	約40分 (ホース着脱他 準備約10分) (給油約30分)	約10分 (輸送k-1: 約1.6km) 約10分 (ホース着脱他 準備約10分) (給油約30分)	約40分 (ホース着脱他 準備約10分) 約10分 (輸送k-2: 約1.2km)																																																																																																																									
<p>重油タンク ↔ 燃料油貯蔵タンクの往復に必要な時間：約100分 タンクローリー燃料供給能力 (タンクローリー容量(3.4m³)／往復時間(100分))：約2m³/h</p>																																																																																																																													

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.3.5 タンクローリーの機能維持（地震発生時）</p> <p>タンクローリーの機能維持については下記項目について評価しており、問題ないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリー本体・・・・・・・転倒評価 ・タンクローリー付タンクの評価・・・取付部及び取付ボルト評価 ・タンクローリー付ポンプの評価・・・取付ボルト、軸及び軸受評価 <p>【地震時の健全性】</p> <p>タンクローリーについては、耐震Sクラスに適用される地震力に対して転倒しないこと並びにタンク及びポンプの取付ボルト等が破断しないことを評価しており、タンクローリーによる地震時の燃料輸送機能維持には問題ない。</p> <p>【健全性のフロー図】</p> <pre> graph TD A{地震時にタンク取付部(基礎)に発生する応力} -- Yes --> B{地震時にシングル取付部(ボルト)に発生する応力} B -- Yes --> C{ポンプ取付部(ボルト)に発生する応力} C -- Yes --> D{ポンプ駆出口側(ボルト)に発生する応力} D -- Yes --> E{タンクローリー動輪軸(エンジン)} E -- Yes --> F[転倒及び破断せず、健全に使用可能] B -- No --> X1[X] C -- No --> X2[X] D -- No --> X3[X] E -- No --> X4[X] </pre>			<p>【大飯】 設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【転倒評価のフロー図】</p> <p>【転倒評価のモデル図】</p> <p>タンクの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンク取付部の評価 地震によりタンク取付部（溶接部）に発生する応力が、評価基準値を満足していることを確認する。 ・取付ボルトの評価 地震により取付ボルトに発生する応力が、評価基準値を満足していることを確認する。 <p>タンクローリー付ポンプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取付ボルトの評価 地震により取付ボルトに発生する応力が、評価基準値を満足していることを確認する。 ・軸及び軸受の評価 ロータの質量に地震力が作用することにより軸に発生する引張、圧縮、せん断、曲げ応力及び軸受に発生する静等価質量が評価基準値を満足していることを確認する。 <p>軸・軸受評価イメージ</p>			<p>【大飯】 設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.3.6 自然現象等に係る検討</p> <p>以下に、前述した地震以外の自然現象（以下、「想定される自然現象」という。）及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下、「想定される人為事象」という。）に対するタンクローリーの評価結果を示す。なお、安全施設等への評価結果については、第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」に記載する。</p> <p>1. 自然事象</p> <p>(1) 洪水</p> <p>敷地が洪水による被害を受けることはなく、タンクローリーも同様に被害を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>敷地付近で観測された最大瞬間風速は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、51.9m/s（2004年10月20日）であるが、風（台風）による影響については、予備タンクローリー3台は、車庫に保管されているため、風（台風）の影響は受けない。必要により、タンクローリーをトンネル内に一時退避させる。これらにより風（台風）において、タンクローリーの健全性は維持される。</p> <p>なお、風（台風）により、輸送ルート上に飛散物が散乱した場合には、必要により重機等で撤去作業を行う。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>竜巻に対しては、竜巻注意情報等が発表され、気象庁HPで竜巻発生確度等を確認した上で、発電所内に24時間待機している緊急安全対策要員によりトンネル内にタンクローリーを4台退避させる。これにより竜巻襲来時においても、健全性が維持される。</p> <p>タンクローリーの火災時には早期発見できるよう火災感知設備を設け、中央制御室にて常時監視できる設計とともに、消火設備として消火器を設置する設計とする。</p> <p>竜巻時において、ディーゼル発電機及び燃料油貯蔵タンクを含む付属設備に単一故障を想定しても、ディーゼル発電機の7日間連続運転は担保される。</p> <p>竜巻により、輸送ルート上に飛散物が散乱した場合には、必要により重機等での撤去作業を行う。</p> <p>(4) 凍結</p> <p>敷地付近で観測された最低気温は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、-8.8°C（1977年2月16日）である。タンクローリーの構成品で凍結のおそれのあるものについては、燃料油、ブレーキフルード、ラジエータ液及びウォッシャ液が考えられる。これらは-8.8°C環境下でも凍結のおそれはない（次表参照）ため、タンクローリーの機能に影響はない。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
種類	最低温度 (℃)	備考			
燃料（軽油）	-17	使用している軽油は2号軽油(JIS:-7.5℃)であるが、軽油用凍結防止剤を添加することで、-17℃まで使用可能となる。			
ブレーキフルード	-40以下	※1			
ラジエータ液	約-34	寒冷地域仕様			
ウォッシャ液	-35	寒冷地域仕様			
※1. -40℃における粘度がDOT規格（米運輸省認定規格）に定められている。					
(5)降水					
敷地付近で観測された日最大1時間降水量は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、80.2mm（1957年7月16日）である。					
タンクローリー保管場所においては、周辺に構内排水施設を設け、想定される降雨量に対しても海域へ排水できる設計としているため、影響はない。					
(6)積雪					
敷地付近で観測された積雪の深さの月最大値は、舞鶴特別地域気象観測所での観測記録（1947年～2012年）によれば、87cm（2012年2月2日）である。					
なお、積雪については、気象予報により事前に予測が十分可能であり、人員を十分に確保し、保管場所、タンクローリー及び輸送ルートの除雪を事前に行うことにより、対処が可能である。					
(7)落雷					
タンクローリーに落雷があった場合でも、雷電流はタンク表面、車体表面を流れ、タイヤを通じて地絡するため、タンク内部やタンクローリーの燃料が引火することではなく、落雷による影響はない。					
(8)地滑り					
タンクローリー保管場所には地滑り影響箇所がないことを確認している。また、輸送ルート上に地滑りによる土砂が発生した場合には、必要により重機等で撤去作業を行う。					
(9)火山の影響					
発電所敷地において考慮すべき火山事象は火山灰による影響であり、そのうち火山灰によりタンクローリーの機能に影響を与える可能性のある事象は火山灰の堆積（積灰）による影響である。降灰予報の情報を受けた際は、要員を確保し、タンクローリー及び輸送ルートの除灰を行うことが可能であり、影響を与えることはない。					
【大飯】 設備、運用の相違					
・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。					
・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(10)生物学的事象 タンクローリーに対して、考慮すべき生物学的事象はない。</p> <p>(11)森林火災 森林火災については、防火帯幅を約18m確保し、防火帯内側にタンクローリーを配備しているため、森林火災によりタンクローリーの機能を損なうことはない。なお、輸送ルートについても防火帯内側にあるため、輸送機能に影響はない。</p> 			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯槽に貯蔵
<p>(12)高潮 舞鶴検潮所における観測記録（1969年～2011年）によれば、過去最高潮位はT.P.（東京湾平均海面）+0.93m（1998年9月22日；台風7号）である。</p> <p>タンクローリーは、高潮の影響を受けることのない敷地高さ（T.P.+14m以上）に配置しており、給油の輸送ルートに関する限りT.P.+8.0m以上であることから、高潮によるタンクローリー及び輸送ルートの浸水は考えられず、機能喪失する等の影響はない。</p> <p>(13)津波 配備するタンクローリーは、T.P.+14m以上に配備することとしており、給油の輸送ルートに関する限りT.P.+8.0m以上であることから、津波の遡上に伴うタンクローリー及び輸送ルートの浸水は考えられず、機能喪失する等の影響はない。</p> <p>(14)自然現象の組み合わせ 発電所敷地で想定される自然現象の組合せを網羅的に考慮しても、タンクローリーを分散配置していること、各々の自然現象で発生する障害物をタンクローリー及び輸送ルートから重機等により除去できることから、輸送機能に影響を与えないことを確認している。</p>			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.想定される人為事象</p> <p>(1)飛来物（航空機落下）</p> <p>航空機の落下による損壊により、タンクローリー3台が同時に被災しないように、保管場所間の離隔距離を確保している。かつ、少なくとも2台の保管場所は原子炉周辺建屋から100m以上の離隔距離を確保しているため、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下によりタンクローリーの機能に影響はない。</p> <p>(2)ダムの崩壊</p> <p>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊によるタンクローリーへの影響については考慮する必要はない。</p> <p>(3)爆発</p> <p>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発によるタンクローリーへの影響については考慮する必要はない。</p> <p>(4)近隣工場等の火災</p> <p>a.石油コンビナート等の施設の火災</p> <p>発電所の近くには、火災により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災によるタンクローリーへの影響については考慮する必要はない。</p> <p>b.発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災</p> <p>発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時の輻射熱により、タンクローリー3台が同時に被災しないように、保管場所間の離隔距離を確保している。</p> <p>c.航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機墜落に伴う火災発生時の輻射熱により、タンクローリー3台が同時に被災しないように、保管場所間の離隔距離を確保している。</p> <p>d.発電所港湾内に入港する船舶の火災</p> <p>発電所港湾内に入港する船舶の火災発生時の輻射熱によりタンクローリー3台が同時に被災しないように、保管場所間の離隔距離を確保している。</p> <p>e.二次的影響（ばい煙等）</p> <p>発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災及び発電所港湾内に入港する船舶の火災に伴うばい煙等発生時の二次的影響に対して、タンクローリーが安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>(5)有毒ガス</p> <p>幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全施設が安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>なお、タンクローリーは屋外に配備しているため、有毒ガスが長時間滞留することは考えにくい。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

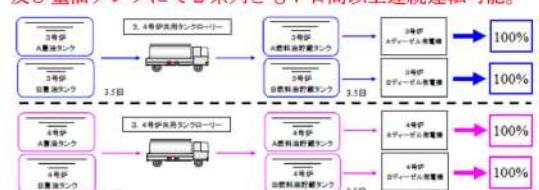
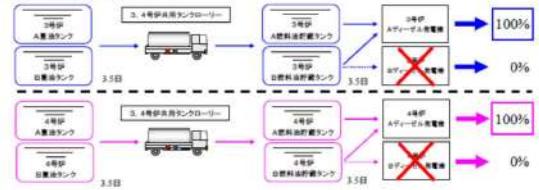
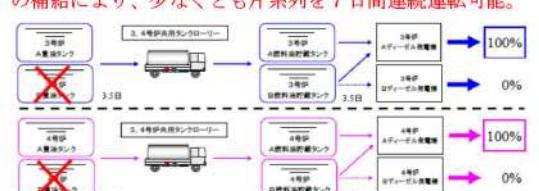
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 船舶の衝突</p> <p>タンクローリーは船舶の衝突の影響を受けることのない敷地高さ (T.P. +14m 以上) に配置しているため、機能を損なうことはない。</p> <p>(7) 電磁的障害</p> <p>電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは計測制御回路に対して影響を及ぼすことがある。タンクローリーは、タンク、ポンプ及び車体により構成されており、タンク及びポンプは機械構造品であるため、電磁的障害はない。車体の走行機能については、アクセル、ブレーキ、ステアリングの基本的な動作は油圧により伝達されるため、電磁的障害はない。</p> <p>なお、車体に搭載されている電子制御回路が電磁的障害を受けて走行機能に影響を及ぼすことが考えられるが、十分な離隔距離を確保して4台を分散配置しているため、同時に電磁的障害を受けることはない。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.3.7 単一故障等に対する信頼性</p> <p>(1) 単一故障等を考慮した信頼性</p> <p>1台のタンクローリーにより2基の燃料油貯蔵タンクへ燃料油を補給することで、ディーゼル発電機2基の7日間の運転継続は可能である。したがって、タンクローリーの巻を含む故障等（单一火災を含む）を考慮した場合において、最終的に健全なタンクローリー（3.4m³）が2台確保できれば、ディーゼル発電機の運転は7日間以上継続可能である。</p> <p>(2) 単一故障のケーススタディ</p> <p><2系列が健全に起動></p> <p>SI+B0時に2系列が健全であった場合、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクにて2系列とも7日間以上連続運転可能。</p>  <p><1系列のみ起動（B系起動失敗）></p> <p>燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリーが健全であるため対応可能。</p>  <p><静的機器の単一故障></p> <p>静的機器の単一故障（燃料油貯蔵タンク or 重油タンク）時、タンクローリーは健全であることから、重油タンクからの補給により、少なくとも片系列を7日間連続運転可能。</p> 			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

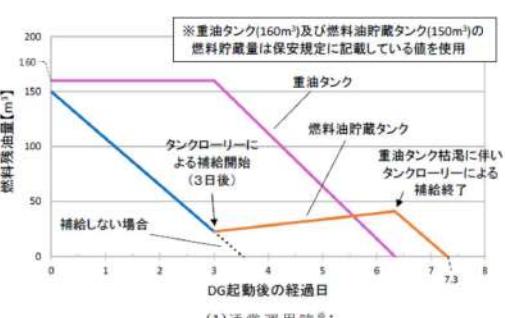
大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
2.2.1.3.8 作業時間を考慮した補給成立性 タンクローリーの補給作業に係る時間を検証し、その時間に確実性を担保するための余裕を加味した場合であっても、ディーゼル発電機の7日間の運転継続に必要な所要の燃料を補給可能であることを確認している。					【大飯】設備・運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵																																																											
<table border="1"> <tr> <td>作業工程</td> <td>想定時間 (分)</td> <td>検証結果 (分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸送ルートの復旧^{*1} (消火及び重機による輸送ルート復旧)</td> <td>輸送ルート1: 1166分 輸送ルート2: 2883分</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人員移動 (待機場所→保管場所)</td> <td>20分</td> <td>8分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>タンクローリー移動 (保管場所→重油タンク)</td> <td>10分</td> <td>9分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース着脱他準備 (重油タンク)</td> <td></td> <td>15分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>吸上げ (重油タンク→タンクローリー)</td> <td></td> <td>20分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動 (重油タンク→燃料油貯蔵タンク)</td> <td></td> <td>11分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース着脱他準備 (燃料油貯蔵タンク)</td> <td></td> <td>7分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補給 (タンクローリー→燃料油貯蔵タンク)</td> <td></td> <td>13分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動 (燃料油貯蔵タンク→重油タンク)</td> <td></td> <td>11分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	作業工程	想定時間 (分)	検証結果 (分)				輸送ルートの復旧 ^{*1} (消火及び重機による輸送ルート復旧)	輸送ルート1: 1166分 輸送ルート2: 2883分	—				人員移動 (待機場所→保管場所)	20分	8分				タンクローリー移動 (保管場所→重油タンク)	10分	9分				ホース着脱他準備 (重油タンク)		15分				吸上げ (重油タンク→タンクローリー)		20分				移動 (重油タンク→燃料油貯蔵タンク)		11分				ホース着脱他準備 (燃料油貯蔵タンク)		7分				補給 (タンクローリー→燃料油貯蔵タンク)		13分				移動 (燃料油貯蔵タンク→重油タンク)		11分				100分			
作業工程	想定時間 (分)	検証結果 (分)																																																														
輸送ルートの復旧 ^{*1} (消火及び重機による輸送ルート復旧)	輸送ルート1: 1166分 輸送ルート2: 2883分	—																																																														
人員移動 (待機場所→保管場所)	20分	8分																																																														
タンクローリー移動 (保管場所→重油タンク)	10分	9分																																																														
ホース着脱他準備 (重油タンク)		15分																																																														
吸上げ (重油タンク→タンクローリー)		20分																																																														
移動 (重油タンク→燃料油貯蔵タンク)		11分																																																														
ホース着脱他準備 (燃料油貯蔵タンク)		7分																																																														
補給 (タンクローリー→燃料油貯蔵タンク)		13分																																																														
移動 (燃料油貯蔵タンク→重油タンク)		11分																																																														

※1. 事象発生から3日以内に準備作業を完了して補給活動を開始するものとする。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>(1)通常運用時*1</p> <p>*1. ディーゼル発電機1台(燃料消費 1.77m³/h)に対し、タンクローリー1台(輸送能力 2m³/h)運用の例</p> <p>*2. 外部電源喪失及び非常用炉心冷却設備作動信号時*2</p> <p>2. ディーゼル発電機2台(燃料消費 1.58m³/h (12時間経過まで), 1.45m³/h (12時間経過以降、電動補助給水ポンプ停止))に対し、タンクローリー1台(輸送能力 2m³/h)運用の例. 繰返し輸送時の各タンク推移</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送)→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.2.1.3.9 作業員の技術的能力（訓練計画・実績、手順書、対応要員）</p> <p>【訓練計画・実績、手順書】</p> <p>作業員の技術的能力を維持・向上し、補給の確実性を増すために計画的な訓練を実施する。また、訓練に当たっては、作業員の技術的能力の優劣に依存することがないよう、手順書を制定し、確実な補給作業できる体制とする。</p> <p>●訓練（検証）実績 平成26年6月24日</p> <p>●社内教育・訓練計画 ・定期的な訓練（1回／年以上）を実施する計画 ・教育は、訓練にあわせて同時実施する方針</p>  <p>【対応要員】 事故時においては、緊急安全対策要員にて補給作業対応要員^{※1}は確保できる。さらに、非常召集により、発電所外から交替要員も確保できる。 ※1. 危険物取扱者（乙種第4類）の資格を持ち、定期的な社内教育・訓練を受けた者（作業補助者含む）</p>  <p>手順書（案）</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>●夜間作業における照明の確保</p> <p>(1)対応方針</p> <p>長時間の外部電源喪失に伴い屋外照明が喪失した場合の夜間におけるタンクローリーによる燃料補給操作においては、ヘッドライト等の可搬型照明及びタンクローリーの前照灯等を活用し、ホースの接続状況や漏えいの有無、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの油量推移等の燃料補給状況が把握できる環境を確保する。</p> <p>可搬型照明は、必要数を準備しており、タンクローリーによる燃料油貯蔵タンクへ燃料補給を開始するまでの時間（3日以内）までには、時間的猶予があるため、可搬型照明を準備することができる。</p> <p>(2)配備照明</p> <p>配備する照明は確実な給油作業を実施できるよう、ヘッドライト、懐中電灯等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等にて視認性を確保できる環境を維持する。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

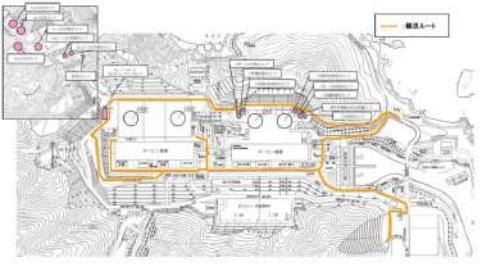
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>2.2.1.3.10 一般法規制と点検等による信頼性</p> <p>消防法規制及び定期的な点検</p> <p>【消防法規制】</p> <p>消防法に基づき、タンクローリーは移動式タンク貯蔵所として許可をうけており、以下に示す構造及び設備の技術上の基準を満たす（危険物の規制に関する政令第15条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクは、厚さ3.2mm以上鋼板等で機密に製造され、70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において、漏れ又は変形しないものであること。 ・タンクには安全装置（過圧防止）を設けること。 ・外面にはさび止め塗装をすること。 ・タンク下部の排出口には底弁を設け、非常時には底弁を直ちに閉止できる手動及び自動閉鎖装置を設けること。 ・配管は先端部に弁等を設けること。 ・危険物の品名、最大数量等を表示する設備を設けること。 他 <p>【定期的な点検】</p> <p>点検においては、消防法に基づく法定検査（5年ごとのタンク漏洩検査等）を実施するとともに、外観点検、動作試験等についても適切な点検周期を設定し、定期的な保守・点検等を実施する。</p> <p>なお給油に必要なタンクローリー付属品（ホース、ポンプ等）についても、点検内容及び頻度等を適切な点検周期で設定し、定期的な保守管理等を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="112 944 617 1056"> <thead> <tr> <th>点検項目</th><th>点検内容（1年ごと）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンク</td><td>外観点検、水圧試験（5年ごと）</td></tr> <tr> <td>安全弁、底弁、自動閉鎖装置</td><td>外観点検、作動試験</td></tr> <tr> <td>ポンプ、配管、締付ボルト</td><td>外観点検、ハンマーテスト</td></tr> </tbody> </table> <p>自主点検として、軸受点検やバッキン類の定期交換等を実施</p>	点検項目	点検内容（1年ごと）	タンク	外観点検、水圧試験（5年ごと）	安全弁、底弁、自動閉鎖装置	外観点検、作動試験	ポンプ、配管、締付ボルト	外観点検、ハンマーテスト			<p>【大飯】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
点検項目	点検内容（1年ごと）										
タンク	外観点検、水圧試験（5年ごと）										
安全弁、底弁、自動閉鎖装置	外観点検、作動試験										
ポンプ、配管、締付ボルト	外観点検、ハンマーテスト										

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
   			<p>【大飯】 設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【地震による保管場所への影響】</p> <p>(1)①周辺構造物の倒壊（建屋、鉄塔、タンク及び煙突）の評価結果</p> <p>a. 評価方法</p> <p>周辺構造物の倒壊に対する影響評価について、保管場所周辺の構造物を対象に、耐震Sクラスの構造物及びSクラス以外で基準地震動により倒壊に至らないことを確認している構造物については、各保管場所への影響を及ぼさない構造物とする。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動作用時において、保守的に倒壊するものと仮定し、倒壊方向を検討したうえで、各保管場所の敷地が、設定した周辺構造物の倒壊影響範囲に含まれるか否かで評価する。</p> <p>また、周辺タンクの損壊による地震随伴溢水や地震随伴火災、薬品漏えいによる影響が及ぶ範囲に各保管場所の敷地が含まれるか否かで評価する。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>保管場所周辺にて抽出した構造物について、倒壊の影響を抽出した結果及び対応内容を次図、次表に示す。なお、基準地震動変更に伴い、次表の記載内容を満足しない構造物については、対策工事を実施することとする。具体的には、補助ボイラー用燃料タンクの防油堤については、側壁の耐震補強を実施する。</p>  <p>保管場所の周辺構造物の被害想定状況 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>被害想定</th> <th>構造物の影響評価、及び対応策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機器屋</td> <td>廃棄物処理建屋 燃料取扱室 見学棟 防護本部建屋</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 燃料取扱室見学棟は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>構造物</td> <td>永久構台</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 永久構台は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防木バックアップタンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助ボイラ用燃料タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 防護堤についても機能を確保するような設計とするため影響はない。具体的には、側壁の耐震補強を実施する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水タンク 補助復水タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>1次系純水タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 </td> </tr> <tr> <td>タンク</td> <td>1次系用木タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉建屋 冷却水貯蔵タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 タンク倒壊による漏えいを発見すれば、防護具を着用して対応する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>破壊タンク</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンク周辺に堰を設置しており、タンク及び付属配管が破損し、漏えいしても堰内に全量収まる。 Se地震動により、薬品タンク、配管及び堰の一部は破損することを想定し輸送ルート復旧に先立ち漏えい状況を確認する。 漏えいを発見し、薬品を特定した後は他の緊急安全対策要員が近傍を通るとときに防護具を着用し、安全を確保した状態で通行及び作業を行うため影響はない。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>苛性ソーダタンク</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象設備	被害想定	構造物の影響評価、及び対応策	機器屋	廃棄物処理建屋 燃料取扱室 見学棟 防護本部建屋	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 燃料取扱室見学棟は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 	構造物	永久構台	<ul style="list-style-type: none"> 永久構台は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 		消防木バックアップタンク	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 		補助ボイラ用燃料タンク	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 防護堤についても機能を確保するような設計とするため影響はない。具体的には、側壁の耐震補強を実施する。 		燃料取替用水タンク 補助復水タンク	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 		1次系純水タンク	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 	タンク	1次系用木タンク	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 		原子炉建屋 冷却水貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 タンク倒壊による漏えいを発見すれば、防護具を着用して対応する。 		破壊タンク	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンク周辺に堰を設置しており、タンク及び付属配管が破損し、漏えいしても堰内に全量収まる。 Se地震動により、薬品タンク、配管及び堰の一部は破損することを想定し輸送ルート復旧に先立ち漏えい状況を確認する。 漏えいを発見し、薬品を特定した後は他の緊急安全対策要員が近傍を通るとときに防護具を着用し、安全を確保した状態で通行及び作業を行うため影響はない。 		苛性ソーダタンク						<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯槽に貯蔵
対象設備	被害想定	構造物の影響評価、及び対応策																																				
機器屋	廃棄物処理建屋 燃料取扱室 見学棟 防護本部建屋	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 燃料取扱室見学棟は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 																																				
構造物	永久構台	<ul style="list-style-type: none"> 永久構台は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 																																				
	消防木バックアップタンク	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 																																				
	補助ボイラ用燃料タンク	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 防護堤についても機能を確保するような設計とするため影響はない。具体的には、側壁の耐震補強を実施する。 																																				
	燃料取替用水タンク 補助復水タンク	<ul style="list-style-type: none"> 基準地震動に対して倒壊しないため影響はない。 																																				
	1次系純水タンク	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 																																				
タンク	1次系用木タンク	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 																																				
	原子炉建屋 冷却水貯蔵タンク	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンクの倒壊については、基礎部のボルトが破損することによるタンクの横すべりで、防護壁の倒壊及び配管が破断することを想定している。 タンクからの溢水については、タンク下斜面を流れ落ちるため影響はない。 タンク倒壊による漏えいを発見すれば、防護具を着用して対応する。 																																				
	破壊タンク	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリーは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 タンク周辺に堰を設置しており、タンク及び付属配管が破損し、漏えいしても堰内に全量収まる。 Se地震動により、薬品タンク、配管及び堰の一部は破損することを想定し輸送ルート復旧に先立ち漏えい状況を確認する。 漏えいを発見し、薬品を特定した後は他の緊急安全対策要員が近傍を通るとときに防護具を着用し、安全を確保した状態で通行及び作業を行うため影響はない。 																																				
	苛性ソーダタンク																																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

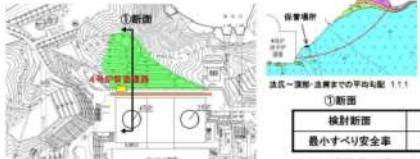
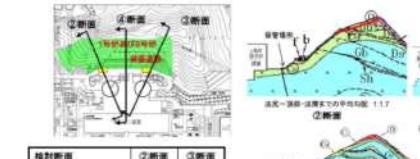
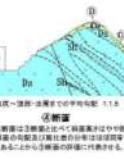
第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2)②周辺斜面の崩壊及び③敷地下斜面のすべりの評価結果</p> <p>a. 評価方法</p> <p>保管場所の周辺斜面について、設備に影響を与える可能性のあるすべりに対して安定性評価を実施する。また、保管場所の敷地下斜面についても、すべり安定性評価を実施する。</p> <p>斜面形状、斜面高さ等を考慮して検討断面を選定し、基準地震動に対する地震応答解析を二次元動的有限要素法により行う。地震応答解析は周波数応答解析手法を用い、等価線形化法によりせん断弾性係数及び減衰定数のひずみ依存性を必要に応じて考慮する。地震時の応力は、静的解析による常時応力と、地震応答解析による動的応力を重ね合わせることにより算出する。</p> <p>なお、静的解析には解析コード「Soil Plus Ver.2012」を、地震応答解析には解析コード「Super FLUSH/2D Ver.5.1」を、すべり計算には解析コード「newcalc Ver. 32」を使用する。</p> <p>評価対象斜面として周辺斜面については、すべての保管場所が該当し、敷地下斜面については、4号炉背面道路が該当する。各保管場所の周辺斜面を次図に示す。</p>  <p>各保管場所の周辺斜面</p> <p>b. 評価基準値</p> <p>すべり安定性評価の評価基準値としては、「基礎地盤および周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」を参照し、安全率 F_s が 1.2 以上であることを評価基準値とする。</p> <p>c. 評価結果</p> <p>保管場所における周辺斜面及び敷地下斜面の最小すべり安全率はすべて評価基準値以上である。</p> <p>周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりに対する影響評価結果を次図に示す。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>4号炉背面道路周辺斜面及び敷地下斜面のすべり安定性評価</p> <p>検討断面 ①断面 最小すべり安全率 2.4(1.9) ()は、地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率とする。</p> 			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
 <p>1号炉及び2号炉背面道路周辺斜面のすべり安定性評価</p> <p>検討断面 ②断面 ③断面 最小すべり安全率 1.8(1.3) 2.0(1.4) ()は、地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率とする。</p> 			
 <p>1号炉及び2号炉重油タンク近傍周辺斜面のすべり安定性評価</p> <p>検討断面 ⑤断面 最小すべり安全率 5.1(4.5) ()は、地盤物性のばらつきを考慮したすべり安全率とする。</p> 			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3)④液状化及び搖り込みによる不等沈下の評価結果 a. 評価方法 1号炉及び2号炉重油タンク近傍には、一部の範囲において堆積層地盤が存在するため、沈下に対する評価を実施する。沈下の影響因子としては、液状化によるものと、搖り込みによるものを想定する。 液状化による沈下量は、「道路橋示方書・同解説V耐震設計編、平成24年3月」に基づく液状化対象層について、液状化に対する抵抗率と体積ひずみの関係^(注1)から算定する。液状化が発生しない箇所の搖り込み沈下については、新潟県中越沖地震により生じた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の沈下実績に基づき算出する。評価基準値については、参考文献^(注2)に基づき、タンクローリーが、徐行により通行可能な許容段差量を15cmとする。</p> <p>(注1)液状化対策工法地盤工学会 (注2)緊急用車両が徐行により通行可能な段差量（佐藤ら：地震時の段差被害に対する補修と交通開放の管理・運用方法について〔平成19年度近畿地方整備局研究発表会〕）</p> <p>【液状化による沈下量の算定法】 地下水位がG.L.-10m以内にあって、地下水位以深～G.L.-20mの堆積層及び盛土のうち、細粒分含有率FCが35%以下、又はFCが35%を超えて塑性指數Ipが15以下の範囲については、液状化検討対象層とする。 液状化検討対象層に対して、基準地震動による地震力に対する液状化判定を行い、液状化抵抗率が1未満の範囲については、液状化が生ずると評価し、沈下量の算出を行う。 液状化による沈下量は、体積ひずみと液状化抵抗率の関係から体積ひずみを評価し算出する。</p> <p>【搖り込みによる沈下量の算定法】 液状化が発生しない箇所の搖り込み沈下については、新潟県中越沖地震により生じた東京電力柏崎刈羽原子力発電所の沈下実績に基づき、盛土層及び堆積層厚の1%を搖り込みによる沈下量として算出する。</p> <p>【地下水位の設定】 沈下量の算定における地下水位については、保管場所近傍のボーリング孔内水位をもとに設定する。</p>			<p>【大飯】設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。</p> <p>・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
b. 評価結果 1号炉及び2号炉重油タンク近傍の岩盤部と堆積層部の境界に発生する沈下量は、評価基準値を超えない。なお、1号炉及び2号炉背面道路並びに4号炉背面道路については、地盤が岩盤であるため、液状化及び搖り込みによる不等沈下の検討対象外とする。 1号炉及び2号炉重油タンク近傍の評価結果を次表に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>平面図</th><th>縦断地質</th><th>各条件と地下蓄算出結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉及び2号炉 重油タンク近傍</td><td></td><td></td><td> <table border="1"> <tr> <td>液状化対象層厚</td><td>0m (地下水位・が埴 層・層は深であ るため液状化は 生じない)</td></tr> <tr> <td>搖り込み対象層厚</td><td>約5m</td></tr> <tr> <td>搖り込みによ る沈下量</td><td>約5mm</td></tr> </table> </td></tr> </tbody> </table> <p>*1号炉及び2号炉重油タンク近傍で液状化が確認された水位に基づき算定(1号炉及び2号炉重油タンク施工時に EL-1.20mまで液状化を行った地下水位が確認されていらない。施工期間(昭和41年)：1966.1～1968.3) *2号機側は既成分からも液状化が発生</p>	保管場所	平面図	縦断地質	各条件と地下蓄算出結果	1号炉及び2号炉 重油タンク近傍			<table border="1"> <tr> <td>液状化対象層厚</td><td>0m (地下水位・が埴 層・層は深であ るため液状化は 生じない)</td></tr> <tr> <td>搖り込み対象層厚</td><td>約5m</td></tr> <tr> <td>搖り込みによ る沈下量</td><td>約5mm</td></tr> </table>	液状化対象層厚	0m (地下水位・が埴 層・層は深であ るため液状化は 生じない)	搖り込み対象層厚	約5m	搖り込みによ る沈下量	約5mm			【大飯】 設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯: 燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送)→泊:ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵				
保管場所	平面図	縦断地質	各条件と地下蓄算出結果																		
1号炉及び2号炉 重油タンク近傍			<table border="1"> <tr> <td>液状化対象層厚</td><td>0m (地下水位・が埴 層・層は深であ るため液状化は 生じない)</td></tr> <tr> <td>搖り込み対象層厚</td><td>約5m</td></tr> <tr> <td>搖り込みによ る沈下量</td><td>約5mm</td></tr> </table>	液状化対象層厚	0m (地下水位・が埴 層・層は深であ るため液状化は 生じない)	搖り込み対象層厚	約5m	搖り込みによ る沈下量	約5mm												
液状化対象層厚	0m (地下水位・が埴 層・層は深であ るため液状化は 生じない)																				
搖り込み対象層厚	約5m																				
搖り込みによ る沈下量	約5mm																				
(4) ⑤地盤支持力の不足に対する評価結果 a. 評価方法 地盤支持力の評価について、各保管場所においてはタンクローリーの地震時接地圧が、評価基準値を下回ることとする。地震時の接地圧については、基準地震動による各保管場所の地表面での鉛直最大応答加速度から鉛直振動を算定し、タンクローリーの常時接地圧に乗じて算出する。 評価基準値については、各保管場所で実施した支持力の試験結果を評価基準値として設定する。 基準地震動による各保管場所の鉛直震度係数を次表、次図に示す。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th><th>地表面での鉛直 最大応答加速度</th><th>鉛直震度係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉及び2号炉 背面道路</td><td>608.68gal</td><td>1.63</td></tr> <tr> <td>4号炉 背面道路</td><td>652.11gal</td><td>1.67</td></tr> <tr> <td>1号炉及び2号炉 重油タンク近傍</td><td>637.55gal</td><td>1.66</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>前輪重量</td> <td>後輪重量</td> </tr> <tr> <td>3,015kg</td> <td>4,870kg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総重量 7,885kg</td> </tr> </table> <p>タンクローリーの仕様</p>	保管場所	地表面での鉛直 最大応答加速度	鉛直震度係数	1号炉及び2号炉 背面道路	608.68gal	1.63	4号炉 背面道路	652.11gal	1.67	1号炉及び2号炉 重油タンク近傍	637.55gal	1.66	前輪重量	後輪重量	3,015kg	4,870kg	総重量 7,885kg				
保管場所	地表面での鉛直 最大応答加速度	鉛直震度係数																			
1号炉及び2号炉 背面道路	608.68gal	1.63																			
4号炉 背面道路	652.11gal	1.67																			
1号炉及び2号炉 重油タンク近傍	637.55gal	1.66																			
前輪重量	後輪重量																				
3,015kg	4,870kg																				
総重量 7,885kg																					

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>b. 評価結果</p> <p>各保管場所の地震時接地圧は、次表のとおり評価基準値を下回ることを確認した。</p> <p>ただし、1号炉及び2号炉重油タンク近傍の地震時接地圧については、評価基準値を超えるため荷重分散に必要な厚みを持った鉄板を敷設することとしている。</p> <p>さらに、車両設備の地震時の片側浮き上がりを想定しても、地震時接地圧の2倍値が評価基準値を超えないことを確認している。なお、1号炉及び2号炉重油タンク近傍のタンクローリーについては、荷重分散に必要な厚みを持った鉄板を敷設する。</p> <p>※1号炉及び2号炉背面道路並びに4号炉背面道路のタンクローリー保管場所については、接地圧が評価基準値を十分に下回るため、鉄板の施設は必要ない。</p> <p>地盤支持力の評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害要因</th> <th colspan="3">評価結果</th> </tr> <tr> <th>1号炉及び2号炉 背面道路</th> <th>4号炉 背面道路</th> <th>1号炉及び2号炉 重油タンク近傍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地盤 支持力</td> <td> 問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：533kN/m² < 支持力 13,700kN/m² 後輪：431kN/m² < 支持力 13,700kN/m²】</small> </td> <td> 問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：548kN/m² < 支持力 13,700kN/m² 後輪：442kN/m² < 支持力 13,700kN/m²】</small> </td> <td> 問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：19kN/m² < 支持力 700kN/m² 後輪：16kN/m² < 支持力 700kN/m²】</small> </td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	評価結果			1号炉及び2号炉 背面道路	4号炉 背面道路	1号炉及び2号炉 重油タンク近傍	地盤 支持力	問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：533kN/m² < 支持力 13,700kN/m² 後輪：431kN/m² < 支持力 13,700kN/m²】</small>	問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：548kN/m² < 支持力 13,700kN/m² 後輪：442kN/m² < 支持力 13,700kN/m²】</small>	問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：19kN/m² < 支持力 700kN/m² 後輪：16kN/m² < 支持力 700kN/m²】</small>		<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
被害要因		評価結果											
	1号炉及び2号炉 背面道路	4号炉 背面道路	1号炉及び2号炉 重油タンク近傍										
地盤 支持力	問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：533kN/m² < 支持力 13,700kN/m² 後輪：431kN/m² < 支持力 13,700kN/m²】</small>	問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：548kN/m² < 支持力 13,700kN/m² 後輪：442kN/m² < 支持力 13,700kN/m²】</small>	問題なし <small>【地震時接地圧 前輪：19kN/m² < 支持力 700kN/m² 後輪：16kN/m² < 支持力 700kN/m²】</small>										

(5)⑥地下構造物の損壊に対する影響評価

a. 評価方法

地下構造物の損壊による影響については、各保管場所に陥没の可能性がある地下構造物が存在するか確認する。

陥没の可能性がある地下構造物が存在する場合においては、損壊した場合の地表面への影響を考慮し、影響を及ぼさない場所を保管場所として設定する。

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 評価結果</p> <p>陥没の可能性のある地下構造物の位置図を次図に示す。タンクローリーの保管場所の直下には、陥没発生のおそれのある地下構造物は存在しないことを確認した。</p> <p>地下構造物の位置</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【地震による輸送ルートへの影響評価】</p> <p>(1)①周辺構造物の倒壊（建屋、鉄塔、タンク及び煙突）の評価結果</p> <p>a. 評価方法</p> <p>周辺構造物の倒壊に対する影響評価について、保管場所と同様に輸送ルート周辺の全構造物を対象として、耐震Sクラスの構造物及びSクラス以外で基準地震動により倒壊に至らないことを確認している構造物については、輸送ルートへの影響はない。</p> <p>上記以外の構造物については、基準地震動により損壊し、輸送ルート上にガレキが発生、又は倒壊するものとして輸送ルートへの影響を評価する。構造物の損壊による影響範囲は、保守的に構造物が根元から輸送ルート側に倒壊するものとして設定する。その結果、輸送ルートの中でそれらの倒壊影響範囲内にあり、必要な道路幅を確保できない区間を通行に影響を及ぼす区間として抽出する。その結果、部分的に必要な道路幅3.0mを確保出来ない場合は、迂回ルート又は、もう一方の輸送ルートの活用により輸送ルートを確保する。必要な道路幅について、大容量ポンプの全幅2,495mmを考慮し、3.0mとする。</p> <p>b. 評価結果</p> <p>輸送ルートに影響を及ぼす可能性のある周辺構造物の被害想定、対応内容を次図、次表に示す。なお、基準地震動変更に伴い、次表の記載内容を満足しない構造物については、対策工事を実施することとする。具体的には、第二事務所及び第一事務所については、水平力を負担する鉄骨部材の増設、開口部閉鎖等の耐震補強を実施する。また、補助ボイラ用燃料タンクの防油堤については、側壁の耐震補強を実施する。</p> <p>ブルドーザは、44.7tまでの大型ガレキを撤去できることを確認しているが、それ以上の大型ガレキの発生、又は建屋の倒壊を想定して、保守的に建屋が根元から輸送ルート側に倒壊し、建屋の高さ相当の範囲が通行不能になるものとして評価した。</p> <p>その結果、部分的に必要な道路幅3.0mを確保できないルートが存在するが、迂回ルート又はもう一方の輸送ルートの活用により輸送ルートを確保する。</p> <p>送電鉄塔については、送電鉄塔基礎の安定性について2次の被害要因である盛土の崩壊、地すべり及び急傾斜地の土砂崩壊について評価を行い、影響を受けないことを確認している。輸送ルートとは十分な離隔距離があり、倒壊に伴う影響はない。</p> <p>通信鉄塔については、倒壊した場合は、重機等で撤去する。なお、通信鉄塔にワイヤーを張ることにより輸送ルートへの落下の影響を抑制している。</p>			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>			<p>【大飯】 設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

倒壊に伴い輸送ルートへの影響が懸念される構造物の影響評価結果及び対応案(1/2)

対応設備			影響	構造物の影響評価、及び対応案
クレーン	門型クレーン		<ul style="list-style-type: none"> ・地盤により輸送ルート上に転倒し、ルートの障害物となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸送ルートは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。
送電塔	通信鉄塔		<ul style="list-style-type: none"> ・地盤により輸送ルート上に転倒し、ルートの障害物となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 倒壊した場合は、重機等（ブルドーザ）にて撤去することで輸送ルートを確保する。 なお、鉄塔にワイヤーを張ることにより輸送ルートへの落下的影響を抑制している。
	500kV鉄塔 (N, 1, 2)			<ul style="list-style-type: none"> 輸送ルートは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 鉄塔が同時に倒壊する等によって鉄塔全般が輸送ルート～倒壊した場合でも、多種性の観点から確保している複数のルートを活用することで対応可能である。 なお、秋田部材等の一部が輸送ルートへ到達するとしても、重機等（ブルドーザ）により撤去することで輸送ルートを確保する。
建屋	燃料取扱見学棟			<ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱見学棟は基礎地盤に対し、倒壊、落下しないため影響はない。
	第二事務所			<ul style="list-style-type: none"> 建屋が輸送ルートに与える影響を評価し、輸送ルートの一部となる建屋について倒壊により輸送ルートに影響しない設計とする。具体的には、水平力を負担する鉄骨部材の増設（開口部の閉鎖等の耐震強度を実施する）。
	第一事務所			<ul style="list-style-type: none"> 地盤により事務の輸送ルート上に、建屋の一部損傷によるガレキが発生した場合は、重機等（ブルドーザ）で撤去し、輸送ルートを確保することで対応可能である。 さらに、重機等（ブルドーザ）の熱効率以上の大型ガレキが輸送ルート上に発生した場合でも、多種性の観点から確保している複数のルートを活用することで対応可能である。
	第二事務所横渡り廊下			<ul style="list-style-type: none"> 輸送ルートは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。 第二事務所横渡り廊下は第二事務所と構造的に独立であることから、その損傷によりピロティ一部が輸送ルートとなっている第二事務所への影響はない。
	総合ガス建屋			<ul style="list-style-type: none"> 重機等（ブルドーザ）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。 またガス貯蔵の倒壊についてでは迂回ルートを採用する。
	E.T.A排水処理設備			<ul style="list-style-type: none"> 重機等（ブルドーザ）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。
	構内排水処理設備			<ul style="list-style-type: none"> 重機等（ブルドーザ）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。
	省庫			<ul style="list-style-type: none"> 重機等（ブルドーザ）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。
	廃棄物処理建屋			<ul style="list-style-type: none"> 輸送ルートは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。
	微水処理建屋			<ul style="list-style-type: none"> 倒壊により建屋から出た機器は重機等（ブルドーザ）にて撤去することで輸送ルートを確保する。
	防護本部建屋			<ul style="list-style-type: none"> 重機等（ブルドーザ）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																									
<p>倒壊に伴い輸送ルートへの影響が懸念される構造物の影響評価結果及び対応案(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応設備</th><th>影響</th><th>構造物の影響評価、及び対応案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中守衛所</td><td>・地盤により損壊し、輸送ルートへの障害物となる。</td><td>・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。</td></tr> <tr> <td>委託消防隊舎</td><td></td><td>・委託消防隊舎は基準地震動に対して、倒壊しないため影響はない。</td></tr> </tbody> </table> <p>建屋</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造物</th><th>影響</th><th>構造物の影響評価、及び対応案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>永久横台</td><td>・地盤により損壊し、輸送ルートが通行不能となる。</td><td>・地盤により永久横台は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 ・永久横台について耐震評価を実施し、基準地震動5秒後においても輸送ルートとして使用性が確保される設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>美庄器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ダシク</th><th>影響</th><th>構造物の影響評価、及び対応案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号及び2号炉主変圧器</td><td>・地盤により倒壊し、輸送ルートへの障害物となる。</td><td>・地盤により防火壁、冷却ファンの一階粗構によるガレキが発生した場合には、重機等（ブルドーザー）で撤去し輸送ルートを確保することで対応可能である。</td></tr> <tr> <td>1号及び2号炉所内変圧器</td><td></td><td>・地盤により粗構及び倒壊する可能性はあるが、輸送ルート幅は3m以上を確保できるため、輸送ルートに影響しない。</td></tr> <tr> <td>3号及び4号炉主変圧器</td><td></td><td>・地盤により防火壁、冷却ファンの一階粗構によるガレキが発生した場合には、重機等（ブルドーザー）で撤去し輸送ルートを確保することで対応可能である。</td></tr> <tr> <td>3号及び4号炉所内変圧器</td><td></td><td>・地盤により粗構及び倒壊する可能性はあるが、変圧器の幅に対する奥行きが長いため、横転して輸送ルートに影響するこには考えにくく。</td></tr> <tr> <td>3号及び4号炉No.2半動変圧器</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助ボイラ用燃料タンク</th><th>影響</th><th>構造物の影響評価、及び対応案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油計量タンク</td><td></td><td>・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。</td></tr> <tr> <td>消防水パックワータンク</td><td></td><td>・防曲塊についても機能を確保するような設計とするため影響はない。具体的には、側壁の耐震補強を実施する。</td></tr> <tr> <td>燃料貯蔵用水タンク</td><td></td><td>・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。</td></tr> <tr> <td>補助循環水タンク</td><td></td><td>・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。</td></tr> <tr> <td>1次系用水タンク</td><td></td><td>・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。</td></tr> <tr> <td>1次系純水タンク</td><td></td><td>・輸送ルートは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。</td></tr> <tr> <td>原子炉換換冷却水貯蔵タンク</td><td></td><td>・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。</td></tr> </tbody> </table>	対応設備	影響	構造物の影響評価、及び対応案	中守衛所	・地盤により損壊し、輸送ルートへの障害物となる。	・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。	委託消防隊舎		・委託消防隊舎は基準地震動に対して、倒壊しないため影響はない。	構造物	影響	構造物の影響評価、及び対応案	永久横台	・地盤により損壊し、輸送ルートが通行不能となる。	・地盤により永久横台は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 ・永久横台について耐震評価を実施し、基準地震動5秒後においても輸送ルートとして使用性が確保される設計とする。	ダシク	影響	構造物の影響評価、及び対応案	1号及び2号炉主変圧器	・地盤により倒壊し、輸送ルートへの障害物となる。	・地盤により防火壁、冷却ファンの一階粗構によるガレキが発生した場合には、重機等（ブルドーザー）で撤去し輸送ルートを確保することで対応可能である。	1号及び2号炉所内変圧器		・地盤により粗構及び倒壊する可能性はあるが、輸送ルート幅は3m以上を確保できるため、輸送ルートに影響しない。	3号及び4号炉主変圧器		・地盤により防火壁、冷却ファンの一階粗構によるガレキが発生した場合には、重機等（ブルドーザー）で撤去し輸送ルートを確保することで対応可能である。	3号及び4号炉所内変圧器		・地盤により粗構及び倒壊する可能性はあるが、変圧器の幅に対する奥行きが長いため、横転して輸送ルートに影響するこには考えにくく。	3号及び4号炉No.2半動変圧器			補助ボイラ用燃料タンク	影響	構造物の影響評価、及び対応案	油計量タンク		・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。	消防水パックワータンク		・防曲塊についても機能を確保するような設計とするため影響はない。具体的には、側壁の耐震補強を実施する。	燃料貯蔵用水タンク		・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。	補助循環水タンク		・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。	1次系用水タンク		・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。	1次系純水タンク		・輸送ルートは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。	原子炉換換冷却水貯蔵タンク		・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。			<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
対応設備	影響	構造物の影響評価、及び対応案																																																										
中守衛所	・地盤により損壊し、輸送ルートへの障害物となる。	・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。																																																										
委託消防隊舎		・委託消防隊舎は基準地震動に対して、倒壊しないため影響はない。																																																										
構造物	影響	構造物の影響評価、及び対応案																																																										
永久横台	・地盤により損壊し、輸送ルートが通行不能となる。	・地盤により永久横台は基準地震動に対して、倒壊、落下しないため影響はない。 ・永久横台について耐震評価を実施し、基準地震動5秒後においても輸送ルートとして使用性が確保される設計とする。																																																										
ダシク	影響	構造物の影響評価、及び対応案																																																										
1号及び2号炉主変圧器	・地盤により倒壊し、輸送ルートへの障害物となる。	・地盤により防火壁、冷却ファンの一階粗構によるガレキが発生した場合には、重機等（ブルドーザー）で撤去し輸送ルートを確保することで対応可能である。																																																										
1号及び2号炉所内変圧器		・地盤により粗構及び倒壊する可能性はあるが、輸送ルート幅は3m以上を確保できるため、輸送ルートに影響しない。																																																										
3号及び4号炉主変圧器		・地盤により防火壁、冷却ファンの一階粗構によるガレキが発生した場合には、重機等（ブルドーザー）で撤去し輸送ルートを確保することで対応可能である。																																																										
3号及び4号炉所内変圧器		・地盤により粗構及び倒壊する可能性はあるが、変圧器の幅に対する奥行きが長いため、横転して輸送ルートに影響するこには考えにくく。																																																										
3号及び4号炉No.2半動変圧器																																																												
補助ボイラ用燃料タンク	影響	構造物の影響評価、及び対応案																																																										
油計量タンク		・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。																																																										
消防水パックワータンク		・防曲塊についても機能を確保するような設計とするため影響はない。具体的には、側壁の耐震補強を実施する。																																																										
燃料貯蔵用水タンク		・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。																																																										
補助循環水タンク		・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。																																																										
1次系用水タンク		・基礎地震動に対して倒壊しないため影響はない。																																																										
1次系純水タンク		・輸送ルートは影響範囲外であり、倒壊に伴う影響はない。																																																										
原子炉換換冷却水貯蔵タンク		・重機等（ブルドーザー）にてガレキを撤去することで輸送ルートを確保する。																																																										

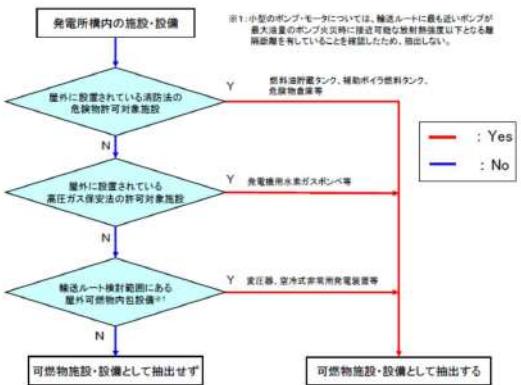
(2)②周辺機器の損壊の評価結果

a. 評価方法

周辺の可燃物施設及び薬品タンクの損壊時の影響について評価する。

可燃物施設及び薬品タンクの損壊による輸送ルートへの影響評価フローを以下に示す。

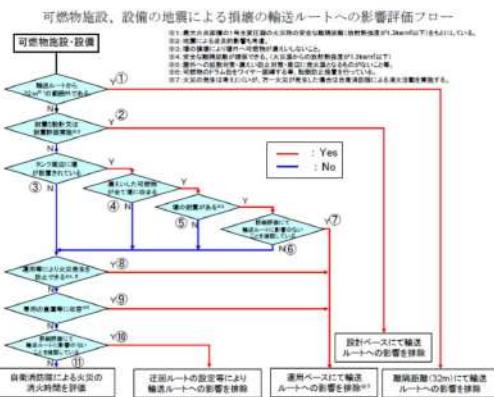
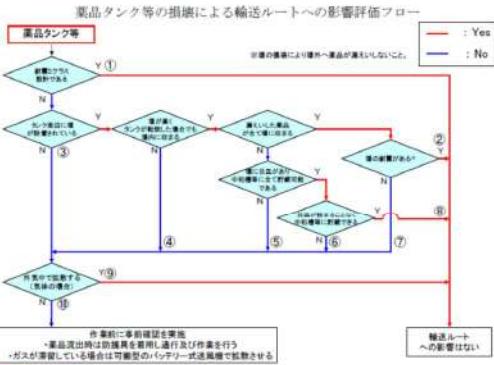
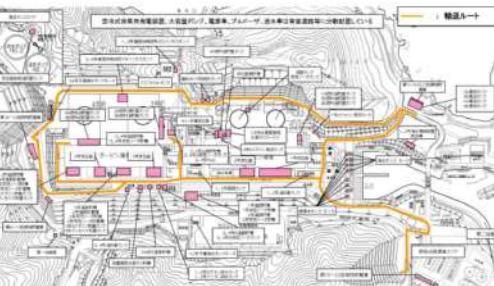
可燃物施設、設備の抽出フロー



泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備・運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
  <p>b. 評価結果</p> <p>周辺の可燃物施設及び薬品タンクの抽出結果として、輸送ルート近傍にある可燃物施設及び薬品タンクの配置図を下図に輸送ルートへの被害想定、対応内容を次項以降に示す。万一、輸送ルート上やその近傍で火災が発生した場合は、火災及び煤煙等の影響を考慮し、防護具を着用して対応する。</p> 			<p>【大飯】設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵

泊発電所 3号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
【可燃物貯蔵場所・時評衡想定】																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>プロ 番号</th> <th>対応設備</th> <th>内容物</th> <th>容量</th> <th>数量</th> <th>被審査定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>A重油</td> <td>70㎘</td> <td>4基</td> <td>・覆えいした重油に上り火災が発生する。</td> <td>・耐火構造設計とし、複数段だけ配管は複数により被審査しないことから、火災は発生しないと考えられるため、輸送ルートへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>167.8㎘</td> <td>(1)另一-A, B, (2)另一-A, B, (3)另一-A, B, (4)另一-A, B</td> <td>4基</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>重油タンク</td> <td>A重油</td> <td>200㎘</td> <td>4基</td> <td>(3)另一-A, B, (4)另一-A, B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>他のボイコ用燃料タンク</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2基</td> <td>-</td> <td>・実時間運用とすることから、本評衡においては考慮しない。</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>1, 2号計量タンク</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1基</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>3, 4号計量タンク</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1基</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>海難機用水素ガス貯槽</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2基</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	プロ 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被審査定	対応内容	②	燃料油貯蔵タンク	A重油	70㎘	4基	・覆えいした重油に上り火災が発生する。	・耐火構造設計とし、複数段だけ配管は複数により被審査しないことから、火災は発生しないと考えられるため、輸送ルートへの影響はない。			167.8㎘	(1)另一-A, B, (2)另一-A, B, (3)另一-A, B, (4)另一-A, B	4基			重油タンク	A重油	200㎘	4基	(3)另一-A, B, (4)另一-A, B		-	他のボイコ用燃料タンク	-	-	2基	-	・実時間運用とすることから、本評衡においては考慮しない。	-	1, 2号計量タンク	-	-	1基	-		-	3, 4号計量タンク	-	-	1基	-		-	海難機用水素ガス貯槽	-	-	2基	-																			
プロ 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被審査定	対応内容																																																																			
②	燃料油貯蔵タンク	A重油	70㎘	4基	・覆えいした重油に上り火災が発生する。	・耐火構造設計とし、複数段だけ配管は複数により被審査しないことから、火災は発生しないと考えられるため、輸送ルートへの影響はない。																																																																			
			167.8㎘	(1)另一-A, B, (2)另一-A, B, (3)另一-A, B, (4)另一-A, B	4基																																																																				
	重油タンク	A重油	200㎘	4基	(3)另一-A, B, (4)另一-A, B																																																																				
-	他のボイコ用燃料タンク	-	-	2基	-	・実時間運用とすることから、本評衡においては考慮しない。																																																																			
-	1, 2号計量タンク	-	-	1基	-																																																																				
-	3, 4号計量タンク	-	-	1基	-																																																																				
-	海難機用水素ガス貯槽	-	-	2基	-																																																																				
【大飯】設備・運用の相違																																																																									
<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵 																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>プロ 番号</th> <th>対応設備</th> <th>内容物</th> <th>容積</th> <th>熱量</th> <th>被審査定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤-⑨</td> <td>重油貯槽</td> <td>ソーベン油 潤滑油 ドリーム</td> <td>2.2㎘</td> <td>1㎘</td> <td>・地盤に上り火災が発生した場合物及び金属内にドリーム油等を回避して保管している。</td> <td>・消防栓に墨つきで記載された機器及び金属内にドリーム油等を回避して保管している。</td> </tr> <tr> <td>⑩-⑪</td> <td>重二油貯槽</td> <td>潤滑油</td> <td>98.8㎘</td> <td>1㎘</td> <td>・通常油が漏洩していることから、通常油が漏洩していることから、万一路油漏が漏いた場合でも、火災を発生させない。</td> <td>・通常油が漏洩していることから、万一路油漏が漏いた場合、通常油による消防活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>⑫-⑬</td> <td>重三油貯槽</td> <td>潤滑油</td> <td>98.8㎘</td> <td>1㎘</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> </tr> <tr> <td>⑭-⑮</td> <td>重I～5</td> <td>重油</td> <td>11.2㎘</td> <td>5㎘</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> </tr> <tr> <td>⑯-⑰</td> <td>重6～11</td> <td>重油</td> <td>13.6㎘</td> <td>6㎘</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> </tr> <tr> <td>⑱-⑲</td> <td>重12～13</td> <td>重油</td> <td>6.4㎘</td> <td>4㎘</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> </tr> <tr> <td>⑳-㉑</td> <td>重16</td> <td>ガソリン</td> <td>1.6㎘</td> <td>1㎘</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> </tr> <tr> <td>㉒-㉓</td> <td>重17</td> <td>潤滑油</td> <td>1.2㎘</td> <td>1㎘</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> </tr> <tr> <td>㉔-㉕</td> <td>重18～22</td> <td>重油</td> <td>10.9㎘</td> <td>5㎘</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> <td>・漏洩した路線油漏</td> </tr> </tbody> </table>	プロ 番号	対応設備	内容物	容積	熱量	被審査定	対応内容	⑤-⑨	重油貯槽	ソーベン油 潤滑油 ドリーム	2.2㎘	1㎘	・地盤に上り火災が発生した場合物及び金属内にドリーム油等を回避して保管している。	・消防栓に墨つきで記載された機器及び金属内にドリーム油等を回避して保管している。	⑩-⑪	重二油貯槽	潤滑油	98.8㎘	1㎘	・通常油が漏洩していることから、通常油が漏洩していることから、万一路油漏が漏いた場合でも、火災を発生させない。	・通常油が漏洩していることから、万一路油漏が漏いた場合、通常油による消防活動を実施する。	⑫-⑬	重三油貯槽	潤滑油	98.8㎘	1㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏	⑭-⑮	重I～5	重油	11.2㎘	5㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏	⑯-⑰	重6～11	重油	13.6㎘	6㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏	⑱-⑲	重12～13	重油	6.4㎘	4㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏	⑳-㉑	重16	ガソリン	1.6㎘	1㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏	㉒-㉓	重17	潤滑油	1.2㎘	1㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏	㉔-㉕	重18～22	重油	10.9㎘	5㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏			
プロ 番号	対応設備	内容物	容積	熱量	被審査定	対応内容																																																																			
⑤-⑨	重油貯槽	ソーベン油 潤滑油 ドリーム	2.2㎘	1㎘	・地盤に上り火災が発生した場合物及び金属内にドリーム油等を回避して保管している。	・消防栓に墨つきで記載された機器及び金属内にドリーム油等を回避して保管している。																																																																			
⑩-⑪	重二油貯槽	潤滑油	98.8㎘	1㎘	・通常油が漏洩していることから、通常油が漏洩していることから、万一路油漏が漏いた場合でも、火災を発生させない。	・通常油が漏洩していることから、万一路油漏が漏いた場合、通常油による消防活動を実施する。																																																																			
⑫-⑬	重三油貯槽	潤滑油	98.8㎘	1㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏																																																																			
⑭-⑮	重I～5	重油	11.2㎘	5㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏																																																																			
⑯-⑰	重6～11	重油	13.6㎘	6㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏																																																																			
⑱-⑲	重12～13	重油	6.4㎘	4㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏																																																																			
⑳-㉑	重16	ガソリン	1.6㎘	1㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏																																																																			
㉒-㉓	重17	潤滑油	1.2㎘	1㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏																																																																			
㉔-㉕	重18～22	重油	10.9㎘	5㎘	・漏洩した路線油漏	・漏洩した路線油漏																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>プロ 番号</th> <th>対応設備</th> <th>内容物</th> <th>容量</th> <th>数量</th> <th>被審査定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-④</td> <td>1, 2号実稼動槽</td> <td>重油</td> <td>770.6㎘</td> <td>7基</td> <td>・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。</td> <td>・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。</td> </tr> <tr> <td>1-⑥</td> <td>3, 4号実稼動槽</td> <td>重油</td> <td>388.9㎘</td> <td>5基</td> <td>・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。</td> <td>・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。</td> </tr> </tbody> </table>	プロ 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被審査定	対応内容	1-④	1, 2号実稼動槽	重油	770.6㎘	7基	・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。	・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。	1-⑥	3, 4号実稼動槽	重油	388.9㎘	5基	・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。	・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。																																																				
プロ 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被審査定	対応内容																																																																			
1-④	1, 2号実稼動槽	重油	770.6㎘	7基	・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。	・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。																																																																			
1-⑥	3, 4号実稼動槽	重油	388.9㎘	5基	・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。	・被審により実稼動槽が漏洩した場合は、地下の排水槽に漏えいが確認となることから、排水槽に地下に貯留されたり、地下には貯留されるものはない。 ・漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する上り火災が発生する。																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>プロ 番号</th> <th>対応設備</th> <th>内容物</th> <th>容量</th> <th>数量</th> <th>被審査定</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①-⑧</td> <td>1次系水管装置 海水冷却器ガスカーバン</td> <td>海水ガス</td> <td>580㎘</td> <td>8本</td> <td>・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。</td> <td>・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。</td> </tr> <tr> <td>⑩-⑪</td> <td>1, 2号機油供給装置 燃料用プロパンガスポンベ</td> <td>LPG</td> <td>117.6kg</td> <td>18本</td> <td>・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。</td> <td>・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。</td> </tr> <tr> <td>⑫-⑬</td> <td>3, 4号機油供給装置 燃料用プロパンガスポンベ</td> <td>LPG</td> <td>500kg</td> <td>3本</td> <td>・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。</td> <td>・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。</td> </tr> </tbody> </table>	プロ 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被審査定	対応内容	①-⑧	1次系水管装置 海水冷却器ガスカーバン	海水ガス	580㎘	8本	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。	⑩-⑪	1, 2号機油供給装置 燃料用プロパンガスポンベ	LPG	117.6kg	18本	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。	⑫-⑬	3, 4号機油供給装置 燃料用プロパンガスポンベ	LPG	500kg	3本	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。																																													
プロ 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被審査定	対応内容																																																																			
①-⑧	1次系水管装置 海水冷却器ガスカーバン	海水ガス	580㎘	8本	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。																																																																			
⑩-⑪	1, 2号機油供給装置 燃料用プロパンガスポンベ	LPG	117.6kg	18本	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。																																																																			
⑫-⑬	3, 4号機油供給装置 燃料用プロパンガスポンベ	LPG	500kg	3本	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。	・被審により1号カルトに漏れが発生し、被審により1号カルトに漏れが発生し、海水が漏洩し、供給配管が被審する。これにより海水が漏洩する。漏えいが発生した場合、漏えいが漏洩する。																																																																			

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
アリーナ番号	対応設備	内容物	容量	数量	被否認症	対応内容			
② 宮古式非常用発電装置	A直油 (最大の空気量と油量を規定する容量を記載)	1.66t (8台)	1.66t (最大の空気量と油量を規定する容量を記載)	8台	・地盤にとり直向が本例で裏掛が無い ・漏えいした直油により火災が発生する。	・耐震重要施設に属する設計基准事項対応設備が有する機能を代替するものが設置される最大容量に対する規制の最大容量等に対する規制に分離される。送油装置の漏れが想定されていることから、火災は漏れで機能操作を確認していることから、火災は発生しないと考えられるため、輸送ルートへの影響はない。 ・結油時には、火災防止対策を施しており、火災は発生しないと考えられることから輸送ルートへの影響はない。 ・万一火災が発生した場合、消防活動要員による消防活動を実施する。			【大飯】設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。
④ アスファルトタンク	アスファルト	23t	1巻	1巻	・地盤に上セメントがアスファルトに対して燃焼することでアスファルトが漏えいする。 ・漏えいしたアスファルトにより火災が発生する。	・地盤に引火点が高い(200°C)ことから火災発生のリスクは低い。 ・輸送ルートに対する安全な隔離距離が確保できるため、影響はない。			・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送)→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵
	貯油槽	300t	1基	1基					
アリーナ番号	対応設備	内容物	容量	数量	被否認症	対応内容			
① 海水ポンプモータ	海水ポンプモータ	424.1kW (合計) LA, LB SA, SB 3A, 3B 4A, 4B ^a	424.1kW (合計) LA, LB SA, SB 3A, 3B 4A, 4B ^a	8台	・地盤に上セメントがタックが破損し漏油が漏えいした場合でも、確実燃焼することで燃焼油が漏えいする。 ・漏えいした地盤油により火災が発生する。	・地盤に上セメントがタックが破損し漏油が漏えいした場合でも、確実燃焼することで燃焼油が漏えいする。 ・漏えいした地盤油により火災が発生する。			【大飯】設備、運用の相違 ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。
② 3, 4号機海水ポンプモータ	3, 4号機海水ポンプモータ	0.72kW (合計) 1号用 2号用	0.72kW (合計) 1号用 2号用	2台		・海水ポンプモータの漏油が漏えいする。 ・漏えいした海水ポンプモータにより火災が発生する。			・海水ポンプモータの漏油が漏えいする。 ・漏えいした海水ポンプモータにより火災が発生する。
		0.72kW (合計) 3号用 4号用	0.72kW (合計) 3号用 4号用	2台					

※離隔32m以内であるため、④にて対応

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可燃物保管状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラム缶（ガソリン・軽油・潤滑油） <p>水素ガスボンベ</p> <p>プロパンガスボンベ庫</p>		<p>【大飯】設備、運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。 ・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵 	

泊発電所 3 号炉 DB 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所 3 / 4 号炉							女川原子力発電所 2 号炉							泊発電所 3 号炉							相違理由				
【製品タンク周辺一時貯蔵装置】	番号	対応設備	内容物	容量	数量	被害想定	対応内容																【大飯】 設備・運用の相違		
(1)→(2)	3号	重油	46m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・製品タンクにあっては、各タンク周辺に庫を設置している。 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の内に漏えいするガスが発生する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。																		・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。
(4)→(2)	3号	重油	4.6m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。																・大飯: 燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊: ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵		
(4)→(2)	4号	重油	46m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。																		
(4)→(2)	4号	重油	4.6m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。																		
【防護具】							・化学製品用防護具(手袋、長靴、防護服、全面マスク及び呼吸器)を宿泊場所より持参する。																		
フロー 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被害想定	対応内容																	【大飯】 設備・運用の相違		
(4)→(2)	3号	荷役ソーダ 貯量槽	65m ³	1基	(震えり) ・油槽によりタンク及び配管が破損する。		【震えり対応】 ・製品タンクによりタンク及び配管が破損する。 ・油槽により。製品タンク、配管及び壁の一部は破損する。 ・タンクが転倒した場合を想定すると、壁の外に漏えいするところが見られる。															・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。			
(4)→(2)	3号	荷役ソーダ 貯量槽	4.6m ³	1基	(震えり) ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。															・大飯: 燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊: ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵			
(4)→(2)	4号	荷役ソーダ 貯量槽	65m ³	1基	(震えり) ・油槽によりタンク及び配管が破損する。		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。																		
(4)→(2)	4号	荷役ソーダ 貯量槽	4.6m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。																		
【防護具】							・化学製品用防護具(手袋、長靴、防護服、全面マスク及び呼吸器)を宿泊場所より持参する。																		
フロー 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被害想定	対応内容																	【大飯】 設備・運用の相違		
(4)→(2)	3号	荷役ソーダ 貯量槽	65m ³	1基	(震えり) ・油槽によりタンク及び配管が破損する。		【震えり対応】 ・製品タンクによりタンク及び配管が破損する。 ・油槽により。製品タンク、配管及び壁の一部は破損する。 ・タンクが転倒した場合を想定すると、壁の外に漏えいするところが見られる。															・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。			
(4)→(2)	3号	荷役ソーダ 貯量槽	4.6m ³	1基	(震えり) ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。															・大飯: 燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊: ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵			
(4)→(2)	4号	荷役ソーダ 貯量槽	65m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。																		
(4)→(2)	4号	荷役ソーダ 貯量槽	4.6m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。																		
【防護具】							・化学製品用防護具(手袋、長靴、防護服、全面マスク及び呼吸器)を宿泊場所より持参する。																		
フロー 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被害想定	対応内容																	【大飯】 設備・運用の相違		
(4)→(2)	3, 4号	重油	6m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽により。製品タンク、配管及び壁の一部は破損する。 ・タンクが転倒した場合を想定して庫を設置している。																・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。		
(4)→(2)	3, 4号	重油	6m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽により。製品タンク、配管及び壁の一部は破損する。 ・タンクが転倒した場合を想定して庫を設置している。															・大飯: 燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊: ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵			
【防護具】							・化学製品用防護具(手袋、長靴、防護服、全面マスク及び呼吸器)を宿泊場所より持参する。																		
フロー 番号	対応設備	内容物	容量	数量	被害想定	対応内容																	【大飯】 設備・運用の相違		
(1)→(2)	3, 4号	荷役ソーダ ダシタンク	36m ³	1基	(震えり) ・油槽によりタンク及び配管が破損する。 ・油槽の外に漏えいするガスが発生する。		【震えり対応】 ・製品タンクによりタンク及び配管が破損する。 ・油槽により。製品タンク、配管及び壁の一部は破損する。 ・タンクが転倒した場合を想定して庫を設置している。															・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。			
(1)→(2)	3, 4号	荷役ソーダ ダシタンク	6m ³	1基	(震えり)		【震えり対応】 ・製品タンクによりタンク及び配管が破損する。 ・油槽により。製品タンク、配管及び壁の一部は破損する。 ・タンクが転倒した場合を想定して庫を設置している。															・大飯: 燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵(タンク間はタンクローリーにて輸送) → 泊: ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵			
【防護具】							・化学製品用防護具(手袋、長靴、防護服、全面マスク及び呼吸器)を宿泊場所より持参する。																		

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第33条 保安電源設備

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉							泊発電所3号炉							相違理由																								
アロー番号	対応設備	内容物	容量	収量	装置	疾患想定	対応内容	アロー番号	対応設備	内容物	容量	収量	装置	疾患想定	対応内容	アロー番号	対応設備	内容物	容量	収量	装置	疾患想定	対応内容	相違理由																					
(I)-1号	対応設備 ヨリジン野 タンク 槽タンク	ヒドロ タンク ジン	6m ³	1t	装置	【発えい対応】 ・薬品によりタンク及び配管が破損する。 ・ガス発生。	【発えい対応】 ・薬品タンクについては、各タンク周辺に壁を設置している。 ・他の薬品により、薬品タック、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。 ・漏えいが見られたら、漏出する薬品は他の緊急安全対策員も防護具を着用し、通行及び作業を行なう。 ・漏えいが見られない場合は、輸送ルートの外で被損した薬品が輸送ルートに流れ込まないように措置を実施する。 ・なお、タンクの一時漏えいが発生した場合は、保有している薬品全てを中和液に貯蔵できる容器を有している。 【防護具】 ・化学薬品用防護具（手袋、具靴、防護服、全面マスク及び呼吸器）を前部場所より持参する。	(I)-2号	4号ヒド ロタンク ジン	ヒドロ タンク ジン	6m ³	1t	装置	【発えい対応】 ・ヒドロタンクが破裂する。 ・人体への影響。 ・重病な疾患の発生及び他の原因。	【発えい対応】 ・ヒドロタンクに上りタンク及び配管が破損する。 ・ガス発生。	(I)-3号	3号タンク セニア野 槽タンク	ブンセ ニア野 槽タンク	12m ³	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・ガス発生。	【発えい対応】 ・ヒドロタンクに上り、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。	(I)-4号	4号アン モニア野 槽タンク	アンモニア 野	25m ³	1t	装置	【発えい対応】 ・アンモニアガス発生の恐れがある。 ・人体への影響。 ・重病な疾患の発生及び他の原因。	【発えい対応】 ・アンモニアガス発生の恐れがある。 ・人体への影響。														【大飯】設備、運用の相違
(II)-1号	対応設備 PAC (施設 用機器)	PAC	6m ³	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・人体への影響。	【発えい対応】 ・薬品タンクには、各タンク周辺に壁を設置している。 ・Sei運動により、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。	(II)-2号	3、4号 PAC (施設 用機器)	PAC	6m ³	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・人体への影響。	【発えい対応】 ・薬品タンクには、各タンク周辺に壁を設置している。 ・Sei運動により、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。	(II)-3号	3、4号 酸	酸	41m ³	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・ガス発生。	【発えい対応】 ・薬品タンクには、各タンク周辺に壁を設置している。 ・Sei運動により、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。	(II)-4号	3、4号 酸	酸	8.9t	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・人体への影響。	【発えい対応】 ・薬品タンクには、各タンク周辺に壁を設置している。 ・Sei運動により、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。													・ディーゼル発電機の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵する設備・運用に差異があるが、基準で定める容量以上の燃料を貯蔵するという点において同等である。	
(III)-1号	対応設備 対応ソーダ野 槽	対応ソーダ野 槽	2t	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・人体への影響。	【発えい対応】 ・薬品タンクには、各タンク周辺に壁を設置している。 ・Sei運動により、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。	(III)-2号	対応設備 対応ソーダ野 槽	対応ソーダ野 槽	2t	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・人体への影響。	【発えい対応】 ・薬品タンクには、各タンク周辺に壁を設置している。 ・Sei運動により、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。	(III)-3号	対応設備 対応ソーダ野 槽	対応ソーダ野 槽	2t	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・人体への影響。	【発えい対応】 ・薬品タンクには、各タンク周辺に壁を設置している。 ・Sei運動により、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。	(III)-4号	対応設備 対応ソーダ野 槽	対応ソーダ野 槽	2t	1t	装置	【発えい対応】 ・地盤に上りタンク及び配管が破損する。 ・人体への影響。	【発えい対応】 ・薬品タンクには、各タンク周辺に壁を設置している。 ・Sei運動により、薬品タンク、配管及び壁の一部は被損すると言われる。 ・タンクが破裂した場合を想定すると、壁の外に漏えいすることが考えられるところから、輸送ルート復旧に先立ち、漏えい状況を確認する。												・大飯：燃料油貯蔵タンクと重油タンクに貯蔵（タンク間はタンクローリーにて輸送）→泊：ディーゼル発電機燃料油貯油槽に貯蔵		